

令和2年度第2回社会復帰促進等事業に関する検討会

令和2年11月19日（木）16時30分～
A P 虎ノ門（アルーム）

1 議題

- (1) 令和3年度概算要求の概要及び労災保険経済概況等について
- (2) 社会復帰促進等事業における主な新規・拡充（令和3年度予算要求）について
- (3) 令和2年度第1回検討会を受けて令和2年度成果目標を変更した事業について（報告）

2 配付資料

資料1 令和3年度要求の概要

資料2 労災保険経済概況

資料3 社会復帰促進等事業費（労災保険法第29条各号別）の予算額等の推移（過去5年間）

資料4 社会復帰促進等事業費の推移（平成17年度予算～令和3年度要求）について

資料5 社会復帰促進等事業等に要する費用について

資料6 未払賃金の立替払（支払）の状況

資料7 運営費交付金・施設整備費等の状況

資料8 社会復帰促進等事業に関する令和元年度評価の令和3年度概算要求への反映状況

資料9 社会復帰促進等事業における主な新規・拡充（令和3年度予算要求）

資料10 令和2年度第1回検討会のご指摘を踏まえ令和2年度成果目標を変更した事業

参考1 社会復帰促進等事業の概要

参考2 社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針

参考3 社会復帰促進等事業一覧

参考4 社会復帰促進等事業に関する令和元年度成果目標の実績評価及び令和2年度成果目標

参考5 事業評価の過去5年間の推移

参考6 好事例（元年度評価が30年度評価から改善（C又はB⇒A）した事業）

令和3年度要 求の概要

(労働保険特別会計労災勘定)

資料 1

令和2年度予算額との比較

区分	令和2年度 予算額	令和3年度 要求額	比較 増△減額
歳 入	12,347	11,552	▲794
歳 出(※)	10,893	11,008	115
※未払賃金立替払事業除く	10,814	10,786	▲28

(単位：億円)

令和3年度要求額の主な経費の内訳(歳出)

- (歳入)
 - 徴収勘定より受入 **8,360 (9,079) 億円**
 - ・新型コロナウイルス感染症の雇用情勢等への影響による雇用者所得の減(96.4%)による減(▲719億円)
 - 一般会計より受入 **0.1 (0.1) 億円**
 - ・令和3年度に約定期限を迎える預託金について、再預託に係る預託利率の減(更新前：11年8か月1.4% → 更新後：19年0.3%など)
 - 運用収入 **1,066 (1,121) 億円**
 - ・長期給付実績の減による支払備金の減(▲44億円)
 - ・有期事業の保険料の増による未経過保険料の増(+4億円)
 - 雑収入等 **210 (189) 億円**
 - ・委託費、補助金の返納金実績反映による増(+13億円)
 - ・(独)福祉医療機構出資回収金の増(+4億円)
 - ・総入の実績反映による増(+3億円)
- 保険給付費・特別支給金 **8,824 (8,722) 億円**
 - ・改正労災保険法の施行(平年度化)等に伴う保険給付費の増(+82億円)
 - ・保険給付費の増に伴う特別支給金の増(+21億円)
- 社会復帰促進等事業費 **982 (896) 億円**
 - ・未払賃金立替払事業の支給見込の増に伴う社会復帰促進等事業費の増(+129億円)
- 事務費(業務取扱費・施設整備費・徴収勘定への繰入) **754 (755) 億円**
 - ・相談員の処遇改善(号俸引き上げ)の影響に伴う増(+1億円)
 - ・労働安全衛生対策費の減(▲14億円)
 - ・働き方改革推進支援助成金等の減に伴う仕事生活調和推進費の減(▲21億円)
- その他(船員保険関係・徴収勘定への繰入・予備費) **448 (522) 億円**
 - ・保険料返還金の減に伴う徴収勘定への繰入の減(▲74億円)
 - ・船員保険関係経費の実績反映に伴う減(▲7億円)
 - ・保険給付費の増による増(+8億円)

令和3年度要求における社会復帰促進等事業の概要

2

社会復帰促進等事業費 (未払賃金立替払事業除く)

982(896) [+87億円]
760(816) [▲56億円]

<主な事業>

- 未払賃金立替払事業費補助事業 221.9(79.2) [+ 143億円]
- 医療従事者の勤務環境改善事業 7.6(6.7) [+ 0.8億円]
- 職場におけるメンタルヘルス対策 2.5(1.5) [+ 1.0億円]
- エイジフレンドリー補助金事業 6.8(3.3) [+ 3.5億円]
- 有害物ばく露防止対策補助金事業 (新規) 1.7(0) [+ 1.7億円]
- 働き方改革推進支援助成金経費 65.4(72.9) [▲ 7.5億円]
- 働き方改革推進支援センター経費 33.4(45.5) [▲ 12.1億円]
- 既存不適合機械等更新支援補助金 4.2(7.2) [▲ 3.0億円]
- 受動喫煙防止対策助成金 2.6(8.3) [▲ 5.7億円]

<概算要求を行わなかつた事業>

- 労災援護金等経費 (令和2年度予算額：4,387千円)
直近3年間の執行実績がなく廃止したもの。
- 安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費 (令和2年度予算額8,108千円)
平成30年度に中国側の事情により延期されて以来、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていることを踏まえ、概算要求を行わなかつたもの。
- 労働安全衛生融資資金利子補給費等経費 (令和2年度予算額：100,578千円)
破産更生債権を除いた債権について回収が完了したことから、令和2年度限りで事業を廃止したものの。
- 働き方改革推進支援助成金経費のうちテレワークコース (令和2年度予算額：90,000千円)
労災勘定から雇用勘定に移ることとなつたもの。

労災保険経済概況

資料2

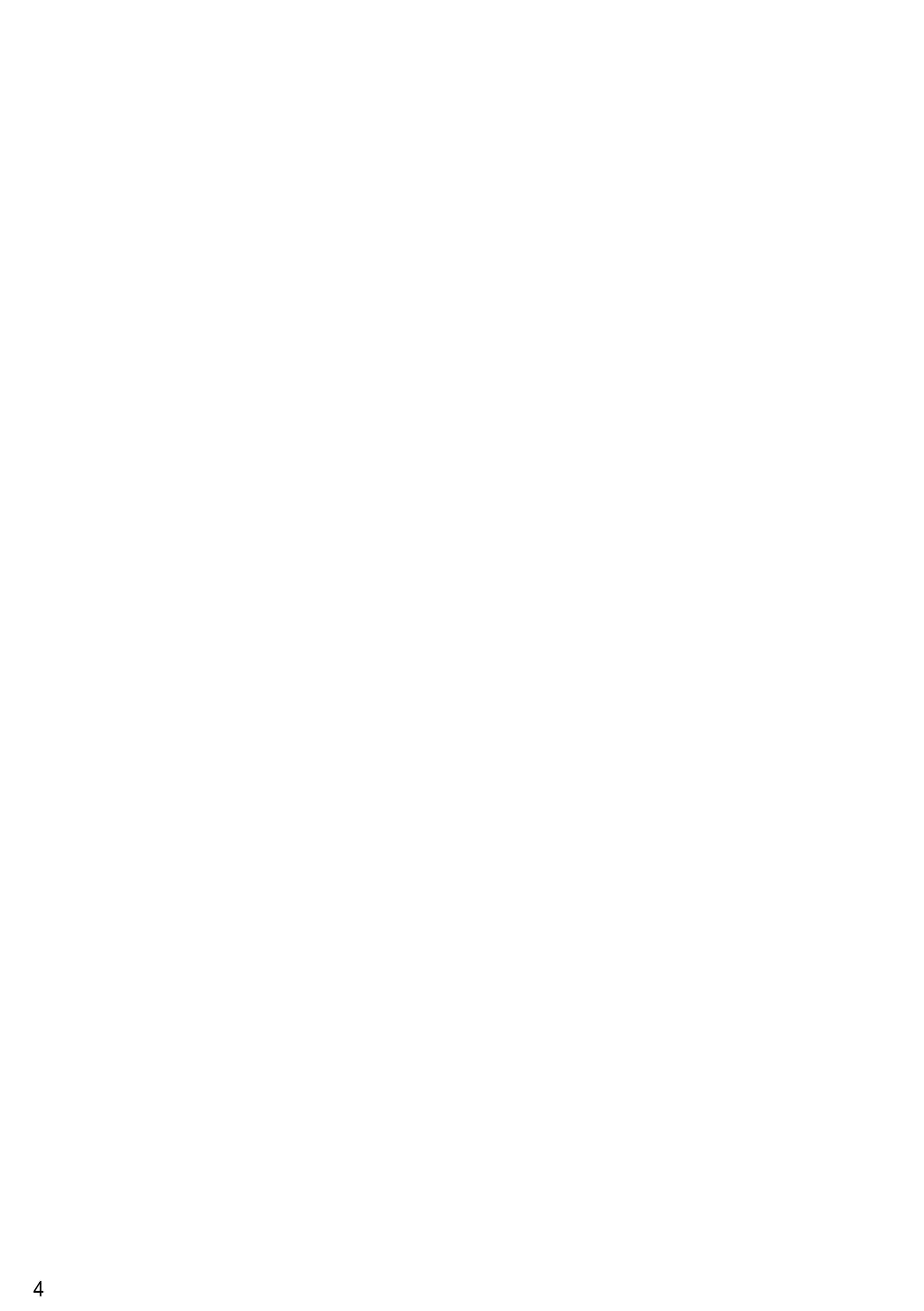
(単位:億円)

区分	分	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (予算)	令和3年度 (要求)
① 収	入	12,177	11,705	12,036	12,347	11,552
うち 保険料 収納額		8,686	8,249	8,621	9,072	8,354
うち 利子収入		1,286	1,256	1,203	1,121	1,066
うち 前年度より受入(支払備金等)		1,980	1,989	1,977	1,958	1,918
② 支	出	11,999	12,151	12,467	12,811	12,926
うち 保険給付費等		8,317	8,396	8,496	8,722	8,824
うち 社会復帰促進等事業費		642	662	802	896	982
うち 翌年度への繰越額(支払備金等)		1,989	1,977	2,000	1,918	1,918
決算上の収支		178	△ 446	△ 431	△ 465	△ 1,374
積立金累計額		79,117	78,670	78,239	77,775	76,401

注) 1 労災保険の積立金は、既裁定の労災年金受給者への将来の年金給付費用(確定的債務)に充てる原資として積み立てているものである。

2 令和2年度(予算)及び令和3年度(要求)の「②支出 うち翌年度への繰越額(支払備金等)」については、各年度の決算結了後に確定するため、現時点では令和3年度(要求)における「①収入 うち前年度より受入(支払備金等)」と同額となると仮定して当該金額を計上している。

3 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。



社会復帰促進等事業費(労災保険法第29条各号別)の予算額等の推移(過去5年間)

							(単位:億円)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	要額	
	予算額	決算額	予算額	現額	予算額	決算額	現額	要額	
I 社会復帰促進事業	265	237	232	216	234	216	(256) 253	230	
II 被災労働者等援護事業	103	94	104	102	88	84	85	79	
安全衛生確保事業 (未払賃金立替払事業を除く)	267	235	359	274	467	428	(540) 489	451	
未払賃金立替払事業	81	77	71	71	74	73	(106) 79	222	
計	715	642	766	662	863	802	(988) 906	982	

※1 (独)労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)への交付金については、Iに含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。

※3 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

※4 上段括弧書きは補正後予算額(令和2年度:第2次補正後予算額)である。

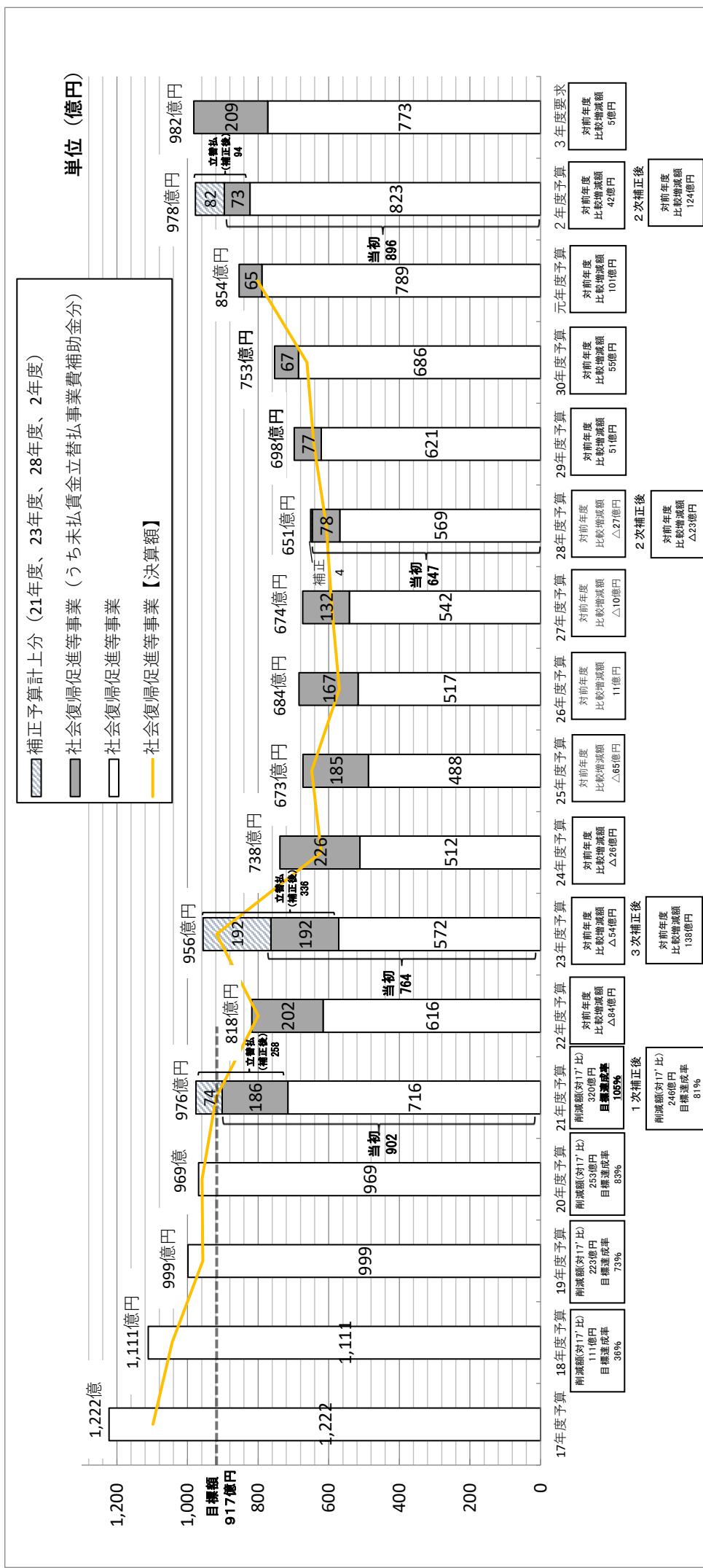
※5 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行なうことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するため必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受けける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護
- 三 その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 2. 並びに賃金の支払の確保、保険給付の適切な実施の確保
- 2. 3(略)

社会復帰促進等事業費の推移（平成17年度予算～令和3年度要求）について

- 直近過去3ヵ年の社会復帰促進等事業費の推移は以下のとおり。
 - ・平成30年度予算では、「働き方改革を着実に実行するための取組等に基づく経費」として753億円（対前年度+55億円増）を計上。
 - ・令和元年度予算では、「働き方改革を引き方改革を着実に実行するため、中小企業等への更なる支援等経費として854億円（対前年度+101億円増）を計上。
 - ・令和2年度予算では、「働き方改革を引き方改革を着実に実行するため、中小企業等への更なる支援等経費として896億円（対前年度+42億円増）を計上。
 - 令和3年度要求では、新型コロナウイルスによる不事業による取組を継続していく。
 - 各事業について、PDCASAIKULによる見直しを行い、無駄の削減・効率化を図る取組を継続していく。



(卷三)

（参考）
11 社会復帰促進等事業（旧労働福祉事業）の見直し
・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）
（1,222億円）の4分の1（△305億円）を削減

- （アーティスト）：アーティスト名（例：山田アーティスト）
（曲名）：曲名（例：恋愛ソング）
（年月日）：年月日（例：2023年1月1日）

2 平成25年度予算までの状況

- 平成21年度当初予算額では、行政支出総額の指摘を踏まえ、902億円を計上し、当初の目標である917億円を達成した。平成22年度予算では818億円（当初△84億円減）、平成23年度（当初△26億円減）、平成24年度予算では738億円（当初△54億円減）、平成25年度予算では673億円（当初△65億円減）と、引き続き削減を実施した。なお、平成23年度においては、東日本大震災等の対応により未払賃金立替拠事業費等の経費として約192億円を補正で追加計上したため、3次補正後予算額では956億円（対前年度△138億円単）となつている。

社会復帰促進等事業等に要する費用について

資料5

・社会復帰促進等事業及び事務費に充てるべき限度額

1号	○保 険 料 収 入	+ ○積立金から生ずる収入	$\times \frac{20}{120} +$	○労災勘定・徴収勘定の付属雑収入 (厚生労働大臣が定める基準により算定した額)	\geq	○社会復帰促進等事業費等 限度額 〔但し、特別支給金を除く〕
2号						

・社会復帰促進等事業費等の推移

区分	年 度	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和元年度 決算	令和2年度		令和3年度 概算要求
					当初予算	2次補正後予算	
保 険 料 収 入		868,573	824,925	862,112	907,231	907,231	835,388
社会復帰促進等事業費等 限 度		159,740	166,129	171,692	177,260	177,260	164,661
社会復帰促進等事業費等 予算額及び決算額 うち、未払賃金立替 払事業費		124,356	133,330	148,964	165,012	173,425	《151,424》 173,616
限 度額に対する予 算額の割合(%)		7,685	7,093	7,331	7,921	10,630	22,192
		77.85	80.26	86.76	93.09	97.84	《91.96》 105.44

※1 平成29年度までの限度割合は、18／118、平成30年度からの限度割合は、20／120である。

※2 令和3年度概算要求の《 》は、未払賃金立替払事業費を除いた数値である。

未払賃金の立替払(支払)の状況

資料6

○ 平成30～令和元年度四半期別の立替払(支払)状況

期間	平成30年度			令和元年度(速報値)		
	企業数 (件)	支給者数 (人)	立替払額 (百万円)	企業数 (件)	支給者数 (人)	立替払額 (百万円)
第1四半期	554	5,906	2,111	447	5,343	1,887
第2四半期	541	5,589	1,990	517	5,498	2,058
第3四半期	511	6,133	2,314	511	6,300	2,266
第4四半期	528	5,926	2,280	516	6,851	2,427
計	2,134	23,554	※8,696	1,991	23,992	※ 8,638

※年額の四捨五入と四半期毎の四捨五入の合計とで100万円ずれが生じております。

(参考)

年 度	企 業 数 (件)	支 給 者 数 (人)	立 替 払 額 (百万円)
平成15年度	4,313	61,309	34,190
平成16年度	3,527	46,211	26,504
平成17年度	3,259	42,474	18,399
平成18年度	3,014	40,888	20,436
平成19年度	3,349	51,322	23,417
平成20年度	3,639	54,422	24,821
平成21年度	4,357	67,774	33,391
平成22年度	3,880	50,787	24,762
平成23年度	3,682	42,637	19,951
平成24年度	3,211	40,205	17,507
平成25年度	2,980	37,143	15,173
平成26年度	2,573	30,546	11,811
平成27年度	2,187	24,055	9,533
平成28年度	2,029	21,941	8,361
平成29年度	1,979	22,458	8,664
平成30年度	2,134	23,554	8,696
令和元年度	1,991	23,992	8,638

○ 令和2年度立替払対前年同月(4~9月)比較資料

	企 業 数 (件)	支 給 者 数 (人)	立 替 払 額 (百万円)
令和2年4月1日～9月末	1,147	15,632	5,277
前年(令和元年度)同期累計	964	10,841	3,945
令和2年度における対前年同期比	119.0%	144.2%	133.8%
令和元年度(4月1日～3月末)累計	1,991	23,992	8,638

※令和2年4月1日～9月末の値は速報値

運営費交付金・施設整備費等の状況

資料7

○社会復帰促進事業関係

(単位:千円)

事業名	29年度 予算額	30年度 予算額	令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 要求額
障害者職業能力開発校施設整備費	2,861,969	735,719	1,256,941	995,732	834,522
独立行政法人労働者健康安全機構運営費・整備費	13,275,436	12,648,941	12,803,981	14,011,860	13,492,250

○安全衛生確保等事業関係

事業名	29年度 予算額	30年度 予算額	令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 要求額
外国人技能実習機構に対する交付金	737,070	766,040	1,307,210	1,306,522	1,304,729
産業医学振興経費	5,587,108	5,599,114	5,674,349	6,296,456	6,755,704
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・整備費	201,611	160,815	243,693	133,727	199,331



社会復帰促進等事業に関する令和元年度評価の令和2年度概算要求への反映状況（概要）

1 令和元年度評価の令和3年度概算要求への反映状況について

(1) D評価の事業で、増額要求を行っているもの (0事業)

D評価の事業で、減額要求を行っているもの (1事業)

令和元年度—13 長期家族介護者に対する援護経費

(2) B評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの (0事業)

B評価の事業で、減額要求を行っているもの (7事業)

令和元年度—14 労災特別介護施設運営費・設置経費

令和元年度—21 職業病予防対策の推進

令和元年度—34 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業

令和元年度—35 機械等の災害防止対策費

令和元年度—39 家内労働安全衛生管理費

令和元年度—47 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し

令和元年度—48 テレワーク普及促進等対策

(3) A評価の事業で、増額要求を行っているもの (8事業)

令和元年度—6 CO中毒患者に係る特別対策事業経費

令和元年度—18 安全衛生啓発指導等経費

令和元年度—22 じん肺等対策事業

令和元年度—36 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費

令和元年度—38 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等

令和元年度—40 女性就業支援・母性健康管理等対策費

令和元年度—44 産業医学振興経費

令和元年度—49 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

A評価の事業で、減額要求を行っているもの (35事業)

2 概算要求を行わなかった事業

令和元年度—16 労災援護給付金

令和元年度—19 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度等の推進

社会復帰促進等事業に関する令和3年度概算要求への反映状況

【D評価の事業で、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和3年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年 度 PDCA 評価番号	令和元年 度 評価	事業名	令和3年度概算要求への反映状況	
				令和2年度 予算額 (①) 46,000	令和3年度 予算額 (②) 3,800
			<p>本事業については、重度被災労働者を長期間介護していた遺族について、その生活の激変を緩和し、自立した生活への援助を行うことが肝要であり、引き続き実施することとした。</p> <p>令和元年度には、申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合について、申請者に遅れる旨の連絡を行わなかつたものが2件あつた結果、D評価となつたことから、改めて各都道府県労働局、労働基準監督署に周知した。また、当該制度の目的により実現するためのアンケートを令和2年度の支給対象者に対して実施し事業の必要性等を検討し、必要な見直しを図ることとした。</p> <p>令和3年度予算については、事業の執行状況等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。</p>		

【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠固いのは令和3年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
13	14	B	労災特別介護施設運営費・設置 経費	在宅で介護を受けることが困難な労災重度被災労働者に対する労災特 傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特 別介護施設の運営を行う。 また、当該施設の整備・修繕を行う。	令和元年度については、全8施設の新規入居者数は57名であり、前年度と 同水準を確保したものとの、死亡や長期入院等による退去者数が前年度よ り大幅に増加し、70名であったため、年平均入居者率は、平成30年度から 低下し、84.8%となり、アウトプット指標が未達成のためB評価となつた。ある が、一定の効果があがっている施設の入居促進の取組に加えて、更なる入居促進に 係るアプローチとして、入居の端緒となる短期滞在型サービスを有効活 用できるよう積極的に周知・利用促進を図り、施設入居率向上の一助とす ること等を検討し、改善を図っていく。	2,300,379	2,185,739
21	21	B	職業病予防対策の推進	技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生 等に対処するための総合的な委員会の開催や職場における熱中症予 防対策の推進を行うことにより、適正な職業病予防対策の推進を図る。 福島第一原発の作業履歴について、被ばく管理徹底のため、東電福 島第一原発の作業履歴に立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの 運用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を 実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断 等を実施する。 ①放射線業務を行う事業場に対して、自主点検及び説明会を行う。 ②眼の水晶体への被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被 ばく管理に関する労働者の被ばく線量を低減するためのマネジメントシステムの導入を支援す る。 ③眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、 当該被ばく線量を低減するための器具の購入費の一部を補助する。	本事業に係る施設運営費については、令和元年度に一般競争入札を 実施し、令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、令 和3年度概算要求は所要額(契約額)を要求している。 また、施設設置経費については、緊急を要する修繕を優先し、特別修 繕が必要な箇所を精査の上、減額要求を行うこととした。	588,131	539,312
32	34	B	林業従事労働者等における安 全衛生対策の推進事業	令和元年度においては、伐木等作業に係る安全衛生教育について、安 全衛生法令の改正を行つたため、多くの林業関係者が令和2年8月施行に 向けて、改正法令に伴う補講を受ける必要があり、法令改正に關係する講 習の受講を優先させたことで、本事業の講習会には、想定より人数が集ま らずB評価となつた。 令和2年度には、本事業の講習会において、伐木等作業は林業だけでなく 建設業においても行われることから、業種を林業に限定せず、建設業をは じめとした林業以外の業種の関係事業者や関係団体に広く周知する等、 周知対象等を見直し、受講者数の増加を図っている。	25,214	23,809	

【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠固いは令和3年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要		令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
				令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況			
33	35	B	機械等の災害防止対策費	本省、労働局及び労働基準監督署による機械設置届等に係る審査及び実地調査、担当職員の養成等を行つ。輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構成電気機械器具)に買取試験を実施する。経年劣化した設備による労働災害予防対策を確立するための必要な検討を行う。自走自律制御機械の安全性を確保するため、関係事業者等に対する実態調査を行い、その結果を踏まえ、実証試験のプロトコルの策定に当たって留意すべき事項等をとりまとめた。最新の基準への適用が猶予されている既存の不適合機械等の更新を支援するため、必要となる経費の一部を補助する(間接補助金)。	令和元年度は、補助金事業の初年度であり、補助金執行団体の選定手続き等が当初想定していたより遅れたため、結果として募集開始時期も遅れ、十分な周知期間が設けられなかつたこと等が原因で、目標の執行率を達成できずB評価となった。 令和2年度においては、昨年度に比べ周知期間を長く確保でき、申請者のニーズに合わせて対象経費の下限額を撤廃し、少額の補助を可能としたこと等により、目標の執行率を達成する見込みである。	818,752	522,824	
36	39	B	家内労働安全衛生管理費	家内労働者の災害防止及び職業性疾病的予防を図るため、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。	令和元年度における訪問指導を行つ家内労働安全衛生指導員の配置人数が減少したため、家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行つ家内労働委託者数の数値目標を達成できず、B評価となつた。家内労働安全衛生指導員の適任者の採用や、見込み活動日数の勘定等により、適正な配置人數となるよう努めているところである。	30,026	26,965	

【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠固いは令和3年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
45	47	B	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施する支援事業と、「労働時間等設定改定法」に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	令和3年度概算要求においては、時間外労働等改善助成金の支給決定件数、働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断結果件数等が、アウトプット指標で定めた件数に及ぼなかつたことから、B評価となった。令和2年度においては、過去の支給実績等を踏まえ、コースの統合等を行い、加えて、「働き方改革推進支援センター」等で、助成金の活用に向けた周知を行つているところである。また、ポータルサイトに企業の改善策の提供や好事例の紹介等、使いやすいサイトの運営に努め、企業診断等の活用について集中的な周知を図つていているところである。	13,173,322	11,090,350
46	48	B	テレワーク普及促進等対策	2020年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増等の目標に向け、適正な労務管理下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	本事業について、周知媒体が紙を中心であつたこと、周知のタイミングが遅かったことなど、周知が不十分であつたためB評価となった。ポスターやリーフレット等に加え、メールマガジンやWEBサイト等の活用を促進するとともに、開催時期等の周知を早期から行う等、さらなる周知を図る。	207,969	116,917

【A 言評価の事業等】

(単位：千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年 度 PDCA 評価番号	令和元年 度 評価 基準	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	
					令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
1	1	A	外科後処置費	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状である見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行った。 とした。	54,617 46,079
2	2	A	義肢等補装具支給経費	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注入、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に對し支給。また、義肢等補装具の探型等に要する旅費を支給するもの。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行った。 とした。	3,525,692 3,144,697
3	3	A	特殊疾病アフターケア実施費	症状固定後も後遺症状に動搖をきたしたり、後遺障害に付随する疾患を発症させせるおそれのあるせき・體損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行った。 とした。	3,787,294 3,636,894
4	4	A	社会復帰特別対策援護経費	振動障害者等支給対象者に對し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行った。 とした。	341,182 321,935
5	5	A	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。	執行実績を踏まえ、概算要求を行こととした。	498,674 499,072
6	6	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費	療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行つことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上とともに、効果的な実施を図るとともに、労働者の健康の保持増進の健康の保持増進に関する措置の適切な実施を図る。並びに労働者の健の職業性疾患に係る事項並びに職場で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図る。 また、療養施設(労災病院を除く)の整備等を行う。	労働者健康安全機構の運営費についてには、算定ルールに基づき、各経費に事業年度ごとに定める効率化係数を乗じる等により要求額を積算している。 施設整急性、必要性等を考慮し、施設整備及び機器整備を実施する各事業年度毎に整備計画を策定している。 令和3年度要求に当たつては、財政状況を勘案し、当該年度で真に実施が必要な事項に厳選をしたこととした。	14,011,860 13,492,250
7	7	A	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	認定基準が確立されていない疾患や鑑別・判断が困難な疾病に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究、放射線業務従事者の健康影響に係る疫学研究、過労死防止対策推進法に基づく調査研究などにより、新しい知見を見いだし、診断等における技術水準の向上を図る。	効率的な研究の実施による研究費の減。	1,114,310 1,049,762

【A 言評価の事業等】

(単位：千円)

【A評価の事業等】

(単位：千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年 度 評価 番号	事業名	令和2年度事業概要		令和3年度概算要求への反映状況		令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
			令和元年 度 評価	令和2年度 評価	令和3年度概算要求への反映状況			
17	18	A 安全衛生啓発指導等経費	事業者及び労働者の安全衛生意識の普及高揚を図るために指導、安全衛生教育等を行つたものに、効率的に指導を行うため、職員に対する研修の実施や被服等の整備を行つ。	「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に開する省令」第24条但書に規定する指定機関として、登録教習機関から技能講習修了者の登録教習簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。災害や申請者が自主的に安全衛生対策に取り組めることを証するよう災害統計や過去の災害やヒヤリハット事例、化学品質等の必要な対応を進めている事業場の参画を得て、安全対策や活動の実例を超えて共有化することにより、事業場の安全意識を高める。	計画届審査員設置経費や安全衛生施設整備費等につきて免許証発行等事務サポート等の実施や、労働基準監督署に届出を行つた場合に工場を表示する帳票)の公帳開等を行うため、全体としては増額要求を行うこととした。	1,308,466	1,493,133	
18	19	A 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度等の推進	企業等からの申請に基づき、安全衛生水準の高い企業等を客観的な指標で評価・認定し、公表するなど等により、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働く良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する。令和元年度は若者等求職者向けの周知(セミナー開催等)を実施【令和元年度限り】。	事業の開始から4年が経過し、制度の周知について一定の成果が得られたことから本事業は廃止し、「安全衛生啓発指導等経費」に統合することとした。	20,327	0		
19	-	設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業	学識経験者、企業の実務担当者等の専門家により安全衛生教育に関する知識を体系的に付与するカリキュラム及び到達目標等を策定し、教材を用いた講習等を通じ、設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援を行う。	-	16,983	16,188		
20	20	- 安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである「ASEAN-OSHNET+3」や国際労働機関(ILO)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における国際化への対応を図る。	平成30年度に中国側の事情により延期されて以来、昨年度からの新型コロナウイルスの感染拡大により引き続き延期されていることを踏まえ、令和3年度の概算要求については行わないこととした。	8,108	0		
22	22	A じん肺等対策事業	「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進並びににじん肺健康診断の着実な実施を図るために講習会の実施等を行うとともに、石綿業務等に從事する労働者等を離職した労働者等に対する健診等を実施する。また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿手帳を交付し、特殊健康診断等を実施する。また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿障害予防規則に基づく事前調査方法。被害を生じさせないよう、改正石綿障害予防規則に基づく事前調査方法に応じたテキスト等の作成や説明会開催等を行うこととした。	2,664,809	2,896,339			

【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年年度 PDCA 評価番号	令和元年 年度 PDCA 評価番号	令和元年 度 評価	事業名	令和2年度事業概要		令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
				令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況			
23	23	A	職場における受動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対する問いか合わせに応じたための測定機器の設置等の電話相談及び実地指導を実施する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	執行実績を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,066,551	438,802	
24	24	A	職場における化学物質管理促進のための総合対策	職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価を実施するとともに、事業場における相談窓口の設置や訪問指導の実施、GHS分類やモデル表示・モードルSDSSの作成等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。(一般健康診断やストレスチェックなど)に要した費用を助成するなど、事業場の産業保健活動を支援する。	令和2年度の労働者ラベル教育テキストの外国語版の作成スメントツール活用促進講習会及びリスクアセス配信に変更したことから、大幅な要求額減となりました。リスク評価の実施については、執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	803,346	613,380	
25	25	A	産業保健活動総合支援事業	労働者の健康確保のため、治療と職業生活の両立支援、ストレスチェック、健康診断やその事後措置等の労働衛生管理について、医師や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に向けた取組(一般健康診断やストレスチェックなど)に要した費用を助成するなど、事業場の産業保健活動を支援する。	执行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	4,980,841	4,865,824	
26	26	A	働き方改革の実現に向けた労働時間労働の定着による長時間労働の取組	時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行つ。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する。36協定未届事業場に対する自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要だと考えられる事業場に対し、専門家による個別訪問を行つ。また、具体的な事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する。	新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るためにセミナーをオンライン形式に見直すとともに、労働条件監視の事業の実施に当たつては作業スペースやインターネット監視の事業に見直すことを複数に分けるなどの対策を講じつつ、広報費用を見直すことなどにより減額要求としている。	3,400,912	3,063,585	
27	28	A	メンタルヘルス対策等事業	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の電話相談体制の拡充等を図るため、増額要求を行うこととした。	153,447	253,438	
28	29	A	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	「事業場における治療と仕事の両立支援のガイドライン」(平成31年3月改訂)に基づく、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」等による治療と職業生活の両立支援の取組の普及を図る。	執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	131,321	120,309	
29	31	A		(1)職場のパワーハラスマントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援を行う。 (2)セクシュアルハラスマント等の被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 (3)事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者・有期雇用労働者の健康管理等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者・有期雇用労働者に取り組むために、啓発指導を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、要求を行つている。なお、執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	428,518	331,025	

【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年 度 PDCA 評価番号	令和2年度 事業名	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
30	32	A 建設業等における労働災害防止対策費	東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事に係る中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県、熊本県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全車両による巡回指導等の事業を実施する。 足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による現場の調査・診断や説明会を実施する。 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全車両による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育を実施する。 建設現場において労働者と同様な作業に従事する一人親方等の安全衛生確保のため、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生対策に関する研修会や建設現場における技術指導を通じ、一人親方等に執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	466,788	395,837
31	33	A 第三次産業労働災害防止対策支援事業	改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。 第三次産業において、安全推進者の配置が進まず、労働災害が減少していない現状があり、その原因として、経営層の理解・安全衛生のノウハウが乏しいという実状があることから、経営トップの意識を変えるため、経営トップを対象としたセミナー、安全推進者を養成するための講習会を開催する。 外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を作成する。「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」周知のセミナーを実施するとともに、高齢者の労働災害防止及び職場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中小企業等が実施する安全衛生確保対策を募集し、高い効果が見込まれる取組を選定し、その経費の一部を補助する。	1,795,999	1,527,033
34	36	A 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 外国人労働者等特定分野の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。	444,875	497,601
35	38	A 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	自動車運転者の労働時間改善のため、トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成及びポータルサイトの運用・拡充、自動車運転者の労働時間等の実態把握を行つ。 新規許可事業者を対象として国土交通省が行う講習会において、労働基準法等の労務管理の基礎を教示し、指導を行う。 地方運輸支局等との間で都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善等に係る情報意見交換を行う。	153,997	160,739

【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度PDCA評価番号	令和元年度PDCA評価番号	令和元年度評価	事業名	令和2年度概算要求への反映状況	令和2年度予算額(①)	令和3年度要求額(②)
37	40	A 女性就業支援・母性健康管理等対策費	①女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。 ②全国の女性就業支援事業が効果的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施設等を支援する事業を実施する。 ③雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員を含む)が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グローブやウェアやメール等を利用料を負担する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、要求を行っている。 研修会の開催、母性健康管理措置の認知度を高めるため、産業保健スタッフ等への研修会の開催、母性健康管理サイト等による周知啓発の拡充等により、増額要求を行うこととした。 また、雇用均等行政情報システムの令和4年1月の業務運用開始に向けて、運用・保守等経費を新たに要求しているが、令和2年度以前に議決された整備経費に係る国庫債務負担行為については、仕様の精査により抑えられた金額を令和3年度予算として歳出化するなど要求額を削減している。	655,783	696,611
38	-	- 多言語相談支援事業	雇用環境・均等部(室)等において、14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。	—	12,898	6,750
39	41	A 外国人技能実習機構交付金	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの)等を実施するための経費	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,306,522	1,304,729
40	42	A 労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に職場改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行っていた事業に職場改修(平成13年度以降、新規の融資は廃止)であり、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。	破産更生債権を除いた債権について回収が完了したことから、令和2年度限りで事業を廃止した。	100,578	0
41	43	A 労働災害防止対策費補助金経費	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	成果目標を達成しているところであるが、財政状況を勘案し、第13次労働災害防止計画の着実な実行のための必要最小限の所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,932,042	1,805,372
42	44	A 産業医学振興経費	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法令に基づき事業において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持つ産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学への助成や、産業医の資質向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成する。	成果目標を達成しているところであるが、財政状況を勘案し、事業運営費用や大学運営費を減額している。なお、令和3年度の施設整備費(国債)が後年度負担増となつたため、総額として増額要求を行うこととした。	6,296,456	6,755,704
43	45	A 就労条件総合調査費	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。 当該事業は、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施することとしており、令和3年度も前年までと同様に民間委託により調査を行うこととした。なお、令和3年度については、契約金額の変更に基づき減額要求となつた(令和2年度から3年の国庫債務負担行為)。	—	28,150	21,235

【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年 度 PDCA 評価番号	令和元年 度 評価	事業名	令和2年度事業概要 令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
44	46	A	未払賃金立替払事務実施費	新型コロナウイルス感染症の影響により倒産に至り、賃金が支払われたまま退職を余儀なくされる労働者が増えたことが想定される中、セーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施はより一層求められるところとなる。このような状況を踏まえ、未払賃金の立替払の原資について、直近の立替払実績を基に必要額を確保するとともに、引き続き、労働者とその家族の生活不安を迅速に解消するため、増要求としている。	7,921,328	22,192,111
47	49	A	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	医師を中心とする医療従事者の長時間労働は正などに向け、新たに時短計画の策定支援や年間を通じた特別支援を行なうなど、相談センターがより効率的・効果的な支援を行った。	672,650	755,053
48	50	A	中小企業退職金共済事業経費	中小企業における退職金制度確立に向けた中小企業退職金共済機構への新規加入を促進するため、独立行政法人労働者退職金共済制度に対し、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	2,094,129	1,884,716

【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年 度 PDCA 評価番号	令和元年 度 評価	事業名	令和2年度事業概要		令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
				令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況			
49	51	A	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機関が行うたる事務に従事する者に対する研修を行うために必要な経費である。	運営費交付金算定ルールに基づく効率化を行いつつ、引き続き、同規模の予算で実施する。	中期計画等に基づき、必要最小限の施設整備に限定して実施する事務に既定の予算額の範囲内で一部工事ごととしており、令和2年度中に既定の予算額の範囲内で一部工事を前倒しで実施することなどにより、更なる費用の縮減を図った。	106,502	106,238
50	52	A	個別労働紛争対策費	個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④はじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実	第1回検討会における審議内容を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,620,628	1,609,573	
51	53	A	雇用労働相談センター設置・運営経費	国家戦略特別区域において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国との雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センターを設置し、事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	387,962	309,759	

社会復帰促進等事業における主な新規・拡充（令和3年度予算要求）

【事業】

- 1 (事業番号 17) <安全衛生啓発指導等経費> P. 1
 - 労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業
 - 職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業
- 2 (事業番号 21) <職業病予防対策の推進> P. 5
 - 事務所環境改善促進事業
- 3 (事業番号 22) <じん肺等対策事業> P. 7
 - 有害物露防止対策補助金事業
 - デジタル技術を活用した労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業
- 4 (事業番号 27) <メンタルヘルス対策等事業> P. 11
 - 職場におけるメンタルヘルス対策の促進
- 5 (事業番号 30) <建設業等における労働災害防止対策費> P. 13
 - 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業
 - 建設業の一人親方等の安全衛生支援事業
- 6 (事業番号 31) <第三次産業等労働災害防止対策支援事業> P. 17
 - 高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）
 - 大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援
- 7 (事業番号 33) <機械等の災害防止対策費> P. 21
 - スマート保安の推進に対応した労働安全対策費

8	(事業番号 34)	
特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費> · · · · ·		P. 23
・特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費		
9	(事業番号 35)	
<自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等> · · · · ·		P. 25
・自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等		
10	(事業番号 37)	
<女性就業支援・母性健康管理等対策費> · · · · ·		P. 27
・女性就業支援・母性健康管理等対策費		
11	(事業番号 42)	
<産業医学振興経費> · · · · ·		P. 33
・災害産業保健センター（仮称）の設置		
・高年齢労働者産業保健研究センター（仮称）の設置		
12	(事業番号 44)	
<未払賃金立替払事務実施費> · · · · ·		P. 37
・未払賃金立替払事務実施費		
13	(事業番号 45)	
<過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し> · · · · ·		P. 39
・中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業等		
14	(事業番号 47)	
<医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組> · · · · ·		P. 43
・医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組		

N.O. 1
令和2年度事業番号
17

事業名	労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業、職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業、(事業番号17 安全衛生啓発指導等経費)	令和2年度予算額	令和3年度予算要求額
		1,308,466(千円)	1,493,133(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部計画課計画班、安全課業務第一係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者等		
令和2年度の事業概要	<p>「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条但書に規定する指定機関として、登録教習機関の自主的な情報提供等に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。</p> <p>また、事業場が自動的に安全衛生対策に取り組めるよう災害統計や過去の災害やヒヤリハット事例、安全衛生視聴覚教材、化学物質等の必要な情報を、「職場のあんぜんサイト」を通じて提供する。さらに、既に自動的な対応を進めている事業場の参画を得て、安全対策や活動の実例を業種や企業を超えて共有化することにより、事業場の安全意識を高める。</p>		
令和3年度から新たに実施したい内容	<p>＜労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業＞ 労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間を短縮し、労働者が試験合格等の後、早期に業務に就けるようにするために、免許証申請書類のチェック等の事務を行う。</p> <p>＜職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業＞ 労働基準監督署に届出を行う安全衛生関係の帳票について、形式審査機能を持つ帳票（記載不備等があった場合にエラーを表示する帳票）の公開等を行う。</p>		
事業の必要性	<p>＜労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業＞ 労働安全衛生法では、労働災害防止のため、つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転等、特に危険・有害な業務について免許制度を設けている。労働者は免許証を携帯していなければ当該業務に就くことができないため、試験合格等の後、免許証の申請から発行までの期間をできるだけ短くする必要がある。</p> <p>しかし、近年の免許証申請件数の増加により、慢性的に免許証発行までの期間が長期化しており、労働者の就労機会が損なわれている。また、局署は早急に業務に就く必要がある労働者からの発行状況の確認や苦情等の電話対応に追われ、従来の安全衛生業務が圧迫されている。</p> <p>このため、免許証申請書類のチェック、不備書類の返送及び督促、免許証の発送等の行政機関の権限行使に当たらない事務の外部委託等により、免許証発行期間の短縮及び免許証発行の適正化を図る。</p> <p>＜職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業＞ 行政手続きの効率化・簡素化を推進するため、労働基準監督署に届出を行う安全衛生関係の帳票について、記載不備があった場合の差戻しや問い合わせに係る申請者の負担軽減を図る必要がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>＜労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業＞ 本事業は、特に危険・有害な業務に係る労働安全衛生法に基づく免許制度を安定的に運営することから、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>＜職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業＞ 本事業は、行政手続きの効率化・簡素化を推進することにより、事業者の負担軽減を図ることで、自動的な安全衛生対策の推進を図るものである。このため、本事業は事業者による労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>		
事業全体の経費削減内容	計画届審査員設置経費や安全衛生施設整備費等について削減している。		
期待される施策効果	<p>＜労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業＞ 免許証の発行時におけるチェックや不備書類の返送及び督促、免許証の発送等の一部事務を外務委託することにより、免許証発行期間の短縮及び免許証発行の適正化を図ることができる。</p> <p>＜職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業＞ 形式審査機能を持つ帳票の活用に伴う行政手続きの効率化・簡素化により、事業者の負担軽減が期待される。</p>		
その他特記事項			

労働安全衛生法に基づく免許証発行等事業サポート事業【新規】

(背景)

労働安全衛生法では、労働災害防止のため、特に危険・有害な業務について、免許や技能講習など必要な資格を有する者以外が、当該業務に就くことを禁止。この免許証は、免許証発行センターが一元的に発行。免許証を携帯していなければ、免許証の申請から発行までの期間を短くする必要がある。

(課題)

- 近年の免許証申請件数の増加に対応できず、免許証発行に要する期間が長期間化（2ヶ月程度）
- 全国の都道府県労働基準監督署及び労働基準監督局及び労働基準監督署において、苦情を含む電話相談に対応し、従来の安全衛生業務を圧迫。

(事業概要)

- 1 免許証発行事務サポート事業 申請書類の受理及びチェック、不備書類の返送及び督促等を一元的に実施
- 2 免許証発送事業サポート事業 個人情報漏えい防止対策を徹底しつつ、申請者に確実に免許証を発送

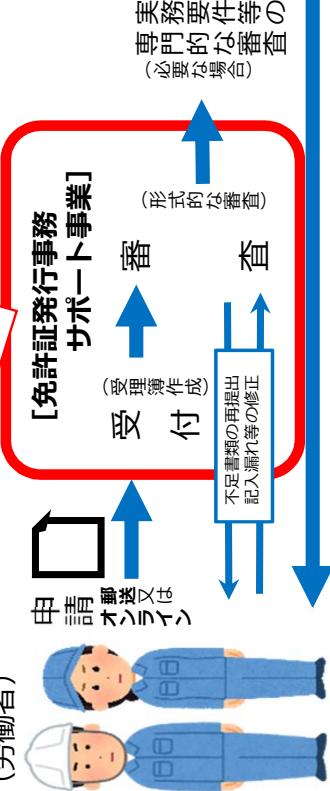
(事業目的・期待される効果)

- 免許証申請から発行までの期間の短縮化 ⇒ 労働者は、試験合格等の後、早期に業務に就ける
- 局署の安全衛生業務の適正化 ⇒ 職員は、苦情対応が減り、安全衛生業務に注力できる

[事業実施フロー図]

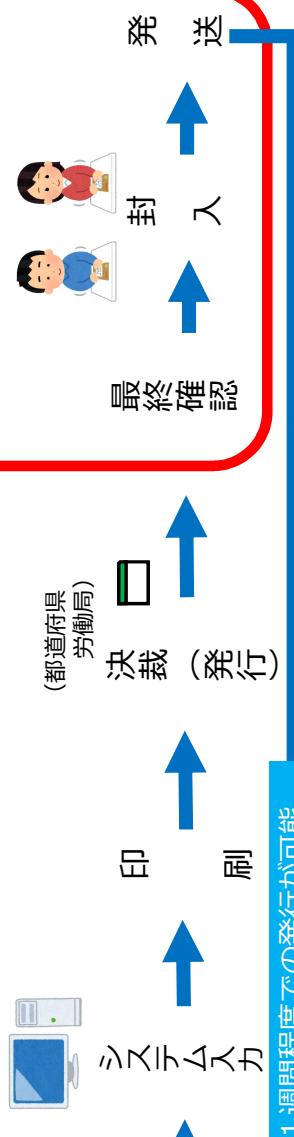
- 現状：平均400件／日程度を処理
平均550件（最大1,000件）／日程度を処理
◎申請が集中する時期でも滞留させない体制を確保

(労働者)



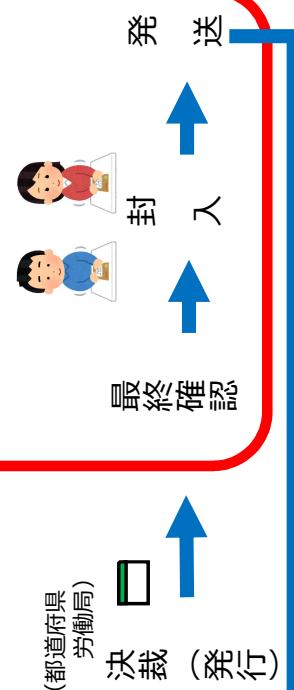
1週間程度での発行が可能

[免許証発送事業サポート事業]



- 現状：平均400件／日程度を処理
最大1,000件／日程度の処理能力
◎形式審査・発送等の業務を外部委託した場合の理論値

(免許証発行センター)



- 現状：平均400件／日程度発送
550件／日程度の発送見込み
◎誤発送を防ぐためのチェック体制は引き続き維持する

形式審査機能を持つ帳票の公開等業務

必要性

- 行政手続きの効率化・簡素化を推進するため、労働基準監督署に届出を行う安全衛生関係の帳票について、記載不備があつた場合の差戻しや問い合わせに係る申請者の負担軽減を図る必要がある。

概要（労働者死傷病報告の例）

労働者死傷病報告

過去に作成・保存した帳票を読み込んで共通事項の入力を省略できます

The screenshot shows a Japanese software interface for reporting labor deaths and injuries. A blue callout box highlights the 'Read-in' feature, which allows users to import previously saved forms. The main form displays various input fields for employee information, accident details, and reporting dates. A legend at the bottom right indicates that a red border around a field means it is required (必須).

帳票入力データの読み込み

参照...

⑦被災労働者の情報

被災労働者の氏名(カナ) (必須) ※姓と名の間は1文字空けて入力してください。

入力項目の説明▼

入力項目の説明を確認しながら入力できます

年月日(必須) ※西暦で入力して下さい。

年齢 ※被災者が15歳未満である場合はチェックを入れてください。□

入力エリア

29 / /

帳票イメージ

- 未入力・誤入力があるとエラーメッセージが表示されます。

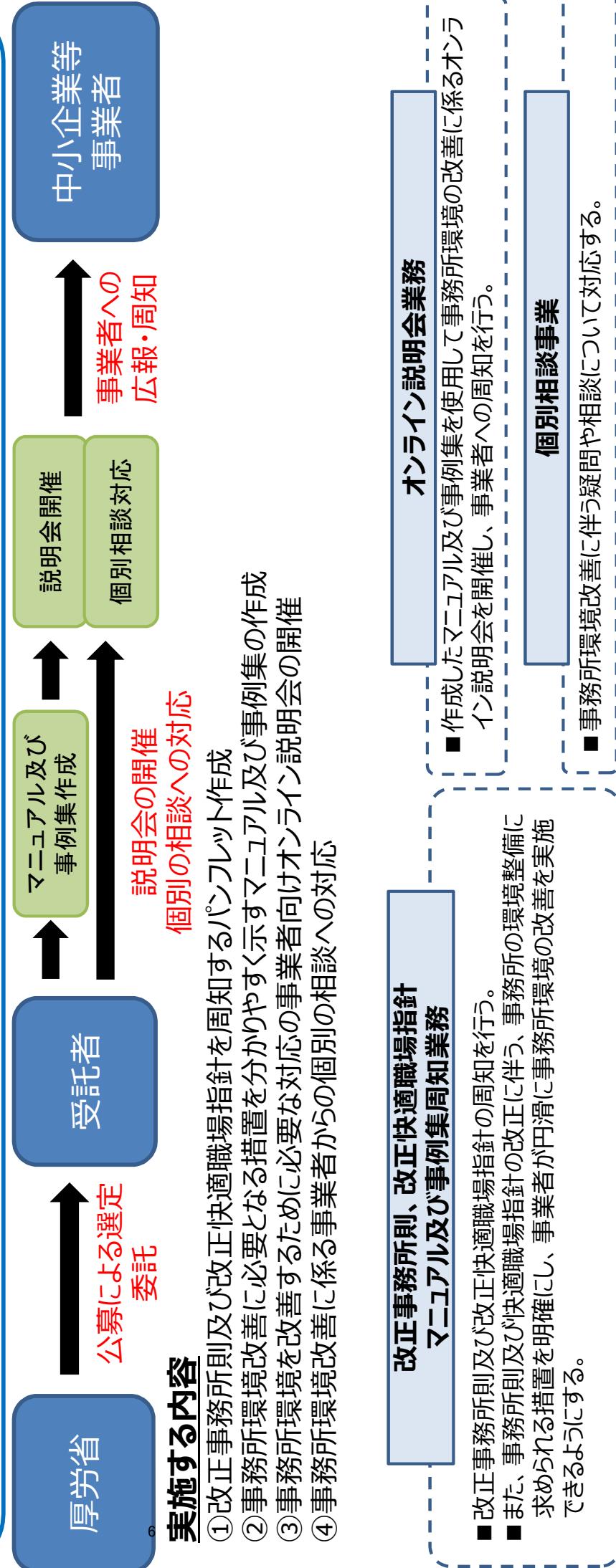
N O. 2
令和2年度事業番号
21

事業名	(事業番号21 職業病予防対策の推進) 事務所環境改善促進事業	令和2年度 予算額	令和3年度 予算要求額
		588,131(千円)	539,312(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課物理班、電離放射線労働者健康対策室、環境改善室		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者等		
令和2年度の 事業概要	<p>技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対応するための総合的な委員会の開催や職場における熱中症予防対策の推進を行うことにより、適正な職業病予防対策の推進を図る。</p> <p>東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、東電福島第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。</p> <p>緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行ふとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。</p> <p>眼の水晶体の被ばく限度の引下げた改正電離放射線障害防止規則が令和3年4月1日から施行されることをふまえ、</p> <p>①放射線業務を行う事業場に対して、自主点検及び説明会を行う。 ②眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。 ③眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具の購入費の一部を補助する。</p>		
令和3年度から 新たに 実施したい内容	<p>改正される事務所衛生基準規則及び事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針について、中小企業等に対して</p> <p>①改正事務所則及び改正快適職場指針の周知 ②事務所環境改善のためのマニュアル及び事例集作成 ③マニュアル及び事例集を使用したオンライン説明会の開催 ④事務所環境改善に係る個別相談対応</p> <p>を実施することにより、中小企業等の事務所の衛生環境整備を促すことで、事務所における労働者の健康の確保を推進する。</p>		
事業の必要性	<p>働き方の多様化への対応、女性や障害者等も含めたすべての労働者にとっての健康で快適な職場環境の支援という観点から、事務所の環境の整備が必要となっている。これらを踏まえ、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議」（平成30年6月28日参議院厚生労働委員会）においても、事務所の環境整備のための関係法令等の必要な見直しが決議されている。</p> <p>本事業は、改正される事務所衛生基準規則及び事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針について、これらを具体化する事務所環境改善のためのマニュアル及び事例集を作成し、説明会や個別相談によってそれを周知することにより、中小企業等における多様な働き方をする労働者、女性、障害者等全ての労働者にとって健康で快適な事務所環境の整備を図るものであり、事務所における労働者の健康を確保し、業務上の災害及び疾病の防止に寄与するものである。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>本事業は、事務所における労働者の休養、清潔保持等のために事業者が講ずるべき必要な措置の周知や事務所環境改善のためのマニュアルの作成等により、事務所の衛生環境の改善を促すことで労働者の健康の確保を図るものであり、業務上の災害及び疾病的防止に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	<p>眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対する被ばく線量を低減するための器具の購入費について、令和2年度限りで廃止すること等により、45,935千円の減額（令和2年度予算：585,247千円→令和3年度要求：539,312千円）となっている。</p>		
期待される 施策効果	<p>事務所衛生基準規則及び事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針に基づいた事務所の衛生環境整備を促すことで、事務所における労働者の健康を確保し、業務上の災害及び疾病的防止に寄与することが期待される。</p>		
その他特記事項			

事務所環境改善促進事業（新規：23,203千円）

36

- 事務所の休養、清潔保持等の設備等の基準は事務所労働基準規則（事務所則）により定められているが、**働き方の多様化への対応、女性や障害者等も含めたすべての労働者にとつての健康で快適な職場環境の支援**という観点から、事務所の環境の整備が必要。
- **働き方改革に関する法案の附帯決議で、事務所の環境整備のための関係法令等の必要な見直しが決議されている。**
- **しかし、資力の乏しい中小企業等においては、実施が難しく、新型コロナ感染症拡大防止による操業自粛等の経営環境の悪化といった状況もあり、単に法令上の最低基準を引き上げても、実態が伴わない恐れ。**
- **このため、事務所則の改正に加え事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（快適職場指針）を改正するとともに、事務所の環境改善をするための具体的なマニュアル及び事例集を作成し、分かりやすいものとする。**
- **説明会や個別相談によってそれを周知することにより、中小企業等における事務所環境改善を促進する。**



N O. 3
令和2年度事業番号
22

事業名	有害物ばく露防止対策補助金事業、デジタル技術を活用した労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業 (事業番号22 じん肺等対策事業)	令和2年度予算額	令和3年度予算要求額
		2,664,809(千円)	2,896,339(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部化学物質対策課衛生対策班・環境改善室環境改善係、総務課労働基準行政システム連携システム構築推進チーム		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間団体等、国		
令和2年度の事業概要	<p>「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進並びにじん肺健康診断の着実な実施を図るために講習会の実施等を行うとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断等を実施する。</p> <p>また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、改正石綿障害予防規則に基づく事前調査方法・分析方法に応じたテキスト等の作成や説明会開催等を行う。</p>		
令和3年度から新たに実施したい内容	<p>＜有害物ばく露防止対策補助金事業＞</p> <p>金属アーカ溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、国際がん研究機構（IARC）により発がん性が指摘されるとともに、神経機能障害が多数報告されていることから、本年4月の特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）等の改正により、特定化学物質として規制されるとともに、屋内で継続的に行われる溶接作業については、溶接ヒュームのばく露測定結果に応じた呼吸用保護具の使用等が義務付けられた。令和3年4月1日からの経過措置中である既存の金属アーカ溶接等作業を継続して行う屋内作業場での濃度測定を行う中小事業者に対し、令和3年度に次の事業を行う。</p> <p>1 有害物ばく露測定等個別相談・広報業務 2 有害物（溶接ヒューム）ばく露測定助成金</p> <p>＜労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業＞</p> <p>労働安全衛生法第67条（健康管理手帳制度）に基づき労働局が行う事業（離職後の健康管理支援業務）は情報システム化されていない業務であるところ、適正なシステムとなるよう、令和3年度においては専門家による要件定義工程（業務調査分析、要件分析、仕様作成）を実施するもの。</p>		
事業の必要性	<p>＜有害物ばく露防止対策補助金事業＞</p> <p>溶接に従事する者は約30万人、事業者は約1万にのぼり、そのほとんどが中小企業という実態があり、さらに、新型コロナ感染症による需要減や操業自粛等による経営環境の悪化も重なり、経過措置期間満了日までに、既存の金属アーカ溶接等作業に対して、法令上作業環境の改善及び呼吸用保護具の決定に必要となる。溶接ヒュームの濃度測定に支障が生じるおそれがある。</p> <p>このため、金属アーカ溶接等作業に従事する労働者の健康確保のために、事業者に対し、改正特化則を周知、個別相談を行った上で、中小企業に対して、溶接ヒュームの濃度測定を確実に実施する仕組みが必要である。</p> <p>＜労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業＞</p> <p>現行の事務処理においては、健康管理手帳被交付者の住所変更に伴う労働局間会帳移管や健康診断案内通知の準備発送等の業務一切を手作業で行っており、迅速的確な離職後の健康管理支援サービス提供につながっていないため、解決策として情報システムの活用が有効と考えられる。</p> <p>しかし、情報システムを構築すること自体は目的ではなく、新たに情報システム化を図るにあたっては、行政サービスの向上（健康診断受診率の向上）や業務プロセスの見直しにも一緒に取り組むことが、適正規模のシステム投資を実現するうえでも重要となる。これら各課題に一連的に取り組む要件定義工程を実施するためには、多方面の関係領域（情報技術、サービスデザイン、BPR）に精通する専門的な知見を有する者による本事業が必要である。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>＜有害物ばく露防止対策補助金事業＞</p> <p>本事業は、溶接ヒュームのばく露防止のため、金属アーカ溶接等作業を継続して行う屋内作業場での溶接ヒュームの濃度測定を実施し、その結果に応じた有効な呼吸用保護具の選択をすることにより、金属アーカ溶接等作業に従事する労働者の健康障害を防止することとなることから、労働者の健康の確保に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものである。</p> <p>＜労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業＞</p> <p>情報システム化や業務プロセスの見直しを図って、迅速的確なサービスを提供することを可能とすれば、健康管理手帳被交付者の健康状態の適切な把握や、早期発見、早期治療などの適切な健康管理をきめ細かく行えることにつながるものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものである。</p>		
事業全体の経費削減内容	作業環境管理等対策事業の一部事業の廃止や、石綿による健康障害予防対策の推進事業のうち、建築物の解体時の石綿漏洩防止対策に係る周知啓発の委託費を減額することにより、経費削減をした。		
期待される施策効果	<p>＜有害物ばく露防止対策補助金事業＞</p> <p>約30万人に及ぶ金属アーカ溶接等作業に従事する労働者の健康確保を図られる。</p> <p>＜労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業＞</p> <p>それぞれの労働局において独自に業務情報を管理している現状を見直し、全国の拠点をネットワークで結ぶデータベースを構築するとともに、当該データベースを活用した行政サービスの向上（健康診断受診率の向上）や業務プロセスの見直しにも取り組むことにより、離職後の健康管理支援の全国的な充実を図ることが期待できる。</p>		
その他特記事項			

有害物ばく露防止対策の支援

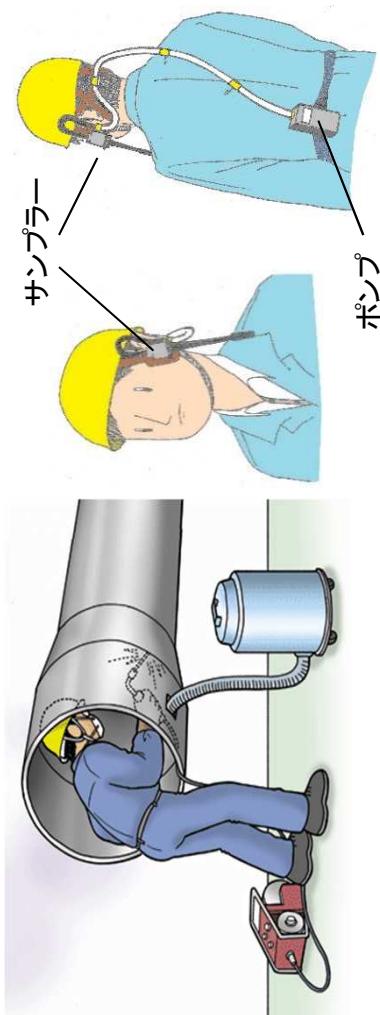
令和3年度要求額 1.7億円

- 金属アーケ溶接等の作業で発生する溶接ヒーム(は、発がん性が認められ、神経機能障害書を発生させる)。
- このため、本年6月の法令改正(により、特定化學物質とされ、屋内の溶接作業では、溶接ヒームのばく露測定結果に応じた呼吸用保護具の選定及び使用等が義務付けられた(令和4年4月1日全面施行))。
- 溶接に従事する者は約30万人、事業者は約1万にのぼり、そのほとんどが資力の乏しい中小企業。新型コロナ感染症拡大防止による需要減や操業自粛等による経営環境の悪化も重なっている状況であることから、既存の溶接作業について、経過措置期間満了日までに、既存の金属アーケ溶接等作業に対し、法令上作業環境の改善及び呼吸用保護具の決定に必要となる、溶接ヒームばく露測定に**支障が生じるおそれがある**。
- このため、改正特化則の経過措置期間中におけるばく露防止措置を支援し、法令改正を円滑に施行するとともに、法令改正の効果を可能な限り先取りするため、中小企業に対して、溶接ヒームばく露測定に要する費用の一部を補助する。



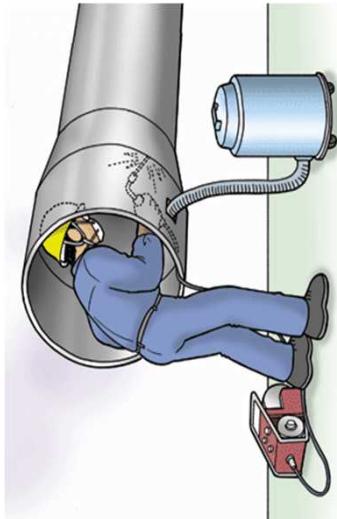
公募による選定

【個人サンプリングによる測定】



※公募による。

【金属アーク溶接等作業の例】



補助対象の費用
有害物(溶接ヒーム)ばく露防止対策のため
に要する費用
支給対象: 溶接ヒームのばく露測定(中小企業事業者)
(上限4万円の1/2)

事業イメージ

■ 本事業的主要対象業務

情報システム化されていない、離職後の健康管理支援業務。

■ 現行業務のあらまし

離職後の健康管理支援業務

- 重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事歴のある者（健康管理手帳被交付者）に対し、早期発見のために、国費で健東診断を行う制度に基づく業務。
- 手帳の新規交付事務から、業務拠点（都道府県労働局）間の移管、健康診断受診案内の発送、医療機関への受診費支払等の具体的な事務があるが、全国システム化されておらず、各拠点がローカルで業務情報を管理しており、移管漏れや案内漏れを発生させないための点検等が課題。

■ 事業イメージ

業務拠点（労働局・労働基準監督署）に対する実地による徹底した業務調査と業務分析



ローカルなデータベースの見直し検討



全国データベースの構築のための仕様作成



業務プロセスの見直し

適正規模のシステム投資の実現

N.O. 4
令和2年度事業番号
27

事業名	(事業番号27 メンタルヘルス対策等事業) 職場におけるメンタルヘルス対策の促進	令和2年度 予算額	令和3年度 予算要求額
		153,447(千円)	253,438(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室メンタルヘルス対策係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者		
令和2年度の事業概要	<p>メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。</p>		
令和3年度から新たに実施したい内容	<p>メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、新型コロナウイルス感染症によるメンタルヘルス不調等について対応するため、電話相談体制を拡充する。 また、メンタルヘルス対策をいっそう充実するため、新たな働き方として急速に普及したテレワークに対応したメンタルヘルス対策の検討、及び制度創設から5年が経過するストレスチェック制度についての効果検証を実施する。</p>		
事業の必要性	<p>職場におけるメンタルヘルス対策については、「第13次労働災害防止計画」（平成30年2月策定）において「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」「仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上」「ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60以上」とする目標が定められており引き続き事業者及び労働者に対する支援を充実することが重要であるほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成30年7月閣議決定）において国が労働者等からのメンタルヘルス等の相談体制の整備を図ることとされている。</p> <p>このうちストレスチェック制度については、制度創設から5年が経過するが、小規模事業場での実施を一層推進していくことが重要であることから、その効果検証を通して、一層の普及方策等を検討する必要がある。</p> <p>また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、これに関連した働く人のメンタルヘルス不調等についての相談ニーズが高まっていることから、「こころの耳」の相談体制の拡充やテレワークに対応したメンタルヘルス対策の検討により、こうしたニーズに対応することが必要である。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」における職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供やメンタル不調等に関する相談対応等により、職場におけるメンタルヘルス対策を促進し、労働者の心の健康の確保を図るものであり、業務上の災害及び疾病の防止に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		
事業全体の経費削減内容	<p>企業における健康増進取組によるメンタルヘルス対策等の推進検討に係る事業を廃止した。</p> <p>また、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」のサイト運営経費（維持費・改修費）等について削減した。</p>		
期待される施策効果	職場におけるメンタルヘルス対策の推進により、労働者の心の健康の確保が図られ、業務上の災害及び疾患の防止に寄与することが期待される。		
その他特記事項			

職場におけるメンタルヘルス対策の促進

「第13次労働災害防止計画」におけるメンタルヘルス対策目標

令和3年度要求額
253,438(153,447)千円

① 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に
事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合

72.5%

(労働安全衛生調査)

② メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合

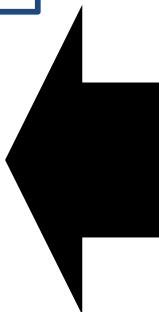
58.4%

(労働安全衛生調査)

③ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用
した事業場の割合

51.7%

(労働安全衛生調査)



平成29(2017)年
令和4(2022)年

1 メンタルヘルス・ポータルサイトの充実

- ・ポータルサイト「こころの耳」の運用（新型コロナウイルス感染症に関することも含む職場のメンタルヘルス不調等に関する電話・メール・SNS相談対応、ｅラーニング、事業場の事例公表等情報提供、ストレスチェック実施プログラムの提供等）【一部拡充】
- ・利用者増加に向けたポータルサイトの周知・広報

2 職場のメンタルヘルス・シンポジウムの開催

企業におけるストレスチェックに係る取組の優良事例の公表・共有を目的としたシンポジウムの開催

3 ストレスチェック制度の効果検証（新規）

ストレスチェック制度の実施を通じた職場改善に関する事例の収集やデータ分析等による効果検証

4 テレワークに対応したメンタルヘルス対策の検討（新規）

新たな働き方として急速に普及したテレワークに対応するメンタルヘルス対策の取組手法の検討・手引きの作成

N.O. 5
令和2年度事業番号
30

事業名	自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業、建設業の一人親方等の安全衛生支援事業 (事業番号30 建設業等における労働災害防止対策費)	令和2年度 予算額 466,788(千円)	令和3年度 予算要求額 395,837(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者等		
令和2年度の 事業概要	<p>東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事に係る中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県、熊本県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全専門家による巡回指導等の復旧・復興工事における安全衛生確保を支援するための事業を実施する。</p> <p>足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による現場の調査・診断や説明会を実施する。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育を実施する。</p> <p>建設現場において労働者と同様な作業に従事する一人親方等の安全衛生確保のため、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する研修会や建設現場における技術指導を通じ、一人親方等に対して安全衛生に関する知識習得等を支援する。</p>		
令和3年度から 新たに 実施したい内容	<p><自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業></p> <p>これまでの活動を通して蓄積された復旧・復興工事における安全衛生確保対策のノウハウを取りまとめ、検討委員会を設置し、復旧・復興工事の安全衛生確保対策のあり方等を検討し、今後発生する大規模自然災害からの復旧・復興工事の安全確保に資する報告書を作成する。</p> <p><建設業の一人親方等の安全衛生支援事業></p> <p>一人親方の業務の特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関するテキストを作成し、また、このテキストを使用した研修会を実施する。</p>		
事業の必要性	<p><自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業></p> <p>これまでの活動を通して蓄積された復旧・復興工事における安全衛生確保対策のノウハウを取りまとめ、報告書を作成することにより、今後発生しうる大規模自然災害からの復旧・復興工事について安全確保の支援を行う必要がある。</p> <p><建設業の一人親方等の安全衛生支援事業></p> <p>建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき策定された基本計画（閣議決定）に「技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。」と定められ、これに基づく対応が必要となる中、一人親方等が工事現場で安心して働くためには、工事現場内で一人親方等を管理する元請け等の事業者に対して、一人親方等に対する安全衛生対策等の管理上のポイントを周知することが必要である。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p><自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業></p> <p>本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、労働災害の減少に寄与することは、事業者による労働者の安全及び衛生の確保に資するものとして、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p><建設業の一人親方等の安全衛生支援事業></p> <p>本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、労働災害の減少に寄与することは、事業者による労働者の安全及び健康の確保に資するものとして、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	安全衛生専門家による巡回指導の件数を減少させたほか、安全衛生教育の一部をオンライン化することで、経費の削減を行った。		
期待される 施策効果	<p><自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業></p> <p>復旧・復興工事に従事する労働者の安全衛生確保の促進が期待される。</p> <p><建設業の一人親方等の安全衛生支援事業></p> <p>一人親方等に対し安全衛生に係る知識を付与し、業務災害の防止を図られる。</p>		
その他特記事項			

建設業の一人親方等の安全衛生活動支援事業

令和3年度要求額
81,034(77,850)千円

必要性【なぜ】

- 一人親方等の死亡災害は、平成26年に64人、平成27年に81人、平成28年に75人、**平成29年の103人をピークに微減しているものの高止まり。**
- このような状況から、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成29年3月施行)では、一人親方等を含め、建設工事従事者の安全と健康の確保について、国が必要な施策を講ずることとされた。

緊急性【いま】

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき策定された基本計画(閣議決定)に基づく対応が必要。

(基本計画より抜粋)

技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。
一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

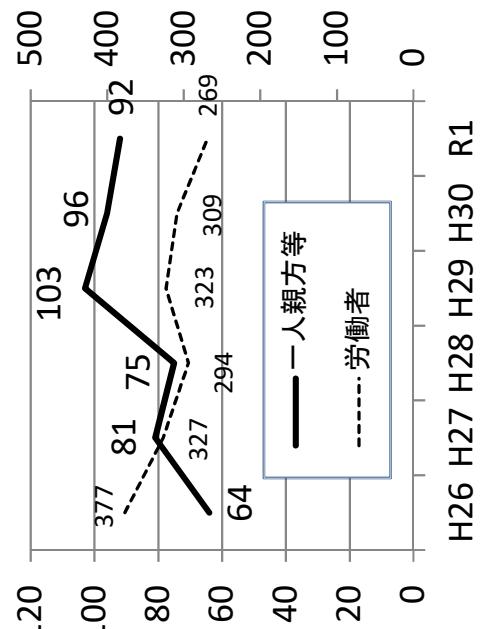
事業概要

- 一人親方等に対する安全衛生対策に係るパンフレットの作成。
□ 一人親方等を使用する事業者に対する留意事項をまとめたパンフレットの作成。
- 一人親方等に対する、安全衛生教育を実施する(全国6ブロック、各3回、WEB)。
- 一人親方等が入場している現場(主に木建工事を念頭)に対する巡回指導(全国で100人の指導員が年間24日活動)。

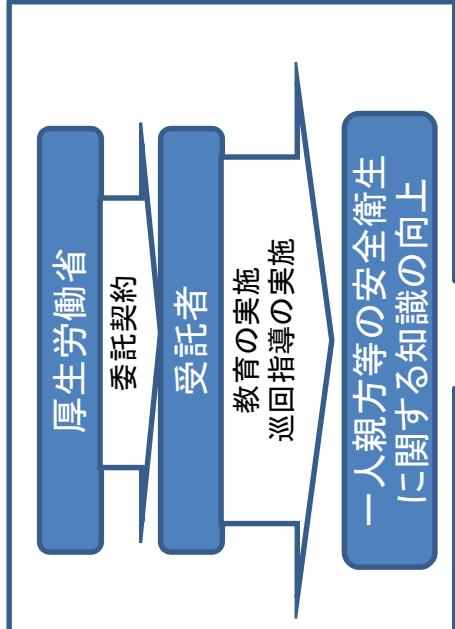
有効性【期待される効果】

- 一人親方等に対し安全衛生に係る知識を付与し、業務災害の防止を図る。

「『一人親方等の死亡災害発生状況』(人)



「事業運営のイメージ」



一人親方を含む建設工事従事者の安全衛生水準の向上

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

必要性【なぜ】

- 震災復旧・復興工事の進展に応じて、公共建築物の建設や大規模宅地造成等本格的なる復旧・復興工事が実施される。
- 公共工事に加えて民間発注の比較的小規模な工事が短期間に大量に行われる。

緊急性【いま】

□ 被災三県の建設業は復旧・復興需要のため活況を呈しており、震災前の平成22年と比較して、労働災害が増加している。

※ 被災三県の建設業における休業4日以上の労働災害の被災者数は、平成22年762人と比較し、平成23年1,084人、平成24年1,264人、平成25年1,231人、平成26年1,223人、平成27年1,087人、平成28年1,116人、平成29年1,008人、平成30年972人、平成31年/令和元年948人と大幅に増加している。特に死亡者数については、平成22年の13人から上昇して以来、20人を割っていない。

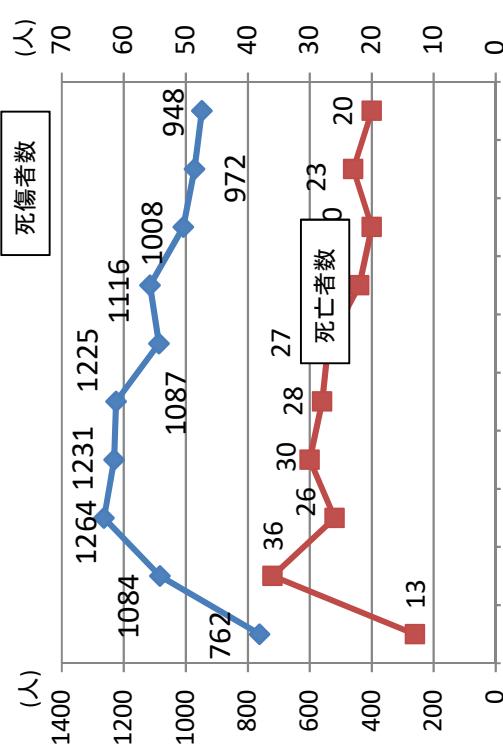
※ 熊本についても、休業4日以上の死傷者数は、平成27年200人と比較し、平成30年335人と大幅に増加している。建設需要の急増により、被災地では、建設作業員のみならず、安全管理担当者の不足が顕在化している。

※ 公共工事の縮減等から建設投資額はピーク時の半分程度を底として、2割以上上昇しているものの、いつたん離れた労働者が戻ってこず、全国的に人材が不足している。

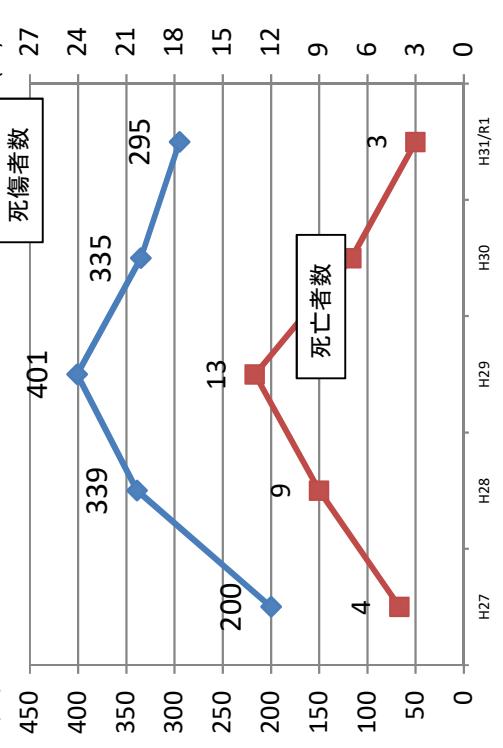
※ 國土強靭化のための土木工事の増加、東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設開連工事等のため建設需要は旺盛で、人材不足に拍車

令和3年度要求額 164,491(183,412)千円

《図1》 東北被災三県の労働災害の推移



《図2》 熊本県の労働災害の推移



施策概要

安全衛生に対する問題に対するための拠点の開設

※ 岩手・宮城・福島、熊本の4県に開設、専門家による各種の支援の拠点とする。

□ 安全衛生専門家による巡回指導

□ 巡回指導時に短時間で実施するワンポイント安全衛生教育の実施(WEB)

□ 安全衛生教育の効果が高い最新の災害事例集による教育支援

□ 新規参入者のほか、中小ゼネコンの管理監督者等の安全衛生の「キーマン」に対する教育・研修の徹底(WEB)

□ 復旧・復興工事における労働災害防止対策等の検討、報告書の作成

**国のリーダーシップのもと、復旧・復興工事の関係者が一體となつて
震災復旧・復興工事における労働災害防止対策に取り組む**

有効性【期待される効果】

雇用問題と表裏一体をなす復旧・復興工事に従事する労働者の安全確保

NO. 6
令和2年度事業番号
31

事業名	高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）、大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援 （事業番号31 第三次産業等労働災害防止対策支援事業）	令和2年度 予算額	令和3年度 予算要求額
		1,795,999(千円)	1,527,033(千円)
担当係	労働基準局局安全衛生部安全課物流・サービス産業・マネジメント班		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者等		
令和2年度の 事業概要	<p>腰痛による労働災害が多発している社会福祉施設及び陸上貨物運送事業を対象に腰痛予防教育・対策の講習会を実施する。また、小売業等における労働災害を防止するため、経営トップ（多店舗展開企業等）を対象としたトップセミナー等を行う。</p> <p>また、中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するため、助成金を創設するとともに、高年齢者の特性に配慮した独創的・先進的な取組を検証し、検証結果を公表する。</p> <p>さらに、外国人労働者の労働災害を防止するため、視聴覚教材やVR技術を活用した非言語教育教材、技能講習補助教材の開発等を行う。</p>		
令和3年度から 新たに 実施したい内容	<p><高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）></p> <p>高年齢労働者の安全衛生管理に関する支援について、特に、高年齢労働者の比率が高く、労働災害が増加傾向にあって対策の推進が必要な業種（社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店）を重点対象業種として取り組む。</p> <p><大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援></p> <p>第三次産業の労災防止に関して広告媒体を活用した広報を行う。加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い推進されるテレワーク等の安全衛生対策や、IoT技術を活用した安全衛生活動に応じた安全衛生対策の実態調査を行う。</p>		
事業の必要性	<p><高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）></p> <p>我が国においては、少子・高齢化の進展に加えて、高年齢者雇用安定法により65歳までの高年齢者雇用確保措置が義務づけられ、令和3年4月には70歳までの措置の努力義務化が予定されるなどにより、労働者の高齢化が一層進むものと予測されている。全世代型社会保障検討会議中間報告においても「労働災害防止や健康確保の観点から対策を講じ、高齢者が安心して安全に働く職場環境の構築を支援する。」と言及及されている。</p> <p>高齢者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入や予防的観点からの労働者の筋力強化等の身体機能向上のための健康づくり等を促すとともに、高年齢労働者の安全衛生確保対策に取り組む中小企業等を支援することにより、高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の実現を促進する必要がある。</p> <p><大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援></p> <p>第三次産業の労働災害は増加傾向にあり、1年間に発生する休業4日以上の労働災害約12万件のうち、その5割近い災害が第三次産業において発生しており、第13次労働災害防止計画においても小売業・社会福祉施設等の労働災害の減少目標（死傷年千人率5%減）が掲げられている。</p> <p>このため、第三次産業に対する意識付けのための広報の実施、事業場の安全担当者の配置促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も相まって、第三次産業を中心に行っている働き方の多様化に対応した安全衛生対策について実態調査を行い、ヒアリング等を通じて、テレワークを行う場合、IoT技術を活用した安全衛生活動を行う場合のそれそれに応じた安全衛生対策の状況をとりまとめることにより、労働災害防止対策を推進することが必要である。また、労働安全衛生マネジメントシステム指針（令和元年7月改正）を周知し、取組が進んでいない第三次産業を中心に、その普及を図る必要がある。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p><高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）></p> <p>高年齢労働者の活躍促進については、就労条件、職場環境については社会的関心も高い中で、これら高年齢労働者の安全衛生を確保し、高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備を進めることは、事業者による労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業を行う必要がある。</p> <p><大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援></p> <p>第三次産業の労働災害は増加傾向にあり、第13次労働災害防止計画においても労働災害防止の重点業種となっていることから、取組が進んでいない第三次産業における安全担当者の配置促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う働き方の多様化に対応した安全衛生対策について実態調査を行うことは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業を行う必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	ガイドラインの周知を行う講習会のオンライン化や、安全衛生教育マニュアル等の開発等の事業を廃止することにより、事業全体として経費削減を行った。		
期待される 施策効果	<p><高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）></p> <p>高年齢労働者が安全で安心して働く職場環境が整備されることは、高年齢労働者を含む全ての労働者の安全衛生水準の向上に繋がることが期待される。</p> <p><大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援></p> <p>第三次産業における労働災害防止への取組の促進が期待される。また、実態調査により必要な安全衛生対策の検討が可能となる。</p>		
その他特記事項	<p>【成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）】</p> <p>高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）】</p> <p>あわせて、サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する。</p>		

高齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）【拡充】

高齢労働者にとって安心して働くことのできる職場環境の整備が必要
60歳以上の高齢労働者の労働災害は、死傷者数、割合ともに増加傾向
(平成30年には全労働者に占める割合が初めて1／4を超えた)



高齢労働者のガイドライン等を踏まえた安全衛生確保対策の取組周知を促進するとともに、
高齢労働者の安全と健康を確保するための独創的・先進的な取組について把握し、併せて、
企業等における自主的取組を支援する制度を創設することで、高齢労働者の安全衛生対策を推進。

高齢労働者安全衛生対策の推進

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（令和2年3月）」の周知
- 実証された独創的・先進的な安全衛生対策技術等の普及促進

エイジフレンドリー補助金

- 高齢労働者の安全・健康の確保のために努力する中小企業等の支援
- 先進的な安全衛生対策技術等の普及促進

対象者

60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

- 高齢労働者に優しい機械設備の導入等による腰痛予防
 - 熱中症防止ファン付き作業着の導入
 - 作業場内段差解消のための補修経費
 - 見やすい標識や警報灯の設置経費
 - その他の先進的な安全衛生対策
- 健康確保のための取組に関する経費
- 安全で健康に働くための体力チエックの実施
 - ウエアラブル端末を活用した健康管理システムの利用
 - 健診指導、保健指導等の実施
 - 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動
 - その他の先進的な安全衛生対策
 - 高齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育に係る経費

高齢労働者安全衛生対策実証等事業

- 独創的・先進的な安全衛生対策の把握
- 安全衛生対策としての効果の実証

対象者

独創的・先進的な取組等の開発者等
(自ら実践する中小企業の事業者を含む)
先進的な取組を試験的に導入する事業者（協力者）

具体的な流れ

- 実証申請（技術等の開発者等→受託者）
↓
- 実証対象事業の採択（受託者（専門家委員会））
↓
- 取組の実施（受託者が経費の一部を負担）
↓
- 効果検証（受託者（専門家委員会））
↓
- 結果公表（厚生労働省）
実証試験を実施した安全衛生対策について
実証結果とともに公表・紹介

令和3年度概算要求額
675,690(325,164)千円

【参考】高齢労働者の労働災害発生状況

	平成11年	平成31年／令和元年
全労働者	141,055人	125,611人
60歳以上	21,054人	33,715人
割合	14.9%	26.8%

出所：労働者死傷病報告における休業4日以上の死傷者数

第三次産業をはじめとした働き方の多様化に対応した

安全衛生対策の実態調査【新規】

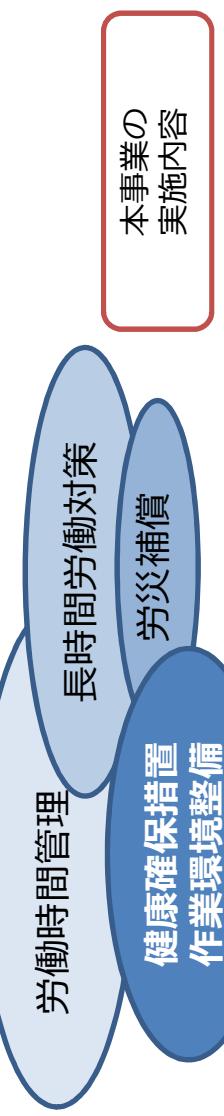
令和3年度要求額 19,945千円

テレワーク等の安全衛生対策

- 情報通信技術を利用した事業場外勤務（テレワーク）の適切な導入及び実施のためのガイドライン策定（平成30年2月22日）
- テレワークのメリット 働く場所や時間を柔軟に活用することが可能
- テレワークの問題や課題 労働時間の管理が難しく、仕事と仕事以外の切り分けが難しい 等
- 労働基準関係法令の適用 テレワークを行う労働者にも労働基準関係法令が適用される

業務を行う場所に応じたテレワーク

①在宅勤務	②サテライトオフィス勤務	③モバイル勤務
-------	--------------	---------



作業環境や施設、設備の安全衛生対策の実態について把握し、今後の対策の検討に活用する

IoT技術を活用した安全衛生活動に応じた 安全衛生対策

IoT (Internet of Things)技術を活用することことで、センサー・カメラで感知したデータをインターネットを介して、人やシステムに伝送することができる。
この仕組みを利用することで、これまで人手に頼っていた、点検などの安全衛生活動を、機器の遠隔操作などによって行える可能性がある。

また、人の健康状態をリアルタイムで把握することにも使うことができる。
生産管理の面からの活用も期待される。



IoT技術を活用した安全衛生活動の実態について、具体的な機器等の利用方法、仕組み、課題等を把握し、今後の対策の検討に活用する

N O. 7
令和2年度事業番号
33

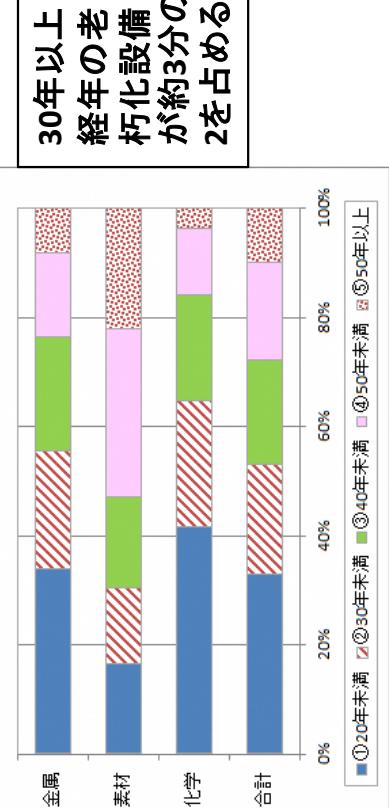
事業名	(事業番号33 機械等の災害防止対策費) スマート保安の推進に対応した労働安全対策	令和2年度 予算額	令和3年度 予算要求額
		818,752(千円)	522,824(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課機械班		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者等		
令和2年度の 事業概要	生産設備の老朽化や自律的に作業を行う機械について実態調査及び安全対策の検討や、防爆構造電気機械器具等の型式検定対象機械等について、輸入機械等を中心に市場に流通している機械等の買取試験を行う。		
令和3年度から 新たに 実施したい内容	<p>1. 安全管理の優れた石油・化学プラント等を対象として、以下について検討する。 ①ボイラー等の性能検査へのCBM及び自主検査の導入の条件 ②これらを導入した場合における可能となる開放検査周期 ③CBM及び自主保安が適切に実施されていることの確認方法</p> <p>2. 石油・化学プラントに設置されたボイラー等の性能検査に、ドローン等を用いた遠隔検査を導入することについて、技術的な問題点・課題等を洗い出すとともに、遠隔検査の導入に係る基準等を検討する。</p>		
事業の必要性	<p>石油・化学プラント等において、設備の老朽化やベテラン人材の引退・採用難等に伴う人材不足（知識・技能の不足）等が問題となる中で、IoTやビッグデータ等の新たな技術等を活用した保安力の維持・向上、いわゆるスマート保安の取組みが進められている。</p> <p>ボイラーについては、状態に基づく管理（CBM：Condition based Maintenance）及び自主検査の導入、遠隔検査の導入等に係る要望があるほか、今般、成長戦略（令和2年7月17日閣議決定）において、スマート保安の精緻化、具体的には、ボイラー等に義務付けられている性能検査に、CBM及び自主検査の導入に向けて検討すること等が盛り込まれた。このため、ボイラー等を対象とする性能検査へのCBM及び自主検査の導入、②性能検査への遠隔検査の導入について、導入のための条件や導入時の検査等の在り方について検討する必要がある。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は、ボイラー等に係る性能検査におけるスマート保安の導入を推進することで、労働者の安全確保を図ることを目的とするものである。よって労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	生産設備の老朽化や自律的に作業を行う機械について実態調査及び安全対策の検討に係る事業を廃止し、また、事業実施に際し検討会の開催や実地調査の実施が必要であるが、想定する検討会回数や実地調査件数を必要最小限に留めることで、必要経費を最低限に抑えた。		
期待される 施策効果	ボイラー等の性能検査へIoT等の新技術の導入が促進されることで、事業者の経済活動を阻害することなく、労働者の安全確保のために必要な方策を講ずることができると期待される。		
その他特記事項	<p>【成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）】</p> <p>労働安全衛生法の規制対象であるボイラーについて、2020年度中に、開放検査周期を最長12年に延長し、検査周期を設備の状態により管理する手法（CBM）や事業者による自主的な検査を導入した場合の課題を洗い出すとともに、2021年を目途に規制の見直しに係る基本方針を策定する。</p> <p>また、労働安全衛生法上の電子機器等の活用に関する防爆規制について、2020年度中に、対象となる危険エリアの判断基準を明確化し、防爆規制の将来の在り方について課題を洗い出すとともに、2021年を目途に規制の見直しに係る基本方針を策定する。</p>		

スマート保安の推進に対する労働安全対策（新規）

令和3年度要求額 35,808千円

石油・化学プラント等において、設備の老朽化、ベテラン人材の退職等に伴う人材不足等が課題

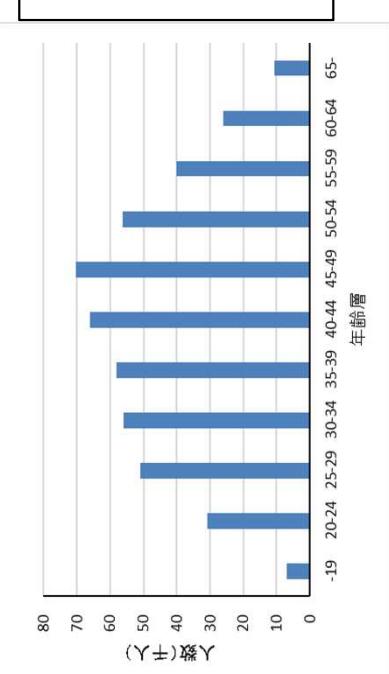
＜設備の老朽化＞



「平成30年度老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業」

雇用動向調査 就業形態、産業(中分類)、性、年齢階級別常用労働者数
(平成30年6月末日現在)(化學工業、石油製品・石炭製品製造業)

＜人材不足＞



45歳以上が全体の半数近く占め、2030年以降に定年退職を迎える。

これら課題に対応するため IoTやドローン等 新技術による保安装力の向上【スマート保安の推進】が必要

スマート保安推進のため、石油・化学プラント設置のボイラー等に係る性能検査※1の見直しが必要

スマート保安推進のため、石油・化学プラント設置のボイラー等に係る性能検査※1の見直しが必要
新型コロナウイルス感染症防止にも有効(外出・移動の抑制、三密防止)

ボイラー等に係る性能検査について以下を検討（事業概要）

(1) 性能検査へのCBM※2及び自主検査の導入

- ①ボイラー等の性能検査へのCBM及び自主検査の導入の条件
- ②これらを導入した場合における可能となる開放検査周期（※設備の連続運転が可能となる期間）
- ③CBM及び自主保安が適切に実施されていることの確認方法

(2) 性能検査への遠隔検査の導入

- ①ドローン等を用いた遠隔検査の導入における技術的な問題点等の洗出し
- ②遠隔検査の導入基準

※1 一定規模以上のボイラー等に義務付けられる定期検査(原則1年ごと)。大臣の登録を受けた登録性能検査機関が実施する性能検査を受けることが必要。

※2 一定の期間(インターバル)を設けて定期検査を実施するような、時間に基づく管理(TBM: Time based maintenance)ではなく、設備の状態を常時管理する等により必要が生じた時点で検査を実施するような、状態に基づく管理(CBM: Condition based maintenance)のこと

N.O. 8
令和2年度事業番号
34

事業名	(事業番号34 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費) 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	令和2年度 予算額	令和3年度 予算要求額
		444,875(千円)	497,601(千円)
担当係	労働基準局監督課特定分野労働条件対策係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	国、民間事業者		
令和2年度の 事業概要	都道府県労働局及び労働基準監督署等に外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。		
令和3年度から 新たに 実施したい内容	新型コロナウイルスの感染拡大による経済雇用情勢への影響は非常に大きく、外国人労働者に関する相談が増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くと予測されることから、外国人労働者労働条件相談員の増員を行う。		
事業の必要性	新型コロナウイルスの感染拡大による経済雇用情勢への影響は非常に大きく、外国人労働者に関する解雇・雇止め、休業手当、休暇・休日、賃金不払といった相談が増加傾向にあり、今後も増加することが予測されるため。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	外国人労働者からの相談対応を充実させることにより、孤立しがちな日本語による相談が困難な外国人労働者に適切なサポートを行うことが可能となることから、メンタルヘルス対策等に資することになり、労働者の安全衛生を確保することが可能であるため。		
事業全体の 経費削減内容	外国人労働者労働条件相談員の増員により人件費が増加することにはなるが、一方で紙による広報やリーフレット作成を削減し、HPIによる多言語パンフレットの掲載充実等を行う。		
期待される 施策効果	日本語による相談が困難な外国人労働者へのサポートの充実		
その他特記事項			

外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制等の充実【拡充】

概要

- 近年、日本国内で働く外国人労働者数は年々増加しており、平成24年に約68万2千人であったところ、令和元年には約166万となり、約2.4倍となっている。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」において、令和2年7月に設置した外国人在留支援センターでは外国人からの相談対応を行うとともに、入居機関等と連携・協力して対応することや、「外国人労働者相談センター」、同相談コーナーに来訪できない労働者向けの「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の開庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて14か国語による相談対応の確実な運営の実施を図ることとされており、これらに対応していく必要がある。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により外国人労働者に関する相談が増加傾向にあるため、体制の充実が必要である。



外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制等の充実 令和3年度概算要求額 1, 361, 216(1, 917, 107)千円

(1) 外国人労働者労働条件相談員の配置等【拡充】

外国人労働者からの相談対応のための相談員を12人増員（72人→84人）するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署等に配置する。また、外国人労働者相談コーナーに来訪できない労働者向けに、外国人労働者相談ダイヤルを設置する。

(2) 労働条件相談ほっとラインの設置

フリーダイヤル電話相談を設置し、監督署が開庁している夜間・休日に外国人労働者等からの相談を母国語で受け付ける。

(3) 外国人在留支援センターの運営のための経費

令和2年7月に開設した外国人共生に関する各機関の関係部門を集約させた拠点（外国人在留支援センター）の運営経費。

(4) 外国人労働者安全衛生確保対策

安全衛生教育用視聴覚教材の作成、VR技術を活用した非言語教育教材を開発する。

(5) 事業場に対する指導等のための経費等

687, 282 (1, 250, 994)千円

72, 366 (72, 364)千円

N.O. 9
令和2年度事業番号
35

事業名	(事業番号35 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等) 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	令和2年度 予算額	令和3年度 予算要求額
		153,997(千円)	160,739(千円)
担当係	労働基準局労働条件政策課法規第二係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間団体		
令和2年度の 事業概要	①トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成および令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充 ②自動車運転者の労働時間等に係る実態調査を実施するため、実態調査検討会の開催及び調査の実施		
令和3年度から 新たに 実施したい内容	国民とトラック運転者を対象としたトラック運送業の労働時間等に係る問題解決につながる共創のプロセスも含んだ意見交換会を開催し、協力する運送事業者に意見交換会を踏まえた取組への支援を行い、成果を普及する。		
事業の必要性	トラック運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、これらの背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があり、対策が必要である。また、令和6年度からの自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に向け、労働時間改善のための環境整備を一層強力に推進することが求められることから、改善に向けた機運を醸成するため、本事業において、国民とトラック運転者を対象に意見交換会を実施し、その結果を踏まえた運送事業者への取組への支援等を行う必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業において、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について荷主等への周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進し、トラック運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから、「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	動画と異なる周知用コンテンツを新規作成予定のため動画作成に係る経費を令和2年度限りとした。		
期待される 施策効果	トラック運送事業者及び荷主が抱える課題を明らかにし、その改善策を周知することを通じて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進するものであり、過重労働による健康障害の防止に寄与することが期待される。		
その他特記事項			

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

令和3年度要求額 153,732(146,990)千円

趣旨・目的

- 自動車運転者は

- ①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある。
 - ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最もも多い職種となっている。
- ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題

<長時間労働の背景>

トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり
<長時間労働は正には、荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。

働き方改革実行計画

(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)

自動車の運送業務については、・・・5年後の施行に向け、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。

<これまでの取組>

平成28～29年度 実証実験（ハイロット事業）を実施

荷主とトラック運送事業者を対象としたガイドラインを作成、
労働時間短縮に向けたコンサルティングを実施
ガイドライン等の周知セミナーを全国開催、ポータルサイトを開設
【事業の対象をトラック運送者から自動車運送者全体に拡大】

荷主向け周知用動画の作成・ポータルサイトの内容拡充（トラック自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシーの各分野）の労働時間等に係る実態把握を実施

令和3年度の事業内容

(1)荷主間の協力による取組促進、国民からのアイデア収集・理解促進

- トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組による取組に係る実態把握
- コンテンツ作成
- トラック運送業の労働時間等に係る問題解決につながる共創のプロセスも含んだ意見交換会を国民（消費者；荷主企業勤務者等を想定）とトラック運送者を対象に開催→協力する運送事業者に意見交換会を踏まえた取組への支援を実施し、成果を普及
- ポータルサイトの継続運用・内容拡充・周知広報

(2)自動車運転者の労働時間に係る実態把握

- 引き続き、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシーの各分野）の労働時間等に係る実態把握を実施
- 令和2年度事業で実施した実態把握結果と比較することで、新型コロナウイルス感染症が自動車運転者の労働時間や勤務状況に与えた影響を把握し、分析

令和6年度の時間外労働の上限規制適用に向けて、自動車運転者の労働時間の実態を踏まえた上で、荷主等の取引先と、自動車運転者を使用する事業者の双方が自動車運転者の労働時間改善に協力して取り組む気運を醸成するための取組を継続。

N O .	10
令和2年度事業番号	
37	

事業名	(事業番号37 女性就業支援・母性健康管理等対策費) 女性就業支援・母性健康管理等対策費	令和2年度 予算額	令和3年度 予算要求額
		655,783(千円)	696,611(千円)
担当係	雇用機会均等課政策係、雇用機会均等課母性健康管理係、総務課総務係、総務課労働紛争処理業務室		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、（一財）女性労働協会		
令和2年度の 事業概要	①女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。 ②全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。 ③雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーの職員（非常勤職員を含む）が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グループウェアやメール等を利用するための利用料を負担。		
令和3年度から 新たに 実施したい内容	①産業保健スタッフ等への研修会の開催、母性健康管理サイト等による周知・啓発の拡充。 ②拡充していない。 ③雇用均等行政情報システムの後継システムとなる「雇用環境・均等行政情報システム」の令和4年1月の業務運用開始に向けて、運用・保守等経費を新たに要求・実施。		
事業の必要性	①母性健康管理措置の認知度を高めるため。 ②雇用均等業務に関しては「雇用均等行政情報システム」により平成11年度よりシステム化されたものの、都道府県労働局管内の全事業場を網羅しおらず、システム化に対応していない作業（進捗管理、報告集計等）が存在。また、検索機能や集計機能の利便性やパフォーマンスが低く、高度化・複雑化した事案に的確に対応することが求められる中、必要な情報に効率的かつ迅速にアクセスできない状況にある。さらに、個別労働紛争解決業務及び使用者による障害者虐待防止業務についてはシステム化がなされておらず、日々の相談に対する進捗管理、毎年の集計業務並びに集積データの分析等を全て手作業で実施している。一方、相談件数は高止まりの状況にあり、1人当たりの業務量も法施行当時と比べて増大し、労働行政の運営にも支障が生じている現状を踏まえると、業務の円滑化・効率化のためのシステム化が急務である。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	1 女性労働者健康管理等対策費 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性的健康管理指導等を実施し、もって労働災害等の防止を図る。女性労働者及び事業主等に対して情報提供・周知啓発を実施する本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に妊娠中の健康管理指導等を実施することにより、法に基づく事業主の義務である母性健康管理措置が事業所内で適切に行われ、もって労働災害防止等を図るものであるから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。 2 女性就業支援全国展開事業 女性就業支援センター等において、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境を全国的に整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性の健康保持増進のための支援施策が効果的、効率的に実施され、充実を図ることを目的とする。国全体で女性労働者等の健康保持増進のための支援策を充実させ、また支援策に関するノウハウ・情報を提供することは、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 3 雇用均等行政情報化推進経費 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務について、迅速かつ正確な事務処理を行い、各種業務処理の効率化及び高度化を図る。行政指導等の記録を適正に管理し迅速かつ正確な事務処理を行うことで、効果的な行政運営を行う事が可能となり、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	①母性健康管理サイトの管理・運営や広報の経費を見直し、一部削減。 ②女性就業支援全国展開事業については、情報提供の一環として実施している資料室運営の人員体制を見直し、削減。 ③令和2年度以前に議決された整備経費に係る国庫債務負担行為については、仕様の精査により抑えられた金額を令和3年度予算として歳出化するなど要求額を削減。		
期待される 施策効果	①男女雇用機会均等法に基づく事業主の義務である母性健康管理措置が、事業所内で適切に講じられることにより、女性労働者が健康を保持し、その能力を発揮できる職場環境の整備に寄与する。 ②女性就業支援全国展開事業については、働く女性が就業意欲を失うことなく健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境の整備に寄与する。 ③都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における雇用環境・均等行政関係業務を効率化及び高度化。		
その他特記事項			

令和3年度

母性健康管理推進支援事業

(委託事業)

令和3年度要求額 49,114千円
令和2年度予算額 35,322千円

専門委員会の開催

働く健康管理にかかる専門委員会を運営し、女性の妊娠・出産に関する研修の内容や研修で使用する教材の検討、感染症と妊娠の関係や対策を含めた企業における母性健康管理措置を講ずるにあたつての効果的な方法等を内容とするガイドブックや女性労働者向けのリーフレット等の内容を検討する。

年5回開催。

産業保健スタッフ等への研修会の開催

② 働く女性の妊娠・出産時における心身の状況、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置制度やその効果的な実施方法及び母性健康管理指導事項連絡力ードの改正内容等の母性健康管理に関する知識を付与する回、産業保健スタッフ、企業の人事労務管理担当者等を対象とした研修会を開催する。

全国で10回開催。

母性健康管理サイト等による周知・啓発

- ◎ 企業や働く女性にに対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイトを運営する。
(令和元年度アクセス件数:335万件)

サイトの内容

- ・妊娠中の諸症状についての解説、母性健康管理の規定例などについて紹介

- ・母性健康管理の取組事例を掲載

- ・妊娠初期から育児の中までの働く女性のための法律や制度などを紹介

- ・母性健康管理に関するよくある質問と回答(Q&A)を掲載

- ・メールによる相談の受付 等

- PC・スマートフォンサイト:

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

- ◎ 専門委員会の検討結果を踏まえた企業向け、女性労働者向けの周知・啓発資料を作成・配布。

ポスター 7,600部 ガイドブック 30,000部
リーフレット(サイト広報を兼ねる) 472,000部

(参考) 法制度について

労働基準法(母性保護)

産前は女性が請求した場合に6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後は8週間、女性を就業させなければならない。(第65条第1項、第2項)
妊娠中の女性が請求した場合は、他の軽易な業務に換えなければならない。(第65条第3項)
妊娠婦等については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。(第64条の3)
生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々とも30分の育児時間を請求することができる。(第67条)

男女雇用機会均等法(母性健康管理)

事業主は、女性労働者が妊娠産婦のための健診等の受診のために必要な時間を確保することができるようにならなければならない。(第12条)
事業主は、女性労働者が健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。(第13条)

女性就業支援全国展開事業

令和3年度要求額： 78,306千円
令和2年度予算額： 83,739千円

＜現状＞ 女性の活躍推進は現政権の最重要施策のひとつであるが、女性管理職比率は依然として低水準となつております。 固定的性別役割分担意識の払拭・職場風土の改革、子育て・介護・治療との両立など、様々な課題が存在。

例

妊娠・出産を機に約5割の女性が離職

勤続年数や賃金の男女差

こうした中、全国の女性関連施設（自治体、男女共同参画センター等）、事業主団体、労働組合、女性団体等においては支援策を講じているが、

- 事業運営の内容・手法等についてノウハウが不足（事業のニーズ把握、効果的な企画立案、セミナーの企画・講師の選定、周知広報、フォローアップ等）
- 地域によって、情報量や取組内容にばらつきがある等の課題を抱えている。

全国的な底上げの必要性

3年度は

以下の分野について、重点的に取組を推進する。

- 固定的性別役割分担意識にとらわれないキャリア選択の支援を通じ、女性の管理職登用や理系・技術職等、女性の少ない分野における女性の活躍を推進。
- 子育て・介護・治療との両立の課題への対応、職場での取組を促進。
- 働く女性の健康支援のための企業の取組や女性労働者へのヘルスリテラシーを促進。

＜女性関連施設等への具体的な働きかけ＞

事業運営の相談への対応	支援プログラムの提供	講師派遣
事業運営、セミナー企画等に対する相談対応	相談対応やアンケート調査から把握したニーズに基づく、施設等の支援プログラムの提供	女性労働に関する制度や統計情報、女性の活躍状況、女性が健康で働くことができるセミナーや職員研修についての講師派遣

情報提供

女性労働に関する制度や統計情報、女性の活躍状況、女性が健康で働くことができるセミナーを本事業のサイトで情報提供。

→ 女性関連施設等による 働く女性・働きたい女性への就業支援

政策、制度概要

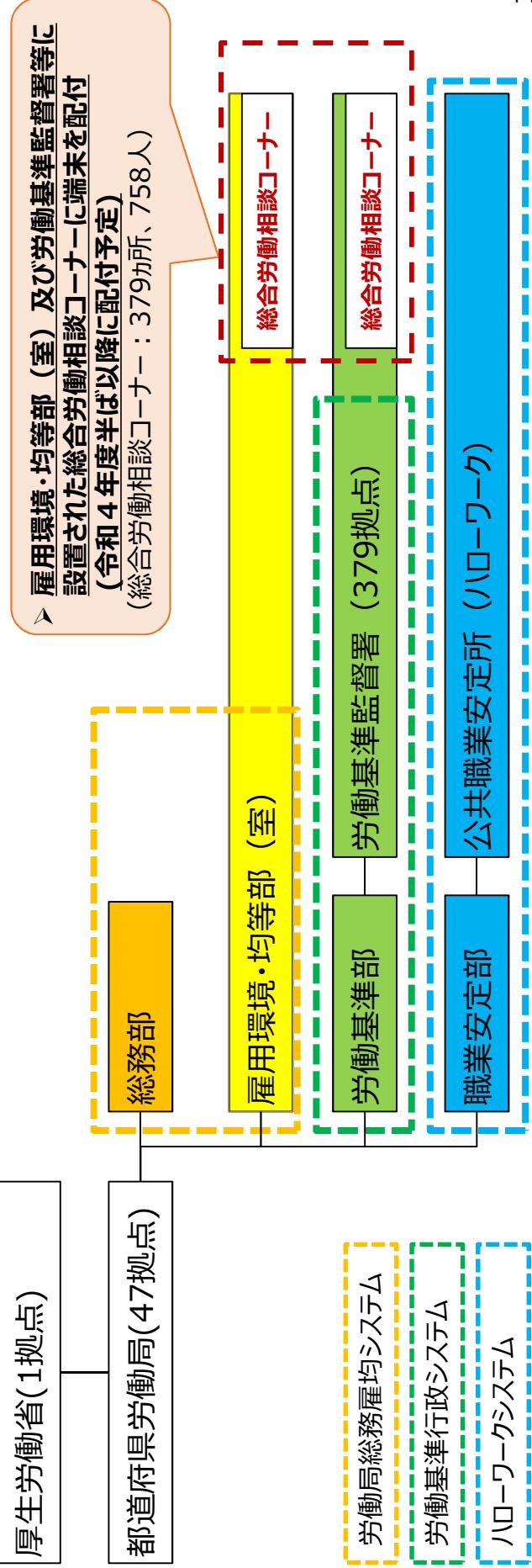
- 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で行う、職場における男女差別、仕事と育児・介護の両立、パートタイム労働者と正社員の均衡待遇確保、女性の活躍促進の問題等に関する、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務について、迅速かつ正確な事務処理を行うために、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における各種業務処理の効率化及び高度化を図る。

対象業務

- 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）の職員（非常勤職員を含む）が業務に使用する「労働局総務雇用システム」の端末等の賃貸借及びグループウェアやメール等の機能の利用、並びに、所管の法律に基づく行政指導の記録等を登録しデータベース管理するための「事業場台帳管理機能」の運用を行う。

新雇用システムを構築し、総合労働相談コーナーで対応している、年間100万件超の労働相談に係る情報管理のシステム化を実現する。

主な関係者と役割

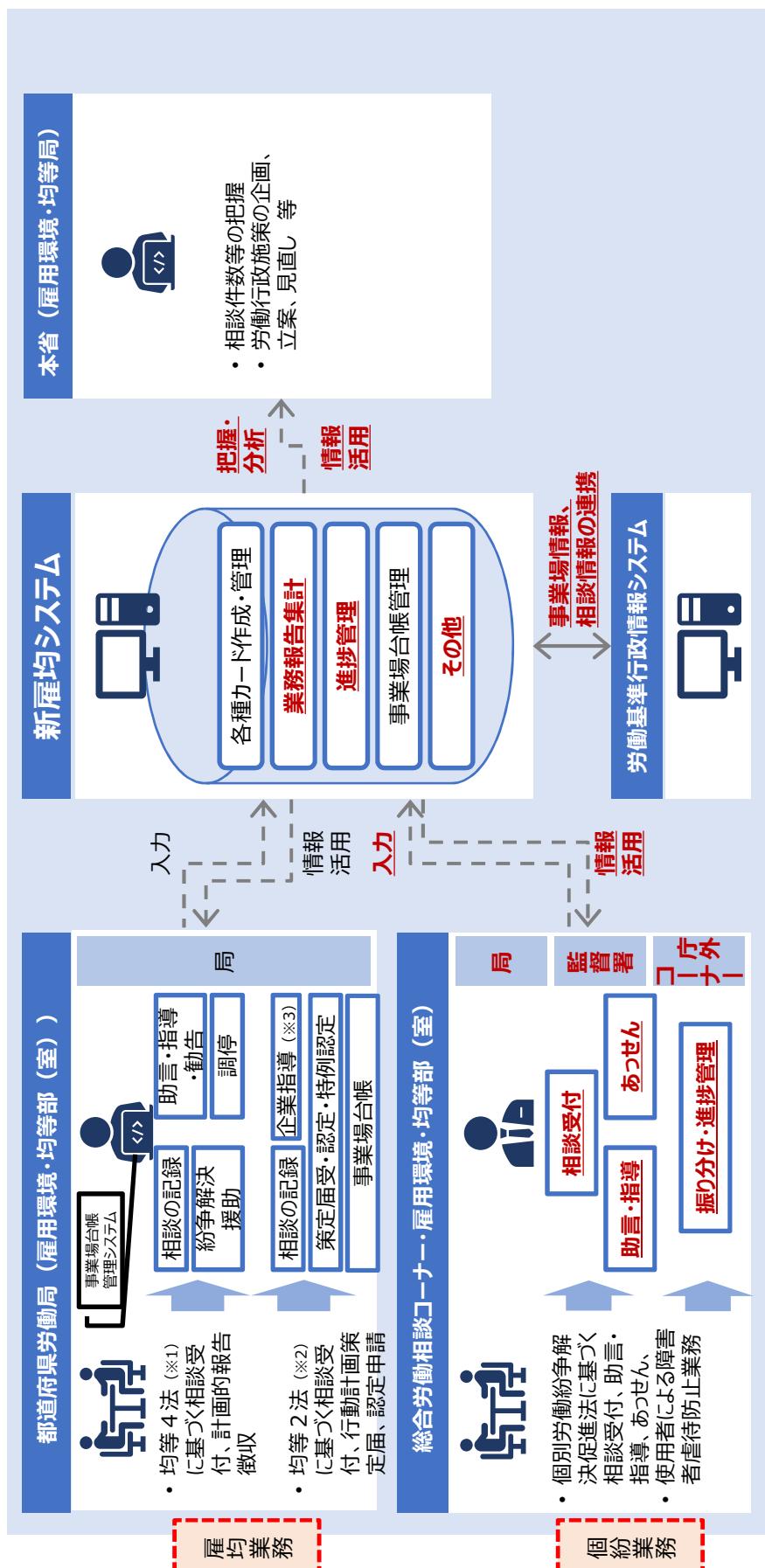


2. 業務概要（次期想定）

＜雇用環境・均等行政情報システム＞

改善方針

- ① 令和2年度において、現行システムの機能として、労働局内の企業情報を連携させること等により、都道府県労働局管内の全事業場の雇用管理等に係る情報の整備や各企業に対する助言、指導等の進歩管理を行う（現行システムの刷新）とともに、個別労働紛争解決業務のシステム化）。
- ② 新雇用システムの円滑な運用を目的に、業務機能の運用・保守体制を整備する。



N O. 11
令和2年度事業番号
42

事業名	(事業番号42 産業医学振興経費) 災害産業保健センター（仮称）の設置、高年齢労働者産業保健研究センター（仮称）の設置	令和2年度 予算額	令和3年度 予算要求額
		6,296,456(千円)	6,755,704(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室団体監理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	公益財団法人産業医学振興財団、学校法人産業医科大学		
令和2年度の 事業概要	<p>①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供</p>		
令和3年度から 新たに 実施したい内容	<p><産業医科大学：災害産業保健センター（仮称）の設置> これまで対応してきた東日本大震災や熊本地震における医療支援、福島原発復旧作業員への健康管理等における知見の分析整理、新たに発生する災害、労災事故等における情報収集、分析等を行い、危機発生時の適切な対応やマニュアル等を作成する。 また、これらの知見を学生への教育に活用するほか、研修等を実施して全国各地で活躍する産業保健スタッフへ提供し、産業保健的な活動を推進する。</p> <p><産業医科大学：高年齢労働者産業保健研究センター（仮称）の設置> 今後も高齢化が進み、高年齢労働者が増えていく日本の産業構造の中で、新たな課題に対応した対策の具体化が必要になる。例えば、ガイドラインに示されている企業側が行う職場環境改善だけでなく、医学的見地から、高年齢労働者個人ごとに身体的機能を評価する指標や就業補助具の開発などを行うことにより、産業医がその指標に基づいて個々の高年齢労働者の就業適正を評価し、きめ細かな就業支援ができるようになる。研究により得られた知見を大学教育のカリキュラムに取り込むことで、質の高い産業医学生を早期に育成し、高齢化社会に即応する産業医を輩出する。</p>		
事業の必要性	<p><産業医科大学：災害産業保健センター（仮称）の設置> 近年、震災、台風豪雨、大規模事故等の災害が多発しているが、復旧に当たる労働者は限られており、当該労働者は、自身や家族の被災という事情を抱えながら、精神的にも負荷がかかった状態で過重労働を強いられる。このような労働者に対しては、特に産業医や産業保健による支援が必要であるところ、現在、災害時の産業保健的な支援のマニュアルや災害時における産業医等の対応・役割が整備された知見はほとんどなく、災害時対応の事例収集・分析や、災害産業保健に対応できる産業医・産業保健スタッフ育成等が急務である。 災害対応の分析は、東日本大震災における医療支援や東電福島原発復旧作業員への健康管理などの実績を豊富に有する産業医科大学が実施することが適当であり、得られた知見を産業医等へ付与することについても、同大学の有する教育機能を活用することが効率的である。</p> <p><産業医科大学：高年齢労働者産業保健研究センター（仮称）の設置> エイジフレンドリーガイドラインが策定されるなど、高年齢労働者の施策が打ち出されているところであるが、健康状況と労働災害との関係の他、身体機能の衰えとの関連を含め、就業している高齢者の男女別の身体機能・運動機能、労働災害の発生状況、対策の実態についてさらなる調査研究が必要であるとされている。 産業現場における高年齢者個々の身体機能等に関する研究に当たっては、企業に在籍する産業医等からの情報が欠かせないことから、全国の企業に卒業生の産業医を多数輩出している産業医科大学において具体的な高年齢労働者に対する研究を行うことが最も効率的かつ効果的である。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	どちらの事業においても、職場での労働者の健康確保の充実を図るものであり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであることから、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	令和3年度の施設整備費（国債）の後年度負担増により、産業医学振興経費全体として増額となっているが、産業医学振興財団の事業運営費や産業医科大学運営費を前年度比7%削減している。		
期待される 施策効果	時代の潮流にあった研究を行うことにより、資質の高い産業医の育成、労働者の健康確保の充実を図られる。		
その他特記事項			

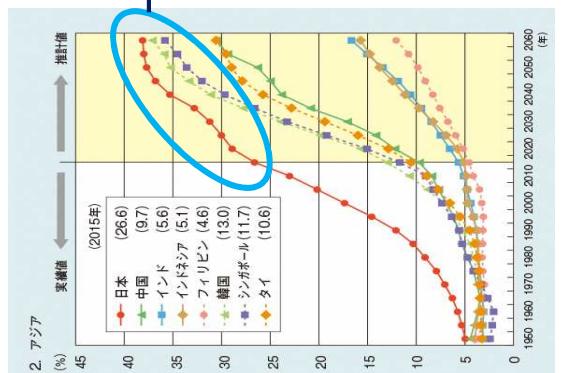
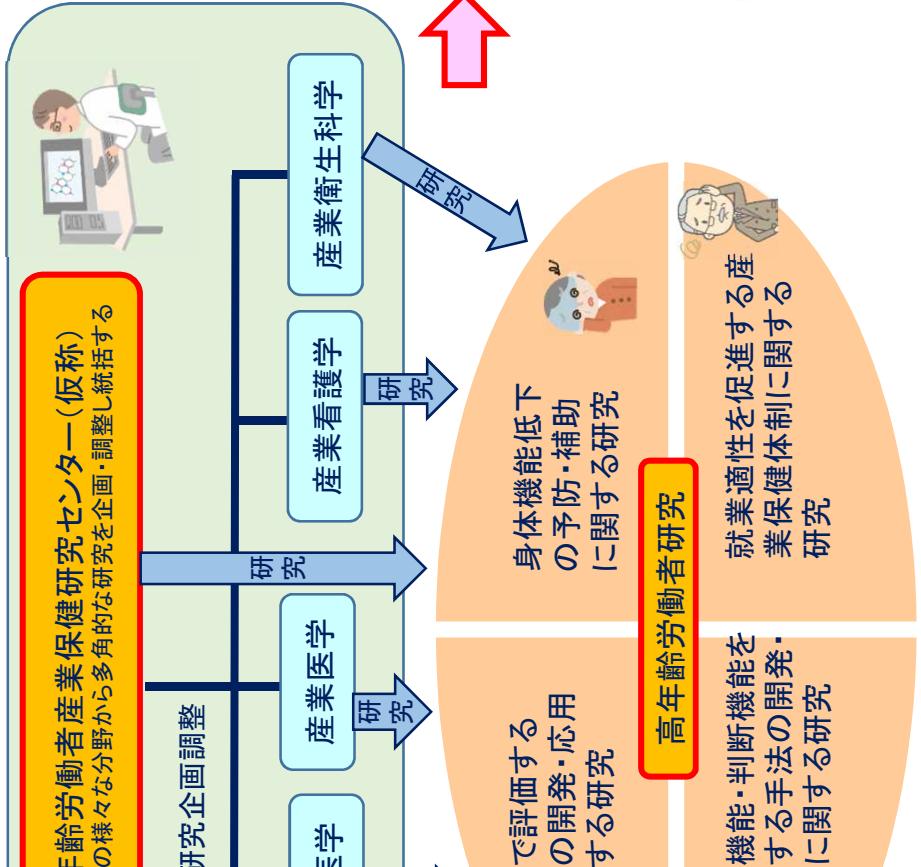
高齢労働者産業保健研究センター(仮称)の設置

今般の高齢労働者雇用安定法等の改正により、65歳から70歳までの高齢者の就業率が企業の努力義務になるなど、高齢者の労働力は社会にも不可欠となつた一方で、高齢者の労働災害発生率は相対的に高く、今後も高齢化に伴い労働災害の防止が重要な課題となつてゐる。

産業医科大学は、職場環境の改善や労働者の健保持増進により就業への適性を高め、労働災害を予防する産業医学の研究と教育を有する唯一の大学であり、健康の保持増進や安全衛生教育、労働災害防止といった高齢者特有の課題を集積し、事業者・労働者の両面から働く高齢者の特性に的確に対応したエイジフレンドリーな職場の実現に寄与するため、学長直下に総合的な研究企画調整機能を有したセンターを設置し、高齢労働者に特化した職場環境の整備促進等の横断的な研究を統括及び実施することに、学部教育・卒後教育を充実させ、産業現場における高齢労働者の就業を支援する。

アジアの中でも高齢化率が圧倒的に高く、産業構造の変化や生涯現役社会の実現どいつた将来が待ち受けける。

○学内の様々な分野から多角的な研究を企画・調整・実施する
高年齢労働者産業保健研究センター(仮称)



【高齢化の国際的動向:平成30年版高齢社会白書より】

災害産業保健センター(仮称)の設置

天災や事故、疫病等の災害発生後、重要な業務の早期回復や事業活動再開のためBCP(事業継続計画)に基づき、各事業場においてはその労働者が中心となるが、緊迫した中での非常時の業務の連続であり、場合によっては二次災害のリスクが高くなるため、当該労働者への健康障害の防止や安全衛生、心のケア等、災害産業保健対策が必要であるが、研究や調査は進んでいない。産業医科大学はこれまでに東日本大震災における人材派遣や医療支援、福島原発作業員への支援活動等を実施しており、また、全国の事業場に輩出した卒業生産業医からの様々な災害対応に関する経験・知見についても集約・体系化することで、災害発生後の復旧・復興や事業継続に従事する労働者の安全衛生管理体制の構築、健康新たに、卒業生産業医を中心として、災害時ににおける実践的・指導的役割を担う産業医、産業保健専門職の養成を行い、全国規模のネットワークを形成し、災害産業保健教育を実施すると共に、有事の際の対応支援を行う。

【1】災害産業保健センターにおける人材養成モデル

産業医科大学 災害産業保健センター

- 災害産業保健に関する事例収集・分析、教育コンテンツ・マニュアル等の開発。
学部生および卒後修練課程における教育研修の実施。
(③・④人材の育成)
- 災害現場における対応や、研修を通して、災害産業保健のスペシャリストを養成し、災害時の産業保健支援・教育指導ができる層を広げる。
(①・②人材の育成)

- 災害対応経験層
(本学卒業医等)
- 教育済・未経験層
(本学卒修練医)
- 教育層
(本学部生)
- 未教育層
(本学部生)

【2】災害産業保健センターを中心とした全国ネットワークの形成

産業医科大学 災害産業保健センター

- 災害現場における対応や、研修を通して、災害産業保健のスペシャリストを養成し、災害時の産業保健支援・教育指導ができる層を広げる。
(①・②人材の育成)
- ③・④人材の育成により期待される効果
- ③・④人材の育成により期待される効果

- 災害予防
- 災害応急対応
- 災害復興・復旧

- ③・④人材の育成により期待される効果
- ③・④人材の育成により期待される効果
- ③・④人材の育成により期待される効果

【2】の災害産業保健ネットワーク形成と教育の実施により、全国各地の事業場における災害発生の際に、早期からの災害産業保健による支援が可能となり、災害復旧・事業継続にあたる労働者の安全衛生の確保、心身ケア等を実施。

N.O. 12
令和2年度事業番号
44

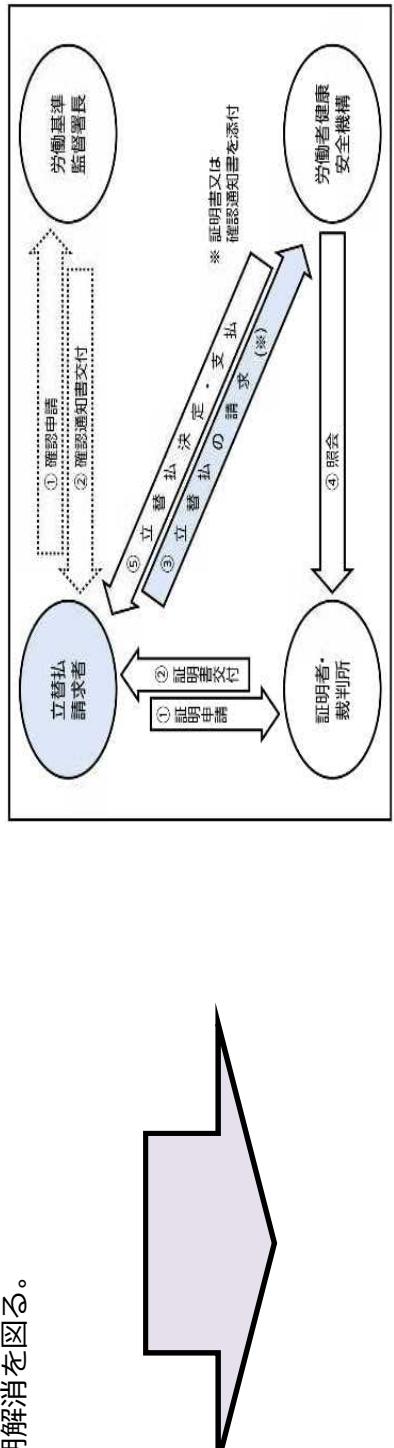
事業名	未払賃金立替払事務実施費	令和2年度 予算額	令和3年度 予算要求額
		7,921,328(千円)	22,192,111(千円)
担当係	労働基準局監督課労働条件確保対策事業係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	(独)労働者健康安全機構、国		
令和2年度の 事業概要	企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金額の一定範囲について国が事業主に代わって立て替える制度である。		
令和3年度から 新たに 実施したい内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業倒産に対応するため、未払賃金立替払制度において立替払いが確実に受けられるよう必要な原資を確保するとともに、立替払実地調査員等の配置による事務処理体制の整備等迅速化のための対策を推進する。		
事業の必要性	企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティネットとして欠くことのできない制度であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業倒産の影響を受けた立替払の増加に対しても確実、迅速に対応を行う必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	賃金の支払は本来、事業主の基本的な責務であることから、未払賃金の立替払事業の費用の負担を一般国民（一般会計）に求めるることは適当ではなく、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいことから、未払賃金の立替払事業は、社会復帰促進等事業として行われる必要がある。		
事業全体の 経費削減内容			
期待される 施策効果	企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対してのセーフティーネットとなる。		
その他特記事項			

未払賃金立替払制度の推進【拡充】

概要

・未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、労働者の請求に基づき、未払賃金の一定範囲のものを政府が事業主に代わって支払う制度であり、労働者とその家族の生活のセーフティネットとして定着。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が増えることが想定される中、セーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施はより一層求められるとことなる。
- ・このような状況を踏まえ、立替払の原資を確保するとともに、引き続き、立替払迅速化のための対策を推進し、労働者とその家族の生活不安の早期解消を図る。



22,238,238 (7,921,328) 千円

未払賃金立替払制度の推進

○ 未払賃金立替払補助金【補助金】 20,900,623 (7,270,801) 千円

- ・労働者へ立替払金の支給事務を行う独立行政法人労働者健康安全機構に対する補助金。

○ 迅速な立替払を行うための対策等 1,337,615 (650,527) 千円

- ・立替払実地調査員等の配置による事務処理体制の整備、労働者健康安全機構における審査体制の整備等。

N.O. 13
令和2年度事業番号
45

事業名	○中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業等 (事業番号45 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)	令和2年度 予算額	令和3年度 予算要求額
		13,173,322(千円)	11,090,350(千円)
担当係	労働基準局 労働条件政策課 労働条件政策課 雇用環境・均等局職業生活両立課 働き方・休み方改善係 雇用環境・均等局雇用機会均等課 母性健康管理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者、都道府県労働局		
令和2年度の 事業概要	<p>① 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 各地域の商工団体に配属されている経営指導員等が、日常の経営指導に加え、労務管理や労働関係助成金の活用等に関する支援を合わせて実施することが企業にとって有益であるため、経営指導員等に対して、労務管理のあり方や助成金活用に関するセミナーを実施する。</p> <p>② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。</p> <p>③ 働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>④ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行なうほか、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、特別休暇等の普及促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。</p> <p>⑤ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 不妊治療と仕事の両立の重要性について社会全体の理解を深めるため、仕事と不妊治療との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けたマニュアル等の周知啓発等を行う。</p>		
令和3年度から 新たに 実施したい内容	<p>③働き方改革推進支援助成金 令和2年4月1日の労働基準法の一部を改正する法律により、賃金台帳等の労働関係に関する書類の保存期間が5年（当面の間3年）にと延長されたことから、「労働時間適正管理推進コース」を新設し、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた事業主に対する支援の実施を行う。</p> <p>⑤不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 事業主等の不妊治療との両立支援の理解を深めるため、事業内容を見直し、事業主向けセミナー等を実施する。</p>		
事業の必要性	<p>働き方改革関連法に係る、中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止（令和5年）、時間外労働の上限規制の適用猶予業種（令和6年）への施行に向けて中小企業が対応するためには、生産性を高め、業務の効率化等による労働時間の短縮を行うとともに、生産性向上の成果を、労働者の賃金改善につなげるために、きめ細やかな相談支援等を行う必要がある。</p> <p>労務管理書類については、紙媒体で管理・保存している事業場も多く、労務管理書類の保存期間の延長に伴い、今後、電子媒体で管理できるようシステム化を図ることが重要と考えられるところであり、これについては改正労基法案に関する衆議院及び参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「中小企業等における記録の電子データ化を支援し、記録の保存等にかかる負担の軽減を図ること。」等とされているところであり、労務・労働時間の適正管理を推進し、生産性の向上を図り、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給することが有効であるため、事業を行う必要がある。</p>		

社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、長時間労働の是正のため、時間外労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主に対して支援を行うことにより、生産性を高め、仕事と生活の調和のとれた働き方を普及させるものであり、その結果、労働者の時間外労働の縮減等につながる上、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクを減少させ、過労死等の防止など労働災害減少に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものである。</p>
事業全体の経費削減内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体で、説明会やシンポジウム等の実施方法を、対面式（集合方式）から、原則リモート方式の開催として、費用の抑制を行った。。 ・②については、派遣専門家の訪問等支援の積算件数について、働き方改革関連法の施行に伴い、昨年度強化した商工団体等への訪問支援等の積算件数の縮減等の見直しを図った。 ・③については、令和2年度の執行実績等を踏まえ、見込み件数及び所要額の見直しを図った。
期待される施策効果	労務・労働時間の適正化を推進することにより、労働者の健康の確保が図られることとなり、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクが減少し、過労死等の防止など労働災害減少に寄与することが期待される。
その他特記事項	

不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業

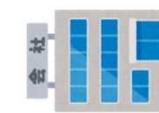


令和3年度 委託事業
令和3年度要求額 29,697千円
令和2年度予算額 23,473千円

趣旨目的

近年不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも約18人に1人となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事の両立ができない、16%の方が退職している。また、国会も含め社会的に、不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備への関心が非常に高まっている。このため、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、当該休暇制度等の導入に取り組む事業主を支援することにより、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を促すこととする。

事業概要



専門家による検討委員会の開催

- ①セミナーの企画・運営に係る検討
- ②セミナー実施後の追跡調査に係る検討(実地ヒアリング・通信調査)
- ③追跡調査結果報告書の作成等

不妊治療を受けやすい休暇制度等導入支援セミナーの実施

・不妊治療と仕事の両立を支援する企業内制度の導入マニュアル(R1年度作成)等を活用するなど、効果的な周知・啓発を行う。
不妊治療を受けやすい休暇制度の導入に興味のある企業等を対象とした
不妊治療を受けやすい休暇制度等導入支援セミナーを実施する。



- ①セミナーの企画・運営に係る検討
- ②セミナー実施後の追跡調査に係る検討(実地ヒアリング・通信調査)
- ③追跡調査結果報告書の作成等

追跡調査(実地ヒアリング・通信)の実施と報告書の作成

・不妊治療を受けやすい休暇制度等導入支援セミナーの参加企業を対象に、セミナー後の休暇制度の導入状況についての追跡調査(実地ヒアリング及び通信調査)を行い、報告書をとりまとめる。

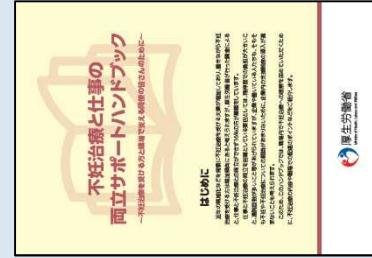
参考

第4次少子化社会対策大綱【R2.5.29閣議決定】

(不妊治療への支援より抜粋)

○不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備

不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。



働き方改革推進支援助成金

令和3年度要求額 6,544,917 (7,292,042) 千円

コース名	助成概要	支給要件	助成率	助成上限額	助成対象	賃金加算
労働時間短縮・年休促進支援コース 要求額 1,452,236千円 (2,614,338千円)	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成	助成対象の取組を行い、以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外労働時間数の縮減 ②特別休暇の整備 ③時間単位の年休の整備	費用の 3/4 を助成	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 合計は 200 万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む) ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等	賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に 15万円～最大150万円 加算
勤務間インターバル導入コース 要求額 1,878,648千円 (2,143,398千円)	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満 : 80 万円 ・11時間以上 : 100 万円		
労働時間適正管理推進コース(新規) 要求額 1,610,057千円 (0千円)	労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成	助成対象の取組を行い、新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定すること。また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること。		上限額 : 50 万円		
団体推進コース 要求額 1,603,976千円 (2,534,306千円)	傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	定額	上限額 : 500 万円	複数地域で構成する事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は 1,000 万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置等

N.O. 14
令和2年度事業番号
47

事業名	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	令和2年度 予算額	令和3年度 予算要求額
		672,650(千円)	755,053(千円)
担当係	労働基準局 労働条件政策課 労働条件確保改善対策室 労働条件改善係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体		
令和2年度の 事業概要	①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」（以下「勤改センター」という。）に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。 ②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。		
令和3年度から 新たに 実施したい内容	勤改センターの従来の役割である相談対応、医療機関の求めに応じた医療労務管理アドバイザーの派遣に加え、時短計画の策定支援を新たに実施するとともに、各都道府県において医療機関を年間を通じて支援することにより、マネジメントシステムの導入・定着を図る特別支援を実施するなど、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組支援を強化する。		
事業の必要性	有識者による「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、令和3年度以降に医療機関が医療勤務環境改善マネジメントシステムに基づき時短計画を策定するにあたり、「勤改センターが医療機関への相談支援を行うこと」が議論されていることを踏まえ、従来の取組に加え、時短計画の策定支援等に対応することが出来る相談支援体制を整備する必要があるため。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。 本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	令和2年度より、仕様書上、都道府県毎の支援回数等を詳細に設定することにより、契約差額及び執行実績との乖離が生じないよう取り組んでおり、令和3年度も引き続き、令和2年度の実績を踏まえつつ、事業の適正な執行に努める。		
期待される 施策効果	医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことが促進される。		
その他特記事項			

医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体会の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

令和3年度要求額 755,053(672,650)千円

医療労務管理支援事業

全国47都道府県の医療勤務環境改善センターに社会保険労務士などの労務管理の専門家（医療労務管理アドバイザー）を配置（※）し、医療機関からの各種相談に応じるとともに、医療機関の求めに応じ、医療労務管理アドバイザーを派遣し、上限規制の適用に向けた時短計画の策定支援、各都道府県において医療勤務環境改善マネジメントシステムの効果的な推進策を検討するための特別支援の実施など、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組みを支援する。

また、医療従事者の働き方改革に向けた研修やセミナーなどをを通じた法や制度の周知を図る。
(※) 東京4名、大阪・愛知各3名
その他道府県2名

勤務環境改善に向けた調査研究事業

医療従事者の勤務環境改善に資するため、以下の取り組みを行う。
・有識者による検討委員会の設置
・医療機関の勤務環境改善にかかる事例収集
・特別支援のためのスキルアップ研修の実施及び特別支援のタイプアップ事業
・医療機関の労働実態（時間外労働、夜勤、連続勤務等）を把握するため、全医療機関を対象とした実態調査



マネジメントシステムの普及促進等事業

勤務環境改善に關する好事例、国による支援施策、医療機関が自主的に勤務環境の改善に取り組む際に活用できる支援ツールなどを掲載したHP（いきいき働く医療機関サポートWeb）を運営する。
また、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及・啓発のためのセミナーの開催、周知用リーフレットの作成・配布、インターネット広告による周知を行う。
さらに、勤務環境改善に取組み、成果を上げた医療機関の事例を収集し、動画等を作成・配信する。



事業名	令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	担当課	修正前	修正後
				令和元年度 評価	令和元年度 評価
(1)労災病院の運営 ①地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を行つことににより、年間840回以上の講習を実施する。				(1)労災病院の運営 ①地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を行つことににより、年間840回以上の講習を実施する。	
(1)労災病院の運営 ③各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を <u>4,180件</u> 以上確保する。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施が困難となつた場合は、目標設定について再検討する。				(1)労災病院の運営 ③各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を <u>4,180件</u> 以上確保する。	
変更理由 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を考慮して目標値を下方修正していたが、御指摘を踏まえ、当初目標に改めたもの。				(1)労災病院の運営 ①患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられる旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施が困難となつた場合は、目標設定について再検討する。	(1)労災病院の運営 ①患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられる旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上得る。
変更理由 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を考慮して目標値を下方修正していたが、御指摘を踏まえ、当初目標に改めたもの。				(1)労災病院の運営 ③地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施が困難となつた場合は、目標設定について再検討する。	(1)労災病院の運営 ③地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。
変更理由 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を考慮して目標値を下方修正していたが、御指摘を踏まえ、当初目標に改めたもの。				(1)労災病院の運営 ④安定的な病院運営の質の向上や所在する医療圏の地域医療構築、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、診療機能の構築における各労災病院の取組を推進することにより、病床利用率を70.0%以上とする。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況については、目標設定について再検討する。	(1)労災病院の運営 ④安定的な病院運営の質の向上や所在する医療圏の地域医療構築、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、診療機能の構築における各労災病院の取組を推進することにより、病床利用率を <u>76.2%</u> 以上とする。

令和2年 令和元年度 PDCA 評価番号	事業名	修正前	修正後	担当課
21 21 B	職業病予防対策の推進	アウトプット指標 産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を91,214件以上とする。	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を122,600件以上とする。	労働基準局 安全管理部 労働衛生課
25 25 A	産業保健活動総合支援事業	アウトカム指標 MS導入支援を受けた事業場の中から、16事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。	MS導入支援を受けた事業場の中から、20事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。	労働基準局 安全管理部 労働衛生課 産業保健支援室
36 39 B	家内労働安全管理費	アウトプット指標 ①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行なう家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。	雇用均等局 在宅労働課
		変更理由 新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みて、目標を下げて設定していたが、ご指摘を踏まえて当初の想定目標に戻したもの。	変更理由 新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みて、目標を下げて設定していたが、ご指摘を踏まえて当初の想定目標に戻したもの。	
		変更理由 MS導入支援を受けた事業場の中から、16事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。	変更理由 MS導入支援を受けた事業場の中から、20事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。	
		変更理由 ①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。	変更理由 ①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。	
		変更理由 目標値については、令和2年4月～5月において新型コロナウイルス感染症の状況から、訪問指導の実施が困難であったことでも勘案し、前年度の目標値である800人から600人に減じて設定したものであるが、検討会でのご指摘を踏まえ、前年と同じ目標値に戻すこととした。	変更理由 目標値については、令和2年4月～5月において新型コロナウイルス感染症の状況から、訪問指導の実施が困難であったことでも勘案し、前年度の目標値である800人から600人に減じて設定したものであるが、検討会でのご指摘を踏まえ、前年と同じ目標値に戻すこととした。	

事業名	担当課	修正前	修正後
①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,240件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を490件以上とする。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施が困難となつた場合は目標値を別途再調整する。	労働基準局 安全衛生部 計画課 機構・団体管理室	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,658件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を655件以上とする。	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,658件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を655件以上とする。
1 43 A 労働災害防止対策費補助金経費	機構・団体管理室	新型コロナの影響で、4月から6月までは全く指導を行なうことができなかつたが、7月以降、感染防止対策を施しながら徐々に指導業務を開始しており、現在の状況が年度末まで継続できれば、当初の事業計画に追いつけると判断したため、目標値を戻した。	新型コロナの影響で、4月から6月までは全く指導を行なうことができなかつたが、7月以降、感染防止対策を施しながら徐々に指導業務を開始しており、現在の状況が年度末まで継続できれば、
2 44 A 産業医学振興経費(財団)	機構・団体管理室	①公益財団法人産業医学振興財団 ②産業医研修事業の受講者を13,500人以上とする。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が困難となつた場合は目標値を別途再調整する。	①公益財団法人産業医学振興財団 ②産業医研修事業の受講者を13,500人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジン登録者数を10,000人以上とする。
3 44 A 産業医学振興経費(大学)	機構・団体管理室	産業医学研修事業の対面型受講がむずかしい現状において、産業医学関係情報のチャンネルの多様化の一環として、メールマガジンにより、最新の法令改正や施策等の情報を提供することを、産業医活動に役立つ新たな知識の習得に資する取組として実施する。	①学校法人産業医科大学 ②産業医の資格取得希望者のための研修のうち、本学での修了者の割合を全体の40%以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に關心を持つ方にオーブンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を780人以上とする。
4 48 B テレワーク普及促進等対策	機構・団体管理室	②産業医の資格取得希望者のための研修は、オンラインでの開催が認められておらず、新型コロナウイルスの影響により、研修を大幅に縮小せざるを得なくなつたため、新たに認定産業医として登録される者のうちの割合を目標値とした。 ③新型コロナウイルスの影響により、対面式での講座等の開催が難しく、中止またはWeb開催で講座等を実施する予定であること、また、今後の情報発信方法として、Webによる動画配信は、大変重要なツールであるため、目標値を視聴参加人数とした。	①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を3,500件以上とする。 ②働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の支給決定件数を220件以上とする。 ③働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の支給決定件数を220件以上とする。
5 48 B テレワーク普及促進等対策	雇用均等局 在宅労働課	目標値については、新型コロナウイルス感染症の状況から、セミナーの開催時期や集客についての見通しが立てられなかつたために設定しなかつたものであるが、検討会でのご指摘を踏まえ、前年と同じ目標値を設定し直すこととした。	目標値については、新型コロナウイルス感染症の状況から、セミナーの開催時期や集客についての見通しが立てられなかつたために設定しなかつたものであるが、検討会でのご指摘を踏まえ、前年と同じ目標値を設定し直すこととした。

社会復帰促進等事業の概要

社会復帰促進等事業とは

労災保険制度で、事業主の皆様からお支払いいただいた労働保険料の一部で、以下の3つの事業を行なうものです。

社会復帰促進事業

被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため
に必要な事業

被災労働者等援護事業

被災労働者とその遺族
の援護を図るために必
要な事業

安全衛生確保等事業

労働者の安全と衛生の
確保などのために必要
な事業

1. 社会復帰促進事業

主な事業

- ・アフターケアの実施
- ・義肢・車椅子等の購入費用等の支給 等

2. 被災労働者等援護事業

主な事業

- ・高齢被災労働者に対する介護の実施
- ・労災就学等援護費の支給 等

3. 安全衛生確保等事業

主な事業

- ・第3次産業労働災害防止対策支援事業
- ・産業保険活動総合支援事業費補助金
- ・未払賃金の立替払事業 等

社会復帰促進事業一覧

事業名	事業概要
外科後処置等経費	・労働災害等による傷病が治癒した後の再手術等、外科後処置に要した経費の支給
義肢等補装具支給経費	・労働災害等による両上下肢の亡失、機能障害等が残存した者の義肢等補装具の購入等に要した費用の支給
特殊疾病アフターケア実施費	・20傷病（せき髄損傷、精神障害等）を対象として、医療機関での診察等に要した費用の支給 ・アフターケアのための通院に要する費用の支給
社会復帰特別対策援護経費	・療養期間が長期間に及ぶ振動障害等の疾病にり患した者への賃金の一部補填や職業転換等に要する費用の支給
CO中毒患者に係る特別対策事業経費	・「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条」に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備

独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費（被災労働者援護事業及び安全衛生確保等事業としても実施）

	独立行政法人労働者健康安全機構運営費	・療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行う。 ・事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行う
	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	・療養施設（労災病院を除く）の整備等を行う。
	労災疾病臨床研究補助金事業（安全衛生確保等事業としても実施）	・早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究への補助

被災労働者等援護事業一覧

事業名	事業概要
独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費（被災労働者援護事業及び安全衛生確保等事業としても実施）	
独立行政法人労働者健康安全機構運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行う。 ・事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行う
独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・療養施設（労災病院を除く）の整備等を行う。
労災疾病臨床研究補助金事業（安全衛生確保等事業としても実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究への補助
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	<ul style="list-style-type: none"> ・炭鉱災害により、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料の支給
労災就学等援護経費	<ul style="list-style-type: none"> ・労災年金受給者及びその子弟に対する、学校等に在学する場合の就学に要する経費及び未就学児を幼稚園、保育所等に預ける場合の保育に要する経費の支給
労災ケアサポート事業経費	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護・看護等が必要な労災重度被災労働者等に対する看護師等による訪問支援等
休業補償特別援護経費	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で休業補償を受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。
長期家族介護者に対する援護経費	<ul style="list-style-type: none"> ・労災重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合の、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対する生活転換援護金の支給
労災特別介護援護施設運営費・設置経費	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護を受けることが困難な労災重度被災労働者が利用する労災特別介護施設の運営、整備・修繕
労災診療被災労働者援護事業補助事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、（公財）労災保険情報センターが行う無利子貸付事業に対する補助
労災援護金等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・打切補償費の支給を受けたために現在保険給付を受けることができない被災労働者に対する、療養に要した費用等の支給
過労死等防止対策推進事業実施経費（安全衛生確保等事業としても実施）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過労死等に関する調査研究 2. 過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発 3. 国民の過労死等防止対策の重要性に対する关心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」 4. 過労死で親を亡くした遺児及びその保護者等を対象とした過労死遺児交流会の実施

安全衛生確保等事業一覧（1）

事業名	事業概要
独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費（社会復帰援護事業及び被災労働者援護事業としても実施）	
独立行政法人労働者健康安全機構運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行う。 ・事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行う
独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・療養施設（労災病院を除く）の整備等を行う。
労災疾病臨床研究補助金事業（社会復帰援護事業としても実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究への補助
過労死等防止対策推進事業実施経費（被災労働者援護事業としても実施）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過労死等に関する調査研究 2. 過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発 3. 国民の過労死等防止対策の重要性に対する关心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」 4. 過労死で親を亡くした遺児及びその保護者等を対象とした過労死遺児交流会の実施
安全衛生啓発指導等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を効果的に促進させるための全国安全週間・全国労働衛生週間の実施 ・災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施 ・車両系建設機械の運転等一定の危険又は有害な業務に従事する者や、作業主任者の一部に義務づけられている技能講習の修了者の利便性を高めるため、技能講習修了証を統合した証明書の発行 ・職場の安全衛生情報の周知・意識啓発をするため、過去の災害やヒヤリハット事例、化学物質等の情報を「職場のあんぜんサイト」にて提供 ・労働者の健康障害を未然に防止するため、有害物質等有害要因を有する事業場に対する監督指導等の実施 ・火災、爆発等の重大な災害の再発や同種災害の発生を防止するため、重大な災害等発生時に徹底的な災害原因調査の実施 ・重篤な労働災害を発生させた事業場等に対して安全管理措置の構築を図るため、当該事業場等に対する継続的な安全指導の実施
安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進のため、企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのコンテンツを厚生労働省ホームページにて提供
設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、企業の実務担当者等の専門家により安全衛生教育に関する知識を体系的に付与するカリキュラム及び到達目標等を策定し、教材を作成 ・当該教材の公開、教材を使用した講習等を通じ、設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育を支援

安全衛生確保等事業一覧（2）

事業名	事業概要
安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生分野における国際化への的確な対応のため、OECD等の国際会議等への職員の派遣、中国との政策対話、日中安全衛生シンポジウムの開催等を実施
職業病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の健康の保持増進のため、被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積するシステムの構築及び健康相談、保健指導の実施 ・廃炉等作業員の健康支援相談窓口の開設、産業保健支援に係る研修会の開催、廃炉等作業員の健康管理に係る情報発信の実施 ・東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信を強化するため、東電福島第一原発作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を、厚生労働省の英語版ホームページに掲載及び世界保健機関（WHO）等の国際機関への情報発信の実施 ・東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化のため、東電福島第一原発における廃炉作業等の施工計画作成者等に対する被ばく低減措置の実施に係る必要な教育の実施 ・被ばく線量低減に関する専門家チームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討、好事例の収集及び元請事業者が作成する施工計画に対する助言の実施
じん肺等対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿ばく露によるじん肺等への対策のため、石綿取扱い業務等に従事し離職した労働者等に対する健康管理手帳の交付、特殊健康診断の実施 ・石綿作業に係る適切な石綿ばく露防止対策の普及啓発を行うため、マニュアルを改訂し、厚生労働省のホームページにて情報を掲載 ・石綿除去作業等に対応する行政体制を充実するため、石綿障害防止総合相談員等による石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査等の実施
職場における受動喫煙対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における受動喫煙防止対策の推進のため、デジタル粉じん計等の測定機器の貸出 ・職場における受動喫煙防止対策に係る問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導 ・喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用を一部助成
職場における化学物質管理促進のための総合対策	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察 ・職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いてリスク評価の実施 ・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、化学物質管理に関する相談・訪問指導の実施及びGHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成 ・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、化学物質による職業がん対策を行う日本バイオアッセイ研究センター等の施設整備の実施
産業保健活動総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置 ・都道府県労働局長が事業者に対して作業環境測定実施や臨時の健康診断実施を指示する際、労働衛生指導医からの意見の聴取を実施 ・事業場における産業保健活動（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の取組）に対する各種支援を行うため、事業者、産業保健スタッフ等への研修等の実施、情報提供等を実施 ・労働者数50人未満の小規模事業場等に対する訪問指導、相談対応や助成等を実施

安全衛生確保等事業一覧（3）

事業名	事業概要
働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署に配置した時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導の徹底 ・労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対する個別訪問指導 ・過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検の実施・インターネット監視による労働条件に問題のある事業場情報の収集 ・夜間・休日に無料で電話相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の設置 ・労働基準法等の基礎知識、相談窓口及び関係法令に基づき事業場が行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについてWEB上で診断を受けられるサービス等をまとめた労働条件ポータルサイトの設置 ・大学や高校等での法令の周知啓発や労働法教育に必要な指導者用資料の作成 ・36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理や安全衛生管理についてセミナー及び個別訪問での専門家による助言等の実施。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催。 ・新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトにて、労働関係法令の周知及び関係法令に基づき事業場が行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについてWEB上で診断を受けられるサービス等の実施
メンタルヘルス対策等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者のメンタルヘルス対策のため、ポータルサイト「こころの耳」における情報提供、メール相談・電話相談・SNS相談の実施
治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援を行うため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の参考資料の作成、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催
職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・職場のハラスメントに関するポータルサイトの改修・運営等による周知・啓発 ・パワーハラスメント対策支援コンサルティング等の実施 ・パワーハラスメントに関する実態調査の実施 ・雇用均等指導員による、職場におけるハラスメント事項等にかかる相談対応等 ・パートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主に対する啓発指導の実施
建設業等における労働災害防止対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育、外国人建設就労者に対する安全衛生教育を実施 ・東日本大震災及び熊本地震にかかる復旧・復興工事における労働災害の発生を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規参入者等に対する安全衛生教育支援を実施 ・足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施 ・一人親方を対象とした研修会等の実施

安全衛生確保等事業一覧（4）

事業名	事業概要
第三次産業等労働災害防止対策支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛による労働災害を防止するため、腰痛による労働災害が多発している介護施設等を対象とする腰痛予防教育・対策の講習会の実施 ・高年齢労働者の安全衛生対策を促進するため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」についてのセミナーを実施 ・中小企業を対象に高年齢労働者の安全衛生対策の導入にかかる費用の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」事業を実施 ・外国人労働者に適切な安全衛生教育を実施するため、視聴覚教材や技能講習の補助教材を多言語で作成 ・「外国人在留支援センター」に「安全衛生班」を設置し、外国人労働者を雇用する事業者及び外国人労働者からの安全衛生に関する相談に対応
林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを開発、同マニュアルに基づく、林業の事業場における安全担当者を対象とする安全対策講習会を実施 ・林業従事労働者等における労働災害防止のため、チェーンソー取扱作業指導員による林業の作業現場等の巡回を行うと共に、ガイドブック等を用いたチェーンソー取扱作業指針の周知徹底
機械等の災害防止対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・最新構造規格に適合していないフルハーネス型墜落制止用器具等の更新を促進するため、中小企業等を対象に、更新に要する費用の一部補助を実施 ・危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を実施 ・輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等（防爆構造電気機械器具）に買取試験を実施 ・自走自律制御機械の安全性を確保するため、関係事業者に対する実態調査を実施 ・設備の老朽化による労働災害防止を目的として、高経年生産設備の実態調査及び安全対策の調査分析を実施
特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談員による、特定分野（外国人労働者、派遣労働者等）の労働者等からの相談対応 ・外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレットの作成
自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成および令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充 ・自動車運転者の労働時間等に係る実態調査を実施するため、実態調査検討会の開催及び調査の実施
家内労働安全衛生管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導 ・家内労働者の危険有害業務について、災害防止対策好事例の収集 ・家内労働の安全衛生確保等に関するセミナーの実施、総合的な情報提供を行うサイトの開設

安全衛生確保等事業一覧（5）

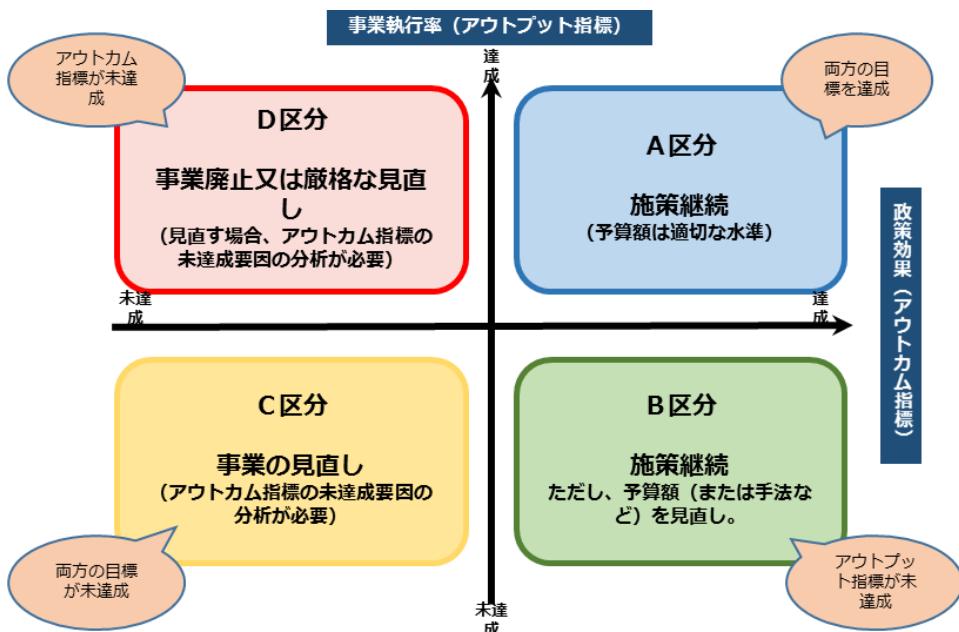
事業名	事業概要
女性就業支援・母性健康管理等対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・母性健康管理について周知啓発のためのパンフレット等の作成や配布 ・母性健康管理の措置に関する調査の実施 ・女性労働者や事業主向けの母性健康管理に関するサイトの運営 ・働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣 ・全国の女性関連施設等に対する働く女性の健康保持増進のための支援事業の周知、情報等提供 ・雇用均等行政に係る行政指導や相談等をデータベース管理し、迅速かつ正確な事務処理を実施
多言語相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化
外国人技能実習機構に対する交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体、実習実施者に対する実地検査の実施 ・安全衛生マニュアルの活用等による啓発 ・実習実施者に対する安全衛生セミナーの開催
労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・資金面から労働災害の防止措置を行うことが難しい中小企業に対する職場改善機器等の導入資金としての融資の実施（平成13年度以降、新規の融資は廃止しており、現在は融資資金の回収等を行っている）
労働災害防止対策費補助金経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主等による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害を防止するため、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動事業等に対する補助
産業医学振興経費	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における労働者の健康を管理する産業医の養成及び産業医科大学の運営に対する助成 ・産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営及び産業医の資質の向上を図る研修等の実施
就労条件総合調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等についての総合的な調査の実施
未払賃金立替払事務実施費	<ul style="list-style-type: none"> ・企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対して、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払する制度の実施
過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業者等に対する助成金の支給 ・働き方改革推進支援センターの設置 ・「働き方改革」に向けた周知・啓発の実施 ・「働き方・休み方改善ポータルサイト」による「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等の提供
テレワーク普及促進等対策	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発やテレワーク導入に関する相談対応及び訪問コンサルティング、テレワーク用通信機器の導入・運用等に要した費用に要した費用の助成等による導入支援 ・企業向けセミナー、労働者向けイベントの開催や先進企業の表彰等を通じた気運の情勢

安全衛生確保等事業一覧（6）

事業名	事業概要
医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 「医療勤務環境改善支援センター」による相談支援 勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進 医療機関の勤務環境改善事例に関するデータベースサイトの運用
中小企業退職金共済事業経費	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業退職金共済制度において、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業退職金共済制度において、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助
個別労働紛争対策費	<ul style="list-style-type: none"> 個別労働関係紛争の解決・促進のための「総合労働相談センター」の設置 都道府県労働局長による紛争解決のための制度の運営
雇用労働相談センター設置・運営経費	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特別区域に設置した「雇用労働相談センター」における、相談対応・個別訪問指導の実施

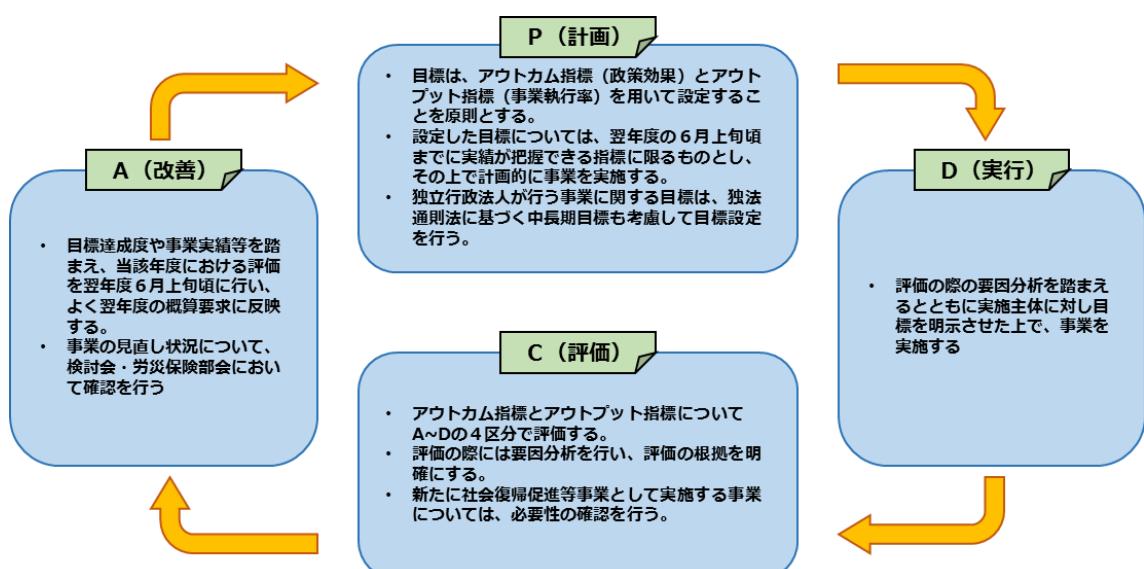
社会復帰促進等事業の評価方法

1. アウトカム指標を用い、その事業が国民生活や社会経済に及ぼした影響を「政策効果」として評価。
2. アウトプット指標を用い、事業を行うことにより提供されたモノやサービスの量を「事業執行率」として評価。
3. 達成度により、A, B, C, Dの4区分に仕分け。
4. Aに区分された事業についても、「予算執行率」が80%未満のものは、翌々年度の予算額を適正な水準に見直し。



社会復帰促進等事業の進め方

- 社会復帰促進等事業は、P D C Aサイクルに基づき厳格に目標管理を行っています。
- 個別の事業を適正に遂行するために、年度ごとに目標を設定し、目標を達成したかどうかを翌年度にチェックします。
- 設定する目標は、アウトカム指標【政策的な効果を示す指標】とアウトプット指標【事業の執行率を示す指標】の2種類があります。
- 個々の事業の目標とその実績は「社会復帰促進等事業に関する検討会※」において点検し、その結果を労働政策審議会（労働条件分科会労災保険部会）でも議論し、P D C Aサイクルをより透明化します。
- 目標が達成できなかった事業については、その理由を分析し、改善措置を講じます。



社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針

平成20年7月策定
平成23年3月改定
令和元年5月改定
労働基準局

1. 基本方針策定の趣旨

社会復帰促進等事業（以下「社復事業」という。）については、平成17年度から目標管理を実施し、平成19年に行われた旧労働福祉事業の見直しについての労働政策審議会の建議において、「P D C Aサイクルで不断のチェックを行い、その事業評価の結果に基づき、予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施することとされたことを受け、P D C Aサイクルによる事業のチェックをより実効性のあるものとするとともに、目標管理を効率的に行うため、目標管理の在り方に関する基本的な考え方を基本方針として定める。

2. 社会復帰促進等事業に関する検討会・労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の運営について

- ・ 社会復帰促進等事業に関する検討会（以下「検討会」という。）における検証結果については、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（以下「部会」という。）においても議論を行い、それをP D C Aサイクルの一環として位置づける。
- ・ 検討会については、その開催や議事概要等を厚生労働省ホームページで公表し、P D C Aサイクルをより透明性のあるものにする。

3. 具体的な目標管理の実施

（1）事業の性質に応じた目標の設定（P l a n）

- ・ 目標管理の対象は、社復事業として実施するすべての事業（ただし行政経費のみで構成されるものは除く）とする。
- ・ 目標は、アウトカム指標（政策効果）とアウトプット指標（事業執行率）を用いて設定することを原則とし、質と量の両面を評価する観点から、可能な限り複数の目標を設定する。指標を設定する際には、政策効果が客観的に評価できる指標となるよう留意すること。
- ・ 用いる指標は、その指標とする理由及び設定水準の考え方（なぜそのような水準なのか）を明らかにする。なお、前年度目標を達成した上で、その翌年度の目標を前年度と同水準に設定する場合には、既に相当高い目標設定を行っている場合を除

き、その理由を明らかにする。

- ・ アウトカム指標で測定することが困難な事業については、事業執行に関する効率性などの別の評価基準を設定することで代えることとする。
- ・ 設定した目標については、翌年度の6月上旬頃に実績を把握した上で評価を行うため、その時期までに実績が把握できる指標に限るものとし、その上で計画的に事業を実施する。

なお、独立行政法人が行う事業に関する目標については、独立行政法人通則法に基づき主務大臣が定める中期目標も考慮して目標設定を行うこととする。また、目標期間の途中年度で達成している場合等には、必要に応じて、中期目標にかかわらず新たな目標を設定する。

(2) 設定した目標に基づいた事業の執行 (D o)

- ・ 事業を実施するに当たっては、前年度における評価の際の要因分析を踏まえるとともに、事業の実施主体に対し目標を明示させた上で実施する。

(3) 評価 (Check)

① 評価の区分

事業の評価に当たっては、アウトカム指標とアウトプット指標により、A（施策継続）、B（施策継続。ただし、予算額又は手法等を見直し）、C（事業の見直し。アウトカム指標の未達成要因の分析が必要）、D（事業の廃止又は厳格な見直し。見直す場合、アウトカム指標の未達成要因の分析が必要）の4区分で評価を行う。

② 評価の際の要因分析

事業の評価を行うに当たり、要因分析を重視する観点から、目標の達成、未達成を問わず、当該目標の達成（未達成）の理由（原因）、改善すべき事項その他今後の課題等を整理し、評価の根拠を明確にする。また、必要に応じて、同様の目的を持つ他の事業との比較等についても評価の対象とする。

③ 新規事業の評価

新規予算要求を行う社会復帰促進等事業については、概算要求の前の段階（6月上中旬～7月上旬）で、社会復帰促進等事業で行うことの必要性等の観点から担当課からのヒアリングを行い、仮に予算が成立した場合に設定する目標の在り方についても確認を行う。加えて、検討会及び部会においても必要性の確認を行う。

(4) 評価の反映、目標管理の改善 (Action)

① 評価の予算への反映

- ・目標達成度や事業実績等を踏まえ、当該年度における評価（A～D）を翌年度の6月上旬頃に行い、翌々年度の概算要求に反映することとする。
- ・概算要求に当たっては、事業ごとに前年度事業評価の結果を十分に反映させた要求内容とし、検討会の資料に明示して評価結果への対応を説明すること。
- ・A、B評価の事業については、政策としての効果が更に高まるよう、適切な水準の予算額とする等、事業の改善について検討すること。
- ・C、D評価の事業については、評価の結果を踏まえて、事業の廃止や見直し等の適切な対応を行うこと。

② 見直し状況の確認

前年度の評価を踏まえて目標管理の見直しを行った事業については、その見直し状況について、年度内に検討会及び部会において確認を行う。

③ スケジュール

具体的なスケジュールについては、別紙のとおりとする。

4. 基本方針の適用時期について

令和元年5月に改定した基本方針は、原則令和元年度以降の社会復帰促進等事業の目標設定（P）から適用するものとする。

(別紙)

P D C A サイクルの年度スケジュール

- 4月上旬 当該年度の目標設定（P）及び事業の実施（D）
- 5月頃 「社会復帰促進等事業企画調整会議」において概算要求の基本方針を決定
- 6月上中旬 翌年度の概算要求（新規事業を含む）について担当課からヒアリング
- 6月下旬頃 「社会復帰促進等事業に関する検討会」
・前年度の目標達成度、事業実績等を踏まえた評価（C）
・前年度の評価を踏まえた当該年度の目標の見直し
- 7月頃 「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会」
・社会復帰促進等事業に関する検討会における検証結果
- （8月 翌年度の概算要求（A））
- 10月頃 「社会復帰促進等事業に関する検討会」
・翌年度の概算要求（新規事業を含む）について報告
- 11月頃 「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会」
・社会復帰促進等事業に関する検討会における検証結果

業事等進促歸復會社

進等事業事一覽

(単位:千円)

所管課 2年度 PDCA 評価番 号	事業名	事業概要	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)	令和3年度 差額 (②-①)	対前年度比 (②/①)	備考
社会復帰促進事業							
災	1	外科後処置等経費	24,329,361	23,025,211	1,880,663	21,144,548	▲ 1,304,150 94.64%
災	2	義肢等補装具支給経費	54,617	46,079	0	46,079	▲ 8,538 84.37%
災	3	特殊疾病アフターケア実施費	3,525,692	3,144,697	0	3,144,697	▲ 380,995 89.19%
災	4	社会復帰特別対策医療経費	3,787,294	3,636,894	0	3,636,894	▲ 150,400 96.03%
人	-	障害者職業能力開発校施設整備費 CO中毒患者に係る特別対策事業経費	341,182	321,935	0	321,935	▲ 19,247 94.36%
衛	5	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に対する特別措置法」第11条に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。	995,732	834,522	0	▲ 161,210	83.81% 評価対象外
衛	6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	498,674	499,072	0	499,072	398 100.08%
衛	7	労災病床研究事業費補助金事業	11,217,730	12,174,586	0	12,174,586	956,856 108.53%
災	8	被災労働者等援護事業	2,794,130	1,317,664	0	1,317,664	▲ 1,476,466 47.16%
災	9	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	1,114,310	1,049,762	0	1,046,141	3,621 ▲ 64,548 94.21%
災	10	認定基準が確立されていない疾患や鑑別・判断が困難な疾患有に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究等を行うことにより、当該研究事業を補助することにより、新しい知見を見いだし、診断等における技術水準の向上を図る。	8,512,867	7,932,357	476,915	7,455,442	▲ 580,510 93.18%

社会復帰促進等事業会合

(単位:千円)

所管課	2年度 PDCA 評価番 号	事業名	事業概要			令和3年度 要求額 (②)	うち 行政経費	うち 事業費	対前年度比 ②／①	備考
			令和2年度 予算額 (①)	令和2年度 実績額 (②)	対前年度差額 (②-①)					
災	9	9 労災就学等援護経費	労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために必要な保育の必要を認められるものについて、学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護する。	2,655,536	2,531,604	0	2,531,604	▲ 123,932	95.33%	
災	10	11 労災ケアサポート事業経費	在宅で介護、看護等が必要な労災被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援等を実施する。	490,883	461,450	0	461,450	▲ 29,433	94.00%	
災	11	12 休業補償特別援護経費	労基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けにできない被災労働者に対する休業補償3日分相当額を支給する。	1,423	1,236	0	1,236	▲ 187	86.86%	
災	12	13 長期家族介護者に対する援護経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たつべき立場に於いて、通常の生活の変更を緩和し自立して生活への援助を行う観点から生活転換支援金(一時金100万円)を支給する。	46,000	38,000	0	38,000	▲ 8,000	82.61%	
災	13	14 労災特別介護施設運営費・設置経費	在宅で介護を受けることが困難な労災被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行つ。また、当該施設の整備・修繕を行う。	2,300,379	2,185,739	476,889	1,708,850	▲ 114,640	95.02%	
災	14	15 労災診療被災労働者援護事業補助事業費	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災センター指定期間内に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行つて被災労働者への無利子貸付事業に対し手当金を支給する。	2,993,718	2,695,553	0	2,695,553	▲ 298,165	90.04%	
災	15	16 労災援護基金等経費	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償費用、入院・通院費用、介護費用を受給することができる被災労働者の援護を図るために、療養に要した費用。	4,387	0	0	0	▲ 4,387	0.00%	前年度限りの経費
総	16	17 過労死等援護事業実施経費	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等の防止上のこかの活動を行つたため、被災労働者に対する対策の実施の観点から、過労死等について認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を外部委託により実施する。	12,922	12,378	26	12,352	▲ 544	95.79%	
安全衛生確保等事業			56,715,385	67,270,792	9,548,144	57,722,648	10,555,407	118.61%		
総	16	17 過労死等防止対策推進経費	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、①過労死等に關する調査研究②過労死等を防止することの重要性について国民の關心と理解を深めるための周知啓発③国民の過労死等防止対策の重要性に対する關心と理解を深めるための過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施する。	265,775	184,664	360	184,304	▲ 81,111	69.48%	

社会復帰促進等事業会見

(単位:千円)

所管課	2年度 PDCA 評価番 号	事業名	事業概要	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)	うち 行政経費	うち 事業費	対前年度差引額 (②-①)	対前年度比 ②/①	備考	
衛	17 18	安全衛生啓発指導等経費	事業者及び労働者の安全衛生意識の普及高揚を図るための表彰等や災害防止活動を効果的に促進させるため指導・安全衛生教育等を行ふとともに、効率的に指導を行うため、職員に対する研修の実施や被服等の整備を行ふ。 「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に規定する省令第24条ただし書に規定する特定機関として、登録教習機関の自主的な情報提供等に基づき登録教習機関が規定に基づく申請者に対し、技能講習を受け、これを管理し、労働安全衛生法規則第2条第3項及び第4項に規定する登録教習機関が規定する登録教習機関の運営に取り組めるよう災害統計や過去の災害やヒヤリハット事例、安全衛生機関等の必要な情報を「一部のあんせんサイトを通じて提供する。また、主に自己責任で、安全衛生の必要な対応を進めている事業場の実情を踏まえ、安全対策や活動の実績を業種や企業を超えて共有化することにより、事業場の安全意識を高める。	1,308,466	1,493,133	419,195	1,073,938	419,195	184,667	114.11%	
衛	18	特別安全衛生指導等経費	危険性の高い業種(石油化学工業等)及び災害発生率が多い業種(建設業等)について災害防止の指導等を行う。また、火災、爆発等の重大な災害や科学的・技術的解説が困難な災害等について、登録教習機関の自主的な情報提供等に基づく調査に活用するための調査を行う。	46,281	0	0	0	0	▲ 46,281	0.00%	
衛	19	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度等の推進	企業等からの申請に基づき、安全衛生水準の高い企業等を客観的な指標で評価・認定し、公表するなどにより、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職・働く環境が整備される。企業等は若者等求職者の受け入れ(セミナー開催等)を実施(令和元年度限り)。	20,327	0	0	0	0	▲ 20,327	0.00%	
衛	20	安全衛生分野における国際化への確かな対応の経費	ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである[ASEAN-OSHNET+3]や国際労働機関(ILO)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対応を図る。	8,108	16,188	0	16,188	0	▲ 795	95.32%	
衛	21	職業病予防対策の推進	技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対応するための総合的な委員会の開催や職場における熱中症予防対策の推進を行うことにより、適正な職業病予防対策の推進を図る。 東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、東電福島第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認等の調査等を通じた指導等を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康状態及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた職業者等に対する健康管理等の実施を行う。 ①被服等による事業場に対して、自主点検及び説明会を行う。 ②眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を管理して労働者の被ばく線量を組合的に管理する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を行ふ。 ③眼の水晶体が受けける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具の購入費の一部を補助する。	588,131	539,312	355,303	184,009	539,312	▲ 48,819	91.70%	
衛	22	じん肺等対策事業	「第9次じん肺警防対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進並びに「じん肺診断の普及」に向けたため講習会の実施等を行うとともに、石綿業務等有害な業務に従事し、離職した労働者等に対する労働健康診断等を実施する。 また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないように改正石綿警防予防対策に基づく事前調査方法・分析方法に応じてチキット等の測定機器を実施等を行う。	2,664,809	2,896,339	1,261,950	1,634,389	2,896,339	1,261,950	108.69%	
衛	23	職場における受動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るために、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の販賣や喫煙室の設置等による効果的な対応を図るための電話相談及び美術指導等の実施を行ふ。	1,066,551	438,802	133,807	304,995	438,802	133,807	41.14%	

社会復帰促進等事業会見

(単位:千円)

所管課	2年度 PDCA 評価番 号	事業名	事業概要	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)	うち 行政経費	うち 事業費	対前年度差引額 (②-①)	対前年度比 (②)/(①)	備考
衛、監、 労、法	24	職場における化学物質管理促進のための総合対策	職場における化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価を実施するとともに、事業場における化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導等の実施、GHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。	803,346	613,380	216,317	397,063	▲ 189,966	76.35%	
衛	25	産業保健活動総合支援事業	労働者の健康確保のため、治療と職業生活の両立支援、ストレッチチェック、健診診断やその事業事後措置等の労働衛生管理について、医師や看護師等による巡回指導、小規模事業者への巡回指導等による巡回指導、労働者兼業兼業を行なう労働者の健康管理等への巡回指導、労働者兼業者に対する取組一一般健康診査やストレッチチェックなど)に要した費用を助成するなど、事業場の産業保健活動を支援する。	4,980,841	4,865,824	8,426	4,857,398	▲ 115,017	97.69%	
衛	26	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	時間外労働及び休日労働に則する協定(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。また、長時間労働抑制策として、主に点検を実施するとともに、労働時間規制未届きの事業場においては、労働時間の超過による労働時間規制を実施する。併せて、労働時間規制の知識の習得が必要と考えられる事業場に対する基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対する定期未届きの労働時間規制を実施する。また、具体的な事例をえて、過重労働者の健診等による労働者等によるセミナーを開催する。また、「労働条件相談ホットライン」の設置、労働条件ポータルサイトの運営、労働者等による改正法等での開催のため、「労働条件相談ホットライン」の設置、労働条件ポータルサイトの運営等による労働監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。	3,400,912	3,063,585	1,246,405	1,817,180	▲ 337,327	90.08%	
衛	27	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルスポータルサイト「こここの耳」による情報提供等を実施する。	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルスポータルサイト「こここの耳」による情報提供等を実施する。	153,447	253,438	666	252,772	99,991	165.16%	
衛	28	治療生活の両立等の支援手法の開発	「事業場における治療生活の両立支援ガイドライン」(平成31年3月改定)に基づく、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」等による治療と職業生活の両立支援の取組の普及を図る。	131,321	120,309	4,954	115,355	▲ 11,012	91.61%	
雇	29	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等	(1)職場のハラスメントの予防・解決に向けた社会的意識及び労使の取組支援を行なう。 (2)ハラスメントの被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 (3)事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者・有期限労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。	428,518	331,025	91,623	239,397	▲ 97,493	77.25%	
衛	30	建設業等における労働災害防止対策	東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事に係る中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県、熊本県に安全衛生確保を支援するための事業を実施する。 足場からの墜落防止措置に係る「正しい安全な措置」について、車門家による現場の調査・診断や説明会を実施する。 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、首都圏による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する建設労働者に対する労働災害防止のための安全衛生教育を実施する。 建設現場において労働者と同様な作業に從事する一人親方等の労働者等の労働災害防止のための安全衛生教育を実施する。 一人親方等に對して安全衛生に関する研修会や建設現場における技術指導を通じ、	466,788	395,837	15,660	380,177	▲ 70,951	84.80%	

業事等進促歸復會社

(単位:千円)

事業概要		事業名	所管課	2年度 PDCA 評価番 号	元年度 PDCA 評価番 号	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)	うち 行政経費	うち 事業費	対前年度差 引額 (②-①)	対前年度比 (②/①)	備考
第三次産業労働災害防止対策支援事業	衛	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	31	33		1,795,999	1,527,033	10,315	1,516,718	▲ 268,966	85.02%	
機械等の災害防止対策費	衛	特定分野の労働者災害防止対策費	32	34		25,214	23,809	5,773	18,036	▲ 1,405	94.43%	
自動車運転者の労働時間等の改善活動促進費	監	自動車運転者の労働時間等の改善活動整備等	33	35		818,752	522,824	24,411	498,413	▲ 295,928	63.86%	
家内労働安全管理費	雇	家内労働安全管理費	36	36		444,875	497,601	49,7601	0	52,726	111.85%	
女性就業支援費	雇	女性就業支援費	37	40		153,997	160,739	7,102	153,637	6,742	104.38%	

業事等促進会復帰

(単位:千円)

所管課	2年度 PDCA 評価番 号	事業名	事業概要			令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)	うち 行政経費	うち 事業費	対前年度差引額 (②)／(①)	備考
			雇用環境・均等部及び総合労働相談コーナーにおいて、14ヶ国語の電話通訳に対応した多言語コントラクトセンターの運営等による、職場におけるラスマントや解説助等の取組	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査・安全衛生に関するもの等)等を実施するための経費	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの等)等)等を実施するための経費						
雇	38	- 多言語相談支援事業	雇用環境・均等部及び総合労働相談コーナーにおいて、14ヶ国語の電話通訳に対応した多言語コントラクトセンターの運営等による、職場におけるラスマントや解説助等の取組	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査・安全衛生に関するもの等)等を実施するための経費	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの等)等)等を実施するための経費	12,898	6,750	5,562	1,188	▲ 6,148	52.33%
人	39	41 外国人技能実習機構交付金	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査・安全衛生に関するもの等)等を実施するための経費	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの等)等)等を実施するための経費	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの等)等)等を実施するための経費	1,306,522	1,304,729	0	1,304,729	▲ 1,793	99.86%
給	-	- 労働基準行政関係相談業務に係るコーリーセンターの設置運営事業	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査・安全衛生に関するもの等)等を実施するための経費	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの等)等)等を実施するための経費	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの等)等)等を実施するための経費	551,774	551,774	0	551,774	0	100.00%
衛	40	42 労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に取りたせない中小企業に融資改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行つていた事業平成31年度以後、新規の融資は停止しており、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に取りたせない中小企業に融資改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行つていた事業平成31年度以後、新規の融資は停止しており、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に取りたせない中小企業に融資改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行つていた事業平成31年度以後、新規の融資は停止しており、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。	100,578	0	0	0	▲ 100,578	0.00%
衛	41	43 労働災害防止対策費補助金経費	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき事業場において労働者の健康確保する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき事業場において労働者の健康確保する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき事業場において労働者の健康確保する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	1,932,042	1,805,372	0	1,805,372	▲ 126,670	93.44%
衛	42	44 産業医学振興経費	過重労働による過労死、過労自殺が深刻化しており、法令に基づき事業場において労働者の健康確保する企業のホールドセンターである産業医の活動が強調求められている。そのため、パルヘルズ等高齢な事業者を対象とした産業医の養成や、産業医の水準向上研修等に取り組んでいます。	過重労働による過労死、過労自殺が深刻化しており、法令に基づき事業場において労働者の健康確保する企業のホールドセンターである産業医の活動が強調求められている。そのため、パルヘルズ等高齢な事業者を対象とした産業医の養成や、産業医の水準向上研修等に取り組んでいます。	過重労働による過労死、過労自殺が深刻化しており、法令に基づき事業場において労働者の健康確保する企業のホールドセンターである産業医の活動が強調求められている。そのため、パルヘルズ等高齢な事業者を対象とした産業医の養成や、産業医の水準向上研修等に取り組んでいます。	6,296,456	6,755,704	0	6,755,704	459,248	107.29%
社情	43	45 就労条件総合調査費	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	28,150	21,235	0	21,235	▲ 6,915	75.44%
監	44	46 未払賃金立替払事務実施費	企業倒産により退職を余儀なされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。	企業倒産により退職を余儀なされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。	企業倒産により退職を余儀なされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。	7,921,328	22,192,111	1,291,488	20,900,623	14,270,783	280.16%
労、法、雇	45	47 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	13,173,322	11,090,350	1,033,377	10,056,973	▲ 2,082,972	84.19%
雇	46	48 テレワーク普及促進等対策	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体制の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体制の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体制の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	207,969	116,917	3,998	112,919	▲ 91,052	56.22%
労	47	49 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善等の取組	中小企業における退職金制度確立に向けて、事業主に対する支援事業等を実施する。	中小企業における退職金制度確立に向けて、事業主に対する支援事業等を実施する。	中小企業における退職金制度確立に向けて、事業主に対する支援事業等を実施する。	672,650	755,053	23,853	731,200	82,403	112.25%
雇	48	50 中小企業退職金共済事業経費	中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	2,094,129	1,884,716	0	1,884,716	▲ 209,413	90.00%

社会会員促進等事業見

(単位:千円)

所管課	2年度 PDCA 評価番 号	事業名	事業概要	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)	うち 行政経費	うち 事業費	対前年度差 額(②-①)	対前年度比 ②/①	備考
統総	49	51	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	独立行政法人労働政策研究・研修機構において、労働に関する事務に従事する者に対する研修を行ったために必要な経費である。	106,502	106,238	0	106,238	▲ 264	99.75%
統総	49	51	独立行政法人労働政策研究・研修機構設置整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。	27,225	93,093	0	93,093	65,868	341.94%
雇	50	52	個別労働紛争対策費	個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 (4)いじめ・嫌がらせ等困難事業に係る相談体制の充実	1,620,628	1,609,573	1,585,153	24,420	▲ 11,055	99.32%
法	51	53	雇用労働相談センター設置・運営整備	国家戦略特別区域において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを理解し、予見可能性を高めることにより、競争を生じることが容易となるよう、雇用労働センターを設置し、事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。	387,962	309,759	4,756	305,003	▲ 78,203	79.84%
合計				89,557,613	98,228,360	11,905,722	86,322,638	8,670,747	109.68%	



**社会復帰促進等事業に関する令和元年度成果目標の実績評価
及び令和2年度成果目標**

目 次

令和2年度 事業番号	令和元年度 事業番号	事業名	頁
1	1	外科後処置費	1
2	2	義肢等補装具支給経費	2
3	3	特殊疾病アフターケア実施費	3
4	4	社会復帰特別対策援護経費	4
5	5	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	5
6	6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費（労災病院の運営）	7
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（医療リハビリテーションセンターの運営）	
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（総合せき損センターの運営）	
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（産業殉職者慰靈事業）	
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（治療就労両立支援センターの運営）	
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（労働安全衛生総合研究所の運営）	
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（日本バイオアッセイ研究センターの運営）	
		独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	
7	7	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	16
8	8	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	17
9	9	労災就学等援護経費	18
10	11	労災ケアサポート事業経費	19
11	12	休業補償特別援護経費	20
12	13	長期家族介護者に対する援護経費	21
13	14	労災特別介護施設運営費・設置経費	22
14	15	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	24
15	16	労災援護金等経費	25
16	17	過労死等援護事業実施経費	26
17	18	安全衛生啓発指導等経費	28
18	19	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	30
19		設計・施行管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援業務	31
20	20	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	32
21	21	職業病予防対策の推進	33

22	22	じん肺等対策事業	36
23	23	職場における受動喫煙対策事業	38
24	24	職場における化学物質管理促進のための総合対策	40
25	25	産業保健活動総合支援事業	42
26	26	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	44
-	27	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	46
27	28	メンタルヘルス対策等事業	48
28	29	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	50
-	30	新規起業事業場対策	52
29	31	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	53
30	32	建設業等における労働災害防止対策費	55
31	33	第三次産業等労働災害防止対策支援事業	57
32	34	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	59
33	35	機械等の災害防止対策費	61
34	36	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	63
-	37	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	65
35	38	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	67
36	39	家内労働安全衛生管理費	69
37	40	女性就業支援・母性健康管理等対策費	71
38	-	多言語相談支援事業	74
39	41	外国人技能実習機構に対する交付金	75
40	42	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	76
41	43	労働災害防止対策費補助金経費	77
42	44	産業医学振興経費	79
43	45	就労条件総合調査費	81
44	46	未払賃金立替払事務実施費	82
45	47	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	84
46	48	テレワーク普及促進等対策	88
47	49	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	90
48	50	中小企業退職金共済事業経費	92
49	51	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	93
50	52	個別労働紛争対策費	95
51	53	雇用労働センター設置・運営経費	97

(労働基準局補償課)

事業名	外科後処置費							事業番号 (令和2年度)	1												
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (令和元年度)	1												
実施主体	都道府県労働局							担当係	福祉係												
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者に対し、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術を行う等、外科後処置に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																			
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者																			
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。																			
	実施体制	都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。																			
28年度予算額 (千円)	43,240	29年度予算額 (千円)	52,025	30年度予算額 (千円)	54,951	令和元年度予算額 (千円)	60,601	令和2年度予算額 (千円)	54,617												
28年度決算額 (千円)	36,262	29年度決算額 (千円)	55,999	30年度決算額 (千円)	45,336	令和元年度 決算額 (千円)	30,314	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)												
28年度 予算執行率 (%)	83.9	29年度 予算執行率 (%)	107.6	30年度 予算執行率 (%)	82.5	令和元年度 予算執行率(%)	50.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。													
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		
元 年 度 目 標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	86.8% (申請件数:114件、1か月以内に決定した件数:99件)														
	アウトプット指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。														
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。																				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																				
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																			
令和2年度事業概要	令和元年度と同様																				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。																				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。																				
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	外科後処置費については、支給対象者等から申請があつた際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。																				
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	-																				
令和3年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。																				

(労働基準局補償課)

事業名	義肢等補装具支給経費							事業番号 (令和2年度)	2												
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (令和元年度)	2												
実施主体	都道府県労働局							担当係	福祉係												
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢等補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																			
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者																			
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。																			
	実施体制	厚生労働省本省及び都道府県労働局において、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する費用について申請に基づき支給を行う。																			
28年度予算額 (千円)	2,987,207	29年度予算額 (千円)	3,361,584	30年度予算額 (千円)	2,957,881	令和元年度予算額 (千円)	2,979,074	令和2年度予算額 (千円)	3,525,692												
28年度決算額 (千円)	2,666,469	29年度決算額 (千円)	2,754,955	30年度決算額 (千円)	2,946,995	令和元年度 決算額 (千円)	2,930,246	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)													
28年度 予算執行率 (%)	89.4	29年度 予算執行率 (%)	82.1	30年度 予算執行率 (%)	99.8	令和元年度 予算執行率(%)	98.4	一般勘定予算額 0(千円)													
※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。																					
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		
元 年 度 目 標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	95.1% (申請件数:10,589件、1か月以内に決定した件数:10,073件)														
	アウトプット指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。														
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。																				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																				
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																			
令和2年度事業概要	令和元年度と同様																				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。																				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。																				
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	義肢等補装具支給経費については、支給対象者等から申請があつた際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。																				
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	-																				
令和3年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。																				

(労働基準局補償課)

事業名	特殊疾病アフターケア実施費							事業番号 (令和2年度)	3												
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (令和元年度)	3												
実施主体	都道府県労働局							担当係	福祉係												
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、後遺症状に動搖をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのある場合、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うとともに、症状固定後に必要な措置を行い、また、その通院に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																			
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者																			
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	症状固定後も後遺症状に動搖をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき臓損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。																			
	実施体制	都道府県労働局においてアフターケアの健康管理手帳の交付事務を行い、厚生労働省本省においてこれに係る費用(委託費・通院費)の支給を行う。																			
28年度予算額 (千円)	3,733,250	29年度予算額 (千円)	3,857,635	30年度予算額 (千円)	3,831,287	令和元年度予算額 (千円)	3,837,299	令和2年度予算額 (千円)	3,787,294												
28年度決算額 (千円)	3,403,510	29年度決算額 (千円)	3,526,832	30年度決算額 (千円)	3,371,473	令和元年度 決算額 (千円)	3,373,479	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)													
28年度 予算執行率 (%)	91.8	29年度 予算執行率 (%)	91.9	30年度 予算執行率 (%)	88.4	令和元年度 予算執行率(%)	87.9	一般勘定予算額 0(千円)													
※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。																					
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		
元 年 度 目 標	アウトカム指標	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	80.3% (申請件数:4,141件、1か月以内に決定した件数:3,325件)														
	アウトプット指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。														
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。																				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																				
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																			
令和2年度事業概要	令和元年度と同様																				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。																				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。																				
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	特殊疾病アフターケア実施費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にないまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本經費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。																				
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	-																				
令和3年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。																				

(労働基準局補償課)

事業名	社会復帰特別対策援護経費							事業番号 (令和2年度)	4												
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (令和元年度)	4												
実施主体	都道府県労働局							担当係	福祉係												
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の振動障害者等に対して、就職準備金や移転費用を補填するための援護金を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																			
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の振動障害者等																			
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。																			
	実施体制	都道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。																			
28年度予算額 (千円)	404,345	29年度予算額 (千円)	361,935	30年度予算額 (千円)	347,776	令和元年度予算額 (千円)	342,939	令和2年度予算額 (千円)	341,182												
28年度決算額 (千円)	349,279	29年度決算額 (千円)	341,976	30年度決算額 (千円)	300,496	令和元年度 決算額 (千円)	327,787	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)													
28年度 予算執行率 (%)	86.5	29年度 予算執行率 (%)	94.6	30年度 予算執行率 (%)	86.4	令和元年度 予算執行率(%)	95.6	一般勘定予算額 0(千円)	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。												
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		
元 年 度 目 標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム指標 【○】	84.0% (申請件数:250件、1か月以内に決定した件数:210件)														
	アウトプット指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。														
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。																				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																				
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																			
令和2年度事業概要	令和元年度と同様																				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。																				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。																				
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	社会復帰特別対策援護経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。																				
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	-																				
令和3年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。																				

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費							事業番号 (令和2年度) 5	5						
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係 機構・団体管理室 機構調整第二係							
実施主体	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院														
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)11条に基づき、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症患者(以下「CO中毒患者」という。)のリハビリテーション施設として運営されていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)により、平成17年度末に廃止されたことから、従前、国が大牟田労災病院に行なっていた機能・役割を引き続き確保するため、後継の医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制を整備する。</p> <p>本事業は、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制、社会復帰促進支援体制を整備するものであり、労働者災害補償保険法29条1項1号に規定される「被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業」に該当するため、社会復帰促進等事業で行うべきものである。</p>													
	対象 (誰／何を対象に)	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する。													
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>CO中毒患者特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施 													
	実施体制	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院													
28年度予算額 (千円)	449,364	29年度予算額 (千円)	453,942	30年度予算額 (千円)	469,029	令和元年度予算額 (千円)	480,570	令和2年度予算額 (千円)	498,674						
28年度決算額 (千円)	449,364	29年度決算額 (千円)	453,942	30年度決算額 (千円)	469,029	令和元年度 決算額 (千円)	480,570	令和2年度 雇用勘定予算額 O(千円)							
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0	一般勘定予算額 O(千円)							
※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。															
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和元年度においては年間141日以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	<p>・令和元年度においてはグループワークの年間実施日数は145日であった。</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行うことにより、グループワークを行うための診療体制の整備を図ることができたため。</p>								
	アウトプット 指標	委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。				アウトプット 指標 【○】	<p>・リハビリテーションを適切に実施するための人員を10名を確保した。</p> <p>・患者2名あたり1.5名の療養生活を支援するための人員を配置した。</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行うことにより、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備を図ることができたため。</p>								
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行うことにより、目標を達成した。														
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き、委託先期間に対し、適宜、必要な指導を行うなどして、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備に努める。														
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											

令和2年度事業概要	令和元年度と同様
令和2年度目標 (アウトカム指標)	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和元年度においては年間141日以上とする。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	上記のアウトカム指標は、本事業の目的である、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰促進支援体制等の整備による成果を計測するためのものであることから、入院患者の症状に応じた適切な医療等を提供するために必要な実施日数を水準とした。 なお、実施日数は以下のとおり算出した。 ・週の実施日数(3日間) × 年間47週(52週(1年間の週数) - 5週(休日の合計週数)) = 141日
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	以下の理由により今後も引き続き実施する必要がある。 ①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)11条において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること ②平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)が国会の場において、患者については国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている旨の答弁をしていること ③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が80歳を超えており、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費 (1)労災病院の運営 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 (3)総合せき損センターの運営 (4)産業殉職者慰靈事業 (5)治療就労両立支援センターの運営 (6)労働安全衛生総合研究所の運営 (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	事業番号 (令和2年度)	6
		事業番号 (令和元年度)	6
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号):(1)~(3)、(5)、(8) 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号):(4) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号):(6)~(8)	担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係
実施主体	(独)労働者健康安全機構		
目的及び必要性 (何のため)	<p>(1)労災病院の運営 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設である労災病院を運営する。 労災病院は療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設であり、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業であることから社会復帰促進事業で行う必要性がある。</p> <p>(2)医療リハビリテーションセンターの運営 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設である医療リハビリテーションセンターを運営する。 四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者、重度の脊椎、脊髄障害を被った労働者に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行い、職場復帰のために職業訓練までも行うことが出来る施設は他にはなく、また、職場復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を通じた被災労働者等の社会復帰の促進のために必要な事業であることから社会復帰促進事業で行う必要性がある。</p> <p>(3)総合せき損センターの運営 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設である総合せき損センターを運営する。 業務災害又は通勤災害等によるせき損傷害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者)に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを実施している施設であることから社会復帰促進事業で行う必要性がある。</p> <p>(4)産業殉職者慰靈事業 業務災害又は通勤災害による殉職者の御靈を合祀するため、高尾みころも靈堂を設置・運営する。 高尾みころも靈堂は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして産業災害で亡くなられた産業殉職者を慰靈するため、産業殉職者の方々の御靈を奉安するとともに、遺骨及び遺品を納めるために設けられた日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設であることから社会復帰促進事業で行う必要性がある。</p> <p>(5)治療就労両立支援センターの運営 予防医療及び治療と就労の両立支援に関する調査研究を推進することにより、職場における労働者の健康確保並びに傷病による休業等からの職場復帰及び治療と就労の両立に寄与する。 全国の労働者の健康確保と就労継続による福祉の増進を図るために事業であることから、社会復帰促進事業で行う必要性がある。</p> <p>(6)労働安全衛生総合研究所の運営 労働者の安全及び健康の確保に資するため、下記の調査及び研究を行う。 ①プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究 ②じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局部排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究 安全衛生分野の規制のために必要となる最新の科学的知見等を得るための調査及び研究は、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであることから社会復帰促進事業等で行う必要がある。</p> <p>(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 化学物質による職業がんの防止を図るために、発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。 当該事業は、労働者の安全衛生確保に資するものであるため、社会復帰促進事業等で行う必要がある。</p> <p>(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための施設並びに安全衛生分野の調査及び研究、試験をするための施設に対して必要な整備等を行ふ。 ①臨床データ等を基礎として労災病院等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及すること、②産業保健推進センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うこと、③安全衛生分野の調査及び研究、試験を確実に遂行すること、以上を実施するための土台となる施設改修・研究等機器の整備等を行うものであり、社会復帰促進事業で行う必要がある。</p>		
事業／制度概要	対象 (誰／何を対象に)	(1)労働者・労災指定医療機関等 (2)(3)被災労働者 (4)産業殉職者及びその遺族 (5)労働者 (6)事業者、労働者 (7)事業場で取り扱われる化学物質 (8)(独)労働者健康安全機構が運営する施設	

事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1)労災病院の運営 全国に29の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成し、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供する。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。</p> <p>(2)医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。</p> <p>(3)総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎、せき臓に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2か所)を設置する。この施設では、総合的なせき臓損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。</p> <p>(4)産業殉職者慰靈事業 産業災害により殉職された人を慰靈するため、高尾みころも靈堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰靈式を行う。</p> <p>(5)治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。</p> <p>(1)から(5)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。</p> <p>(6)労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学技術的な側面から究明した上で、行政に報告する。</p> <p>(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。</p> <p>(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。</p>								
	(独)労働者健康安全機構において実施								
	運営費交付金 28年度予算額 (千円)	9,896,167	運営費交付金 29年度予算額 (千円)	9,726,443	運営費交付金 30年度予算額 (千円)	9,646,667	運営費交付金 令和元年度予算 額 (千円)	10,195,027	運営費交付金 令和2年度予算 額 (千円)
	28年度決算額 (千円)	9,658,809	29年度決算額 (千円)	9,986,100	30年度決算額 (千円)	10,208,130	令和元年度 決算額 (千円)	9,991,749	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)
	28年度 予算執行率 (%)	97.6	29年度 予算執行率 (%)	102.7	30年度 予算執行率 (%)	105.8	令和元年度 予算執行率 (%)	98.0	一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。
	施設整備費補助金 28年度予算額 (千円)	4,482,979 (29年度への 繰越額 406,981)	施設整備費補助 金 29年度予算額 (千円)	3,955,974 (30年度への 繰越額 1,007,545)	施設整備費補助 金 30年度予算額 (千円)	4,009,819 (令和元年度 への繰越額 376,575)	施設整備費補助 金 令和元年度予算 額 (千円)	2,985,529 (令和2年度へ の繰越額 689,852)	施設整備費補助 金 令和2年度予算 額 (千円)
	28年度決算額 (千円)	4,018,431	29年度決算額 (千円)	2,877,864	30年度決算額 (千円)	3,330,689	令和元年度 決算額 (千円)	2,205,325	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)
	28年度 予算執行率 (%)	98.6	29年度 予算執行率 (%)	97.6	30年度 予算執行率 (%)	91.7	令和元年度 予算執行率 (%)	96.1	一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	(1)～(8)いずれも成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

元 年 度 目 標	アウトカム 指標	(1)労災病院の運営 ①患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。 ②患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。 ③地域における高度医療機器の利用促進を図るために、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ3万5000件以上実施する。 ④安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進することにより、病床利用率を75.9%以上とする。 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 (3)総合せき損センターの運営 外傷による脊椎・せき臓障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 (4)産業殉職者慰靈事業 慰靈式及び靈堂についての満足度調査を実施し、来堂者、遺族等から慰靈の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。 (5)治療就労両立支援センターの運営 治療と仕事の両立について支援した罹患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関してアンケートを行い、病院・職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を80%以上から得る。 (6)労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標(5年間で50件)に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を10件以上とする。 (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 発がん性試験等の成果を厚労省行政検討会に提供するほか、国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。 (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努めることとし、「契約監視委員会」についても年間4回以上開催、契約の点検を実施し契約の適正化を図る。 ②契約締結状況については、(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。		(1) ①患者満足度:83.1% ※入院92.3%、外来78.1%、入院外来平均83.1%
			(2)患者紹介率:78.0%、患者逆紹介率:66.8% (3)高度医療機器を用いた受託検査:36,570件 (4)病床利用率:80.2% (2) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:91.6% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者98人／四肢脊椎の障害・中枢神経麻痺患者の退院患者数107人 (3) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:88.5% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者138人／外傷性脊椎・せき臓損傷患者の退院患者数156人 (4) 慰靈の場にふさわしいとの評価:97.7% ※満足の評価459人／参拝者・参列者(アンケート回答者)470人 (5) 有用であった旨の評価:91.8% ※「有用であった」旨の回答156件／回答者数170件 (6) 労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数:18件 (7) 平成28年、29年に試験結果をとりまとめ、その後発がん性評価を受けた2物質について、健康障害防止措置検討会での検討を踏まえ、がん原性指針の対象物質に追加された。また、rasH2マウスを用いて中期発がん性試験を行った、2-プロモプロパン、酸化チタン(ナノ粒子、アナターゼ型)について、化学物質のリスク評価検討会(発がん性評価ワーキンググループ)で検討された。 (8) ①調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、「契約監視委員会」についても引き続き計4回(6月、9月、12月、3月(※))開催、契約の点検を実施し事務処理等の適正化を図った。 ※3月は書面開催。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。	

<p>アウトプット指標</p> <p>(1)労災病院の運営 ①地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習を実施する。</p> <p>②医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、70万件以上のアクセス数を得る。</p> <p>③各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を4,180件以上確保する。</p> <p>(2)医療リハビリテーションセンターの運営 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(3)総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(4)産業殉職者慰靈事業 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。</p> <p>(5)治療就労両立支援センターの運営 ①第3期中期目標期間中に作成されたそれぞれの予防法・指導法については、事業場への普及啓発を図りつつ、リーフレットについてその内容を精査した上、テーマごとにとりまとめた冊子を作製する。また、第4期中期目標期間中に開発する研究テーマや事例の集積方法、対象等について検討し、それを踏まえた生活習慣病等の指導を実践するとともに、事例の集積に着手する。</p> <p>②両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。併せて、収集した支援事例をもとに、地域における企業の担当者等を招いた形での事例検討会を実施する。収集した支援事例及び支援事例の分析・評価等を行った上、平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルを両立支援マニュアルに更新する。</p> <p>(6)労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標に基づくプロジェクト研究17課題を実施する。</p> <p>(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 国が指定した物質について、長期吸入試験をGLP基準に従い実施する。</p> <p>(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 平成31年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。</p>	<p>アウトプット指標【○】</p> <p>(1) ①症例検討会や講習の実施件数:892件</p> <p>②労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数:1,123,449件</p> <p>③治験症例数:4,780件</p> <p>(2) 職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数:12回</p> <p>(3) せき損検討会の開催実績:64回開催、検討症例実績:194症例</p> <p>(4) 検討会の開催実績:4回</p> <p>(5) ①「予防医療モデル調査研究に関する検討会」で承認された第3期中期目標期間内に作成されたリーフレットについて、年度内に取りまとめ、テーマごとにとりまとめた冊子(データ)を作製し、ホームページに掲載した。ホームページへの掲載により、事業場等に普及啓発を図っている。また、令和元年11月に第4期中期目標期間中に行う新たな研究テーマ(19件)を決定し、事例収集等を開始した。</p> <p>②令和元年度から支援対象を全ての疾患に拡大し、両立支援チームにより両立支援の事例収集を行った。また、事例検討会については、両立支援コーディネーター基礎研修修了者や地域企業等の人事・労務担当者を対象とし、令和2年2月に1県で試行的に実施した。さらに、医療機関向け両立支援マニュアルについては、これまで4分野(がん・脳卒中・糖尿病・メンタルヘルス)に分かれていたものを1冊に統合し、「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」として更新をした。</p> <p>(6) プロジェクト研究課題実施数:17件</p> <p>(7) 対象物質に係る発がん性試験を適正に実施した結果、一定の有害性が認められた2-プロモブロバンの試験結果を厚生労働省HPに公表した。</p> <p>(8) 計画に基づき適切な調達を行った。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(1)労災病院の運営</p> <p>＜患者満足度＞</p> <p>利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映するとともに、各労災病院で「労災病院間医療安全相互チェック」を実施したことにより、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催し、また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保できたため。</p> <p>＜患者紹介率・逆紹介率＞</p> <p>各労災病院の地域医療連携部門において、連携医療機関からの意見・要望を基に、紹介受入体制強化等の業務改善に取り組むとともに、連携医療機関への挨拶回り、地域の救急隊との連携強化、地域連携パスの運用拡大、入退院支援体制の強化、状態が安定した患者の逆紹介の推進を図ったため。</p> <p>＜高度医療機器を用いた受託検査＞</p> <p>CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報を行ったため。</p> <p>＜病床利用率＞</p> <p>紹介患者・救急患者確保の取組に加え、一部労災病院での適切な病床数へのダウンサイジング及び地域包括ケア病棟への病床機能転換による在院患者数の確保を図ったため。</p> <p>＜地域の医療機関の医師等に対する講習会等開催回数＞</p> <p>労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に開催したため。</p> <p>＜労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数＞</p> <p>両立支援コーディネーター研修の参加者等へのPRリーフレットの配布、産業保健総合支援センターのメールマガジン（産業医、事業場労務担当者等が対象）での普及サイトPR等を継続して実施するとともに、労災疾病等医学研究普及サイト周知用リーフレットを更新し、都道府県労働局、医師会、日本職業・災害医学会など幅広く関係機関等へ配布し周知に努めたため。</p> <p>＜治験症例数＞</p> <p>国立病院機構主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」（日本臨床薬理学会認定）に労災病院の職員が参加し、治験実施体制を強化したため。</p>
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>(2)医療リハビリテーションセンターの運営</p> <p>＜医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めたため。 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行ったため。 ・頸椎損傷患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだため。 <p>＜職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数＞</p> <p>定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図ったため。</p>
	<p>(3)総合せき損センターの運営</p> <p>＜医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めたため。 ・脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供したため。 ・脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談（現地調査を含む。）などの相談・支援活動を行ったため。 <p>＜せき損検討会の開催実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めたため。
	<p>(4)産業殉職者慰霊事業</p> <p>＜慰霊の場にふさわしいとの評価＞</p> <p>＜検討会の開催実績＞</p> <p>満足度調査の結果に基づき、以下の環境整備等に努めたため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参拝者に対しては、納骨等に関する相談に対応するとともに、植栽等による構内の環境整備に努めた。 ・慰霊式に際しては、送迎バスや構内電動カートの運行により参列者の便宜を図るなど環境面の整備に努めるとともに、職員の接遇についても配意し、産業殉職者の御靈を奉安する厳肅な式典に相応しい対応に努めた。
	<p>(5)治療就労両立支援センターの運営</p> <p>＜有用であった旨の評価＞</p> <p>四半期ごとに各分野の問題点を集約し全施設へのフィードバックや治療就労両立支援センター所長・事務長会議や実務担当者会議開催により情報共有を図ったとともに、両立支援サポート体制において中心として機能する「両立支援コーディネーター」に対して各種研修を実施することにより、より質の高い両立支援のサービスの提供を可能としたため。</p> <p>＜事業場への普及啓発＞</p> <p>令和2年2月の「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において、成果物の評価等が未済であった一部の研究についても、書面審査を実施することができたため。</p> <p>＜事例収集・事例検討会＞</p> <p>両立支援の件数は、疾病拡大に伴い、各治療就労両立支援センター（部）が積極的に支援を行ったため増加している。また、事例検討会については、両立支援事業に積極的な地域の協力があったため、開催に至った。</p>
	<p>(6)労働安全衛生総合研究所の運営</p> <p>＜労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数＞</p> <p>＜プロジェクト研究課題実施数＞</p> <p>内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底したため。</p>

	<p>(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 国が指定した化学物質について着実に発がん性試験を実施し、発がん性試験の結果は、厚労省行政検討会に提供して評価が行われるとともに、国内外に情報発信した。また、試験結果により発がん性が認められた化学物質については、がん原性指針に追加されるなど、国内の化学物質による労働者の健康障害を防止するための施策へ反映された。</p> <p>(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、契約監視委員会においては、締結した契約の事後点検を実施したこと</p>
	<p>(1)労災病院の運営 令和元年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・各労災病院の入退院支援部門に配置された専任看護師等が、入院前患者に対する術前検査説明・スクリーニングの実施、退院困難患者への積極的な退院支援等に取り組むことで、患者の円滑な入退院を促進させ、更なる紹介・逆紹介の推進を図る。 ・労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを活用するとともに、地域連携バスの導入などの医療連携に引き続き取り組む。 ・CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的かつ効果的に広報する。 ・症例検討会や講習会の開催時間について、労災指定医療機関の医師等の利便性に配慮したものとし、また、モデル医療に関する相談方法について、FAXや電話等により受け付けられるようにするなど媒体の多様化を進める等環境の整備に努める一方、研修の内容についても、医療のニーズに機動的に対応する。</p> <p>(2)医療リハビリテーションセンターの運営 令和元年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・チーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの合同評議会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施</p> <p>(3)総合せき損センターの運営 令和元年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・チーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施</p> <p>(4)産業殉職者慰霊事業 令和元年度目標を達成するために、効果のあった納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。</p> <p>(5)治療就労両立支援センターの運営 ・第3期中期目標期間中に作成されたリーフレットについては、CD-ROMを作成し、関係機関への普及に活用する。第4期中期目標期間中の研究については、毎年開催予定の検討会にて進捗状況を把握し、組織的に進捗管理するよう努める。 ・事例検討会については、令和元年度の試行的実施の結果を踏まえつつ、少しずつ開催地域を増やし、将来的には全国に展開し、両立支援への機運醸成を図る。</p> <p>(6)労働安全衛生総合研究所の運営 引き続き、研究の進行管理の徹底を図り、より大きな研究成果を上げていく。</p> <p>(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 引き続き、計画的に事業を継続していく。</p> <p>(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組みと契約状況の公表を継続して行う。</p>
評価	A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様
令和2年度目標 (アウトカム指標)	<p>(1)労災病院の運営 ①患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。 ②患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。 ③地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。 ④安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進することにより、病床利用率を76.2%以上とする。</p> <p>(2)医療リハビリテーションセンターの運営 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>(3)総合せき損センターの運営 外傷による脊椎・せき離障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>(4)産業殉職者慰霊事業 慰霊式及び靈堂についての満足度調査を実施し、来堂者、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。</p>

	<p>(5)治療就労両立支援センターの運営 治療と仕事の両立について支援した罹患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関するアンケートを行い、病院、職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を80%以上から得る。</p> <p>(6)労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標(5年間で50件)に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を10件以上とする。</p> <p>(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 発がん性試験等の成果を厚労省行政検討会に提供するほか、国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。</p> <p>(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努めることとし、「契約監視委員会」についても年間4回以上開催、契約の点検を実施し契約の適正化を図る。 ②契約締結状況については、(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。</p>
令和2年度目標 (アウトプット指標)	<p>(1)労災病院の運営 ①地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習を実施する。 ②医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、70万件以上のアクセス数を得る。 ③各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を4,180件以上確保する。</p> <p>(2)医療リハビリテーションセンターの運営 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(3)総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(4)産業殉職者慰靈事業 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。</p> <p>(5)治療就労両立支援センターの運営 ①第3期中期目標期間中に作成されたそれぞれの予防法・指導法については、事業場への普及啓発を図りつつ、リーフレットについてその内容を精査した上、テーマごとにまとめた冊子を作製する。また、第4期中期目標期間中に開発する研究テーマや事例の集積方法、対象等について検討し、それを踏まえた生活習慣病等の指導を実践するとともに、事例の集積に着手する。 ②両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。併せて、収集した支援事例をもとに、地域における企業の担当者等を招いた形での事例検討会を実施する。収集した支援事例及び支援事例の分析・評価等を行った上、平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルを両立支援マニュアルに更新する。</p> <p>(6)労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標に基づくプロジェクト研究18課題を実施する。</p> <p>(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 国が指定した物質について、長期吸入試験をGLP基準に従い実施する。</p> <p>(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 令和2年度度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。</p>

	<p>(1)労災病院の運営</p> <p>＜患者満足度＞ 入院と外来のそれぞれで数値目標を明確に設定することにより、各病院の患者満足度向上の更なる改善に向けた取組推進のため、第3期中期目標期間の実績平均(入院91.3%、外来77.3%)を勘案し、設定した。</p> <p>＜患者紹介率・逆紹介率＞ 第4期中期目標では、地域医療支援病院の要件である「患者紹介率・逆紹介率」の確保を目標としていることから、令和元年度については、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率76%以上、逆紹介率63%以上」を目標として設定した。</p> <p>＜高度医療機器を用いた受託検査＞ 第4期中期目標に基づく中期計画では、5年間で高度医療機器を用いた受託検査を延べ175,000件以上実施することとしていることから、年間の受託件数を35,000件以上実施することを令和元年度の目標に設定した。</p> <p>＜病床利用率＞ 第4期中期目標では、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均(※)以上とすることとしていることから、令和2年度については目標を直近(平成30年)の全国平均76.2%以上と設定した。 ※医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績であり、労災病院を含めた全病院の数値</p> <p>＜地域の医療機関の医師等に対する講習会等開催回数＞ 第4期中期目標に基づく中期計画では、5年間で症例検討会等を延べ4,200回以上実施することとしていることから、令和元年度については目標を840回以上と設定した。</p> <p>＜労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数＞ 第4期中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を1,200万回以上としており、年間平均240万回以上のうち、労災病院と労災病院以外の施設におけるアクセス件数割合を勘案して70万回以上と設定した。</p> <p>＜治験症例数＞ 第4期中期目標では、5年間で治験症例数を2万900件以上確保することとしていることから、令和元年度については目標を4,180件以上と設定した。</p> <p>(2)医療リハビリテーションセンターの運営</p> <p>＜医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合＞ 当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めるることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>＜職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数＞ 患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、年間12回の職業評価会議の開催を目標として設定した。</p> <p>(3)総合せき損センターの運営</p> <p>＜医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合＞ 当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めるることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>＜せき損検討会の開催実績＞ 患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、多職種が参加するせき損検討会を開催し、患者毎のリハビリテーションプログラムを見直すことは有効であると考える。平成28年度までは年間60症例を目標として設定していたが、平成28年10月に分院ができること等を踏まえ、年間100症例を目標として設定した。</p> <p>令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)</p> <p>(4)産業殉職者慰靈事業</p> <p>＜慰靈の場にふさわしいとの評価＞ 平成17年度以降、90%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き90%以上としたものである。</p> <p>＜検討会の開催実績＞ 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等については遅滞なく対応を検討することが求められることから、検討会の頻度を年4回以上としたものである。</p> <p>(5)治療就労両立支援センターの運営</p> <p>＜有用であった旨の評価＞ 罹患者の有用度は、第3期中期目標期間では治療と仕事の両立について支援した罹患者からの有用であった旨の評価は80%を上回る実績であった。しかしながら、第4期中期目標においては、対象疾患の拡大を検討しており、安易に数値目標を上方修正することにより、支援が困難な症例や、コーディネーターが経験したことの無い症例などを無意識に忌避する恐れもある為、上方修正は行わなかった。これは、両立支援が社会的に普及していないモデル事業として開始した時点のアンケート票に基づくものである。第4期中期目標においては、モデル事業の疾病に限定せず、対象疾患の拡大を予定している。これに伴いアンケートの内容を大幅に見直し、職場での定着率等を含めたものへ変更予定である。新たな対象に対し支援を行い、新たな評価項目をもって判断するものであるため、各種アンケート満足度の一般的な水準として80%と設定した。</p> <p>＜事業場への普及啓発、事例集積＞ ＜事例検討会、両立支援マニュアルの更新＞ 疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一體的に取り組むことが求められているため。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(6) 労働安全衛生総合研究所の運営 <労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数> 第4期中期目標で「労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献(中期目標期間中50件以上)」という目標が定められており、令和2年度の目標は、当該目標を達成するための単年度目標であるが、調査研究により得られた最新の科学的知見を関係法令等の施策に反映することは労働災害の防止に資することから、反映件数をアウトカム指標とした。</p> <p><プロジェクト研究課題実施数> アウトプット指標に定めた研究課題(18課題)は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究 <ul style="list-style-type: none"> (1) 数値解析を活用した破損事故解析の高度 (2) 山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究 (3) テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証 (4) 大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究 (5) 建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する災害防止に関する研究 (6) トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究 (7) 帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究 <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究 <ul style="list-style-type: none"> (1) 陸上貨物運送従事者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究 (2) 介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究 (3) 高年齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究 (4) 健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究 (5) 人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究 4 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究 <ul style="list-style-type: none"> (1) 化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究 (2) 医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究 (3) 化学物質リスクアセスメント等実施支援策に関する研究 (4) 個別粒子分析法による気中粒子状物質測定の信頼性の向上に関する研究 (5) 産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用に関する研究 <p>(7) 日本バイオアッセイ研究センターの運営 ・発がん性試験等の結果は、国内の化学物質による労働者の健康障害を防止するための施策へ反映するほか、当該化学物質の発がん性評価に係る国際調和、国内における適切な取扱いを促進する観点から、積極的に情報発信する必要があるため。 ・厚生労働省が機構に対し、発がん性を把握する必要がある物質の長期吸入試験の実施を指示し、実施を求めることが必要なため。</p> <p>(8) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する必要があるため</p>
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	(1)～(7) 第4期中期目標を達成するため、引き続き実施する。

事業名	労災疾病臨床研究事業費補助金事業							事業番号 (令和2年度) 7	7										
事業の別	社会復帰促進事業、安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、第3号)							担当係 疾病調査研究 補助金係	疾病調査研究 補助金係										
実施主体	個人、民間団体等																		
事業 ／ 制度 概要	目的及び必 要性 (何のため)	<p>①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究</p> <p>②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究</p> <p>③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究</p> <p>について、広く研究者を募り補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>上記研究の成果は、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>																	
	対象 (誰／何を 対象に)	研究を行う研究者個人、民間団体等																	
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	原則として公募により広く研究者を募り、外部有識者から構成される評価委員会において公募課題の評価を行い、研究課題を決定する。																	
	実施 体制	研究を行う研究者、民間団体等に対して、研究に必要な経費を補助する。																	
28年度予算額 (千円)	1,684,850	29年度予算額 (千円)	1,116,571	30年度予算額 (千円)	1,111,571	令和元年度予算 額 (千円)	1,111,605	令和2年度予算 額 (千円)	1,114,310										
28年度決算額 (千円)	1,684,850	29年度決算額 (千円)	1,114,354	30年度決算額 (千円)	1,107,088	令和元年度 決算額 (千円)	1,099,280	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)										
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	99.9	30年度 予算執行率 (%)	99.7	令和元年度 予算執行率(%)	98.9	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。											
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	公募スケジュールの見直しを行った上で、令和2年度予算については、令和元年度と同額程度の要求を行つた。																
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0点以上の評価を得た研究課題:97% (36課題中7点未満1課題)												
	アウトプット 指標	公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上				アウトプット 指標 【○】	公募課題1件当たりの平均公募数:2.57件 (公募課題7件、応募数18件)												
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>①評価委員会において一定の評価を得た研究計画を着実に実施したこと及び評価委員会における委員からの評価（「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等）を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施したため。</p> <p>②例年、研究機関等の繁忙期と思料される3月中の公募開始となっていた公募スケジュールを見直し、厚生労働科学研究費補助金を参考に12月中の公募としたため。</p>																		
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、評価委員会において一定の評価を得た研究計画の実施及び評価委員会における委員からの評価（「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等）を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施、並びに、公募スケジュールの見直しを行っていきたい。																		
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続															
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様																		
令和2年度目標 (アウトカム指標)	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。																		
令和2年度目標 (アウトプット指標)	公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上																		
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	<p>アウトカム指標については、当該補助金の中間・事後評価委員会において、継続すべき課題の目安点数を、10点中7点以上としていることから、研究課題の90%以上について7.0点以上の評価を得ることを目標とした。</p> <p>アウトプットについては、当該補助金をより多くの研究者に周知することにより、より良い研究成果が求められるため、平均公募数を2.0件以上の評価を得ることを目標とした。</p>																		
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-																		
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	目標を達成していることから、研究内容及び競争性について想定する成果が得られているものと思料される。引き続き研究内容及び競争性の向上を図りたい。																		

事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費							事業番号 (令和2年度) 8	8												
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係 企画法令係													
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署																				
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に關し、一酸化炭素中毒にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」という。)に基づく介護料は、平成8年に労働者災害補償保険法において介護補償給付が創設されたことに伴い廃止されたが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置としてCO特措法に基づく介護料を引き続き受給できることとされたものであり、被災労働者の受ける介護の援護という労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものである。また、CO特措法上も同行の社会復帰促進等事業とする旨明記されているため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																			
	対象 (誰／何を対象に)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするもの。																			
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助をするもの : 最高限度額 166,950円 最低保障額 72,990円 ②常時監視を要し、随時介護を要するもの : 最高限度額 125,260円 最低保障額 54,790円 ③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの : 最高限度額 83,480円 最低保障額 36,500円 (※いずれも令和2年度の月額)																			
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施																			
28年度予算額 (千円)	7,971	29年度予算額 (千円)	7,191	30年度予算額 (千円)	6,569	令和元年度予算額 (千円)	7,624	令和2年度予算額 (千円)	7,619												
28年度決算額 (千円)	5,930	29年度決算額 (千円)	5,568	30年度決算額 (千円)	5,405	令和元年度 決算額 (千円)	5,639	令和2年度 雇用勘定予算額 O(千円)	一般勘定予算額 O(千円)												
28年度 予算執行率 (%)	74.7%	29年度 予算執行率 (%)	77.8%	30年度 予算執行率 (%)	82.3%	令和元年度 予算執行率(%)	74.3	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。													
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		
元 年 度 目 標	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を90%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム指標 【○】	申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。 (申請件数:150件、1か月以内に決定した件数:150件) 【目標達成の理由】 本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理したため。														
	アウトプット指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。				アウトプット指標 【○】	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。 【目標達成の理由】 申請について適正に処理したため。														
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	—																				
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																			
令和2年度事業概要	令和元年度と同様																				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。																				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。																				
令和2年度目標の設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合はその理由)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給については、支給対象者から申請があった際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づく給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を要綱に基づいて適正に処理することを目標とした。																				
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—																				
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。																				

事業名	労災就学等援護経費							事業番号 (令和2年度) 9								
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (令和元年度) 9								
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署															
事業 ／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 本事業は、死亡労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進する労災就労保育援護費からなり、それぞれ被災労働者及びその遺族の援護を図るという、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。														
	対象 (誰／何を対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族であって、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるもの。														
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費及び労災就労保育援護費を支給する。 ①小学生……在学者1人につき月額14,000円 ②中学生……在学者1人につき月額18,000円(通信制課程に在学する者にあっては15,000円) ③高校生等……在学者1人につき月額18,000円(通信制課程に在学する者にあっては15,000円) ④大学生等……在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあっては30,000円) ⑤保育をする児童…要保育児1人につき月額12,000円 (※いずれも令和元年度の月額) なお、令和元年度の受給者数は合計9,040人。														
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。														
28年度予算額 (千円)	3,001,124	29年度予算額 (千円)	2,856,144	30年度予算額 (千円)	2,792,390	令和元年度予算額 (千円)	2,739,252	令和2年度予算額 (千円)	2,655,536							
28年度決算額 (千円)	2,645,289	29年度決算額 (千円)	2,581,466	30年度決算額 (千円)	2,511,127	令和元年度 決算額 (千円)	2,471,268	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)							
28年度 予算執行率 (%)	88.3	29年度 予算執行率 (%)	90.5	30年度 予算執行率 (%)	89.9	令和元年度 予算執行率(%)	90.4	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。								
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	申請件数797件中、申請から支給決定までに要する期間が1か月以内であった割合が85.7%(683件)であった。									
	アウトプット 指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。				アウトプット 指標 【○】	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。									
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理をしたため。															
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。															
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様															
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。															
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。															
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	労災就学等援護費については、支給対象者等から申請があつた際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定。 また、アウトプット指標については、本經費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。															
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—															
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。															

事業名	労災ケアサポート事業経費							事業番号 (令和2年度)	10												
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (令和元年度)	11												
実施主体	一般財団法人労災サポートセンター																				
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>在宅で介護、看護が必要な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する労災ケアソーター(看護師等)による訪問支援を実施することにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。</p> <p>本件事業は労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法による給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。</p> <p>このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。</p>																			
	対象 (誰／何を対象に)	65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族																			
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族に対して、次の業務を実施する。</p> <p>①介護、看護、健康管理等に関する専門的知識を有する労災ケアソーター(看護師等)による訪問支援</p> <p>②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談</p> <p>③労災重度被災労働者傷病・障害の特性に応じた看護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成</p> <p>※全国を7ブロックに分割して調達し、事業を実施(③については、関東甲信越ブロックのみで実施)</p>																			
	実施体制	一般財団法人労災サポートセンターに事業を委託して実施																			
28年度予算額 (千円)	462,412	29年度予算額 (千円)	480,673	30年度予算額 (千円)	448,500	令和元年度予算額 (千円)	456,805	令和2年度予算額 (千円)	490,883												
28年度決算額 (千円)	462,412	29年度決算額 (千円)	448,616	30年度決算額 (千円)	448,500	令和元年度 決算額 (千円)	456,805	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)													
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	93.3	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0	一般勘定予算額 0(千円)													
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	有用であった旨の評価: 96.5% ※8,054(有用の評価) / 8,348(総回答数)														
	アウトプット 指標	労災重度被災労働者に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。				アウトプット 指標 【○】	訪問支援の件数: 12,450件														
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	労災ケアソーター等による訪問支援が計画的かつ適切に行われたため。																				
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。																				
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																			
令和2年度 事業概要	令和元年度事業概要と同様																				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。																				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	労災重度被災労働者に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。																				
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	<p>アウトカム指標については受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和元年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。</p> <p>アウトプット指標については、平成25年当初の65歳未満重度被災労働者に対して、少なくとも1人年1回の訪問支援を実施することを目標として、11,100件と設定した。</p>																				
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—																				
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	令和2年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、令和3年度は所要額(契約額)を要求する。																				

(労働基準局補償課)

事業名	休業補償特別援護経費							事業番号 (令和2年度) 11													
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	業務係												
実施主体	都道府県労働局																				
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾病に罹り、又は疾病の原因となる業務に従事した事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。																			
	対象 (誰／何を対象に)	事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者																			
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。最初の3日間にについては使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。																			
	実施体制	被災労働者からの申請に基づき、労働基準監督署において支給決定し、都道府県労働局が休業補償3日分に相当する額を支給する。																			
28年度予算額 (千円)	1,474	29年度予算額 (千円)	1,493	30年度予算額 (千円)	1,682	令和元年度予算額 (千円)	1,555	令和2年度予算額 (千円)	1,423												
28年度決算額 (千円)	1,674	29年度決算額 (千円)	1,171	30年度決算額 (千円)	1,206	令和元年度 決算額 (千円)	1156	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)													
28年度 予算執行率 (%)	113.6%	29年度 予算執行率 (%)	78.4%	30年度 予算執行率 (%)	71.7%	令和元年度 予算執行率(%)	74.3%	一般勘定予算額 0(千円)													
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	98% (申請件数:44件、1か月以内に決定した件数:43件) 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 なお、休業補償給付(本体給付)本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日とみなして集計した。														
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。														
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																				
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	—																				
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																			
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様																				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。 (本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日として扱う。)																				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。																				
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	休業補償特別援護経費については、支給対象者等から申請があつた際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本經費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。																				
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—																				
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえた要求を行い、引き続き適切に実施する。																				

事業名	長期家族介護者に対する援護経費							事業番号 (令和2年度)	12												
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (令和元年度)	13												
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署								担当係 企画法令係												
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給している。 本事業は、要介護状態の重度被災労働者の遺族の生活を援護するための事業で有り、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致することから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																			
	対象 (誰／何を対象に)	長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族																			
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。																			
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施																			
28年度予算額 (千円)	55,000	29年度予算額 (千円)	34,000	30年度予算額 (千円)	37,000	令和元年度予算額 (千円)	34,000	令和2年度予算額 (千円)	46,000												
28年度決算額 (千円)	34,000	29年度決算額 (千円)	29,000	30年度決算額 (千円)	22,000	令和元年度 決算額 (千円)	31,000	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)												
28年度 予算執行率 (%)	61.8%	29年度 予算執行率 (%)	85.3%	30年度 予算執行率 (%)	59.5%	令和元年度 予算執行率(%)	91.2%	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。													
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	C	未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要																		
元 年 度 目 標	アウトカム指標	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【×】	申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合に、申請者にその旨の連絡をしていない事案が2件あった。														
	アウトプット指標	申請について要綱に基づいて公正に処理する。 令和元年度の支給件数を30件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	令和元年度の支給件数は31件であった。														
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合に、申請者にその旨の連絡をしていない事案2件について、原因は以下の通りであった。 ①支給を行うために本省と予算調整を行い、当該調整期間中に1か月を超過したにも関わらず申請者にその旨の連絡をしていないもの ②審査担当者の業務が、他の案件を含め輻輳しており、本件処理に時間を要したにも関わらず申請者にその旨の連絡をしていないもの																				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	本事業については、都道府県労働局に対し、適正な処理及び処理期間に係る指示をしているものの、各都道府県労働局において年間0～数件程度(申請件数0件の都道府県労働局が28局)の申請であるため、定例業務と異なる事務処理が必要となり、本省指示に対する意識が薄かったと考えられる。 改めて各都道府県労働局、労働基準監督署に通知するとともに、職員に対して制度の再周知を行う。また、処理経過簿等を作成するよう指示を行うことで適正な事務処理の徹底を図る。さらに、当該制度の目的をより実現するため、事業の運営方法等を検討し、必要な見直しを図ることとする。なお、令和3年度予算については、見直し内容及び執行実績を踏まえた必要な要求を行うこととする。																				
評価	D	未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要																			
令和2年度事業概要	令和元年度と同様																				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を80%以上得る。																				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 令和2年度の支給件数を30件以上とする。																				
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	アウトカム指標については、長期家族介護者援護金は、遺族から申請があつた際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないと考え、事業の効率性を高める目標を設定していたが、低評価が連続しており、事業のあり方を含めた検討のため受給者に対してアンケートを実施することとし、当該アンケートにおける役に立った旨の回答を80%以上とすることとした。 アウトプット指標については、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。なお、支給件数については、過去5年間の平均値を目標とした。																				
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—																				
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	本件事業については、要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯は、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図り、重度被災労働者の遺族の生活を援護するために、必要な事業であるため、引き続き厳正かつ迅速な処理を行い実施していかたい。																				

事業名	労災特別介護施設運営費・設置経費 ((1)労災特別介護援護費、(2)労災特別介護施設設置費)						事業番号 (令和2年度) 事業番号 (令和元年度)	13 14			
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係 年金福祉 第一係	年金福祉 第一係			
実施主体	一般財団法人労災サポートセンター、国土交通省、都道府県労働局										
事業 ／ 制度 概要	目的及び必 要性 (何のため)	<p>(1)労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)はその家族の高齢化や核家族化の進展に伴い、在宅での介護が困難となっている。また、労災重度被災労働者は労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、十分な介護は施されていない現状にある。</p> <p>こうした介護を巡る環境等を十分に踏まえ、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。</p> <p>(2)労災特別介護施設は、平成4年より順次開所され、現在全国8カ所に設置されているが、開所以来、新しい施設で19年、古い施設で28年余経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設の不備をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設管理者としての責任を問われかねないことから、入居者の安全な生活環境の整備を図るために、施設の特別修繕を行う。</p> <p>両事業はともに労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。</p>									
	対象 (誰／何を 対象に)	<p>(1)在宅での介護が困難な全国の労災重度被災労働者及びその家族 (2)国が全国8カ所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、熊本県)に設置した労災特別介護施設</p>									
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>(1)労災重度被災労働者の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを提供する介護施設(労災特別介護施設)において、専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。 (2)施設の特別修繕を行う。</p>									
	実施 体制	<p>(1)一般財団法人労災サポートセンターに事業を委託して実施。 (2)原則として国土交通省に支出委任。ただし、直接実施する場合については厚生労働省(都道府県労働局)において実施する。</p>									
28年度予算額 (千円)	2,454,346	29年度予算額 (千円)	2,675,957	30年度予算額 (千円)	2,480,284	令和元年度予算額 (千円)	2,475,719	令和2年度予算額 (千円)	2,300,379		
28年度決算額 (千円)	1,919,185	29年度決算額 (千円)	1,931,063	30年度決算額 (千円)	1,932,205	令和元年度 決算額 (千円)	1,925,192	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)		
28年度 予算執行率 (%)	100.9	29年度 予算執行率 (%)	98.6	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。			
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	予算額又は手法等を見直し								
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	(1)入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	(1)有用であった旨の評価:94.9% ※13,713(有用の評価)／14,456(総回答数)				
	アウトプット 指標	(1)全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。				アウトプット 指標 【×】	(1)年平均入居率:84.8% ※665名(年平均入居者数)／784名(入居者定員)				
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>(1)アウトカム指標については、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適正に提供したため目標を達成することができた。</p> <p>アウトプット指標については、令和元年度の全8施設の新規入居者数は57名であり、前年と同水準(前年比93.4%)の新規入居者数を確保したものの、死亡や長期入院等による退去者数が前年度より大幅に増加(前年比122.8%)し、70名であったため、年平均入居者率は、平成30年度から1.4ポイント低下して84.8%となり、目標未達成であった。入居率が90%に達しなかった施設は4施設であったが、このうち特に北海道施設及び愛媛施設がそれぞれ入居率70%前後(北海道施設68.4%、愛媛施設71.4%)と低くなっていることが全体の押し下げる要因となっている。また、入居率90%を確保している施設がある一方、北海道施設及び愛媛施設の入居率が低調であるのは、入居対象となる重度被災労働者数の偏在による影響があると思料される。仮に各施設の所在地周辺の都道府県を北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄の8ブロックに分けると、北海道施設の所在地である北海道ブロックには全重度被災労働者の7.2%、愛媛施設の所在地である四国ブロックには4.8%が居住している状況となっており、平均値(12.5%)を大幅に下回っている。このような重度被災労働者数の地域毎の偏在がある中、各施設の入居定員数を事業開始以来、一律の設定としていたことも目標未達成の一因であると思料される。</p>										

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>(1)アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行うとともに以下の取組を行った。</p> <p>全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じて職員に周知し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施すること及び全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介を依頼するなど、入居率向上のための取組を行った。</p> <p>委託先の取組として入居率が90%に達しなかった4施設(北海道、広島、愛媛、熊本)については、重点的な入居促進策として、対象となる労災年金受給者に対して、個別に施設の案内を送付した上で、希望者に対し、施設長が訪問し、施設の空き状況を含め、入居要件等について直接説明をする取組を行った。</p> <p>これらの取組を行ってきた結果、入居率が90%に達していない4施設の新規入居者数の合計が32名(H28年度21名、H29年度27名、H30年度35名)となっており、他の4施設の新規入居者数の合計が25名であることを考慮すると取組の効果が上がっていると思料することができるため、引き続きこれらの取組を行っていく。</p> <p>また、新たな取り組みとして入居の端緒となりうる短期滞在型サービスを有効活用できるよう積極的な周知・利用促進を行うこと等を検討する。</p> <p>さらに、入居者が特に少ない2施設を中心に過去の実績値等を参考に入居者数の実態に応じた入居定員数に変更することとする。</p>	
評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和2年度事業概要	令和元年度事業概要と同様	
令和2年度目標(アウトカム指標)	(1)入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	
令和2年度目標(アウトプット指標)	(1)全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>(1)アウトカム指標については、受益者である入居者等からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和元年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。</p> <p>アウトプット指標については、平成22年度の事業目標設定時に、当時の平均入居率が90%以上を維持していたため、目標を90%として設定したこと及び当時に比べて労災重度被災労働者は減少しているものの、入居していない労災重度被災労働者が一定数おり、国有財産の有効活用が求められていることから、入居率を年平均90%以上と設定した。</p>	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	—	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	<p>(1)令和2年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、令和3年度は所要額(契約額)を要求する。</p> <p>(2)各施設で特別修繕が必要な箇所を精査した上で、計画的な予算要求を行う。</p>	

(労働基準局補償課)

事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費							事業番号 (令和2年度) 14									
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (令和元年度) 15									
実施主体	(公財)労災保険情報センター(令和元年度交付先)							担当係 福祉係									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である労災保険指定医療機関制度の維持、拡充を図ることを目的に、労災認定が行われるまでの間、労災保険指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、被災労働者に無料で診療を行う労災保険指定医療機関を確保・維持するためのもの。被災労働者の援護を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。															
	対象 (誰／何を対象に)	労災保険指定医療機関(労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所)															
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労災保険指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助を行う。															
	実施体制	(公財)労災保険情報センターが貸付契約を締結している労災保険指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。															
	28年度予算額 (千円)	2,844,105	29年度予算額 (千円)	2,842,887	30年度予算額 (千円)	3,578,536	令和元年度予算額 (千円)	3,054,044									
	28年度決算額 (千円)	2,844,105	29年度決算額 (千円)	2,842,887	30年度決算額 (千円)	3,578,536	令和元年度 決算額 (千円)	3,054,044									
	28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0									
	30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	労災保険指定医療機関数を前年より300件以上増加させる。(平成30年9月30日現在 43,380機関)			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	労災保険指定医療機関数を前年より358件増加させた。 43,738機関(令和元年9月30日現在)										
	アウトプット 指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。				アウトプット 指標 【○】	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払われた。										
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	【アウトカム指標】労災保険指定医療機関の経済的負担を軽減させ、労災保険指定医療機関制度に対する信頼性の維持につながったため。 【アウトプット指標】適切な事務処理が行われたため、貸付請求相当額が請求月末に100%支払われた。																
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標に応じた実績を維持できるよう指導する。																
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様																
令和2年度目標 (アウトカム指標)	労災指定医療機関を前年より300件以上増加させる。(令和元年9月30日現在43,738機関)																
令和2年度目標 (アウトプット指標)	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。																
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	被災労働者が一時的にせよ経済的な負担を被ることのないよう、療養の給付が行える労災保険指定医療機関制度を拡大する必要があるため。 また、医療機間に経済的負担をかけることなく療養の給付を行えるように、毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行うことを目標とした。																
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-																
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	(公財)労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災保険指定医療機関制度の維持及び充実を図る。																

(労働基準局補償課)

事業名	労災援護金等経費							事業番号 (令和2年度)	15												
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (令和元年度)	16												
実施主体	都道府県労働局							担当係	福祉係												
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	労災保険制度に打切補償が存在した時期(昭和35年以前)に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図ることを目的に、当該被災労働者に対し、療養に要した費用等を支給するもの。被災労働者の援護を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																			
	対象 (誰／何を対象に)	打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者																			
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	療養に要した費用、入院、通院費用、介護費用を支給する。																			
	実施体制	都道府県労働局において、申請に基づき支給を行う。																			
28年度予算額 (千円)	8,324	29年度予算額 (千円)	7,673	30年度予算額 (千円)	5,510	令和元年度予算額 (千円)	5,010	令和2年度予算額 (千円)	4,387												
28年度決算額 (千円)	4,473	29年度決算額 (千円)	0	30年度決算額 (千円)	0	令和元年度 決算額 (千円)	0	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)												
28年度 予算執行率 (%)	53.7	29年度 予算執行率 (%)	-	30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率(%)	-	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。													
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	-	前年度は申請がなかったところであるが、引き続き施策を継続																		
元 年 度 目 標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム指標 [-]	令和元年度は、申請が0件であった。														
	アウトプット指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット指標 [-]	令和元年度は、申請が0件であった。														
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	-																				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	-																				
評価	-	前年度は申請がなかったところであるが、引き続き施策を継続																			
令和2年度事業概要	令和元年度と同様																				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。																				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。																				
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労災援護金等経費については、支給対象者等から申請があつた際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。																				
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	-																				
令和3年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。																				

事業名	過労死等防止対策推進事業実施経費							事業番号 (令和2年度) 事業番号 (令和元年度)	16 17						
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	過労死等防止 対策推進室						
実施主体	民間団体														
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>・「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされている。また、同法第8条に基づき、過労死等に関する実態の調査等を行う施策(調査研究等)、同法第9条に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策(啓発)等を実施することにより労働者の健康の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>・さらに同大綱において「過労死で親を亡くした遺族(児)の抱える様々な苦しみを少しでも軽減できるよう、引き続き、過労死遺児交流会を毎年開催する」とされている。同大綱に基づき、過労死として認定された労働者の遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施することにより被災労働者及びその遺族の援護に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>													
	対象 (誰／何を対象に)	事業主、労働者、過労死で親を亡くした遺族(児)、その他国民													
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、</p> <p>①過労死等に関する調査研究、 ②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催) ④過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。</p>													
	実施体制	民間団体に委託して実施													
28年度予算額 (千円)	248,583	29年度予算額 (千円)	301,898	30年度予算額 (千円)	270,331	令和元年度予算 額 (千円)	256,587	令和2年度予算 額 (千円)	278,697						
28年度決算額 (千円)	170,103	29年度決算額 (千円)	194,804	30年度決算額 (千円)	229,826	令和元年度 決算額 (千円)	229,606	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)							
28年度 予算執行率 (%)	68.4	29年度 予算執行率 (%)	64.5	30年度 予算執行率 (%)	85.0	令和元年度 予算執行率(%)	89.5	一般勘定予算額 0(千円)							
※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。															
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	<p>(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。</p> <p>(2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を80%以上とする。</p>			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【(1)○(2)○】	<p>(1)過労死遺児交流会参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価割合:93%</p> <p>(2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合:93.8%</p>								
	アウトプット 指標	<p>(1)過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。</p> <p>(2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計5,120人以上とする。</p>				アウトプット 指標 【(1)○(2)○】	<p>(1)過労死遺児交流会のイベント実施実績:3種類(セミナー、グループトーク、個別相談会)</p> <p>(2)過労死等防止対策推進シンポジウムの開催実績:全国48箇所で開催、参加者は計5,753人</p>								
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>(1)過労死遺児交流会については、前年度のアンケート結果を基に、参加者のスケジュールが調整しやすい時期に開催したことや、参加者の方が抱える悩みに応えられるよう個別相談会の内容を企画した結果、目標を達成できた。</p> <p>(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、開催に係る周知広報と併せて国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター、パンフレット及び広報用動画の作成等)を実施した結果、目標を達成できた。</p>														
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	<p>(1)過労死遺児交流会については、引き続き、事業におけるアンケート結果等を参考に、開催時期やプログラム内容の充実を図る。</p> <p>(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、引き続き、事業におけるアンケート結果等を参考に、特に企業における労務管理の参考となるようなプログラムの充実を図り、各都道府県におけるプログラムの企画立案段階から都道府県労働局において積極的に関係団体等に働きかけを行なう。また、国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター及びパンフレット等の作成等)を効果的に実施する。</p>														
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													

令和2年度事業概要	令和元年度と同様
令和2年度目標 (アウトカム指標)	(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を85%以上とする。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	(1)過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計1,280人以上とする。
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	・アウトカム指標について、(1)過労死遺児交流会については、過労死として認定された労働者の遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図る等のための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価とした。(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、過労死等の防止に関する国民の関心と理解を深めるための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合とし、目標値は令和元年度の達成状況を踏まえて80%以上から85%以上に変更した。 ・アウトプット指標について、(1)過労死遺児交流会については、上記課題を踏まえ、アウトカム指標を達成するため、引き続き、参加型のプログラムや相談会の数を指標に設定した。(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、各会場ごとに都市の規模等から参加者数を見込み、合計したものを指標としているが、令和2年度については、新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえて、参加者のソーシャルディスタンスを確保した場合に、当初想定していた目標値(5,120人)の4分の1程度となる見込みであることから、令和元年度の5,120人以上から1,280人以上に変更した。
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求

事業名	安全衛生啓発指導等経費							事業番号 (令和2年度) 事業番号 (令和元年度)	17 18		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務班 管理係 計画班 業務第一係		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局及び労働基準監督署、(1)(2)及び(3)のみ富士通(株)										
事業 ／ 制度 概要	<p>(1)① 労働災害防止についての啓発指導を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する必要がある。また、産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する必要がある。事業者や労働者に対する安全衛生啓発指導や安全衛生意識の普及高揚を図ることは、労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>② 労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講が義務づけられている。作業の際には、技能講習修了証の携帯が義務づけられているが、修了証を紛失又は破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるといった労働者への不利益が生じる。</p> <p>また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、一人の労働者が複数の技能講習を修了している場合もあることから、異なる登録教習機関での修了歴を携帯しやすい大きさの書面にして交付する必要がある。</p> <p>そのため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。</p> <p>無資格者が業務に従事することによる労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>③ 事業者が、自動的に安全衛生対策を進められるよう、安全への取組に必要な情報を提供し、さらに安全活動に積極的な事業場の好事例等を情報提供することにより、安全への取組に積極的な企業が評価される環境等を整備することにより、労働災害の防止を図る。</p> <p>事業場の自主的な安全衛生対策の促進により労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(2)アスペストやじん肺等職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する事業場に対する職業性疾病等の予防のため、監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止する。労働災害のリスクの高い事業場への指導等を実施するための経費であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(3)安全衛生施設については、各施設において経年劣化が進行している。これをそのまま放置し、事故等が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となることから、施設利用者等の安全のため、修繕等を行わなければならない。また、当該施設は、労働安全衛生法第63条に基づき、労働災害の防止を目的として、安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行なうために国が設置したものであることから、これら施設の修繕は労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>										
	対象 (誰／何を 対象に)	民間企業等									
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>(1)①安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。</p> <p>②登録教習機関から原則3年後に引渡し等される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するとともに、技能講習修了者本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。</p> <p>③中小企業をはじめとする各事業者が労働者への教育や創意工夫された安全活動等、労働災害防止対策の推進を図るために必要不可欠な災害事例や化学物質情報、リスクアセスメントの手法などの情報をホームページを通じて提供する。</p> <p>併せてプロジェクトに賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動(「あんぜんプロジェクト」)の展開等を行う。賛同企業は、厚生労働省が運営する「あんぜんプロジェクト」のホームページにプロジェクトメンバーとして掲載され、自社のイメージアップに繋げるとともに、一層の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び労働災害発生状況を自社のホームページで公表する。</p> <p>(2)有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施するとともに、災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告等に基づきその発生原因を多角的体系的に検討・調査する。</p> <p>(3)国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等が継続できるように、修繕等をしているものである。</p>									
	実施 体制	<p>(1)①及び(2)厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署による直接実施</p> <p>(1)②及び(3) 富士通(株)</p> <p>(3)支出委任により国土交通省が実施。支出委任できない部分については厚生労働省本省で直接実施。</p>									
28年度予算額 (千円)	875,621	29年度予算額 (千円)	923,886	30年度予算額 (千円)	1,172,554	令和元年度予算 額 (千円)	1,765,531	令和2年度予算 額 (千円)	1,379,417		
28年度決算額 (千円)	159,192	29年度決算額 (千円)	159,323	30年度決算額 (千円)	155,753	令和元年度 決算額 (千円)	192,522	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)		
28年度 予算執行率 (%)	93.0	29年度 予算執行率 (%)	92.3	30年度 予算執行率 (%)	90.3	令和元年度 予算執行率(%)	109.5	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。			
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								

	アウトカム 指標	①技能講習の帳票データの受付数を140万件(過去5年平均)以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。		アウトカム 指標 【①○②○】	①技能講習の帳票データの受付件数:2,455,575件 ②有用であった旨の評価:83.6%				
元 年 度 目 標	アウトプット 指標	①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確實に入力できるように適正な管理に努めていく。 ②要望のあったものを中心、ホームページに災害事例や安全衛生教育用教材等を合計100件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) ④ホームページのアクセス件数を3,500万件(過去3年平均)以上確保する。	元 年 度 実 績	アウトプット 指標 【①○②○③○ ④○】	①帳票引き受けからデータ入力に至る一連の流れがマニュアル化されており、その徹底がなされることで適切な管理がなされている。 ②災害事例を計59件作成し掲載した。その他、安全衛生ビデオや外国人向け視覚教材など、災害事例と合わせて計100以上のコンテンツを新たに掲載した。 ③機械災害・死亡災害・死傷災害のデータベースを計34,684件作成し掲載した。 ④ホームページのアクセス数:69,872,487件				
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	目標値にを達成すべく、適切な進捗管理の下に事業を実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き事業を実施するとともに、安全衛生教育用教材の掲載など、コンテンツの充実を図る。								
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	①技能講習の帳票データの受付数を165万件(過去5年平均)以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確實に入力できるように適正な管理に努めていく。 ②要望のあったものを中心、ホームページに災害事例や安全衛生教育用教材等を合計70件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) ④ホームページのアクセス件数を3,850万件(平成28年度～平成30年度平均:約3,500万)以上確保する。								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	技能講習の帳票データの引き渡しについて登録教習機関に周知するほど、帳簿データの受付数が増加することが予想されることから、上記アウトカム指標①及びアウトプット指標①を設定した。 アウトカム指標②については、国の施策や安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に乖離がないかを検証するために設定した。 アウトプット指標②及び③については、ホームページの災害事例や安全衛生教育用教材や労働災害データベースなどのコンテンツが充実すればするほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定した。 アウトプット指標④に関しては、ホームページに掲載されている内容が有用であればあるほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定した。								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働のは正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き事業を実施するとともに、安全衛生教育用教材の掲載など、コンテンツの充実を図る。								

(労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進							事業番号 (令和2年度) 18							
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 19							
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、民間団体							担当係 計画班							
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	企業等からの申請に基づき、各企業等の安全衛生水準を客観的な指標で評価し、高い評価が得られた企業等を積極的に公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を推進するとともに、安心して就職し、働く良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する制度である。本制度により、就職先を選定する際の指標の一つとして活用することができ、求人を行う企業にとっては積極的に安全衛生活動を行なうインセンティブとなるため、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。													
	対象 (誰／何を対象に)	企業、求職者等													
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためにのコンテンツを厚生労働省のホームページで公表する。 ・各労働局において、企業等からの申請を受け付け、安全衛生水準を評価し、基準を満たす企業等を優良企業として認定する。 ・企業等が自社の安全衛生水準を自己診断し、労働局へ申請を行う際の各種相談に対してセミナーでの対応を行う。 ・本事業を広く周知するため、本事業のリーフレットを印刷し、本省及び各労働局で配布・周知する。 ・本事業を広く周知するため、企業等向けセミナーや認定企業等による求職者向け事例発表会を開催する。 													
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省本省及び都道府県労働局による直接指導を実施する。 ・富士通株式会社等に委託し、事業を実施する。 													
28年度予算額 (千円)		32,030	29年度予算額 (千円)	42,244	30年度予算額 (千円)	41,711	令和元年度予算額 (千円)	37,071	令和2年度予算額 (千円)	20,327					
28年度決算額 (千円)		15,934	29年度決算額 (千円)	17,391	30年度決算額 (千円)	10,501	令和元年度 決算額 (千円)	5,478	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)						
28年度 予算執行率 (%)		97.5	29年度 予算執行率 (%)	68.4	30年度 予算執行率 (%)	48.4	令和元年度 予算執行率(%)	28.5	一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。						
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し		30年度評価	B	令和元年度限りの事業											
元年度目標	アウトカム指標	9件(平成29年度、平成30年度の平均件数)以上の企業が安全衛生優良企業として認定される。(新規、継続を含む)			元 年 度 実 績	アウトカム指標 【○】	新規10件、継続4件の合計14件の企業が安全衛生優良企業として認定された。								
	アウトプット指標	事例発表会を全国6会場で開催し、合計450名以上の参加を得る。				アウトプット指標 【○】	宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡の全国6会場で開催し、合計473名の参加を得ることができた。								
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題		厚労省SNSのほか、社労士会や労働安全衛生コンサルタント会のメールマガジンにセミナー及び事例発表会の開催案内を掲載するなど、広報活動を行なったため、アウトプット指標を達成した。また、それらの取り組み等を通じ、制度が認知されたことにより、アウトカム目標を達成した。													
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		-													
評価		A	令和元年度限りの事業												
令和2年度事業概要		令和元年度限りの事業													
令和2年度目標 (アウトカム指標)		-													
令和2年度目標 (アウトプット指標)		-													
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		-													
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係		-													
令和3年度要求に向けた事業の方向性		-													

事業名	設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業							事業番号 (令和2年度) 事業番号 (令和元年度)	19(新規) -										
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	計画班										
実施主体	厚生労働省、民間団体																		
事業 ／ 制 度 概 要	目的及び必要性 (何のため)	労働災害を防止するためには、あらかじめ施工作業の危険性を低減するような建築物の設計を行うことや、労働者に危害を加えるおそれのない本質安全の産業機械の設計を行うなど、安全衛生に配慮した機械等の設計やインフラの施工管理を行う事が効果的である。しかし、技術者を対象とした安全衛生教育の実施は、法令上、義務づけられていない。技術者等の安全衛生に関する理解が高まることで、本質安全の設計ができるることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。																	
	対象 (誰／何を対象に)	企業、労働者(技術系)、大学生等																	
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者が設計や施工管理等を行う上で必要となる安全衛生に関する基礎知識を付与できる教材を作成する。 ・教材を用いて講習会等を実施する。 																	
	実施体制	委託先に委託して実施																	
28年度予算額 (千円)	-	29年度予算額 (千円)	-	30年度予算額 (千円)	-	令和元年度予算額 (千円)	-	令和2年度予算額 (千円)	16,983										
28年度決算額 (千円)	-	29年度決算額 (千円)	-	30年度決算額 (千円)	-	令和元年度 決算額 (千円)	-	令和2年度 雇用勘定予算額 (千円)	一般勘定予算額 (千円)										
28年度 予算執行率 (%)	-	29年度 予算執行率 (%)	-	30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率(%)	-	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。											
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	-	令和2年度新規事業																
元 年 度 目 標	アウトカム指標	-			元 年 度 実 績	アウトカム指標 【-】	-												
	アウトプット指標	-				アウトプット指標 【-】	-												
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	-																		
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	-																		
評価	-			令和2年度新規事業															
令和2年度事業概要	学識経験者、企業の実務担当者等の専門家により安全衛生教育に関する知識を体系的に付与するカリキュラムを策定、それに基づき教材を作成し、講習会を実施することを通じ、技術者等に対する安全衛生教育の支援を行う。																		
令和2年度目標 (アウトカム指標)	講習会の参加者等に対するアンケートにおいて「有益だった」という評価を80%以上得る。																		
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①技術者等に対する安全衛生教育の教育用の教材を作成する。 ②教材を用いた講習会等を実施する。																		
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	事業初年度のアウトプット指標として、教育用の教材を作成し、その教材を用いた安全衛生教育を実施することを設定する。また、作成する教材は経験年数の浅い技術者や学生であっても理解しやすいものとする必要があるため、上記のアウトカム指標を設定する。																		
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	-																		
令和3年度要求に向けた事業の方向性	令和2年度の執行見込みを踏まえて、引き続き要求を行う。																		

事業名	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費							事業番号 (令和2年度) 事業番号 (令和元年度)	20 20										
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係 計画班	計画班										
実施主体	厚生労働省、民間団体																		
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	本事業は日本における安全衛生政策について、国際会議等への参加や技術交流を通じて、国際的な動向を踏まえて的確な対応を図るものである。これは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。																	
	対象 (誰／何を対象に)	①職員 ②シンポジウム参加の民間企業等																	
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①化学物質等による労働者への健康影響に関して、リスク評価・管理等の活動によりOECD等の国際会議等へ職員を派遣する。 ②日本国企業の進出数が急増している中国と政策対話をを行うとともに、安全衛生シンポジウムを開催する。																	
	実施体制	厚生労働省による直接実施、委託先に委託して実施																	
28年度予算額 (千円)	7,840	29年度予算額 (千円)	7,840	30年度予算額 (千円)	8,011	令和元年度予算額 (千円)	8,076	令和2年度予算額 (千円)	8,108										
28年度決算額 (千円)	3,285	29年度決算額 (千円)	3,334	30年度決算額 (千円)	—	令和元年度 決算額 (千円)	—	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)										
28年度 予算執行率 (%)	92.2	29年度 予算執行率 (%)	93.6	30年度 予算執行率 (%)	—	令和元年度 予算執行率(%)	—	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。											
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	①について成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																
元年 度目 標	アウトカム指標	①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について、審議会等への報告又はホームページへの掲載等により公表する。 ②シンポジウムの参加者に対するアンケートにおいて「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」という評価を80%以上とする。			元年 度実 績	アウトカム 指標 【①-、②-】	①ASEAN地域諸国からなる安全衛生の国際会議(令和2年3月24日～27日、ラオス)に出席予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために、中止された。このため該当するアウトカム指標は算出できない。 ②新型コロナウイルス感染症が流行した影響により、感染拡大防止の観点からシンポジウムの開催を見送った。このため該当するアウトカム指標は算出できない。												
	アウトプット指標	①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②安全衛生に関するシンポジウムを年1回以上開催する。				アウトプット 指標 【①-、②-】	①ASEAN地域諸国からなる安全衛生の国際会議(令和2年3月24日～27日、ラオス)に出席予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために、中止された。このため該当するアウトプット指標は算出できない。 ②新型コロナウイルス感染症が流行した影響により、感染拡大防止の観点からシンポジウムの開催を見送った。このため該当するアウトカム指標は算出できない。												
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	①ASEAN地域諸国からなる安全衛生の国際会議(令和2年3月24日～27日、ラオス)への参加を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために、中止されたため。 ②新型コロナウイルス感染症が流行した影響で中国側参加者の来日が困難になったこと及び感染拡大防止の観点から、シンポジウムの開催を見送ったため。																		
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	①引き続き計画的に国際会議への参加を行う。 ②新型コロナウイルスの感染症が流行した影響で、シンポジウムの開催を見送ったところである。令和2年度の実施については、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言や外出自粛要請等の状況をふまえ、検討する。シンポジウムが開催可能である場合には、中国側の担当部署である衛生健康委員会職業健康司と実施に向けた調整を行う。																		
評価	-			-															
令和2年度事業概要	令和元年度に当初予定していた事業と同様																		
令和2年度目標 (アウトカム指標)	①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について、審議会等への報告又はホームページへの掲載等により公表する。 ②シンポジウムの参加者に対するアンケートにおいて「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」という評価を80%以上とする。																		
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②安全衛生に関するシンポジウムを年1回以上開催する。																		
令和2年度目標の設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標) 設定が困難な場合はその理由	①安全衛生に関する国際会議に出席し、その結果を公表することは、日本での取組及び海外動向を周知できるものであり、日本における労働災害防止の推進に資する取組である。 ②労働安全衛生対策の情報交流の活性化と、事業場におけるその結果の活躍促進に向け、参加者の満足度が高いシンポジウムを開催する。なお、安全衛生に関するシンポジウム(日中開催)について、平成29年度から、集客人数について、日中間で打合せの上、開催規模に応じて決めることとした。そのため、開催することを目標としつつ、集客人数は目標として設定しないこととする。																		
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	—																		
令和3年度要求に向けた事業の方向性	令和2年度の執行見込みを踏まえて、引き続き要求を行う。																		

(労働基準局監督課、安全衛生部労働衛生課)

事業名	職業病予防対策の推進							事業番号 (令和2年度) 21	事業番号 (令和元年度) 21			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係 電離放射線労働者健康対策室、労働衛生課物理班				
実施主体	厚生労働省本省、日本電気(株)、(株)SAV企画、(公社)全国労働衛生団体連合会、(公財)原子力安全研究協会、(株)日本環境調査研究所、(株)リベルタス・コンサルティング 等											
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>(1)東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)において、緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理や廃炉等作業員の健康支援を行うため。</p> <p>(2)東電福島第一原発・除染作業者の放射線閾値の情報について、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資するため。</p> <p>(3)東電福島第一原発については、今後、核燃料デブリの取り出しに向けて建屋内部での作業など高線量の場所での作業が増加する見込みであるため、より効果的な被ばく低減対策が求められているため。</p> <p>以上の目的のとおり、緊急作業に従事した労働者や廃炉等作業従事者などに係る安全と健康の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。</p> <p>(4)また、熱中症等職場環境に起因する職業性疾病の減少を図り、労働者の健康を確保することは、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。</p>										
	対象 (誰／何を対象に)	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者、東電福島第一原発の廃炉等作業員、事業者及び事業場の衛生管理担当者 等										
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1)・東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」の構築・運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。 ・廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。 <p>(2)・作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載する等を実施。(以下「国際発信事業」という。)</p> <p>(3)・東電福島第一原発における施工計画作成者などに対して、被ばく低減措置に係る必要な教育等を実施。(以下「被ばく低減事業」という。)</p> <p>(4)・職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指數の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好事例も紹介する。</p>										
	実施体制	民間事業者等に委託して実施。										
28年度予算額 (千円)	405,533	29年度予算額 (千円)	425,144	30年度予算額 (千円)	428,738	令和元年度予算額 (千円)	572,028	令和2年度予算額 (千円)	585,247			
28年度決算額 (千円)	159,859	29年度決算額 (千円)	149,957	30年度決算額 (千円)	151,683	令和元年度 決算額 (千円)	172,993	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円)				
28年度 予算執行率 (%)	86.1	29年度 予算執行率 (%)	79.0	30年度 予算執行率 (%)	76.6	令和元年度 予算執行率(%)	78.4%	一般勘定予算額 0 (千円)				
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
アウトカム 指標	<p>①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7~9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『『要精密検査』判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。</p> <p>②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。</p>			アウトカム 指標 【①○②○】	<p>①『指導後も未受診』の割合は0.6%(1人/169人)であった。</p> <p>②アンケートを実施した結果、参加者の92%から、「よく理解できた」又は「ある程度理解できた」との回答が得られた。</p>							

元年度目標 アウトプット指標	<p>①緊急作業に従事した労働者に係る健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに入力を行う。 (現在も放射線業務従事されている方約5,000人×8(線量4件+一般健診2件+電離健診2件)=40,000件)</p> <p>②緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>③廃炉等作業員の健康支援相談窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。</p> <p>④令和元年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。</p> <p>⑤施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。</p>	元年度実績 アウトプット指標 【(1)×(2)～(4)○(5)×】	<p>①令和元年度中のデータ入力件数は、15,478件であった。</p> <p>②緊急作業者の現況確認のため連絡先を把握している約2万人全員に対して、調査票を送付した。</p> <p>③廃炉等作業員の健康支援相談窓口を年間69回、産業保健支援に係る研修会を年間16回行い、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間24回行った。</p> <p>④令和元年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、行政通達等を英訳し、厚生労働省の英語版HPへ掲載した。</p> <p>⑤有識者による委員会での審議に基づきテキストを作成し、計58人に教育を実施した。</p>		
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>・アウトプット指標①については、緊急作業従事者を多数抱える企業からの提出データの不備や重複に係る当該企業への問合せ等の確認作業が年度をまたいでしまったことから、令和元年度中の入力件数が少なくなった。なお、入力業務については複数年度契約により実施しており、令和2年4月に確認作業が完了した分として、5月上旬までに目標値を上回る件数の入力を実施している。</p>				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	<p>・アウトプット指標①のデータ入力については、データに不備がある状態で提出されることを未然防止するため、提出元となる主要な企業に、データ提出前に活用できるチェックツールを昨年度半ばに配布した。それにより、昨年度終盤以降に提出されたデータについては、不備の減少が見られ、今年度はより迅速なデータ入力が可能となる見込みである。</p> <p>・アウトプット指標⑤の施工計画作成者等に係る教育については、受講者の満足度は高かったものの、受講者数の指標達成に至らなかったことから、令和2年度において、施工関係者に対する教育に関するニーズ調査の実施及び調査結果を踏まえたテキストの作成等を通じ、受講者数の増加を図る。</p> <p>・引き続き、緊急作業に従事した労働者や廃炉等作業従事者などに係る安全と健康の確保を図るために、これらの目標を達成できるよう取り組む。</p>				
評価	B	予算額又は手法等を見直し			
令和2年度事業概要	<p>令和元年度と同内容の事業を引き継ぎ行うとともに、今般、眼の水晶体の被ばく限度の引下げ等を内容とする電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第82号)が、令和2年4月1日に公布され、令和3年4月1日から施行されることをふまえ、当該法令改正について事業者に周知を図るとともに、眼の水晶体への被ばく線量の高い業務を行う事業者に対して支援を行うことで、労働者の被ばく線量低減対策を推進する事業を新たに行う。具体的には以下の1～3の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射線業務を行う事業場に対して、電離放射線障害防止規則の改正内容について周知するとともに、法令上に定める適切な線量測定の実施を推進するため、自主点検及び説明会を行う。 眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム(以下「MS」という。)の導入を支援する。 眼の水晶体が受けける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具の購入費の一部を補助する。 				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	<p>①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7～9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。</p> <p>②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。</p> <p>③熱中症予防対策講習を受けた者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。</p> <p>④改正電離則等説明会の参加者のアンケート回答者の80%以上から、参考になった旨の回答を受ける。</p> <p>⑤MS導入支援を受けた事業場の中から、20事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。</p>				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	<p>①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>②廃炉等作業員の健康支援相談窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。</p> <p>③令和元年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。</p> <p>④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。</p> <p>⑤熱中症予防対策講習を200人以上に提供する。</p> <p>⑥熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数10万件以上とする。</p> <p>⑦放射線業務を行う約18,000事業場に対し、自主点検票を送付する。</p> <p>⑧MS導入支援を実施する事業場を48件以上とする。</p> <p>⑨補助金の申請者数を50者以上とする。</p>				

令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p><アウトカム指標></p> <p>①、②: 前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和元年度と同様の目標を設定した。 (注)廃炉等作業員(これまで緊急作業従事者であった者を含む)の健康管理を行うに当たり、作業員への直接の健康支援は重要であるが、それだけでは集団としての改善が見込めない。そのため、東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン(平成27年8月26日付け基発0826第1号)に基づき、東京電力が国に報告を行っている『健康診断に対する管理状況』の結果により、事業所内の健康管理体制が改善しているかを、「指導後も未受診」の割合をもって確認する。</p> <p>③: 熱中症予防対策講習会について、受講者にとって有用なものとすることが重要であるため、上記の目標を設定した。</p> <p>④: 今般の電離放射線障害防止規則の改正内容を始め、法令の内容を的確に伝える必要があることから上記の目標を設定した。</p> <p>⑤: MS導入支援を受ける事業場は最大200事業場を想定しており、その中から20事業場程度が好事例である事業場として他の事業場にMSの導入状況を報告する予定であることから、上記の目標を設定した。</p> <p><アウトプット指標></p> <p>①～④: 前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和元年度と同様の目標を設定した。</p> <p>⑤: 職場における熱中症対策の推進に当たっては広い分野を対象として多くの者が講習に参加し、その成果を事業上で活用することが重要であるため、上記の目標を設定した。</p> <p>⑥: 熱中症のポータルサイトについて、閲覧者にとって有用なものとすることが重要であるため、上記の目標を設定した。</p> <p>⑦: 電離放射線障害防止規則の改正内容について、関係事業場に網羅的に行き渡る必要があることから上記の目標を設定した。</p> <p>⑧: MS導入支援に係る指導等を実施する事業場を最大60件程度と想定していることから、その8割程度の事業場を目標として設定した。</p> <p>⑨: 予算の想定の8割程度の者からの申請を目標として設定した。</p> <p>なお、令和元年度アウトプット指標①については、 ・当該事務については複数年契約であること ・大臣指針に基き、緊急作業従事者に係る情報を東電システムに入力する作業の外注化であること からPDCA的に手法の見直し等を行う評価にはそぐわない指標であるため、令和2年度目標からは削除した。</p>
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	IV 主要事項(復旧・復興関連) 第2 原子力災害からの復興への支援 (2) 東京電力福島第一原発作業員への対応
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	前年度成果を活用しつつ、前年度と同規模の事業を引き続き展開していくとともに、令和2年度新規事業内容については、改正電離放射線障害防止規則の施行も踏まえつつ、引き続き労働者の被ばく線量低減対策を推進するため、継続して要求する。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課、化学物質対策課)

事業名	じん肺等対策事業							事業番号 (令和2年度)	22	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	22	
実施主体	厚生労働本省、医療機関、(公社)産業安全技術協会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会、民間団体							担当係	産業保健支援室 産業保健係、環境改善室、衛生対策班	
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>①石綿取り扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。</p> <p>②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能を確保する。</p> <p>③個人サンプラー(作業者の呼吸域に装着する試料採取機器(ミニポンプなど)を用いた濃度測定)の有効性の検討を行う。</p> <p>④石綿含有建築物に係る計画届等の受付体制等を強化することで、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。</p> <p>本事業は法に基づく健康診断や、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能の確保等を実施しており、労働者の安全衛生を確保するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を図るために必要な事業に該当する。</p>								
	対象 (誰／何を対象に)	<p>①健康管理手帳所持者</p> <p>②市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR)</p> <p>③個人サンプラーを用いた濃度測定手法や、既存の作業環境測定手法等</p> <p>④労働者を使用して建築物等の解体等を行う事業者等</p>								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。</p> <p>②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具について買取試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置を講ずる。</p> <p>③個人サンプラーによるばく露測定の測定手法等について追加して技術的検討を加えるとともに、既存の作業環境測定手法の妥当性を検証し、必要に応じてより適切な測定手法の検討を行う。</p> <p>④石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。</p>								
	実施体制	<p>①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。</p> <p>②(公社)産業安全技術協会に委託して実施。</p> <p>③行政検討会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会で実施。</p> <p>④都道府県労働局に、石綿障害防止総合相談員、監督署に石綿届出等点検指導員を置き、実施する。</p> <p>これらの他、厚生労働省本省においてそれぞれの内容について行政上の検討等を実施。</p>								
28年度予算額 (千円)		1,844,139	29年度予算額 (千円)	1,903,734	30年度予算額 (千円)	1,924,561	令和元年度予算額 (千円)	2,279,941	令和2年度予算額 (千円)	2,664,809
28年度決算額 (千円)		1,347,807	29年度決算額 (千円)	1,335,438	30年度決算額 (千円)	1,207,408	令和元年度 決算額 (千円)	1,299,456	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)
28年度 予算執行率 (%)	94.2	29年度 予算執行率 (%)	95.8	30年度 予算執行率 (%)	87.6	令和元年度 予算執行率(%)	88.3		※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	<p>①全ての健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。</p> <p>②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全て改善指導を行う。</p>			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【①②③】	<p>①47都道府県において、手帳所持者に対して各労働局等から受診可能な日時等の案内通知を送付し、その後、本人への受診勧奨を行うなど、適切に受診勧奨、周知広報を行った。</p> <p>②規格を満たさなかった防毒マスク、防じんマスクは、その全件について、製造者に対して事実確認を行った上で、その原因究明及び改善策の報告等を求める指導を実施している。</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>①手帳所持者が健康診断受診の機会を逸すことのないよう、各労働局等の職員が誠実に職務を果たした結果、目標を達成することができたと考えられる。</p> <p>②買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。</p>			
	アウトプット 指標	現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和元年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。				アウトプット 指標 【○】	<p>令和元年度買取対象となる防じんマスク及び防毒マスクについて100%買取試験を実施した。</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>適切に進捗管理等を行い、計画的に事業を実施したことから目標を達成した。</p>			

元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を適切に実施していく。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸する事がないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 呼吸用保護具については、規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を適切に実施する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標 (アウトカム指標)	①健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸する事がないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 ②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。	
令和2年度目標 (アウトプット指標)	現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和元年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	買取試験において行政機関は試験結果の報告までを求めており、規格等を満たさないものについては行政機関から適切に改善指導を行うことが重要であるため。 また、型式検定の有効期限内に市場に流通する呼吸用保護具の性能を確認する必要があるため、有効期限内に最低1回は買取り試験の対象となるように型式を選定する。	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	III 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 (5)化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	①については、石綿取扱い業務等の有害業務に従事し離職した労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させが必要であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、継続して事業を行う。 ②③については、引き続き効率的に事業を行う。 ④については、有識者を招集して検討した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書」(令和2年4月)を踏まえ改正予定の石綿障害予防規則等の適切な周知及び履行確保に向け、指導等の充実を図る。	

事業名	職場における受動喫煙対策事業							事業番号 (令和2年度) 23			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 23			
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、民間団体							担当係 環境改善室 測定技術係			
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れている状況を改善するため、全国の事業場における取組を促進して労働者の健康を確保する必要がある。 本事業は事業者への相談対応や助成等の支援により、職場における受動喫煙防止対策を促進するものであり、労働者の健康確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を進めるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。									
	対象 (誰／何を対象に)	事業場									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)行政経費 受動喫煙対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。 (2)委託費 ①全国の事業場からの受動喫煙対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実地)を開設する。また、周知啓発のための説明会を全国で開催する。 ②全国の事業場に対し、測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出しを行い、自主的な受動喫煙対策の推進を図る。 (3)補助金 中小企業事業者(平成24年度までは飲食業、宿泊業等に限定。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。									
	実施体制	(1)及び(3)は、国が実施する。(2)①は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント協会に、(2)②は、柴田科学(株)に委託して実施した。									
28年度予算額 (千円)		981,736	29年度予算額 (千円)	1,028,472	30年度予算額 (千円)	3,077,012	令和元年度予算額 (千円)	3,117,719	令和2年度予算額 (千円)	1,066,551	
28年度決算額 (千円)		523,741	29年度決算額 (千円)	535,828	30年度決算額 (千円)	471,531	令和元年度 決算額 (千円)	2,048,185	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)		
28年度 予算執行率 (%)		54.7%	29年度 予算執行率 (%)	53.4%	30年度 予算執行率 (%)	12.8%	令和元年度 予算執行率(%)	74.6%	一般勘定予算額 0(千円)		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し		30年度評価	B	令和2年度事業においては、改正健康増進法で義務付けられている措置を助成対象から外し、より望ましい措置に限定するなど、助成による助成対象範囲を見直し、予算規模を減額とした。							
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	①測定機器の貸出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	「役に立った」「満足した」と回答した事業者 ①99.3%(1329件/1339件(有効回答数)) ②99.2%(366件/369件(有効回答数)) ③81.8%(6,912件/8,451件(有効回答数)) 【目標達成の理由】 リーフレット等を用いた広報により本事業の周知を図るとともに、実地指導及び説明会が充実するよう適切に内容を精査し、事業を実施したため。				
	アウトプット 指標	(1)各都道府県で年間平均3.8回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。 (2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、9.8件/月以上とする。 (2)デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、116件以上/月以上とする。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、88回/月以上とする。					(1)32.7回/年(前年度比11.6%増) (2)①実地指導数:34.3件/月(前年度比190.6%増) (2)②116.9件/月(前年度比72.1%増) (3)229.0件/月(前年度比501%増) 【目標達成の理由】 令和2年の改正健康増進法の全面施行により、受動喫煙対策が義務化されることを踏まえ、事業者等に計画的に周知等を行った結果、目標を上回る数値を達成することができた。				
元年度目標を達成 の理由(原因) ・今後の課題		令和2年4月に改正健康増進法が完全施行され、原則屋内禁煙が義務化されることを踏まえ、事業者に対して実地指導、説明会等を行い、受動喫煙対策の必要性について一層の周知啓発を行うとともに、助成金等の活用を促すことについて、都道府県にも要請し、その実施を円滑に行なったため。令和2年度については、原則屋内禁煙の義務化を踏まえ、助成対象範囲の見直しを行う。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き、事業者に対して実地指導、説明会等を行い、受動喫煙対策の必要性について一層の周知啓発を行うとともに、助成金等の活用を促すことについて、都道府県や委託事業者等に要請する。なお、健康増進法の全面施行を踏まえ、助成対象から、健康増進法上の義務が課せられているものを除くこととする。									
評価		A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

令和2年度 事業概要	職場の受動喫煙対策について実情に応じた措置を講じることを事業者の努力義務とすること及び国が必要な援助を行うことが労働安全衛生法に規定されている。令和2年度においては、4月に改正健康増進法が完全施行され、受動喫煙対策が義務化されることを踏まえ、義務化の対象となっていない既存特定飲食提供施設における喫煙室の設置や屋外喫煙所の設置等に取り組む事業者を対象として支援するため、助成対象範囲を限定した。また、規制の内容や助成金等の支援制度についてリーフレットの配付や相談支援事業による説明会などを通じて、事業者に対して周知啓発を行っていく。
令和2年度目標 (アウトカム指標)	①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	(1)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、15.1件/月以上とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行時期についてはこれを満たさなくてもよいこととする。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、92.3件以上/月以上とする。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、48.5回/月以上とする。
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	事業場の受動喫煙対策に係る支援を適切に実施するため、全国の事業場からの受動喫煙対策に関する技術的な相談対応や、測定機器の貸し出しについて、実際に事業者に有用であったかという質的な面での評価を行う指標を設定した。 また、アウトプット指標については、令和元年度は目標を超える項目があったものの、令和2年度については、改正健康増進法完全施行による助成対象の縮小、周知活動等の縮小を行うため、それに見合う目標を設定することとした。
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	III 主要事項 第4 健康で安全な生活の確保 1 健康増進対策や予防・健康管理の推進 (1)健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり (8)受動喫煙対策の推進
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	令和2年4月の改正健康増進法完全施行に基づき、令和2年度においては、同法で義務付けられている措置を助成対象から外し、より望ましい措置に限定するなど、助成対象範囲の見直しを行った。令和3年度においては、改正健康増進法の移行措置期間の終了も念頭に、助成対象範囲の見直しを更に進める。

事業名	職場における化学物質管理促進のための総合対策							事業番号 (令和2年度)	24
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	24
実施主体	厚生労働省本省、委託先(中央労働災害防止協会、民間企業等)							担当係	化学物質評価室、化学安全班
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	<p>職場における危険・有害な化学物質による労働災害、労働者の健康障害防止を図るためにには、化学物質を取り扱う事業場においてリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施等を含む適正な化学物質管理が実現される必要がある。しかしながら、数万種類存在する化学物質の危険性・有害性が物質によって異なる中、さらに毎年千を超える新規化学物質が導入されている現状に鑑みると、個々の事業場だけの取組には限界があると言わざるを得ない。そこで、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)①化学物質管理に係るノウハウが不足している業種や中小規模事業場等を支援する体制を整備するとともに、 ②国自ら有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価を実施し、その結果を公表、さらに必要に応じて関連の規制・指針等の内容を最新の知見に応じたものへと改正していくことにより、有害な化学物質に関する情報の不足を補完することが必要である。 (2)また、十分な有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出る制度が整備されているところ、 ③これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、 ④有害性調査機関に対する検査等を実施することにより、有害性調査の品質を担保することが必要である。 <p>なお、これらの事業は、事業場における化学物質の適正な管理や、有害な化学物質に対する規制、関連情報の整備等を推進することにより、産業現場で使用される化学物質による労働者の健康障害の防止を図るものであり、もって各種補償の給付による支出を抑制することに資するものであるところ、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく安全衛生確保等事業として実施することが必要である。</p>							
事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	対象(誰／何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> ①②化学物質を取り扱う事業場 ③新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ④有害性調査機関 ⑤特別修繕等が必要な安全衛生施設 							
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ①モデル安全データシートなど化学物質管理支援ツールの作成、職場における化学物質管理に関する相談窓口の設置、専門家による訪問指導等を実施する。 ②労働者の化学物質へのばく露実態の調査、発がん性等に関する情報の収集、文献調査等の結果を総括した化学物質の有害性評価書を作成する等により、リスク評価の取組を推進する。 ③新規化学物質に係る届出を審査し、必要に応じて指導等を行うとともに、審査を終了した新規化学物質の名称を公表する。 ④有害性調査機関に対し、優良試験所基準(安衛法GLP基準)に基づき適正に有害性調査を行っているかの査定を実施する。 ⑤国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等が継続できるように、修繕等をしているものである。 							
	28年度予算額(千円)	715,452	29年度予算額(千円)	743,105	30年度予算額(千円)	745,529	令和元年度予算額(千円)	1,192,179	令和2年度予算額(千円)
	28年度決算額(千円)	429,398	29年度決算額(千円)	347,152	30年度決算額(千円)	417,837	令和元年度決算額(千円)	402,578	令和2年度雇用勘定予算額0(千円) 一般勘定予算額0(千円)
28年度予算執行率(%)	90.2	29年度予算執行率(%)	63.4	30年度予算執行率(%)	84.9	令和元年度予算執行率(%)	83.6	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

元年度目標	アウトカム指標	<p>①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数を739万件以上(前年度739万件)にする。 ②リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。また、直ちに具体的な規制の方向性が定まらないものも含め、リスクが明らかになった段階で、健康障害防止のための対策をとりまとめ、業界団体・事業場等に対して広く周知・指導する。 ③新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。</p>	アウトカム指標 【①○②○③○】	<p>①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数は1300万件(前年度739万件)であった。(うち492万件が1~3月の実績であり、新型コロナの影響と考えられる) ②行政検討会での議論の結果、令和2年2月7付で「がん原性指針」に2物質追加することを公示し、同指針に基づく健康障害防止措置を講じるよう広く周知・指導を実施。 ③令和元年11月22日及び令和元年12月17日付け局長通達を発出し、新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有する30物質について、指針に基づく措置内容を示した。</p> <p>【目標達成の理由】 ①~③施策推進のために必要十分な内容となるよう、実施事項を精査した上で各取組に係る計画を立案し、事業の推進を図ってきているところ、特段トラブルもなく計画した事業を実施することができたことから、順当に目標が達成できたものと考えられるため。</p>				
	アウトプット指標	<p>①150物質について、モデルラベル及びモデル安全データシートを作成するためのGHS分類を行う。 ②21物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。 ③安衛法GLP適合確認の申請があつた有害性調査機関全数について査察を実施する(2019年度は既存5機関からの申請が見込まれる)。</p>		<p>①150物質についてGHS分類を行い、モデルラベル及びモデル安全データシートの作成を行った。 ②21物質中18物質について有害性評価報告書を作成した。また3物質については、ばく露実態調査の進捗状況に鑑み、文献調査を実施し有害性報告書(案)を作成した。 ③令和元年度中に、有害性調査機関(既存5機関、新規1機関)から安衛法GLP適合確認の申請があり、全数について査察を実施した。</p> <p>【目標達成の理由】 ①~③施策推進のために必要十分な内容となるよう、実施事項を精査した上で各取組に係る計画を立案し、事業の推進を図ってきているところ、特段トラブルもなく計画した事業を実施することができたことから、順当に目標が達成できたものと考えられるため。</p>				
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>①令和元年度前半は、平成30年度に作成した簡易リスクアセスメントツールである「クリエイト・シンプル」の普及が進んだことから、入力情報源としてモデルSDSへのアクセス数が増加したものと考えられる。なお、1月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により消毒用アルコール等の需要が高まったことがアクセス数の急増につながったと推定され、次年度目標はその特殊要因による影響を除外した上で設定することとする。 ②、③計画的に事業を実施したことで、目標を達成することができた。</p>							
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>①計画的に事業を実施した結果、目標は達成しており、引き続き計画的に事業を実施していく。 ②、③引き続き計画的に事業を実施することにより、確実な目標達成につなげていく。</p>							
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和2年度事業概要	令和元年度と同様							
令和2年度目標(アウトカム指標)	<p>①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数を1077万件以上にする。 ②リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。また、直ちに具体的な規制の方向性が定まらないものも含め、リスクが明らかになった段階で、健康障害防止のための対策をとりまとめ、業界団体・事業場等に対して広く周知・指導する。 ③新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。</p>							
令和2年度目標(アウトプット指標)	<p>①150物質について、モデルラベル及びモデル安全データシートを作成するためのGHS分類を行う。 ②リスク評価の対象となっている物質のうち物質のうち21物質程度について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。 ③安衛法GLP適合確認の申請があつた有害性調査機関全数について査察を実施する(令和2年度は既存4機関からの申請が見込まれる)。</p>							
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>アウトカム①については、モデルラベル及びモデル安全データシートの活用に直結する行為であることから指標に設定した。目標水準は前年度実績を踏まえたものとするが、前年度実績の1300万件には新型コロナの影響と考えられる1~3月の急増分が含まれることを考慮して、12月までの実績を3分の4倍にあたる1077万件とした。また、このモデルラベル及びモデル安全データシートの作成のためのGHS分類の実施をアウトプット①とした。 なお、アウトプット②の有害性評価書の作成については、有害物ばく露作業報告及びばく露実態調査と連動しているものであり、前年度の状況を踏まえて指標を設定している。</p>							
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ⑤化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底</p>							
令和3年度要求に向けた事業の方向性	化学物質による労働者の健康障害防止対策を推進するため、適正な化学物質管理の実施支援、化学物質のリスク評価の取組、法令に基づく新規化学物質届出制度の施行等を計画的に実施する。							

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

事業名	産業保健活動総合支援事業							事業番号 (令和2年度)	25	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	25	
実施主体	(独)労働者健康安全機構等									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>労働者の健康確保を図るため、産業保健総合支援センター等を設置し、事業場の産業保健活動を支援すること等を目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳・心臓疾患による労災認定件数は高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある中、平成26年改正労働安全衛生法によりストレスチェック制度が創設された他、過労死等防止対策推進法も施行されるなど、取り組みの強化が図られてきている。 ・平成28年2月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援ガイドライン」も活用し、治療と職業生活の両立について研修等の支援を行っている。 ・平成26年改正労働安全衛生法では、ストレスチェックを実施する医師等に対する研修の実施が国の責務として規定され、附帯決議では、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備等必要な支援を行うこととされている。過労死等防止対策推進法において、国は産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保を図ることとされており、産業保健活動に対する国の支援強化の必要性が増している。 ・平成28年にとりまとめられた産業医制度の在り方にに関する検討会報告書において、特に小規模事業場における産業保健サービスの充実について、産業保健総合支援センターの活用・充実を図ることが必要とされている。 ・平成31年4月から改正労働安全衛生法が施行され、産業医・産業保健機能の強化が図られ、附帯決議では、小規模事業場の産業保健機能の強化のために、産業保健活動総合支援事業による産業保健活動の専門職の育成等必要な支援を行うこととされている。 <p>本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>								
	対象 (誰／何を対象に)	事業者、労働者、産業保健スタッフ等								
	業務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>メンタルヘルスや治療と職業生活の両立支援を含む労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。</p> <p>また、労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。</p>								
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県単位で産業保健総合支援センターを設置。 ・概ね労働基準監督署管轄区域ごとに地域窓口を設置。 ・全国で計57名の労働衛生指導医を設置。 								
28年度予算額 (千円)	3,615,167	29年度予算額 (千円)	3,631,173	30年度予算額 (千円)	4,486,379	令和元年度予算額 (千円)	4,871,479	令和2年度予算額 (千円)	4,983,725	
28年度決算額 (千円)	3,413,455	29年度決算額 (千円)	3,618,900	30年度決算額 (千円)	4,488,225	令和元年度 決算額 (千円)	4,850,224	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円)		
28年度 予算執行率 (%)	94.8	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.3	令和元年度 予算執行率(%)	99.8	一般勘定予算額 0 (千円)		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	有益であった旨の評価は93.6%であった。			
	アウトプット 指標	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を122,600件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	相談件数は136,346件であった。			

元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等や相談窓口での対応を適正に行つたため。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正な事業の運営に努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標(アウトカム指標)	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。	
令和2年度目標(アウトプット指標)	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を122,600件以上とする。	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労働者の健康確保のため、事業場における産業保健活動を支援するには、産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等の実施や相談窓口の設置等が効果的であることから、平成31年に大臣名で定めた機関の中期目標において、平成29年の実績値の5%増を目指すとされているとともに踏まえ、アウトプット指標の数値目標を設定したものが122,600件である。	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>Ⅲ 主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり</p> <p>(2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備</p> <p>④ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進</p> <p>3 柔軟な働き方がしやすい環境整備</p> <p>(3)副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等</p> <p>5 治療と仕事の両立支援</p> <p>(1)治療と仕事の両立支援に関する取組の促進</p> <p>(2)トライアングル型サポート体制の構築</p>	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を引き続き行うとともに、事業場における労働者の健康保持増進の実施支援について検討する。	

事業名	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組						事業番号 (令和2年度) 26		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	特定分野労働条件対策係	
実施主体	労働基準監督署、民間団体等								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法が平成31年4月より施行されており、その定着を図る必要がある。労働時間が週60時間以上の労働者は、横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る必要がある。本事業は、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進するものであり、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災の発生防止を図るものであることから社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①時間外及び休日労働協定(以下「36協定」という。)の適正化について、36協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図る。 ②労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対し個別訪問指導を実施する。 ③過重労働解消用パンフレットを作成し、あらゆる機会を捉えて周知、配付する等活用する。 ④過重労働解消のためのセミナーを実施する。 ⑤インターネット監視による労働条件に係る情報収集を行い、問題事業場情報を収集する。 ⑥36協定の入力・集計・分析を専門業者に委託する。 ⑦36協定を未届であって労働者数が10人以上の事業場に対し、自主点検により長時間労働等の実態を把握した上で、集団的な相談支援や個別訪問による相談支援を実施する。また、自主点検及び相談支援の結果を労働基準監督機関に提供する。							
	実施体制	下記以外は労働基準監督署にて実施。 ④については(株)東京リーガルマインド、⑤については(株)廣済堂、⑥については(株)総合キャリアトラストに委託して実施。⑦については、都道府県労働局にて調達を実施。							
28年度予算額 (千円)	501,915	29年度予算額 (千円)	911,249	30年度予算額 (千円)	2,097,742	令和元年度予算額 (千円)	2,574,739	令和2年度予算額 (千円)	3,400,912
28年度決算額 (千円)	408,558	29年度決算額 (千円)	708,040	30年度決算額 (千円)	918,810	令和元年度 決算額 (千円)	2242806	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	
28年度 予算執行率 (%)	81.4	29年度 予算執行率 (%)	77.7	30年度 予算執行率 (%)	43.8	令和元年度 予算執行率(%)	87.1	一般勘定予算額 0 (千円)	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度目標	アウトカム指標	①36協定の点検件数を700,000件以上とする。 ②労働時間管理適正化指導員が個別訪問した事業場の85%以上から、訪問が「参考になった」との回答を得る。 ④過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」と以上の回答を得る。 ⑦集団的な相談支援(セミナー)において、回収したアンケートの内、85%以上から内容が参考になった以上の回答を得る。	元年度実績	アウトカム指標【○】	①97,135,941件実施した ②90%以上から参考になったとの回答を得た。 ④86% ⑦97.1%から、内容が参考になった以上の回答を得た。 【目標達成の理由】 適切に点検を行い、効果的な個別訪問を行ったため。				
	アウトプット指標			アウトプット指標【○】	②8,888事業場に実施した。 ③160,000部作成・配布 ④99回実施、5,378人参加 ⑤月平均67.8件 ⑥全数の入力・集計・分析を行った ⑦送付予定事業上数の98%の送付を行った。 【目標達成の理由】 各事業について適切な進捗管理を行ったため。				

元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。今年度も引き続き施策を継続する。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	<p>時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う(①)。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する(②)。</p> <p>36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的な事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する(③)。</p> <p>労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談ほっとライン」の設置(④)、労働条件ポータルサイトの運営(⑤)、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施(⑥)、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布(⑦)、問題事業場の把握につなげるインターネット監視(⑧)による労働条件に係る情報収集事業を行う。</p>	
令和2年度目標 (アウトカム指標)	<p>①36協定の点検件数を700,000件以上とする。 ③基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、理解できた旨の回答した割合を70%以上とするとともに、過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」という回答を得る。 ④「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ⑤労働条件ポータルサイトの利用者に対して利用した情報の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から役に立った旨の回答を得る。 ⑥大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 ⑦指導者を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p>	
令和2年度目標 (アウトプット指標)	<p>①受託者宛てに送付された36協定について、全数の入力・集計・分析を行う。 ②過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ③基礎セミナー・過重セミナーの周知に関し、基礎セミナー490,830部、過重セミナー427,630部のリーフレットの作成・配布を行う。 ④1月平均4,600件以上の相談を受け付ける。 ⑤ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均53,000件以上とする。 ⑥大学等でのセミナー周知に関し、170,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ⑦高校・大学・自治体担当者向け指導者用資料の活用方法に係る動画を作成し、10,000箇所以上(高校・大学等)に周知を行う。 ⑧インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均60件以上とする。</p>	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>①36協定点検指導員については、事業主に対して36協定の適正化を指導するものであり、利用者等のニーズ等に関する実態を把握するためのアウトカム指標設定にはなじまないことから、アウトカム指標を設定することは困難である。アウトカム目標については、過去3か年の実績の平均を参考にして設定した。</p> <p>①36協定の入力・集計・分析は、すべての36協定のデータ入力・分析を専門業者に委託し、当該データを指導等に活用するため、36協定の全数の入力等を行うものであることから、政策効果を測定するアウトカム指標を設定することは困難である。</p> <p>②前年度の実績に基づいてアウトプット目標を設定した。パンフレット・ポスター等の配付を行うものであるから、政策効果を測定するアウトカム指標を設定することは困難である。</p> <p>③セミナーの効果に関しては、参加者の違法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。また、新型コロナウイルスによる感染症の影響で、参加者の確保が難しくなってくると考えられる中、広報活動について最大限を行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症により相談対応が困難化し1件にかかる業務量が増加する可能性があることを踏まえ、適切な相談対応が行われているかを確認するため、昨年度同程度のアウトカム指標及びアウトプット指標を設定した。</p> <p>⑤及び⑥利用者のニーズに合った情報を的確に発信することが重要であることから、アウトカム指標は利用者にとっての有用性とした。アウトプット指標は⑤はアクセス件数とし、前年度の実績に基づいて目標設定とした。⑥は新型コロナウイルス感染症により、学校でのセミナー事業の実施が困難となる可能性があるため、広報活動について最大限行うことが重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。</p> <p>⑦平成28年度以降、高校・大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用資料を作成してきたが、各資料が受講者にどれだけ寄与しているかを図る指標としてアンケート結果をアウトカム指標として設定した。また、アウトプット指標については、新型コロナウイルス感染症により、セミナー事業の実施が一部困難となる可能性があるため、事業全体の周知として、令和2年度より作成する高校・大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用の動画につき、周知した箇所数とした。</p> <p>⑧インターネット監視については、都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握する等のものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するアウトカム指標を設定することは困難である。</p>	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性の向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (1)長時間労働の是正 ④長時間労働のは正に向けた監督指導体制の強化等</p>	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	長時間労働の抑制・過重労働の解消を図るために、継続して要求する。	

事業名	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化							事業番号 (令和2年度) 事業番号 (令和元年度)	- 27			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	特定分野労働条件対策係			
実施主体	民間事業者等											
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>劣悪な労働条件で働くかせる、若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」への対応策として、以下の事業を実施。</p> <p>①「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業 夜間・休日に労働基準法などに関する無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。</p> <p>②労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。</p> <p>③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。</p> <p>④労働法教育に関する調査研究事業 これまでに本事業で作成した指導者用資料の活用にかかるセミナーを全国で開催する。</p>										
	対象 (誰／何を対象に)	①労働者及び使用者等、②労働者及び使用者等、③就職前の大学生等、④教員等の指導者等										
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業 夜間・休日に労働基準法などに関する無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。</p> <p>②労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。</p> <p>③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。</p> <p>④労働法教育に関する調査研究事業 これまでに本事業で作成した指導者用資料の活用にかかるセミナーを全国で開催する。</p>										
	実施体制	①から④について、それぞれ民間団体等に委託して実施										
28年度予算額 (千円)	229,587	29年度予算額 (千円)	384,801	30年度予算額 (千円)	409,585	令和元年度予算額 (千円)	660,380	令和2年度予算額 (千円)	-			
28年度決算額 (千円)	203,414	29年度決算額 (千円)	272,819	30年度決算額 (千円)	356,338	令和元年度 決算額 (千円)	454,960	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円)				
28年度 予算執行率 (%)	88.6	29年度 予算執行率 (%)	70.9	30年度 予算執行率 (%)	87.0	令和元年度 予算執行率 (%)	68.9	一般勘定予算額 0 (千円)				
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
元年 度目 標	アウトカム 指標	<p>①「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。</p> <p>②「確かめよう 労働条件」の利用者に対して利用した情報の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から役に立った旨の回答を得る。</p> <p>③大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p> <p>④指導者を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p>			年度実績	アウトカム 指標 【○】	<p>①91.2%から満足との回答を得た ②86%から役に立ったと回答を得た ③91.4%から将来役に立つとの回答を得た ④94.2%から役に立つとの回答を得た。 【目標達成の理由】 適切に点検を行い、効果的なセミナーの実施や資料作成を行ったため</p>					
	アウトプット 指標	<p>①1月平均4,600件以上の相談を受け付ける。 ②ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均53,000件以上とする。 ③大学等でのセミナーを全国で21回以上開催する。高校等への講師派遣を280校以上を行う。 ④セミナーの受講者数について、平均して50名以上とする。</p>				アウトプット 指標 【○】	<p>①1月平均5,567件 ②1月平均154,095件 ③セミナーを62回、講師派遣を291校に対して行った ④平均50名参加。 【目標達成の理由】 Webサイト、新聞広告等を使った効果的な広報及び事業の適切な進捗管理を行ったため。</p>					

元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	今後は、働き方改革実現に向けた取組と合わせて効果的に実施する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(26番に統合)
令和2年度事業概要	-	
令和2年度目標(アウトカム指標)	-	
令和2年度目標(アウトプット指標)	-	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	-	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	-	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	-	

事業名	メンタルヘルス対策等事業							事業番号 (令和2年度)	27									
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	28									
実施主体	民間業者							担当係	産業保健支援室メンタルヘルス対策係									
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	<p><目的> 職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図る。</p> <p><必要性> 職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は増加傾向にある。また、自殺者は2万台前半で推移しているが、自殺者のうち約3割を労働者が占めている。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は59.2%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがない」、「取り組み方が分からない」が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためにには、こうした事業者のニーズ等を踏まえた産業保健スタッフへの支援や情報提供等が必要である。 本事業は、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施することで労働者の心の健康の確保を図るものであり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。</p>																
	対象(誰／何を対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者等																
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。																
	実施体制	民間業者に委託して実施																
28年度予算額(千円)	84,482	29年度予算額(千円)	101,993	30年度予算額(千円)	134,476	令和元年度予算額(千円)	144,802	令和2年度予算額(千円)	153,447									
28年度決算額(千円)	65,772	29年度決算額(千円)	88,820	30年度決算額(千円)	73,896	令和元年度決算額(千円)	111,994	令和2年度雇用勘定予算額(千円)	0(千円)									
28年度予算執行率(%)	78.8	29年度予算執行率(%)	87.6	30年度予算執行率(%)	55.2	令和元年度予算執行率(%)	77.7	一般勘定予算額(千円)	0(千円)									
※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。																		
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続															
年度目標	アウトカム指標	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。			年度実績	アウトカム指標【○】	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合は94.6%であった。											
	アウトプット指標	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数450.6万件以上とする。				アウトプット指標【○】	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数は11,029,578件であった。											
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題		<p><アウトカム指標> 利用者のニーズを勘案したコンテンツの作成を行ったこと等が考えられる。</p> <p><アウトプット指標> 検索エンジン(グーグル及びヤフー)において関連キーワード(うつ病等)を検索した際に当該サイトが上位に表示されるよう、SEO対策を実施したこと等が考えられる。</p>																
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		今後も職場のメンタルヘルス対策を推進していくため、事業者のニーズ等を踏まえたコンテンツの充実や周知広報等が必要。																
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																
令和2年度事業概要	令和元年度と同様																	
令和2年度目標(アウトカム指標)	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。																	
令和2年度目標(アウトプット指標)	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数602.9万件以上とする。																	

令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p><アウトカム指標> メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から、利用者にとって、有用なポータルサイトとすることを目標とした。</p> <p><アウトプット指標> 当該事業の趣旨は、サイトでの情報提供であるため、より幅広い対象に周知・広報したことを示す指標としてはアクセス件数が適当であるため、アウトプット指標はアクセス件数とした。なお、件数については、直近の実績等を踏まえ、過去5年度の実績の平均値以上、かつ、昨年度の目標値を上回る数とした。</p>
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	<p>III 主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ④ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	<p>第13次労働災害防止計画(2018～2022年度)において、ストレスチェックの結果を活用した職場環境改善を重点目標に位置付け、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組について強力に周知啓発・指導を行っていくこととしており、当該サイトにおけるコンテンツの充実や、誘導のための周知広報等に引き続き取り組んでいく。</p>

事業名	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発							事業番号 (令和2年度) 28						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 29						
実施主体	民間団体							担当係 治療と仕事の 両立支援室						
事業 ／ 制度 概要	目的及び必 要性 (何のため)	労働者の健康確保のため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、労働者の治療と職業生活の両立の支援を行うものである。両立支援の方法や産業保健スタッフ・医療機関との連携について悩む企業が多く、これらの企業の支援を強化することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進事業で行う必要性がある。												
	対象 (誰／何を 対象に)	事業者等												
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	・労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。 ・両立支援の一層の取組の促進を図るために、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催等を行う。												
	実施 体制	民間業者に委託して実施。												
28年度予算額 (千円)	9,891	29年度予算額 (千円)	64,677	30年度予算額 (千円)	94,718	令和元年度予算 額 (千円)	128,673	令和2年度予算 額 (千円)	131,321					
28年度決算額 (千円)	8,461	29年度決算額 (千円)	43,037	30年度決算額 (千円)	90,258	令和元年度 決算額 (千円)	120,327	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)						
28年度 予算執行率 (%)	85.5	29年度 予算執行率 (%)	72.1	30年度 予算執行率 (%)	100.5	令和元年度 予算執行率(%)	97.2	一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。						
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	研修会に参加した結果、企業での治療と仕事の両立支援を行うために有益だった旨の回答の割合を80%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	シンポジウムに参加し、アンケートに回答した参加者の86%が参考になったと回答した。(回収率80%)							
	アウトプット 指標	治療と仕事の両立支援対策において、企業と医療機関の連携を円滑にするマニュアルを疾患別に1種類以上作成する。				アウトプット 指標 【○】	「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の参考資料として、心疾患に関する留意事項、難病に関する企業・医療機関連携マニュアルを作成した。							
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	事業を計画通りに実行できたため、目標を達成した。													
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。今後も、治療と仕事の両立を支援するために、疾患別マニュアル等を作成するとともに、これの周知についても、確実に行うことが必要である。													
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様、マニュアル等の作成と、周知活動を行う。令和元年度に実施していない地域でシンポジウム・セミナーを実施する。													
令和2年度目標 (アウトカム指標)	研修会に参加した結果、企業での治療と仕事の両立支援を行うために有益だった旨の回答の割合を80%以上とする。													
令和2年度目標 (アウトプット指標)	治療と仕事の両立支援対策において、企業と医療機関の連携を円滑にするマニュアルを疾患別に1種類以上作成する。													

令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	<p>一部の企業においては、治療と職業生活の両立支援に関する取組が進められているが、労働者や企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関等関係者の取組・連携が必ずしも十分ではない状況にあり、平成24年8月に取りまとめられた「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」報告書においても、治療と職業生活の両立を支援するために、企業がどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ること等が望ましいと提案されている。</p> <p>そこで、令和2年度においても引き続き、治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインに基づいて企業と医療機関の連携が行いやすくなるマニュアルを疾患別に作成し、効果的な周知を図るとともに、両立支援の機運を醸成し、一層の取組を促進するためシンポジウム等を開催し、シンポジウムに参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする目標を設定した。</p>
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>III 主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>5 治療と仕事の両立支援</p> <p>(1)治療と仕事の両立支援に関する取組の促進</p> <p>(2)トライアングル型サポート体制の構築</p>
令和3年度要求に向けた事業の方向性	過去作成したマニュアル類の見直しを行うとともに、企業内で両立支援を行うための環境整備や個別支援に資する支援ツールの開発を行う。

事業名	新規起業事業場対策							事業番号 (令和2年度)	-									
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	30									
実施主体	民間事業者							担当係	労働条件確保 対策事業係									
事業 ／ 制度 概要	目的及び必 要性 (何のため)	新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業は、望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が不足していることが多いことから、労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。本事業により、企業における適切な労務・安全衛生管理を促進し、過重労働やハラスメントなどによる健康障害の防止を図るものであり、労災補償の給付の抑制につながるものあり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。																
	対象 (誰／何を 対象に)	新規起業事業場の事業主等																
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	①新規起業事業場就業環境整備事業 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、可能な限り早期にセミナー及び個別訪問による指導及び助言を行うことを通じて、新規起業事業場における適正な職場環境形成のための支援を実施する。 ②労働基準関係法令に関するWEB診断事業 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトを新たに設置し、新規起業事業場に対して労働基準関係法令を広く周知するとともに、WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令に基づき行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービス等を実施する。																
	実施 体制	①については、ランゲート株式会社、②については、(株)廣済堂に委託して実施。																
	28年度予算額 (千円)	109,569	29年度予算額 (千円)	113,931	30年度予算額 (千円)	112,017	令和元年度予算 額 (千円)	131,587	令和2年度予算 額 (千円)	-								
28年度決算額 (千円)	105,589	29年度決算額 (千円)	99,724	30年度決算額 (千円)	133,390	令和元年度 決算額 (千円)	116,050	令和2年度 雇用勘定予算額 ○ (千円)	一般勘定予算額 ○ (千円)									
28年度 予算執行率 (%)	96.4	29年度 予算執行率 (%)	87.5	30年度 予算執行率 (%)	119.1	令和元年度 予算執行率(%)	88.1	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。										
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(令和2年度は個表26へ統合)															
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	① 助言・指導した項目に対して、1年内に具体的な就業環境の整備が図られた(予定を含む)割合を85%以上とする。 ② ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	①85.3% ②89.7%											
	アウトプット 指標	① 労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による個別指導事業場数を全国で400社以上とする。 ② ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均13,000件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	①個別指導事業場数414社 ②1月平均37,443件のアクセス件数があった。											
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	①指導員への研修やマニュアルの配布を行い、指導員から事業場への効果的な個別支援が実施でき、電話勧奨及び厚生労働省メールマガジンなどにより周知活動を行ったため。 ②利用者のニーズに沿ったコンテンツ作成を行うことができ、早い時期から広報を行い、他の事業との連携も行ったため。																	
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	個表26の事業へ統合し、今年度も引き続き施策を継続する。																	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																
令和2年度 事業概要	-																	
令和2年度目標 (アウトカム指標)	-																	
令和2年度目標 (アウトプット指標)	-																	
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	-																	
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-																	
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	-																	

事業名	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費							事業番号 (令和2年度) 31	29			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係 働きやすい職場 推進係 ・指導係・有期・ 短時間労働係				
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、民間団体											
事業 ／ 制度 概要	目的及び必 要性 (何のため)	<p>職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援に加え、各種ハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。</p> <p>職場におけるハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、それらを起因とした精神障害による労災申請件数は増加傾向にある。企業がこれらハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができるようになる。このことは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>上記ハラスメント対策に加え、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理改善の一環として、事業主によるパートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等の取組を促進する。</p> <p>パートタイム労働者や有期雇用労働者の数が年々増加する中、パートタイム労働者や有期雇用労働者の健康管理については、正社員に対する取組と比べて十分に行われているとは言えない状況であり、健康管理等の取組を促進することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>										
	対象 (誰／何を 対象に)	職場のハラスメント被害にあっている労働者、ハラスメント防止対策に取り組む事業主及びパートタイム労働者・有期雇用労働者及びパートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主										
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>令和元年6月に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、改正法という)において、職場におけるパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置義務化やハラスメント対策を強化したことを踏まえ、改正内容の周知やハラスメント対策に係る取組を推進するため、下記の事業を実施する。</p> <p>①国民及び労使に向けた周知・広報 ポータルサイトの継続的運営、ポスター、リーフレット、パンフレット等の作成・配布、Web広告、シンポジウムの開催</p> <p>②企業への訪問支援 職場におけるハラスメント対策の支援を希望する中小企業に対する個別のコンサルティングや企業内研修の実施</p> <p>③ハラスメント被害者等からの相談対応事業 フリーダイヤルやメールによる夜間・休日電話相談対応窓口の実施及び個別事案が生じている企業からの専門家による相談対応</p> <p>④企業のハラスメント対策を支援できる人材育成 事業主団体の経営指導員等に対し、中小企業に対するハラスメント対策支援が行えるよう研修を実施。</p> <p>⑤中小企業におけるハラスメント相談体制実証事業 事業主団体等が中小企業の外部相談窓口の受託・運営を行い、相談事例等の収集・分析等により、中小企業における相談体制のあり方の提言を取りまとめる。</p> <p>⑥職場のハラスメントに関する実態調査 パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等について、企業調査及び労働者等調査の実施</p> <p>さらに、大・中規模の都道府県労働局に雇用均等指導員(均等担当)に加え、新たに雇用均等指導員(パワーハラスメント対策担当)を設置し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の被害を受けたことにより通院する、若しくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導や事業主と労働者間の紛争解決援助等の解決に向けた支援を行う。</p> <p>加えて、事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。</p>										
実施 体制	<p>委託事業については、一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、下記の落札者が実施する(一部調達中)。</p> <p>①国民及び労使に向けた周知・広報:株式会社クオラス ②企業への訪問支援:株式会社東京リーガルマインド ③ハラスメント被害者等からの相談対応事業:株式会社東京リーガルマインド ④企業のハラスメント体制を支援できる人材育成:一般財団法人日本産業カウンセラー協会 ⑤中小企業におけるハラスメント相談体制実証事業:1団体(株式会社東京リーガルマインド)、その他の団体は、一般競争入札(総合評価落札方式)により調達中 ⑥職場のハラスメントに関する実態調査:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社</p> <p>大・中規模の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に雇用均等指導員を配置しており、当該業務を実施、さらに厚生労働省本省において啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にて実施。</p>											
28年度予算額 (千円)	152,542	29年度予算額 (千円)	172,618	30年度予算額 (千円)	176,336	令和元年度予算 額 (千円)	408,156	令和2年度予算 額 (千円)	428,518			
28年度決算額 (千円)	81,689	29年度決算額 (千円)	68,804	30年度決算額 (千円)	104,858	令和元年度 決算額 (千円)	198,326	令和2年度 雇用勘定予算額 758,892 (千円)				
28年度 予算執行率 (%)	65.9	29年度 予算執行率 (%)	57.9	30年度 予算執行率 (%)	88.0	令和元年度 予算執行率(%)	60.3	一般勘定予算額 0(千円)	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。			
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであります、引き続き施策を継続									

元年度目標	アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント対策取組支援セミナーについて、参加者の85%以上からハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂く。 ・個別のコンサルティング等を実施した企業の85%以上から、引き続きハラスメントの予防・解決に向けた取組を実施していく旨の回答を頂く。 	元年度実績	アウトカム指標【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の99%から、職場におけるハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂いた。 ・個別コンサルティング実施企業の99%から、職場におけるハラスメントの予防・解決に向けた取組を継続して実施する旨の回答を頂いた。 <p>【目標達成の理由】 独自での取組が比較的困難な中小企業に対して、対策支援セミナーにて、ハラスメント防止に向けた具体的な対策や他企業の好事例等を紹介したこと、また、専門家が個別企業を訪問し、企業の取組状況に応じたアドバイスや社内研修等の支援を行ったことにより、ハラスメント対策の必要性、有用性への理解度が高まり、目標達成につながったと考える。</p>					
	アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を120,000件以上とする。 ・ハラスメント対策取組支援セミナーへの1都道府県あたりの平均参加者数を55名以上とする。 		アウトプット指標【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数は161,941件であった。 ・全都道府県で開催したセミナーにおいて、合計3,483名の参加を得られた。1都道府県あたりの平均参加者数は59名であった。 <p>【目標達成の理由】 ・パワー・ハラスメントだけでなくセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに関する情報を加え、総合的なハラスメント情報サイトにリニューアルしたこと、さらにTwitterやFacebook、バナー広告等を活用したため。 ・募集段階で申し込みが低調な会場については、都道府県労働局及び受託先企業に対し参加募集への協力依頼を行ったことにより、集客数の増加につながったと考えられる。</p>					
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題	成果目標を達成しているところであり、引き続き事業の適切な実施に努める。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。									
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
令和2年度事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるハラスメント防止に向けた取組として、パワー・ハラスメント対策の事業とセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント対策の事業を昨年度から統合して実施しているところ、引き続き総合的なハラスメント対策事業として、事業の効率化を図る。加えて、改正法の円滑な施行、確実な履行確保に向けて、雇用環境指導員(均等担当及びパワーハラスメント担当)の適正な運用を図る。 ・事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。 									
令和2年度目標(アウトカム指標)	<ul style="list-style-type: none"> ・個別のコンサルティング等を実施した企業の85%以上から、ハラスメントの予防・解決に向けた取組に寄与する内容であった旨の回答を頂く。 ・雇用均等指導員(均等担当及びパワーハラスメント担当)による男女雇用機会均等法第29条及び労働施策総合推進法第33条、第36条に基づく報告徴収等において、助言・指導された事業所のうち、措置を講じた事業所の割合を93%以上とする。 									
令和2年度目標(アウトプット指標)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を160,000件以上とする。 									
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	令和2年度からパワー・ハラスメント対策がセクシュアルハラスメント対策と妊娠・出産等に関するハラスメント対策と同様に事業主の義務となること、加えて各種ハラスメント対策に関する取組が強化されることから、ハラスメント対策のさらなる推進に寄与する取組となるよう指標を設定した。									
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>III 主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>4 総合的なハラスメント対策の推進</p> <p>(1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施</p>									
令和3年度要求に向けた事業の方向性	パワー・ハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを含めた総合的ハラスメント対策事業として、事業の効率化を図り、所要の予算要求を行う。さらに雇用均等指導員(均等担当及びパワーハラスメント担当)の運用について、必要な経費を引き続き要求する。加えてパートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等の取組促進については今後も引き続き適正に実施する。									

事業名	建設業等における労働災害防止対策費						事業番号 (令和2年度)	30	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (令和元年度)	32	
実施主体	建設業労働災害防止協会、民間団体等						担当係	建設安全対策室	
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>(1)東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参入していることから、被災地に安全衛生に関する諸問題に対する拠点を開設し、工事現場巡回指導等の支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与するため。</p> <p>(2)建設業における死亡災害の約4割を占める墜落、転落災害の防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進し、建設業における墜落・転落災害防止対策の推進を図るため。</p> <p>(3)人手不足の中、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた建設需要の高まりに伴い、経験が浅い工事従事者、外国人建設就労者等の労働災害のリスクの増加が懸念されるため、安全衛生教育や技術指導等を行うことにより労働災害防止対策の徹底を図る。</p> <p>(4)一人親方の業務の特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関するテキストを作成し、また、このテキストを使用した研修会を実施する。</p> <p>本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、労働災害の減少に寄与することは、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものとして、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>							
	対象 (誰／何を対象に)	<p>(1)復旧・復興工事に従事する中小事業者、新規参入者等</p> <p>(2)中小規模ビル建築工事、低層住宅建築工事を施工する工事業者</p> <p>(3)中小事業者等が雇用する未熟練労働者、外国人建設就労者等</p> <p>(4)一人親方等</p>							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる安全衛生専門家の活動の拠点の設置</p> <p>②復旧・復興工事現場に対する巡回指導の実施</p> <p>③建設工事に不慣れな新規参入者等に対する安全衛生教育の実施</p> <p>(2)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。</p> <p>(3)東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、首都圏で増加する建設工事における労働災害防止対策を徹底するため、工事現場に対する巡回指導、未熟練労働者や外国人建設就労者等に対する安全衛生教育等を実施する。</p> <p>(4)一人親方を対象とした研修会の実施</p>							
	実施体制	<p>(1)建設業労働災害防止協会に委託して実施</p> <p>(2)全国仮設安全事業協同組合に委託して実施</p> <p>(3)建設業労働災害防止協会に委託して実施</p> <p>(4)建設業労働災害防止協会に委託して実施</p>							
28年度予算額 (千円)	515,503	29年度予算額 (千円)	496,707	30年度予算額 (千円)	421,801	令和元年度予算額 (千円)	530,467	令和2年度予算額 (千円)	466,788
28年度決算額 (千円)	358,554	29年度決算額 (千円)	372,475	30年度決算額 (千円)	353,488	令和元年度 決算額 (千円)	437,722	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	一般勘定予算額 0 (千円)
28年度 予算執行率 (%)	71.5	29年度 予算執行率 (%)	77.1	30年度 予算執行率 (%)	86.9	令和元年度 予算執行率(%)	92.5	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	<p>(1)建設業への新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。</p> <p>(2)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。</p> <p>(3)新規入職者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。</p> <p>(4)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p>		元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【(1)○(2)○ (3)○(4)○】	<p>(1)役に立ったとの(満足した旨の)回答 94.1%</p> <p>(2)採用する旨(条件付き採用を含む)の回答 95.1%</p> <p>(3)役に立ったとの回答 99.6%</p> <p>(4)役に立ったとの回答 98.6%</p>			
	アウトプット 指標	<p>(1)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(1,188現場以上)</p> <p>(2)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上)</p> <p>(3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(840現場以上)</p> <p>(4)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630人以上)</p>		元 年 度 実 績	アウトプット 指標 【(1)○(2)○ (3)○(4)○】	<p>(1)安全衛生巡回指導実施1,877現場</p> <p>(2)指導・支援実施421現場</p> <p>(3)助言指導実施903現場</p> <p>(4)研修会参加人数659人</p>			

元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標 (アウトカム指標)	<p>(1)建設業への新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 (2)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (3)新規入職者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p>	
令和2年度目標 (アウトプット指標)	<p>(1)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(仕様書に定める回数(※)以上) (2)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(仕様書に定める回数(※)以上) (3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(仕様書に定める回数(※)以上) (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(仕様書に定める回数(※)以上) ※ 回数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ調整中</p>	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>(1)被災地において建設業における新規参入者等への安全衛生教育が引き続き重要なものであるが、予算額が減少したために、令和元年度から下方修正した。 (2)建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を引き続き徹底していく観点から令和元年度と同様の目標とした。 (3)大会開連施設のうち、大規模なもの等、すでに完了しているものもあることから、令和元年度から下方修正した。 (大会終了後は、解体工事等が見込まれるため、1年間と通じて助言指導を実施する。) (4)一人親方に対する安全衛生教育研修は、引き続き重要なものであることから、令和元年度と同様の目標とした。</p>	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>III 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進</p> <p>IV 主要事項(復旧・復興関連) 第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援 (雇用の確保など) (4)復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策</p>	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和3年度も継続して要求する。	

(労働基準局安全衛生部安全課、労働衛生課)

事業名	第三次産業等労働災害防止対策支援事業							事業番号 (令和2年度) 31							
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係 物流・サービス 産業・マネジメ ント班 物理班	33						
実施主体	(1)株式会社平プロモート (2)中央労働災害防止協会、ランゲート株式会社 (3)みずほ情報総研株式会社														
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>(1)業務上疾病のうち約6割を占める職場における腰痛災害を減少させるため、特に災害の多い社会福祉施設を含む保健衛生業等における腰痛防止対策を実施する。</p> <p>(2)第三次産業の労働災害は増加傾向にあり、第13次労働災害防止計画においても労働災害防止の重点業種となっていることから、取組が進んでいない第三次産業の経営トップに対する意識啓発、事業場の安全担当者の配置促進を図るとともに、業界団体に対する技術的支援を通じて、業界全体の自主的安全衛生管理活動の活性化を図る必要がある。</p> <p>(3)近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあることから、労働災害防止のため、外国人労働者が容易に理解出来る母国語の安全衛生教育用視聴覚教材を作成する必要がある。</p> <p>本事業は、第三次産業等における労働災害防止を図るための事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>													
	対象 (誰／何を対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等													
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1)改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。</p> <p>(2)第三次産業において、安全推進者の配置が進まず、労働災害が減少していない現状があり、その原因として、経営層の理解・安全衛生のノウハウが乏しいという実状があることから、経営トップの意識を変えるため、経営トップを対象としたセミナー、安全推進者を養成するための講習会を開催する。</p> <p>(3)未熟練労働者向けの安全衛生教育マニュアル、視聴覚教材等の作成と外国語翻訳を行う。</p>													
	実施体制	(1)株式会社平プロモート (2)中央労働災害防止協会、ランゲート株式会社 (3)みずほ情報総研株式会社													
28年度予算額 (千円)	56,421	29年度予算額 (千円)	90,898	30年度予算額 (千円)	139,900	令和元年度予算額 (千円)	635,995	令和2年度予算額 (千円)	2,294,402						
28年度決算額 (千円)	51,088	29年度決算額 (千円)	81,446	30年度決算額 (千円)	100,130	令和元年度 決算額 (千円)	494,848	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)							
28年度 予算執行率 (%)	100.4	29年度 予算執行率 (%)	95.4	30年度 予算執行率 (%)	74.5	令和元年度 予算執行率(%)	93.7	一般勘定予算額 0(千円)		※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。					
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	(1)腰痛予防対策講習会を受けた者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。 (2)経営トップを対象としたセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【(1)○(2)○】	<p>(1)講習会後のアンケートにて有益であった旨の回答を85%以上得た(社会福祉施設及び医療保健業向け96%、保健衛生業向け99%、陸上貨物運送事業向け96%)。</p> <p>(2)経営トップを対象としたセミナーの参加者について、100%から有益であった旨の評価を得た。</p>								
	アウトプット 指標	(1)腰痛予防教育について、各都道府県で2回以上講習会を開催する。 (2)経営トップを対象としたセミナーを7回以上開催する。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、特定技能の受け入れ業種のうち、13業種に対応する視聴覚教材を作成する。				アウトプット 指標 【(1)○(2)○ (3)○】	<p>(1)各都道府県で2回以上講習会を開催した。 (2)経営トップを対象としたセミナーについて、全国で7回開催した。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育視聴覚教材について、特定技能の受け入れ業種14業種に対応する視聴覚教材を作成した。</p>								
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。														
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。														
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												

令和2年度事業概要	(1)(2)については引き続き事業を継続。(3)についてはVR技術を活用した安全衛生教育教材を作成する。(4)令和2年度より新たに、高年齢労働者の安全衛生対策として、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」周知のセミナーを実施するとともに、高齢者の労働災害防止及び職場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中小企業等が実施する安全衛生確保対策を募集し、高い効果が見込まれる取組を選定し、その経費の一部を補助する。
令和2年度目標 (アウトカム指標)	(1)腰痛予防対策講習会を受けた者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。 (2)経営トップを対象としたセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。 (3)VR技術を活用した教材の体験会の参加者について、教材が効果的である旨の評価を80%以上得る。 (4)ガイドライン周知のためのセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	(1)腰痛予防対策講習会を550人以上に提供する。 (2)経営トップを対象としたセミナーを7回以上開催する。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を事故の型別で6種類以上作成する。 (4)ガイドライン周知のためのセミナーを仕様書に定める回数(※)以上開催する。 ※ 回数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ調整中
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	(1)腰痛予防対策講習会等については、受講者にとって有用なものとする観点から令和元年度と同様の目標を設定した。また、腰痛予防対策の推進に当たっては多くの関係者が講習に参加し、その成果を事業場で活用することが重要であるため、上記のとおりアウトプット指標を設定した。 (2)経営トップを対象としたセミナーについては、その内容及び開催回数が事業場での取組に繋がるため、上記の目標を設定した。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材については、理解しやすい教材の作成が安全衛生教育の効果に繋がるため、上記の目標を設定した。 (4)高年齢労働者安全衛生対策等については、ガイドライン周知のためのセミナーの内容及び開催回数が事業場での取組に繋がるため、上記の目標を設定した。
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	III 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労労のは正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 ② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援 第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 5 外国人材受け入れの環境整備 (3)外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和2年度も継続して要求する。

事業名	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業							事業番号 (令和2年度)	32								
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	34								
実施主体	都道府県労働局、民間団体							担当係	建設安全対策室 物理班								
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業については、チェーンソー取扱作業指導員による振動障害防止対策に取り組むとともに、平成30年度の労働安全衛生規則改正を踏まえ、伐木等作業にかかる安全対策を徹底するため、安全作業マニュアルを作成した上で、林業事業体(森林組合など)等の伐木作業に従事する事業場の安全担当者を通じて普及させる必要がある。本事業は、伐木作業における労働災害の防止を図る事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。															
	対象 (誰／何を対象に)	林業及び伐木等作業事業者															
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	(1)伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを開発し、同マニュアルに基づく、安全対策講習会を実施する。 (2)チェーンソーの正しい取扱いの普及を図る。															
	実施体制	(1)労働衛生コンサルタント会に委託して実施。 (2)厚生労働省本省、都道府県労働局において実施															
28年度予算額 (千円)	6,228	29年度予算額 (千円)	5,991	30年度予算額 (千円)	5,751	令和元年度予算額 (千円)	26,249	令和2年度予算額 (千円)	25,214								
28年度決算額 (千円)	-	29年度決算額 (千円)	-	30年度決算額 (千円)	-	令和元年度 決算額 (千円)	19,800	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)								
28年度 予算執行率 (%)	-	29年度 予算執行率 (%)	-	30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率(%)	100%	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。									
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	予算額又は手法等を見直し														
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	(1)伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。 (2)農林水産業における休業4日以上の振動障害発生件数を10人未満に抑える。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【(1)○(2)○】	(1)役に立ったとの回答 94.5% (2)農林水産業における振動障害による休業4日以上の死傷災害は、0人であった。										
	アウトプット 指標	(1)安全対策講習会の受講者数を350人以上とする。 (2)令和元年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数を平成30年度の指導事業場数以上とする。				アウトプット 指標 【(1)×(2)○】	(1)受講者数を275人。 (2)令和元年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数は、平成30年度の指導事業場数の121%(令和元年度 395事業場／平成30年度 325事業場)であった。										
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	(1)本事業は、令和元年度が初年度の事業であり、講習会の実施については、全国7箇所で1会場あたり50人程度の来場を見込み、350人の受講を目指した。講習会の開催周知は、受託者HP、都道府県労働局、労働基準監督署を通じたほか、伐木等作業を実施する林業に係る事業場、森林組合等に対してダイレクトメールを送付する方法で実施したが、目標に至らなかった。受講申込みをしなかった者からは、令和2年8月の改正労働安全衛生規則による特別教育の受講を優先したとの声があった。 (2)チェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数について、現場の状況に対応したきめ細かな進捗管理を行った結果、目標を達成できたと考えられる。																
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	(1)建設業等でも伐木等作業を行うことから、林業のみならず、林業以外の業種にも広げることは有意義であると考えている。そのため、令和2年度は、業種を林業に限定せず、建設業をはじめとした林業以外の業種の関係事業者や関係団体に広く周知する等、講習会の周知対象等を見直してまいりたい。なお、講習回数については、講習内容を業種に応じて変える必要がないため、回数を増やすことなく対応が可能である。 また、本事業の講習会では、法令を上回るより安全な作業の紹介等していることから内容が重複しておらず、令和2年8月の改正労働安全衛生規則による特別教育の受講者が受講することも有意義なものであることを周知していく必要があると考えている。																
評価	B		予算額又は手法等を見直し														
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様																
令和2年度目標 (アウトカム指標)	伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。																
令和2年度目標 (アウトプット指標)	安全対策講習会の受講者数を仕様書に定める人数(※)以上とする。 ※ 回数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ調整中																

令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	事業において実施する伐木等作業における安全作業についての講習会が事業目的の達成に寄与する内容となつたかを測る観点から、令和元年度と同様の目標設定とした。
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>III 主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 <p>① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進</p>
令和3年度要求に向けた事業の方向性	なお、令和3年度においては、令和2年度に作成するマニュアル等の事業成果の継続活用、事例収集の規模縮小等により、事業運営の効率化に努めることで予算の減額をした上で、継続して要求する。

事業名	機械等の災害防止対策費							事業番号 (令和2年度) 33	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 35	
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、(公社)産業安全技術協会								
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	<p>①、②危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理及び実施調査を行うとともに、機械等の検査検定等を行なう登録機関の監査指導を行う。</p> <p>③輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構造電気機械器具)に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。</p> <p>④自走自律制御機械の安全性を確保するため、関係事業者等に対する実態調査を行い、その結果を踏まえ、実証試験のプロトコルの策定に当たって留意すべき事項等をとりまとめる。</p> <p>⑤近年、装置産業における設備の経年化が進んでいることを踏まえ、設備の老朽化による労働災害を防止することを目的として、高経年生産設備の実態調査及び安全対策の調査分析を行う。</p> <p>⑥最新の構造規格に不適合となる既存の機械について、その更新を促し労働災害の防止を図ることを目的として、最新構造規格に適合するために要する費用の一部を補助する。</p> <p>本事業は、機械等による労働災害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>							
	対象(誰／何を対象に)	事業者							
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<p>①機械設置届等に係る審査及び実地調査</p> <p>②登録検査業者等に対する指導</p> <p>③型式検定対象機器等の買取試験事業</p> <p>④技術革新に対応した機械設備の安全対策の推進</p> <p>⑤老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業</p> <p>⑥既存不適合機械等更新支援補助金事業</p>							
	実施体制	<p>①②厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署</p> <p>③(公社)産業安全技術協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p> <p>④中央労働災害防止協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p> <p>⑤(株)三菱ケミカルリサーチに委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p> <p>⑥建設業労働災害防止協会</p>							
28年度予算額(千円)	66,705	29年度予算額(千円)	101,164	30年度予算額(千円)	101,159	令和元年度予算額(千円)	505,930	令和2年度予算額(千円)	818,752
28年度決算額(千円)	52,574	29年度決算額(千円)	67,316	30年度決算額(千円)	72,798	令和元年度決算額(千円)	478,299	令和2年度雇用勘定予算額(千円)	0(千円)
28年度予算執行率(%)	98.1	29年度予算執行率(%)	82.6	30年度予算執行率(%)	89.3	令和元年度予算執行率(%)	98.4	一般勘定予算額(千円)	0(千円)
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
年度目標	アウトカム指標	<p>①補助金により買換えを補助した機械のうち、より安全性の高いもの(移動式クレーンの過負荷防止装置については付加安全措置が1以上、フルハーネス型墜落制止用器具については付加安全措置が3以上)に買い替えられたものの割合を60%以上とする。</p> <p>②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。</p>			年度実績	アウトカム指標【①○②○】	<p>①補助金により買換えを補助した機械のうち、移動クレーンの過負荷防止装置については100%、フルハーネス型墜落制止用器具については71.7%が、より安全性の高いものに買い換えられた。</p> <p>②買取試験を実施した防爆構造機械器具において、全て規格を満たしていた。</p>		
	アウトプット指標	<p>①補助金執行率を80%以上とする。</p> <p>②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。</p>			アウトプット指標【①×②○】	<p>①補助金執行率は69.1%であった。</p> <p>②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する21型式のうちすべての型式(21型式、100%)を対象として、買取試験を実施した。</p>			

元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は初年度の事業であり、補助金執行団体を決定した後、募集のHP作成等を行うことから、募集開始が年度途中になることは想定していたものの、補助金執行団体の選定手続き等が当初想定していたより遅れたため、結果として募集開始時期も遅れ、十分な周知期間が設けられなかつたこと。 ・通常募集2回に加え、追加募集を行ったことにより、執行率は増加したものとのスケジュールが過密なものとなり、交付決定を受けても、購入までの期間が短く、中小企業等が辞退するケースがあったほか、追加募集があることを知らずに申請を断念する中小企業等もあったこと。 ・フルハーネス型墜落制止用器具については、「まとめ買い」として申請されることを想定していたが、市場の流通が遅れていたこともあり、まとめ買いではなく少數ロットの需要が多く、申請において下限額があることにより小売店や一人親方等が申請できないケースがあった。これらを把握した時期には大部分の申請が既に終わっており、対象経費下限の変更が間に合わなかつたこと。 ・事務手続きが煩瑣という理由で、中小企業等が間接補助金の申請を断念するケースがあつたこと。 	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は2年度目を迎え、既に補助金執行団体も決定しており、令和2年度は4月から第1次の募集を開始したところであり、昨年度に比べ、周知期間は長く確保できている。 ・対象経費の下限を撤廃し少額の補助を可能としたところであり、「まとめ買い」以外のニーズにも対応できるよう整備したところである。なお、ハーネス型墜落制止用器具の市場の流通も円滑になったと聞いており、今後は在庫不足による影響は緩和されると見込まれる。 ・第三者による証明や購入物品の写真の省略により、事務手続きを簡素化し、申請者の負担の軽減を図った。 	
評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和2年度事業概要	改正後の構造規格に不適合となる既存の機械等に対し、最新の構造規格に適合する機械への買替えに要する費用の一部を補助するとともに、AI、GPS等の技術開発により、自律的に作業を行う機械の導入が産業界において進むと見込まれることから、これら技術革新を活用した機械等の開発状況等に関する実態調査と安全対策の検討を行う。	
令和2年度目標 (アウトカム指標)	<p>①補助金により買換えを補助した機械のうち、より安全性の高いもの(移動式クレーンの過負荷防止装置については付加安全措置が1以上、フルハーネス型墜落制止用器具については付加安全措置が3以上)に買い替えられたものの割合を60%以上とする。</p> <p>②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。</p>	
令和2年度目標 (アウトプット指標)	<p>①補助金執行率を80%以上とする。</p> <p>②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。</p>	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>補助金を効率的に配布し機械等の買替えを促進するため、上記アウトプット目標①を設定した。また、より安全性の高い機械等に買い替えられることにより安全性が担保されるため、上記アウトカム指標①を設定した。 (アウトカム指標①で示した付加安全装置は、構造規格に定めた安全性より高いものである。) また、構造規格に適合しない製品が流通することを未然に防止するため、既に流通している機械等の安全性の確保に係る実態を把握し、構造規格に適合しないものがあれば、製造者への行政指導を行うこと等により、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせることが必要であるため、上記アウトカム目標②を設定した。 防爆構造電気機械器具の買取試験を実施する型式が多いほど安全性が担保されるため、上記アウトプット目標②を設定した。</p>	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>III 主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>1 長時間労働の是正や健康に働くことができる職場づくり</p> <p>(2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備</p> <p>① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進</p>	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	令和3年度においては、令和元年度の事業実績等を踏まえ、既存不適合機械等更新支援補助金の事業規模を縮小する。	

事業名	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費							事業番号 (令和2年度) 34						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 36						
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署、(公社)全国労働基準関係団体連合会							担当係 特定分野労働条件対策係						
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	外国人材の受け入れ・共生のための取組を、政府一丸となって推進していく観点から、平成30年12月25日に開催された「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」においてとりまとめられた「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」において、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要との方針が示されたこと等を踏まえ、労働関係法令等の遵守等、外国人労働者が安心してその有する能力を有効に發揮できる環境を整備し、外国人労働者等の労働災害の防止等を図る必要があるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 また、派遣労働者等、職種、就業形態、労働者の特性等により、労働者をめぐる状況は様々であるため、それらに応じた労働条件の確保・改善に向けた特別の取組や労働災害防止等を行う必要があるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。												
	対象 (誰／何を対象に)	特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場												
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。 また、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るため、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行なう「介護事業場就労環境整備事業」を実施する。												
	実施体制	外国人労働者労働条件相談員を配置した外国人労働者相談コーナー(労働局及び労働基準監督署)や、派遣労働者専門指導員を配置した労働基準監督署 介護事業場就労環境整備事業については、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託して実施。												
28年度予算額 (千円)	194,594	29年度予算額 (千円)	209,877	30年度予算額 (千円)	226,547	令和元年度予算額 (千円)	466,149	令和2年度予算額 (千円)	444,875					
28年度決算額 (千円)	179,026	29年度決算額 (千円)	209,247	30年度決算額 (千円)	226,094	令和元年度 決算額 (千円)	294,664	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	一般勘定予算額 0 (千円)					
28年度 予算執行率 (%)	92.0	29年度 予算執行率 (%)	99.7	30年度 予算執行率 (%)	99.8	令和元年度 予算執行率(%)	63.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。						
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数を3,380件以上とする。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を10,000件以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	①5,450件 ②14,606件 【目標達成の理由】 相談事業の適正な運営に努めたため。							
	アウトプット 指標	①外国人労働者に関するパンフレットを500,000部作成・配付し、外国人労働者の労働災害の防止等を図る。 ②派遣労働に関するパンフレットを10,000部作成・配付し、派遣労働者の労働災害の防止等を図る。				アウトプット 指標 【○】	外国人労働者等に関するパンフレットを786,110部作成・配布した。 【目標達成の理由】 各事業について適切な進捗管理を行ったため。							
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。今年度も引き続き施策を継続する。													
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。													
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
令和2年度 事業概要	外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。													

令和2年度目標 (アウトカム指標)	①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数を4,000件以上とする。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を10,000件以上とする。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①外国人労働者等特定分野の労働者に関するパンフレットを200,000部作成・配付し、外国人労働者及び特定分野の労働者に関する労働災害の防止等を図る。
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	過去3年間における相談件数の平均を参考に、上記のアウトカム目標を設定した。また、アウトプット目標については、引き続き外国人労働者への労働基準関係法令や相談窓口の周知を進めるために設定した。 なお、本事業は、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談を受け付けるとともに、当該事業場への指導を行うものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するための指標設定にはなじまない。
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 5 外国人材受入れの環境整備 (3)外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	特定分野の労働者についての労働災害の防止等を図るため、継続して要求する。

事業名	自主点検方式による特別監督指導の機能強化							事業番号 (令和2年度) 37	一										
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	管理係										
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署																		
事業 ／ 制度 概要	目的及び必 要性 (何のため)	<p>労働災害の件数については、死亡者の数は減少しているものの、いまだその水準は低いとはいえない状況にある。また、過労死やメンタルヘルス不調が近年社会問題としてクローズアップされており、労働者の健康確保対策等に取り組む必要がある。そのため使用者に自社の安全衛生管理等にかかる労働環境を客観的に把握し、その問題点を認識して労働環境の改善に取り組んでもらう必要があることから、労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷の上、事業主に配布し、これを回収することにより、事業主に自主的な労働環境の改善を図らせるとともに、自主点検の結果、問題が認められる事業場を適切に把握し、労働者の安全衛生等の確保を図る。</p> <p>本事業は、事業主に自主的な労働環境の改善を図ることで労働災害を減少させ、ひいては労災補償給付の抑制につながるものである。このため、労災保険料を負担する使用者にもメリットがあることから、社会復帰促進等事業で行うものである。</p>																	
	対象 (誰／何を 対象に)	事業主																	
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷の上、事業主に配布し、これを回収する。																	
	実施 体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署																	
28年度予算額 (千円)	5,185	29年度予算額 (千円)	5,185	30年度予算額 (千円)	5,185	令和元年度予算 額 (千円)	5,185	令和2年度予算 額 (千円)	-										
28年度決算額 (千円)	-	29年度決算額 (千円)	-	30年度決算額 (千円)	-	令和元年度 決算額 (千円)	-	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	一般勘定予算額 0 (千円)										
28年度 予算執行率 (%)	-	29年度 予算執行率 (%)	-	30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率(%)	-	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。											
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	令和元年度限りの事業																
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	自主点検表の回収率を50%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	52%												
	アウトプット 指標	自主点検表を270,000部以上作成し、事業主に送付する。				アウトプット 指標 【○】	271,473部												
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	-																		
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	-																		
評価	A		令和元年度限りの事業																
令和2年度 事業概要	-																		
令和2年度目標 (アウトカム指標)	-																		
令和2年度目標 (アウトプット指標)	-																		

令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	—
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	—

事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等							事業番号 (令和2年度) 35									
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 38									
実施主体	民間団体							担当係 法規第二係									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	トラック運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、これらの背景として、荷主都合による待ち時間の発生など取引上の慣行があり、対策が必要である。本事業において、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について荷主等への周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進し、トラック運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから、「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。															
	対象 (誰／何を対象に)	自動車運転者を使用する事業場およびその荷主となる事業場															
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	下記により、トラック運転者の安全衛生および労働条件の確保を推進する。 ①平成30年度に策定したガイドラインを荷主・トラック運送事業者に対して周知するためのセミナーの実施 ②平成30年度に作成した周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイトを開設し、改善ハンドブックをweb上の自己診断ツールとして再整備する等による周知の実施															
	実施体制	民間団体に委託して実施(株式会社富士通総研)															
28年度予算額 (千円)	58,212	29年度予算額 (千円)	55,960	30年度予算額 (千円)	96,701	令和元年度予算額 (千円)	71,172	令和2年度予算額 (千円)	153,997								
28年度決算額 (千円)	47,520	29年度決算額 (千円)	47,520	30年度決算額 (千円)	99,641	令和元年度 決算額 (千円)	61,830	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)								
28年度 予算執行率 (%)	96.4	29年度 予算執行率 (%)	96.4	30年度 予算執行率 (%)	109.9	令和元年度 予算執行率(%)	96.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。									
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	①セミナーの参加者より、「トラック運転者の労働時間短縮のノウハウについて参考になった」との評価を80%以上得る。 ②トラック運転者の労働時間の現状とその改善に向けた施策等を周知するためのポータルサイトを開設する。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	①セミナー参加者の86%から参考になったとの回答を得た。 ②荷主・トラック事業者のみならず広く国民に向けてトラック運転者の長時間労働の現状や、その改善に向けた取組、施策等を周知するためのポータルサイトを開設した。										
	アウトプット 指標	①ガイドライン周知セミナーの実施 全国47都道府県において計50回実施し、ガイドラインにおける好事例の紹介、改善ハンドブック等の効果的な使い方などを周知する。 ②ポータルサイトのコンテンツの作成 ガイドライン、改善ハンドブック、荷主向けパンフレット、動画等の既存コンテンツの掲載、新規コンテンツ作成、労働時間改善のためのWEB診断ツールの作成を行う。				アウトプット 指標 【○】	①新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止とした鳥取、静岡、広島、山口での開催回を除き、43都道府県において各1回以上、計46回実施した。 ②ポータルサイト内のコンテンツを作成し、閲覧・活用促進のためメールマガジン等の広告を用いた広報を実施した。										
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題	コンサルタントによる情報発信を積極的に行い、荷主及び運送事業者に向けた丁寧な説明及び運営を行ったため。																
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	今後は令和元年度に作成したポータルサイト等を用い、具体的な改善手法等について、より広く周知を行う。																
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続															
令和2年度 事業概要	①トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成および令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充 ②自動車運転者の労働時間等に係る実態調査を実施するため、実態調査検討会の開催及び調査の実施																
令和2年度目標 (アウトカム指標)	①発・着それぞれの荷主に向けたトラック運転者の労働時間改善のための取組例についての周知用動画及びポータルサイトの追加コンテンツを作成する。 ②自動車運転者の労働時間等の実態を把握するため、実態調査検討会での意見を反映した調査票を作成する。																
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①トラック運送業に関する荷主向け動画及びポータルサイトの追加コンテンツによる周知 発・着それぞれの荷主に向け、動画を用いてトラック運転者の労働時間改善のための具体的な手法について周知する。また、トラック運送業に係る各省庁の取組内容を掲載し、労働時間改善のためのノウハウ等について、追加コンテンツを用い、ポータルサイトにおいて周知する。 ②400事業場、4,000人以上に対し、調査を実施する。																

令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	①のアウトカム指標については、ガイドライン等による具体的な改善例、改善手法について発・着荷主に向けた周知を目的としていることから、発・着双方の荷主に向けた動画及びポータルサイトへの追加コンテンツの作成とした。アウトプット目標については、本事業の履行期間である令和3年3月31日までに動画・追加コンテンツを作成し、閲覧・活用促進のため、リーフレット等の広告を用いた広報を実施する。 ②のアウトカム指標については、効果的に実態を把握するため、実態調査検討会意見を反映した調査票を作成することとした。アウトプット指標については、実態を十分に把握できるよう調査実施件数とした。
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	III 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (1)長時間労働の是正 (2)業種ごとの勤務環境の改善等
令和3年度要求に向けた事業の方向性	引き続き要求する。

事業名	家内労働安全衛生管理費							事業番号 (令和2年度) 36		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 39		
実施主体	都道府県労働局、民間団体							担当係 家内労働・最低工賃係		
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のため。本事業は、作業工程が極めて多様である家内労働者の特性に則して家内労働者及び委託者への指導等を実施することにより、家内労働法に基づく安全衛生措置が講じられ、もって危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の予防または早期発見を図るものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	家内労働者及び委託者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・事業主団体や委託者に対する訪問調査及び家内労働者からのヒアリングにより、家内労働者の危険有害業務に関する実態を把握し、安全衛生の取組のモデル事例を取りまとめ、セミナーの開催により周知・啓発を行う。								
	実施体制	都道府県労働局、(株)中外								
28年度予算額 (千円)	28,684	29年度予算額 (千円)	30,087	30年度予算額 (千円)	30,310	令和元年度予算額 (千円)	29,991	令和2年度予算額 (千円)	30,026	
28年度決算額 (千円)	15,110	29年度決算額 (千円)	16,092	30年度決算額 (千円)	16,178	令和元年度 決算額 (千円)	16,478	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)		
28年度 予算執行率 (%)	99.7	29年度 予算執行率 (%)	99.1	30年度 予算執行率 (%)	99.5	令和元年度 予算執行率(%)	99.5	一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を85%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)のうち、改善の意向ありと回答した者の割合:96.9% ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合:95%			
	アウトプット 指標	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行なう家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を15,000件以上とする。			アウトプット 指標 【①×、②○】	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行なった家内労働者及び委託者:790名 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数:37,857件				
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		(アウトカム指標) 【目標達成の理由】 ①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項の改善の必要性が理解されたため。 ②危険有害業務に従事する家内労働者、委託者への訪問調査が適切に実施されたため。 (アウトプット指標) 【目標未達成の理由】 ①家内労働者安全衛生指導員の配置人数が減少し、前年度よりも活動日数が減少したため。 【目標達成の理由】 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス状況を確認し、リステイング広告を行う等の周知を実施したため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		・アウトプット指標①について、家内労働者安全衛生指導員の適任者の採用や、見込み活動日数の勘案等により、適正な配置人数となるよう努める。 ・その他については、引き続き目標を達成できるように、家内労働安全衛生指導員による個別指導及び危険有害業務に従事する家内労働者・委託者への訪問調査を適切に実施し、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が改善に向けた取組を行うよう、家内労働安全衛生対策を推進するとともに、「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を注視し、必要に応じて周知・広報を行っていく。								
評価	B			予算額又は手法等を見直し						
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様。									

令和2年度目標 (アウトカム指標)	<p>①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。</p> <p>②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を85%以上とする。</p>
令和2年度目標 (アウトプット指標)	<p>①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を<u>600人以上</u>とする。</p> <p>②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を<u>25,000件以上</u>とする。</p>
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	<p>＜アウトカム目標＞</p> <p>①家内労働安全衛生指導員による個別指導について一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績を踏まえ、90%以上とした。</p> <p>②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者が、安全衛生に関する理解を深めることが重要であることから、訪問を受けた者の満足度を目標とした。水準については、前年度の実績を踏まえ、85%以上とした。</p> <p>＜アウトプット目標＞</p> <p>①家内労働安全衛生指導員が家内労働者又は委託者に対して家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行っていることから、訪問指導を行った家内労働者及び委託者数を目標とした。水準については、前年度実績、都道府県労働局の家内労働安全衛生指導員の配置状況、令和2年4月～5月は新型コロナウイルス感染症対策として訪問指導が困難であったことを勘案し、600人と設定した。</p> <p>②「家内労働安全衛生確保事業」における「家内労働あんぜんサイト」の運営により家内労働に関する情報提供を行っていることから、アクセス件数を目標とした。前年度実績等を勘案し、年間25,000件以上と設定した。</p>
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	令和2年度に実施した家内労働者の安全衛生確保対策事業について、都道府県労働局の家内労働安全衛生指導員の前年度の活動実績等を踏まえたうえで実施する。

事業名	女性就業支援・母性健康管理等対策費							事業番号 (令和2年度)	37
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	40
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、(一財)女性労働協会							担当係	雇用機会均等課政策係、雇用機会均等課母性健康管理係、総務課総務係、総務課労働紛争処理業務室
事業／制度概要	目的及び必要性(何のため)	<p>1 女性労働者健康管理等対策費 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害等の防止を図る。女性労働者及び事業主等に対して情報提供・周知啓発を実施する本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に妊娠婦の健康管理指導等を実施することにより、法に基づく事業主の義務である母性健康管理措置が事業所内で適切に行われ、もって労働災害防止等を図るものであるから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。</p> <p>2 女性就業支援全国展開事業 女性就業支援センター等において、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境を全国的に整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性の健康保持増進のための支援施策が効果的、効率的に実施され、充実を図られることを目的とする。国全体で女性労働者等の健康保持増進のための支援策を充実させ、また支援策に関するノウハウ・情報を提供することは、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>3 雇用均等行政情報化推進経費 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法務行政業務について、迅速かつ正確な事務処理を行い、各種業務処理の効率化及び高度化を図る。行政指導等の記録を適正に管理し迅速かつ正確な事務処理を行うことで、効果的な行政運営を行う事が可能となり、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>							
	対象(誰／何を対象に)	<p>1 女性労働者及び事業主等 2 女性関連施設(地方自治体、男女共同参画センター等)、事業主団体(業界団体、商工会議所・商工会、経営者団体等)、労働組合、女性団体 3 雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員も含む)</p>							
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<p>1 直接実施については、女性労働者及び事業主等に対し、母性健康管理に関するパンフレットなど広報用資料の作成・配布等を実施。 委託事業については、受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定し、母性健康管理措置の実施に係る調査、サイト運営等により、母性健康管理に関する周知啓発を実施。 2 受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定し、以下の業務を委託する。 ・働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣の実施 ・全国の女性関連施設等において活用することを目的とした、働く女性の健康保持増進等に関する研修資料の作成及び提供 ・働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する情報等を提供するホームページの作成・更新等の実施 3 雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員を含む)が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グループウェアやメール等を利用するための利用料を負担。 ・所管の法律に基づく行政指導の記録等をデータベース管理するための「事業場台帳管理システム」を運用。</p>							
	実施体制	<p>1 直接実施については、各都道府県労働局及び本省にて実施。 委託事業については、民間団体に委託して実施(令和2年度:(一財)女性労働協会)。 2 受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定の上、事業実施。(令和2年度:(一財)女性労働協会) 3 厚生労働省本省</p>							
28年度予算額(千円)	200,069	29年度予算額(千円)	189,695	30年度予算額(千円)	144,490	令和元年度予算額(千円)	141,107	令和2年度予算額(千円)	655,907
28年度決算額(千円)	63,372	29年度決算額(千円)	64,527	30年度決算額(千円)	60,305	令和元年度決算額(千円)	65,033	令和2年度雇用勘定予算額 655,783 (千円)	一般勘定予算額 (千円)
28年度予算執行率(%)	89.8	29年度予算執行率(%)	92.3	30年度予算執行率(%)	86.7	令和元年度予算執行率(%)	91.3	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

元年度目標	アウトカム指標	<p>1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合93%以上</p> <p>2(1)働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合95%以上</p> <p>(2)働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合95%以上</p> <p>3 業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。</p>	元年度実績	アウトカム指標【○】	<p>1 95.7%(令和元年度におけるメールによる相談者でアンケートに回答があった47件のうち、役に立ったとした件数は45件)</p> <p>2 (1)95.8%(相談を利用した団体646者のうち、「理解が得られた」「概ね理解が得られた」と回答した団体が619者) (2)100%(講師派遣を受けた団体50者のうち、事業の企画運営に「非常に役に立った」「まあまあ役に立った」と回答した団体が50者)</p> <p>3 最適化計画どおり、年間216.6人日分の業務処理時間の削減ができている。</p>					
	アウトプット指標	<p>1 母性健康管理サイトのアクセス数を225万件とする。</p> <p>2(1)働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上</p> <p>(2)働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回</p> <p>3 システム稼働率99.9%以上</p>		アウトプット指標【○】	<p>1 3,351,131件</p> <p>2(1)646件 (2)50件</p> <p>3 システム稼働率100%</p>					
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>【アウトカム指標】</p> <p>1 事業主、企業の人事労務担当者、女性労働者などサイト相談者からの、母性健康管理に係る問合せ等に対し、医師、社労士等の専門家により必要な情報を提供することができたため。</p> <p>2 女性関連施設等における働く女性の健康保持増進のための支援施策が効果的・効率的に実施されるよう、事前のヒアリングや事後のフォローアップ調査等を通じて女性関連施設等のニーズにきめ細かく対応し、適切に事業を実施したため。</p> <p>3 雇用均等業務の業務システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成したため。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>1 様々な広告手法を用いて母性健康管理サイトの周知を図り、認知度を高めたため。</p> <p>2 これまで本事業の利用実績がない団体へ案内資料を発送するなど、周知を積極的に行なったことで、認知度、期待度が高まったため。</p> <p>3 雇用均等業務の業務システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成したため。</p>									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>1 さらに多くの事業主等に対し、母性健康管理サイトの周知を図り、母性健康管理の理解を促進することが課題である。</p> <p>2 女性就業支援の全国的な底上げという目的を達成するため、未利用者・地域へのより一層の事業周知及び利用機会の提供が課題となる。</p> <p>3 ハードウェア及びソフトウェアともに大きな障害を発生させることなく運用できた結果、目標を達成した。</p>									
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
令和2年度事業概要	1~3について、令和元年度と同様。									
令和2年度目標(アウトカム指標)	<p>1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上</p> <p>2(1)働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合95%以上</p> <p>(2)働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合95%以上</p> <p>3 業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。</p>									
令和2年度目標(アウトプット指標)	<p>1 母性健康管理サイトのアクセス数を250万件とする。</p> <p>2(1)働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上</p> <p>(2)働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回</p> <p>3 システム稼働率99.9%以上</p>									

令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	<p>1 昨年度の実績を踏まえ、アウトカム指標のメール相談について、高い満足度の維持を図ることとした。 また、アウトプット指標のサイトアクセス件数についても、引き続き維持を図ることとした。</p> <p>2 女性関連施設等において、女性労働者や女性求職者等からの就業に関する相談ニーズや健康保持増進のための支援施策に関する相談に対応するための、ノウハウ等の提供等を行うことから、実際に健康保持増進に関する相談を受けた件数及び、講師派遣依頼を受けてセミナーへ講師派遣をした件数をアウトプット指標とし、セミナー受講者の成果獲得に対する満足度等をアウトカム指標として目標として掲げる。</p> <p>3 雇用環境・均等部(室)では、社会的問題となっている雇用の場における妊娠婦への不利益取扱いに係る対応や働く女性の母性健康管理に係る問題など、今後も、事業主に対する法の周知や行政指導の徹底、労働者からの相談に対する対応等の業務量の増加が予想される。業務量の増加にあたっては、人員の適切な配置や端末台数の見直し等を行うことにより対応する予定である。特に端末については、必要に応じた配置や改修を行う等の業務の効率化を図ることによって、業務システム最適化計画の実施により見込んできた年間216.6人日の業務処理時間削減という水準を維持できるように努めるもの。</p> <p>併せて、事業主に対する法の周知や行政指導の徹底、労働者からの相談への対応等のためには、システムが安定的に稼働している必要があることから、システム稼働率99.9%以上という水準を維持できるように努めるもの。</p>
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	—
令和3年度要求に向けた事業の方向性	<p>1 母性健康管理措置について認知度を上げるための効果的な事業を実施。</p> <p>2 令和元年度と同様、委託事業を実施する方向で検討中。</p> <p>3 必要不可欠な経費を引き続き要求する。</p>

事業名	多言語相談支援事業							事業番号 (令和2年度)	38(新規)								
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	-								
実施主体	厚生労働省本省							担当係	雇用環境・均等局総務課総務係、総務課労働紛争処理業務室								
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	在留資格「特定技能」の創設等により、今後我が国で就労する外国人労働者数が増加していくことが見込まれることから、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナー(以下「雇用環境・均等部(室)等」という。)に寄せられる各種相談について、多言語による対応ができる体制を構築していく必要がある。															
	対象 (誰／何を対象に)	外国人労働者、事業主等															
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	雇用環境・均等部(室)等において、14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。															
	実施体制	厚生労働省本省															
28年度予算額 (千円)	-	29年度予算額 (千円)	-	30年度予算額 (千円)	-	令和元年度予算額 (千円)	-	令和2年度予算額 (千円)	12,898								
28年度決算額 (千円)	-	29年度決算額 (千円)	-	30年度決算額 (千円)	-	令和元年度 決算額 (千円)	-	令和2年度 雇用勘定予算額 12,898 (千円)									
28年度 予算執行率 (%)	-	-	-	30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率(%)	-	一般勘定予算額 0 (千円)									
※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。																	
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	-																
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	-			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【】	-										
	アウトプット 指標	-				アウトプット 指標 【】	-										
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	-																
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	-																
評価	-																
令和2年度 事業概要	雇用環境・均等部(室)等において、14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。																
令和2年度目標 (アウトカム指標)	雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談のうち、多言語コンタクトセンター及び多言語音声翻訳アプリケーションを利用した相談件数の割合4%以上																
令和2年度目標 (アウトプット指標)	雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談件数2200件																
令和2年度目標の目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	昨年度試行で実施した愛知労働局と群馬労働局での相談件数(3か月間で291件)、アプリ等使用相談件数(同13件)から算出した利用率4.46%から設定																
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 5 外国人材受け入れの環境整備 (3)外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化																
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き要求する。																

事業名	外国人技能実習機構に対する交付金							事業番号 (令和2年度) 41	39							
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	法人監理係							
実施主体	外国人技能実習機構															
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>技能実習生は技能の修得を目的としていることから本邦の作業方法等に不慣れであることに加え、言語や習慣が異なること等により、その安全衛生の確保には日本人と異なる観点からの助言・指導等が必要である。</p> <p>そのため、技能実習の計画認定等を実施している外国人技能実習機構により、技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。</p> <p>なお、本事業は、技能実習生の労働災害防止の推進に資することから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>														
	対象 (誰／何を対象に)	技能実習生(約41万人)及び技能実習生受入企業・団体(約57,000企業、約2,800団体)														
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①監理団体及び実習実施者に対し、安全衛生環境の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査を行う。</p> <p>②安全衛生マニュアルの活用等による啓発等を行う。</p> <p>③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。</p>														
	実施体制	認可法人外国人技能実習機構において事業を実施														
28年度予算額 (千円)	125,363	29年度予算額 (千円)	737,070	30年度予算額 (千円)	766,040	令和元年度予算額 (千円)	1,307,210	令和2年度予算額 (千円)	1,306,522							
28年度決算額 (千円)	66,750	29年度決算額 (千円)	526,097	30年度決算額 (千円)	766,040	令和元年度 決算額 (千円)	1,307,210	令和2年度 雇用勘定予算額 3,530,798(千円)	一般勘定予算額 1,516,758(千円)							
28年度 予算執行率 (%)	53.2	29年度 予算執行率 (%)	71.4	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。								
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	B	予算額又は手法等を見直し													
元 年 度 目 標	アウトカム指標	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合95%以上				元 年 度 実 績	アウトカム指標 【○】	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合:100%								
	アウトプット指標	<p>①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%)</p> <p>②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(2,000件)</p>					アウトプット指標 【○】	<p>①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合:100%</p> <p>②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数:3,762件</p>								
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>アウトカム指標について、指導にあたって実習実施者に対して関係法令の遵守について丁寧に説明し改善を求めたため目標を達成した。</p> <p>アウトプット指標①について、死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものについて優先して実地検査を行ったため目標を達成した。</p> <p>アウトプット指標②について、技能実習生の労働災害件数が多い職種を中心積極的に実地検査を行ったため目標を達成した。</p>															
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう、実地検査等を行う。															
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												
令和2年度事業概要	令和元年度と同様															
令和2年度目標(アウトカム指標)	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合95%以上															
令和2年度目標(アウトプット指標)	<p>①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%)</p> <p>②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(2,000件)</p>															
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>【アウトカム指標】改善の徹底を図ることにより技能実習生の安全衛生の確保に資するため目標に設定した。</p> <p>【アウトプット指標①】原則として、技能実習困難時届出に基づき安全衛生・健康確保の必要性が認められる実習実施者の全てに実地検査を行うため100%を目標とした。</p> <p>【アウトプット指標②】労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待できるため目標に設定した。</p>															
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化</p> <p>5 外国人材受入の環境整備</p> <p>(7) 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化</p>															
令和3年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。															

事業名	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費							事業番号 (令和2年度) 40											
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 42											
実施主体	(独)労働者健康安全機構							担当係	業務第一係										
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	(独)労働者健康安全機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うに当たり、その利息及び貸倒償却に要する経費を補助することを目的とする。																	
	対象 (誰／何を対象に)	(独)労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法附則第3条第3項の業務に要する事業で発生する民間金融機関からの借入金利息及び貸倒債権を償却するために必要な額。																	
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書附則第4条第4項により、旧労働福祉事業団から貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うこととされている。																	
	実施体制	(独)労働者健康安全機構本部において実施																	
28年度予算額 (千円)	166,757	29年度予算額 (千円)	98,986	30年度予算額 (千円)	77,149	令和元年度予算額 (千円)	24,264	令和2年度予算額 (千円)	100,578										
28年度決算額 (千円)	166,757	29年度決算額 (千円)	87,330	30年度決算額 (千円)	77,149	令和元年度 決算額 (千円)	24,264	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)											
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	88.2	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0	一般勘定予算額 0(千円)											
※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。																			
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	破産更生債権を除いた債権について弁済計画に基づいた年度回収目標額6百万円を回収する。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	破産更生債権を除いた債権の回収額は10百万円となり、目標額を上回った。 【目標達成の理由】 適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことによる。												
	アウトプット 指標	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督励、弁済督励を行う。				アウトプット 指標 【○】	システムにより債権管理を行い、適切な債権管理と回収に努め、線上償還等による債権の回収が行われた。 【目標達成の理由】 適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことによる。												
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことにより、目標を達成した。																		
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き貸付債権の適切な管理・回収を行う。																		
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																	
令和2年度 事業概要	残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うに当たり、その利息、貸倒償却及び借入元本(不良債権に限る。)の返済に要する経費を補助する。																		
令和2年度目標 (アウトカム指標)	破産更生債権を除いた債権について弁済計画に基づいた年度回収目標額2百万円を回収する。																		
令和2年度目標 (アウトプット指標)	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督励、弁済督励を行う。																		
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	貸付債権の管理・回収を行う事業であることから、計画に基づいた回収を行うことを目標とする。貸付をした事業者からの返済が完済するものが毎年あるため、返済額の総額は減少した指標を設定した。																		
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	-																		
令和3年度要求に向けた事業の方向性	令和2年度において、破産更生債権を除いた債権について回収が完了すると、令和3年度、当該事業は廃止予定。																		

事業名	労働災害防止対策費補助金経費							事業番号 (令和2年度) 41	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 43	
実施主体	労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会							担当係 機構・団体管理室 団体監理係	
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。本事業は、事業主の自主的な取り組み支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることにより労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業主、事業主の団体、労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害の防止に繋げるため、労働災害防止団体が行う次の事業に対し、補助を行う。 ①技術的な事項に関する指導及び援助事業 ②情報の収集及び提供事業 ③調査及び研究事業							
	実施体制	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会							
28年度予算額 (千円)		1,367,248	29年度予算額 (千円)	1,454,565	30年度予算額 (千円)	1,747,881	令和元年度予算額 (千円)	1,926,755	令和2年度予算額 (千円)
28年度決算額 (千円)		1,367,248	29年度決算額 (千円)	1,454,565	30年度決算額 (千円)	1,747,881	令和元年度 決算額 (千円)	1,926,755	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)
28年度 予算執行率 (%)		100.0	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0	一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し		30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
元 年 度 目 標	アウトカム指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム指標 【○】	①安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、98.5%であった。 ※効果があるとした事業場等1,334／回答事業場等1,354 ②安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、97.2%であった。 ※効果があるとした事業場等25,013／回答事業場等25,747 【目標達成の理由】 中小規模事業場等を中心に、実情に即した指導や研修を行うことができたため。		
	アウトプット指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,540件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を540件以上とする。				アウトプット指標 【○】	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,955件であった。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導の件数は、1,358件であった。 【目標達成の理由】 安全管理士、衛生管理士等が事業の趣旨に沿って適切に活動したため。		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題		引き続き、団体や事業場に対する事業紹介や事業への勧誘活動を強化することにより、事業利用事業場の拡大を図る。また、年度途中においても、安全衛生上の問題が生じた事案については、臨機応変に研修会等を新設し、参加者の確保に努める。							
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		各事項の目標の達成のため、引き続き、労働災害防止団体法第12条に基づき設置された安全管理士及び衛生管理士が行う労働災害防止に関する技術的な指導、援助を行う。							
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度事業概要	令和元年度と同様								

令和2年度目標 (アウトカム指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,658件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を655件以上とする。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	アウトカム指標については、労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。 また、アウトプット指標については、中小規模事業場の労働災害防止を目的とした集団指導・個別指導に関し、指導実績を踏まえ目標設定しているところであるが、従前より予算の範囲内で効果的な事業の実施を図っており、令和2年度においても引き続き、きめ細やかな指導が実施可能な個別指導にウェートを置いたものである。
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	アウトカム指標については、労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。 また、アウトプット指標については、中小規模事業場の労働災害防止を目的とした集団指導・個別指導に関し、指導実績を踏まえ目標設定しているところであるが、従前より予算の範囲内で効果的な事業の実施を図っており、令和2年度においても引き続き、きめ細やかな指導が実施可能な個別指導にウェートを置いたものである。
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	III 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 ③ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本計画に基づく施策の推進
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	事業を着実に実施し、労働災害防止活動を促進することにより労働災害の防止に繋げる。

事業名	産業医学振興経費							事業番号 (令和2年度) 42	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 44	
実施主体	(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学								
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の趣旨に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	産業医科大学及び同大学在学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供							
	実施体制	(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学							
	28年度予算額 (千円)	5,478,515	29年度予算額 (千円)	5,587,108	30年度予算額 (千円)	5,599,114	令和元年度予算額 (千円)	5,674,349	令和2年度予算額 (千円)
28年度決算額 (千円)	5,478,515	29年度決算額 (千円)	5,587,108	30年度決算額 (千円)	5,525,447	令和元年度 決算額 (千円)	5,663,958	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	一般勘定予算額 0 (千円)
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	98.7	令和元年度 予算執行率(%)	99.8	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	<公益財団法人 産業医学振興財団> 産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 <学校法人 産業医科大学> ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。			年度実績	アウトカム 指標 【○】	<公益財団法人産業医学振興財団> 研修が有用であった旨の回答は97.3%であった。 ※有用と回答した者15,737名／回答者16,179名 <学校法人産業医科大学> ①産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は93名であった。 ②講座が有用であった旨の回答の割合は96.2%であった。 ※有用と回答した者 869名／回答者903名		
	アウトプット 指標	<公益財団法人産業医学振興財団> 産業医研修事業の受講者を27,000人以上とする。 <学校法人 産業医科大学> ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオーブンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。				アウトプット 指標 【○】	<公益財団法人産業医学振興財団> 産業医研修事業の受講者数は33,233名であった。 <学校法人産業医科大学> ①医師国家試験の合格率は100%であった。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者は1,318名であった。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対して実施したオーブンキャンパスの参加者は合計で1,238名であった。		

元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p><公益財団法人産業医学振興財団> [アウトカム指標] 最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めた。 [アウトプット指標] 効果的・効率的な研修を実施するために医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等のアップデートに資するとともに受講者の関心に応え、その参加意欲が高まるような研修内容とした。</p> <p><学校法人産業医科大学> [アウトカム指標] ①: 産業医数増加のためのきめ細やかな支援や対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請した。 ②: 研修受講者のニーズを踏まえたカリキュラムを編成した。 [アウトプット指標] ①: 他大学の情報を収集するとともに、模擬試験結果を検証し成績下位者へ徹底した学習指導等を実施した。 ②: 広く研修受講者の受け入れを行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成した。 ③: 首都圏でのメンタルヘルス対策支援講座、オープンキャンパスの開催及びニーズに合った演題で市民公開講座を開催した。</p>	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	<p>各事項の目標の達成のため、引き続き、以下の対応を実施予定。</p> <p><公益財団法人産業医学振興財団> [アウトカム指標] 引き続き、最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とする。 [アウトプット指標] 医師会と密接な連携を図り最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等のアップデートに資するとともに受講者の関心に応え、その参加意欲が高まるような研修内容とする。</p> <p><学校法人産業医科大学> [アウトカム指標] ①: 産業医数増加のための対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請していく。 ②: 研修受講者のニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 [アウトプット指標] ①: 他大学の情報を収集するとともに、模擬試験結果を検証し成績下位者へ徹底した学習指導等を実施していく。 ②③: 広く研修受講者の受け入れを行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 ③: 公開講座やオープンキャンパスを実施していく。</p>	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標 (アウトカム指標)	<p><公益財団法人産業医学振興財団> ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。</p> <p><学校法人産業医科大学> ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。</p>	
令和2年度目標 (アウトプット指標)	<p><公益財団法人産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者を13,500人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を10,000人以上とする。</p> <p><学校法人産業医科大学> ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修のうち、本学での修了者の割合を全体の40%以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を780人以上とする。</p>	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保は、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の実施に当たり、一定程度以上の効果を有することが確認できる目標設定とした。 なお、「産業医科大学卒業で産業医として新たに就業する者を70名以上とする」については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値である。 (アウトプット指標の受講者(参加者)は、新型コロナウイルス感染症防止のため、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室が示すイベント等開催の目安(収容率50%)を踏まえ、受講者(参加者)数を算出)	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	-	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	引き続き従来の事業について着実に実施し、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図ることにより、産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する。	

事業名	就労条件総合調査費							事業番号 (令和2年度)	43						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	45						
実施主体	厚生労働省本省							担当係	就労条件係						
事業 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。</p> <p>本調査は、企業における労働時間制度の実態(平均所定労働時間、週休制の形態、有給休暇の取得率、変形労働時間制の採用状況等)、賃金制度の実態(賃金形態、基本給の決定要素、業績評価制度の状況等)等を把握している。</p> <p>本調査の結果については、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」や「働き方改革実行計画」の数値目標に活用されるなど、政策立案のための基礎資料となっており、また、新規事業に向けての検討や既存事業の改善等を通して、労働者の安全衛生の確保及び賃金支払の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>													
	対象 (誰/何を対象に)	日本標準産業分類に基づく16大産業(平成25年10月改定)に属する常用労働者が30人以上の民営企業のうち、産業、企業規模別に抽出された企業													
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	公共サービス改革法に基づく民間競争入札により決定した民間事業者により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。													
	実施体制	公共サービス改革法に基づく民間競争入札により決定した民間事業者が調査を実施(結果の取りまとめは厚生労働省において実施)。													
28年度予算額 (千円)	20,592	29年度予算額 (千円)	20,592	30年度予算額 (千円)	18,860	令和元年度予算額 (千円)	19,228	令和2年度予算額 (千円)	28,150						
28年度決算額 (千円)	19,012	29年度決算額 (千円)	18,208	30年度決算額 (千円)	17,662	令和元年度 決算額 (千円)	18,439	令和2年度 雇用勘定予算額 ○(千円)							
28年度 予算執行率 (%)	—	29年度 予算執行率 (%)	—	30年度 予算執行率 (%)	—	令和元年度 予算執行率(%)	—	一般勘定予算額 ○(千円)							
※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。															
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												
元 年 度 目 標	アウトカム指標	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、政策立案のための基礎資料を得た。かかる基礎資料は、「過労死等防止対策白書」等に活用された。								
	アウトプット指標	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。				アウトプット 指標 【○】	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、令和元年10月29日に概況(「平成31年就労条件総合調査結果の概況」)を公表し、令和2年1月に報告書(「平成31年就労条件総合調査報告」)を刊行した。								
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・過労死等防止対策白書等に活用されるなど、基礎資料として政策立案に資することができたため。 ・民間委託による調査も含めて、集計・公表等を計画どおり行うことができたため。 														
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	今後も引き続き、民間委託による調査を適切に実施し、集計・公表等を計画どおり行うことにより政策立案のための基礎資料を得る。														
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												
令和2年度事業概要	令和元年度と同様														
令和2年度目標 (アウトカム指標)	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。														
令和2年度目標 (アウトプット指標)	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。														
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	我が国の経済社会においてみられる国際化、情報サービス化の進展、急速な少子化・高齢化などといった社会構造の変化が企業の人事・労務管理に様々な影響を与える中、労働時間制度、賃金制度等の現状を踏まえた関連施策の企画・立案が求められており、就労条件の現状把握が必要不可欠であることから、このための基礎資料を得ることとし年度内に概況及び報告書により公表することを目標とした。														
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	—														
令和3年度要求に向けた事業の方向性	本事業は令和2年度から令和4年度までの3か年の国庫債務負担行為である。														

事業名	未払賃金立替払事務実施費							事業番号 (令和2年度) 44	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 46	
実施主体	(独)労働者健康安全機構							担当係 労働条件確保対策事業係	
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	未払賃金の立替払制度は、企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金額の一定範囲について国が事業主に代わって立て替える制度である。 賃金の支払は本来、事業主の基本的な責務であることから、未払賃金の立替払事業の費用の負担を一般国民(一般会計)に求めることは適当ではなく、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいことから、未払賃金の立替払事業は、社会復帰促進等事業として行われる必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(独)労働者健康安全機構は、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。							
	実施体制	独立行政法人労働者健康安全機構が実施。							
28年度予算額 (千円)	8,191,740	29年度予算額 (千円)	8,111,308	30年度予算額 (千円)	7,125,887	令和元年度予算額 (千円)	7,019,023	令和2年度予算額 (千円)	7,921,328
28年度決算額 (千円)	6,020,929	29年度決算額 (千円)	6,943,280	30年度決算額 (千円)	6,976,243	令和元年度 決算額 (千円)	7,330,892	令和2年度 雇用勘定予算額 ○ (千円)	一般勘定予算額 ○ (千円)
28年度 予算執行率 (%)	73.5	29年度 予算執行率 (%)	85.6	30年度 予算執行率 (%)	97.9	令和元年度 予算執行率(%)	104.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を改正(対象期間:平成31年4月～令和6年3月)。なお、令和元年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均20日以内」とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均16.5日」となった。		
	アウトプット 指標	①請求書(不備事案を除く)の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、未払賃金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。				アウトプット 指標 【○】	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回(年間計50回)の立替払金の支払を確保した。 ・日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・破産管財人等の証明が適正に行われるよう、都道府県弁護士会等の主催による未払賃金立替払制度に関する研修会を9会場で実施し、出席者計333名に対し、機構から説明に当たっての留意事項を説明するとともに具体的事例の紹介を行った。 ・地方裁判所5ヶ所に赴き、裁判官や書記官計30名に対し、同制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、同制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 ・不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得た。 ・大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るために事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図れた。 ・請求者書向けパンフレットとは別に「請求書記載例」をHPに掲載し、各弁護士会との研修会にて配布した。 ②立替払において代位取得した賃金債権について、時効停止等により最大限確実な回収を図るため、未払賃金立替払システムで管理表を作成・活用し履行状況の把握・確認を行い、以下の措置を講じた。 ・清算型については、債権届出を要する全321事業所について、裁判所に対し迅速かつ確実に届出を行った。 ・再建型については、弁済計画を確認し、確実な債権回収に努めるとともに、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない事業所へ196回の弁済督促等を行った。 ・事実上の倒産事案については、全事業所へ2,545回の求償通知を送付するとともに、債権が残っていることが判明した当該事業場及び第三債務者に照会し、回収可能な売掛債権等の差押命令申立を行なつた件数は57件あった。		

元年度目標を達成（未達成）の理由（原因） ・今後の課題	原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整、破産管財人等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会での留意事項の説明などの措置を講じた結果、「平均20日以内」の目標が達成できた。 計画的かつ柔軟な支払いの実施したこと、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整したこと、都道府県弁護士会等の関係者と密に調整したことにより研修会等の開催をすることができた。 事実上の倒産事案では事業主への求償通知や債権等の差押命令申立を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では弁済督促等を行った結果、目標が達成できた。	
理由（原因）を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標（アウトカム指標）	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を改正（対象期間：平成31年4月～令和6年3月）。なお、令和2年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均20日以内」とする。	
令和2年度目標（アウトプット指標）	①請求書（不備事案を除く）の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようになるための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。また、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、未払賃金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	内閣府によれば、令和2年3月の景気ウォッチャー調査において、「新型コロナウイルス感染症の影響により、きわめて厳しい状況にある。先行きについては、一段と厳しさが増すとみている」とされている。令和元年度の立替払額は減少したものの、立替払件数は平成28年度以降増加傾向にあり今後の経済情勢は企業倒産の増加の懸念があることから、これに伴い未払賃金立替払請求件数の増加が考えられる。しかしながら、労働者救済のため迅速な審査対応が必要であることから、これまでの実績を考慮し「平均20日以内」とする。また、立替払の迅速化・債権管理の適正化のため、週1回の支払、破産管財人等への研修会等による支援その他前年度の取り組みを継続する。	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	—	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取組む。	

事業名	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し							事業番号 (令和2年度) 45
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度) 47
実施主体	都道府県労働局及び委託先							担当係 設定改善係、 働き方・ 休み方改善係 母性健康管理係
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。</p> <p>本事業により労働時間等の設定の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。</p> <p>また、不妊治療に対する理解と柔軟な働き方を可能とする制度に取り組む企業を支援することで不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備が行われることで、仕事と生活の調和のとれた働き方の普及にもつながり、労働者の健康保持にも寄与するものであることから、当該事業で行う必要がある。</p>						
	対象 (誰／何を対象に)	下記①、②、③は中小企業事業主、下記④、⑤は事業主および労働者						
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 各地域の商工団体に配属されている経営指導員等が、日常の経営指導に加え、労務管理や労働関係助成金の活用等に関する支援を合わせて実施することが企業にとって有益であるため、経営指導員等に対して、労務管理のあり方や助成金活用に関するセミナーを実施する。</p> <p>②中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。</p> <p>③働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>④働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うほか、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、特別休暇等の普及促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。</p> <p>⑤不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 不妊治療と仕事の両立の重要性について社会全体の理解を深めるため、仕事と不妊治療との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けたマニュアル等の周知啓発等を行う。</p>						
	実施体制	都道府県労働局及び委託先において実施する。						
28年度予算額 (千円)	2,001,322	29年度予算額 (千円)	2,100,667	30年度予算額 (千円)	5,307,141	令和元年度予算額 (千円)	11,346,948	令和2年度予算額 (千円)
28年度決算額 (千円)	349,623	29年度決算額 (千円)	961,451	30年度決算額 (千円)	2,370,541	令和元年度 決算額 (千円)	10,287,410	令和2年度 雇用勘定予算額 8,531,548(千円)
28年度 予算執行率 (%)	28.2	29年度 予算執行率 (%)	56.8	30年度 予算執行率 (%)	41.9	令和元年度 予算執行率(%)	90.7	一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	予算額又は手法等を見直し					

元 年 度 目 標	アウトカム 指標	<p>1 時間外労働等改善助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようとする。</p> <p>2 時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)の所定外労働時間の削減を行う支給対象事業主において、月間平均所定外労働時間数を2時間以上削減する。</p> <p>3 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を85%以上とする。</p> <p>4 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。</p> <p>5 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウム参加者の評価で、85%以上から「参考になった」の回答を得る。</p>	アウトカム 指標 【1～5:○】	元 年 度 实 绩	<p>1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合 ①時間外労働上限設定コース:100% ②勤務間インターバル導入コース:99.5% ③職場意識改善コース:100% ④団体推進コース:100%</p> <p>2 月間平均所定外労働労働時間数は7.4時間減</p> <p>3 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、98.2%</p> <p>4 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、95%</p> <p>5 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 利用者アンケートにて「使いやすい(普通を含む)」と回答した割合 89.2% イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウム参加者の評価で、「参考になった」と回答した割合 98.8%</p>
	アウトプット 指標	<p>1 時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(1,822件)以上とする。</p> <p>2 時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(2,587件)以上とする。</p> <p>3 時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(103件)以上とする。</p> <p>4 時間外労働等改善助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(697件)以上とする。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターの派遣型専門家による個別訪問件数を、37,000件以上とする。</p> <p>6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業で開設した「働き方改革特設サイト」のPV数について、年間で200万PVを達成する。</p> <p>7 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数を年間29,800件以上とする。 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数を800人以上とする。</p>	アウトプット 指標 【2、6:○ 1、3、4、5、7: ×】		<p>1 時間外労働上限設定コース支給決定件数:23件 2 勤務間インターバル導入コース支給決定件数:10,404件 3 職場意識改善コース支給決定件数:67件 4 団体推進コース支給決定件数:358件 5 派遣型専門家による個別訪問件数:25,631件 6 働き方改革特設サイトのPV数:411万件 7 ア 働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数:21,074件 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数:679人</p>

元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>【アウトカム指標】</p> <p>1、2 中小企業事業主に労働時間等の設定の改善に向けた支援となるよう、助成上限額の見直し等を行ったことが要因と考えられる。</p> <p>3 働き方改革推進支援センターの専門家が、企業の問題意識を踏まえて適切に助言支援を行ったことが要因と考えられる。</p> <p>4 中小企業における時間外労働の上限規制が2020年4月から適用される等働き方改革の世間の関心が高かったことが要因と考えられる。</p> <p>5のア 働き方・休み方改善ポータルサイトについて、常に使いやすいように見直しを行うとともに、掲載情報の拡充等を行っていることから目標を達成できた。</p> <p>5のイ 基調講演や具体的な事例発表等シンポジウムのプログラムの工夫により、働き方・休み方改善に関心のある企業の人事労務担当者等参加者から高い評価を得ることができ、目標を達成できた。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>1 本コースは月80時間超の特別条項付き36協定を締結している事業主が、現に当該時間を超える時間外労働を複数月行っている場合にのみ利用できるものであったが、当該要件に該当する事業主が少なかったこと等が要因のひとつと考えられる。</p> <p>2 支給上限額を平成30年度に比べ2倍に引き上げる等の拡充を行ったことが目標達成に大きく繋がった一因と考えられる。</p> <p>3 本コースの支給決定件数が67件で、目標の約6.5割の状況であるが、3か月間の評価期間を設定する必要があった関係上、交付申請期限が9月末日までと短く設けられていたこと等から申請件数が伸び悩んだものと考えられる。</p> <p>4 本コースは、昨年度の支給決定件数75件を大きく上回ったところであるが、今年度支給決定件数は358件で、目標の約5割の状況にとどまった。平成30年度から支給を開始した助成金であり、周知不足等が原因と考えられる。</p> <p>5 全国に開設した働き方改革推進支援センターについて、商工団体等と連携を図り、積極的な周知や利用勧奨を行ったものの、原則3回を見込んでいた個別訪問支援が1回で終了した事例があったために目標達成には至らなかった。</p> <p>6 中小企業における時間外労働の上限規制が2020年4月から適用される等働き方改革の世間の関心が高かったことが要因と考えられる。</p> <p>7のア働き方・休み方改善ポータルサイトの企業診断及び社員診断を行った者は53,048人であったが、診断結果まで出された件数は21,074件で、目標を達成できなかった。企業診断及び社員診断に関心はあるものの、複数項目選択の煩雑さ等から、診断結果まで到達しなかったことが原因と考えられる。</p> <p>7のイ 都道府県労働局が平成31年4月施行の働き方改革関連法の説明会等を重点的に開催する中で、仕事と生活の調和がとれた働き方の普及(法定以上の取組を含む)を図る本シンポジウムの違いについて、企業の人事労務担当者等から十分な理解を得られず、シンポジウムの参加につながらなかったことが目標の参加者数未達成の原因と考えられる。</p>	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	<p>1、3について、これまでの「時間外労働上限設定コース」と「職場意識改善コース」を統合の上、新たに「労働時間短縮・年休促進支援コース」を新設し、柔軟な成果目標の設定を可能とするため、4つのうちから1つ以上の成果目標を選択できるよう改善を行った。また、新たに賃金引き上げの観点から、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合に助成上限額を加算する拡充措置を行った。</p> <p>2について、新たに賃金引き上げの観点から、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合に助成上限額を加算する拡充措置を行った。</p> <p>4について、「働き方改革推進支援センター」等で、引き続き、同コースの活用に向けた周知を行うこととする。</p> <p>5について、令和2年度においては専門家自らが直接企業を訪問し課題に応じた相談支援につなげるブッシュ型支援を実施する等により中小企業・小規模事業者等に対する個別相談等の機能・体制を強化することとした。</p> <p>6について、引き続き、中小企業事業主が働き方改革に取り組むに当たって参考となる好事例集を掲載するなどによりサイトの拡充を図る。</p> <p>また、働き方・休み方改善ポータルサイトについて、引き続き、企業の改善策の提供や好事例の紹介等掲載情報の拡充を行い、使いやすいサイトの運営に努める。</p> <p>今後において、本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、令和元年度の実績を踏まえつつ、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の遵法水準等を高めるため、事業内容の効率化、助成要件の見直し、周知方法を検討しながら、引き続き、必要な要求を行うこととしたい。</p>	
評価	B	予算額又は手法等を見直し

令和2年度事業概要	<p>令和元年度の事業に加え、以下の事業を実施する。</p> <p>① 働き方改革推進支援助成金 前年度の「時間外労働上限設定コース」と「職場意識改善コース」を統合し、新たに「労働時間短縮・年休促進支援コース」を設立、また新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む事業主向けに「職場意識改善特例コース」を設立した。</p> <p>② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 新たに47都道府県に設置した「働き方改革推進支援センター」に専門家派遣の調整を行うコーディネーターを配置する等体制強化を図るとともに、専門家自らが直接企業を訪問し課題に対応する伴走型支援を実施(ブッシュ型支援)する等支援内容の強化を図る。</p> <p>③ 働き方・休み方改善に向けた事業 大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しづ寄せ」防止に向けて、中小企業庁等と連携し集中的な周知啓発を行うことにより、長時間労働につながる取引が生じないよう、社会全体の機運の醸成を図る。</p> <p>④ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 令和元年度に作成した、不妊治療と仕事の両立のためのマニュアル等の周知啓発等を行う。</p>
令和2年度目標 (アウトカム指標)	<p>1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようとする。</p> <p>2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を85%以上とする。</p> <p>3 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。</p> <p>4 働き方・休み方改善に向けた事業 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。</p>
令和2年度目標 (アウトプット指標)	<p>1 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(1,106件)以上とする。</p> <p>2 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(2,972件)以上とする。</p> <p>3 働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(1,352件)以上とする。</p> <p>4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(686件)以上とする。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターのアウトリーチ型支援による相談件数を、37,000件以上とする。</p> <p>6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業で開設した「働き方改革特設サイト」のPV数について、年間で340万PVを達成する。</p> <p>7 働き方・休み方改善に向けた事業 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を500,000件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を22,000件以上とする。</p>
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	<p>【アウトカム指標】</p> <p>1 働き方改革推進支援助成金について、当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため設定した。</p> <p>2 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。</p> <p>3 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業について、講義内容が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。</p> <p>4 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気づき・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさについて引き続き高水準を維持する目標とした。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>1~4 働き方改革推進支援助成金について、予算上の想定件数の7割程度を目標件数として設定した。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業訪問による個別支援を重視していることから、当該件数を目標値として設定した。</p> <p>6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業について、令和元年度の働き方改革特設サイトのPV実績を踏まえて設定した。</p> <p>7 働き方・休み方改善に向けた事業については、働き方・休み方改善ポータルサイトにおいて企業の改善策の提供や好事例の紹介等掲載情報の拡充を図ることから、平成30年度のアクセス件数実績478,508件を上回る件数を目標とした。なお、令和元年度は、働き方改革関連法の施行が影響し、アクセス件数は664,300件だったが(平成29年度は407,893件)、平準化した件数を目標とする。また、企業診断及び社員診断の令和元年度の利用実績を目標とする。</p>
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	<p>III 主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり</p> <p>2 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保</p>
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	<p>本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、令和元年度の実績を踏まえつつ、事業内容の効率化を検討しながら、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の遵法水準等を高めるため、また、不妊治療に対する社会の理解を深め、事業主の取組を促進するため、引き続き、必要な要求を行うこととしたい。</p>

事業名	テレワーク普及促進等対策							事業番号 (令和2年度)	46		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	48		
実施主体	(一社)日本テレワーク協会、民間団体							担当係	テレワーク係		
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	本事業は適正な労務管理下において多様で柔軟な働き方の一つであるテレワークを普及することにより、子育てや介護等と仕事の両立が促されるなどワーク・ライフ・バランスの向上に資するとともに、長時間労働や情報機器作業による健康障害の防止を図るなど、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。									
	対象 (誰／何を対象に)	労働者、事業主									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①テレワーク・セミナー テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。</p> <p>②テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、企業等からの相談対応を通じて、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。</p> <p>また、テレワークの導入を検討する企業に対して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。</p> <p>③時間外労働等改善助成金(令和2年4月1日より「働き方改革推進支援助成金」に改称。以下同じ。)(テレワークコース) 中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図るため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的としてテレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に重点的に助成金を支給する。</p> <p>④テレワーク表彰・シンポジウム テレワークを先進的に進めている企業等に対して表彰を行い、その取組を表彰式を兼ねたシンポジウムを通じて幅広く周知。</p> <p>⑤サテライトオフィス 駅や保育施設に近接した場所にサテライトオフィスを設置し、通勤時間の削減を図り、仕事と育児の両立等ワーク・ライフ・バランスを実現するための活用方法を検証し、モデルを構築する。</p> <p>⑥テレワーク宣言応援 企業トップが、テレワークによる働き方の実現を宣言し、適正な労務管理下における良質なテレワークを導入する取組を広く周知し導入促進を図る。</p> <p>⑦国家戦略特区のテレワークに関する援助 国家戦略特別区域内に、事業主に加えて、広く労働者を対象とする相談窓口を設け、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行うことで、適正な労務管理下における良質なテレワークの積極的な導入を促す。</p>									
		<p>①テレワーク・セミナー:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>②テレワーク相談センター等:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>③時間外労働等改善助成金(令和2年4月1日より「働き方改革推進支援助成金」に改称)(テレワークコース):厚生労働省で直接実施</p> <p>④テレワーク表彰・シンポジウム:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>⑤サテライトオフィス:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、東武ビジネスソリューション株式会社、ランゲート株式会社、株式会社キャリア・マムが実施。</p> <p>⑥テレワーク宣言応援:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社テレワークマネジメントが実施。</p> <p>⑦国家戦略特区のテレワークに関する援助:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p>									
		28年度予算額 (千円)	275,478	29年度予算額 (千円)	528,639	30年度予算額 (千円)	519,155	令和元年度予算額 (千円)	359,871	令和2年度予算額 (千円)	207,969
		28年度決算額 (千円)	124,181	29年度決算額 (千円)	254,615	30年度決算額 (千円)	274,799	令和元年度 決算額 (千円)	178,980	令和2年度 雇用勘定予算額 103,024(千円)	
		28年度 予算執行率 (%)	45.5	29年度 予算執行率 (%)	48.3	30年度 予算執行率 (%)	53.1	令和元年度 予算執行率(%)	50.5	一般勘定予算額 0(千円)	
		※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。									
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								

元 年 度 目 標	アウトカム 指標	①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 ②サテライトオフィスマodel事業における利用企業に対するアンケート調査で「今後もサテライトオフィスを利用したい」旨の評価を受ける割合80%以上とする。 ③時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を70%以上とすること。	元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合は93.6%であった。 ②サテライトオフィスマodel事業における利用企業に対するアンケート調査で「今後もサテライトオフィスを利用したい」旨の評価を受ける割合96.9%であった。 ③時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主は89.2%であった。
	アウトプット 指標	①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を3,500件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。 ③時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数を80件以上とする。		アウトプット 指標 【①○、 ②・③×】	①相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)は4,520件であった。 ②セミナー参加者は合計638名であった。 ③平成31年度の支給決定件数は65件であった。
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	(アウトカム指標) 【目標達成の理由】 ①コンサルタントへの研修を積極的に行い、職員の能力を向上させることで、質の高いコンサル業務を実施できたため。 ②サテライトオフィス利用者の意見を聞きながら、より快適な執務環境を提供したため。 ③テレワーク相談センターや企業向けセミナー等の場を活用したさらなる周知広報を行ったため。 (アウトプット指標) 【目標達成の理由】 ①企業向けセミナー等のあらゆる機会を捉えてテレワーク相談センターの周知広報を行ったため。 【目標未達成の理由】 ②周知媒体が紙を中心(ポスターやチラシ等)で浸透しなかったことや、周知のタイミングが遅く、不十分であったため。 ③助成金の存在が十分に周知されておらず、また、テレワークの導入自体を考えていない事業者が多いなど、導入への理解の促進が不十分であったため。				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	②ポスター やリーフレット等に加え、メールマガジンやWEBサイト等の活用を促進するとともに、開催時期等の周知を早期から行う等、更なる周知を図る。 ③助成金の周知広報事業による周知を行うとともに、テレワークの導入等に関する懸念点等に対して、テレワーク相談センターによる丁寧な相談対応等を行うことにより、テレワークの導入をする申請企業を増やす。				
評価	B				予算額又は手法等を見直し
令和2年度 事業概要	●①～④、⑥⑦については、事業継続。 ●⑤については、平成29年～31年の3か年事業であり、昨年度事業終了。 ●その他、以下事業について新規で実施 ・企業におけるテレワークの導入状況等について実態調査を実施するとともに、テレワークの導入・普及にあたっての労務管理上の課題等を調査し、テレワーク普及促進のための方策の検討材料とするため「令和2年度テレワークの労務管理に関する総合実態調査研究事業」を実施。 ※（総合評価落札方式を経て）三菱UFJリサーチアンドコンサルティング株が実施。 ・②について、新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、令和2年3月9日より「働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)」を新たに設けている。				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 ②働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を75%以上とすること。				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を3,500件以上とする。 ②働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の支給決定件数を220件以上とする。				
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	(アウトカム指標) ①実際に訪問して具体的な相談を実施できる訪問コンサルティングは、より直接的にテレワークの導入につながる施策と考えられることから、令和元年度より目標として設定したところであり、安定して目標達成することでテレワークの導入促進に資するものと考えられるため、今年度においても、引き続き、昨年度と同水準の目標を設定する。 ②昨年度の実績を踏まえ、昨年度を上回る目標を設定する。 (アウトプット指標) ①昨年度の実績を踏まえ、昨年度と同水準の目標を設定する。 ②新型コロナウイルス感染症拡大等に伴うテレワークの需要拡大の状況を踏まえ、昨年度を上回る目標を設定する。				
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	III 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 3 柔軟な働き方がしやすい環境整備 (1)雇用型テレワークの導入支援				
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	「ニッポン一億総活躍プラン」や「働き方改革実行計画」等を踏まえ、また、「新しい生活様式」の実践例としてもテレワークが推奨されている中で、テレワーク相談センターや訪問コンサルティングによる相談支援やガイドラインの周知・啓発、導入等のための助成等を通じて、引き続き、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。				

事業名	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組						事業番号 (令和2年度) 47						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (令和元年度) 49						
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体												
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。 本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。											
	対象 (誰／何を対象に)	医療機関に勤務する医療従事者等											
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談・支援等を行う。 ②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。											
	実施体制	民間団体に委託して実施											
28年度予算額 (千円)	289,500	29年度予算額 (千円)	303,496	30年度予算額 (千円)	585,777	令和元年度予算額 (千円)	603,869	令和2年度予算額 (千円)	672,650				
28年度決算額 (千円)	230,386	29年度決算額 (千円)	241,396	30年度決算額 (千円)	399,915	令和元年度 決算額 (千円)	427,195	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)					
28年度 予算執行率 (%)	86.7	29年度 予算執行率 (%)	86.3	30年度 予算執行率 (%)	87.4	令和元年度 予算執行率(%)	73.7	一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。					
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										
元 年 度 目 標	アウトカム指標	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③医療従事者の勤務環境改善に関する調査・研究を実施し、外部委員による検討委員会を定期的に開催し、報告書を取りまとめた。			元 年 度 実 績	アウトカム指標 【○】	①52.4% ②83% ③検討委員会を6・8・11・1・2・3月に開催し、年度末に報告書を取りまとめた。						
	アウトプット指標	①勤改センターの認知率70%以上とする。 ②データベースサイトのアクセス件数を60,000件以上とする。				アウトプット指標 【○】	①71.3% ②年間アクセス件数は140,319件。						
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題	医療機関に対する訪問支援、医療従事者に対するセミナーの開催及びウェブサイトの積極的な更新等を行ったため。												
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	今後も関係局と連携しながら、ウェブサイトの内容の充実及び勤改センター・医療労務管理アドバイザーの認知率の向上を図っていく。												
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										
令和2年度事業概要	医療機関への積極的な訪問による利用勧奨業務・個別支援業務を実施しつつ、令和元年度と同様にアンケート調査、ウェブサイトの運営、セミナー開催をする。												

令和2年度目標 (アウトカム指標)	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③データベースサイトのアクセス件数を60,000件以上とする。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①医療従事者の勤務環境改善に関する調査・研究を実施し、外部委員による検討委員会を定期的に開催し、報告書を取りまとめる。 ②勤改センターに関する周知広報の結果として、センターの認知率を70%以上とする。
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p>【アウトカム指標】</p> <p>①本満足度調査は毎年実施している医療機関アンケート調査のものであるが、勤務環境に対する満足度の経年変化を見ることによって本事業の達成度合いを確認することができるものと考えられるため。(令和元年度より設定) ②医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことを促進するため。 ③客観的な指標として、アクセス件数を継続的に見ていくことは重要であるため。(これまでアウトプット指標としていたが、政策の効果で示しているためアウトカム指標に変更した)</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>①本調査・研究事業の報告書は、省内で各種施策等を立案する際に参考にされているものであり、取りまとめには十分な議論を経ることが必要であるため。(これまでアウトカム指標としていたが、事業執行を測るものであるためアウトプット指標に変更した) ②相談支援機関として、医療機関にその存在を知ってもらうことが重要なため。(これまでアウトカム指標としていたが、政策の効果を示しているためアウトプット指標に変更した)</p>
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	III 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 4 医療従事者働き方改革の推進
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き勤改センターによる医療機関等に対する相談支援等の実施及び充実を図るとともに、医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステムの効果的な普及促進を図るため、所要の予算要求を行う。

事業名	中小企業退職金共済事業経費							事業番号 (令和2年度)	48												
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	50												
実施主体	(独)勤労者退職金共済機構																				
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。 また、この制度によって支払われる退職金は、「賃金の支払の確保等に関する法律」における「賃金」に該当することから、労災保険法第29条第1項第3号の「賃金の支払の確保を図るために必要な事業」(賃金の立替払と同様)として実施しているものである。																			
	対象 (誰／何を対象に)	中小企業事業主・従業員																			
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の負担軽減措置を行う。																			
	実施体制	(独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。																			
28年度予算額 (千円)	1,912,497	29年度予算額 (千円)	2,054,539	30年度予算額 (千円)	2,180,947	令和元年度予算額 (千円)	2,298,337	令和2年度予算額 (千円)	2,094,129												
28年度決算額 (千円)	1,912,497	29年度決算額 (千円)	2,054,539	30年度決算額 (千円)	2,155,898	令和元年度 決算額 (千円)	2,115,004	令和2年度 雇用勘定予算額 6,673,061(千円) 一般勘定予算額 (千円)													
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	98.9	令和元年度 予算執行率(%)	92.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。													
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		
元 年 度 目 標	アウトカム指標	令和元年度における新たに加入する被共済者数を337,000人以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	新規加入被共済者数が、目標を上回った。 (令和元年度:383,483人) 【目標達成の理由】 加入勧奨対象の的確な把握や地方自治体、関係団体等との連携強化等により、効果・効率的な加入促進対策を講じたため。														
	アウトプット指標	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	普及推進員等1人当たりの未加入企業に対する訪問件数は平均月18.7件(令和元年度)であった。 【目標達成の理由】 普及推進員に対して、今後とも高い成長が見込まれる分野や加入が進んでいない分野の業種等に対する積極的な活動を求めたため。														
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	都道府県労働局、都道府県及び中小企業事業主団体等の関係機関との連携、普及推進員等を活用した企業訪問、他の退職金共済事業との連携による周知広報や、マスメディアの積極的な活用などの効果的・効率的な加入促進活動を実施したため。																				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き、解散存続厚生年金基金及び特定退職金共済事業を廃止した団体から中小企業退職金共済制度への資産移換を促進するための周知広報の実施や、開拓の余地が見込まれる業種の団体等へのアプローチに積極的に取り組むなど、関係機関と連携して制度の普及をより一層図ること。																				
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																			
令和2年度事業概要	令和元年度と同様																				
令和2年度目標 (アウトカム指標)	令和2年度における新たに加入する被共済者数を331,000人以上とする。																				
令和2年度目標 (アウトプット指標)	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15件以上とする。																				
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	本事業は、掛金減額によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、従業員の定着の促進、労働意欲の向上等による労働能率の向上を図るものであることから、より多くの中小企業で働く従業員が本事業の対象となることが重要である。 よって、第4期中期目標及び中期計画を達成させるために、令和2事業年度計画により設定された新たに加入する被共済者数を目標としている。																				
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	—																				
令和3年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。																				

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費							事業番号 (令和2年度) 51	49				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係 調整第三係					
実施主体	(独)労働政策研究・研修機構												
事業 ／ 制 度 概 要	目的及び必要性 (何のため)	<p>これ以降については(1)において運営費、(2)において施設整備費、について記載を行う。</p> <p>(1) 労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要なノウハウ等を体系的・継続的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しているものである。このうち、労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等を図るという趣旨から、社会復帰促進等事業で行うことが必要である。</p> <p>(2) 労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等に資するものであることから、その研修の実施主体である(独)労働政策研究・研修機構労働大学校の施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進めることは社会復帰促進等事業で行うことが必要である。</p>											
	対象 (誰／何を対象に)	<p>(1)労働行政職員 (2)(独)労働政策研究・研修機構の施設・設備</p>											
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1) 成果目標を含む事業の大枠については、国が決定する中期目標を受け機構において策定する中期計画等で定めている。具体的な研修内容等については、厚生労働省のニーズを把握した上で、機構において毎年度、研修実施計画を策定している。</p> <p>(2) 中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、(独)労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があつた際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。</p>											
	実施体制	(独)労働政策研究・研修機構により実施											
28年度予算額 (千円)		161,791 (1)106,986 (2)54,805	29年度予算額 (千円)	201,611 (1)106,986 (2)94,625	30年度予算額 (千円)	160,815 (1)106,820 (2)53,995	令和元年度予算 額 (千円)	243,693 (1)106,660 (2)137,033	令和2年度予算 額 (千円)	133,727 (1)106,502 (2)27,225			
28年度決算額 (千円)		150,456 (1)106,986 (2)43,470	29年度決算額 (千円)	195,730 (1)106,986 (2)88,744	30年度決算額 (千円)	160,778 (1)106,820 (2)53,958	令和元年度 決算額 (千円)	229,989 (1)106,660 (2)123,329	令和2年度 雇用勘定予算額 2,263,698 (千円)	一般勘定予算額 430,140 (千円)			
28年度 予算執行率 (%)		93.0 (1)100.0 (2)79.3	29年度 予算執行率 (%)	97.1 (1)100.0 (2)93.8	30年度 予算執行率 (%)	100.0% (1)100.0 (2)99.9	令和元年度 予算執行率(%)	94.4% (1)100.0 (2)90.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。				
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し		30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
元 年 度 目 標	アウトカム指標	<p>(1) ①研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、業務に生かしているとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から評価を得ること。</p> <p>(2) ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。</p>			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【(1)○(2)○】	<p>(1) ①達成(実績:97.3%) ※業務に生かしているとの回答数(1,520名)／研修生に対するアンケート調査数(1,562名)。 ②達成(実績:98.8%) ※評価しているとの回答数(1,547名)／上司に対する事後調査数(1,565名)。</p> <p>【目標達成の理由】 厚生労働省の要望、研修生の評価等を踏まえた研修コースの新設、研修科目の見直し、研修手法及び教材の改善などによって研修内容の充実を図ったため。</p> <p>(2) ①達成(令和元年度においては、「契約監視委員会」を3回開催し、契約の点検等を実施した。 ②達成(契約締結状況をホームページで公表した。)</p> <p>【目標達成の理由】 施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したため。</p>						
	アウトプット指標	<p>(1) 研修実施コース数(80コース以上) (2) 令和元年度施設整備に関する計画に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施するなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。</p>			アウトプット 指標 【(1)○(2)○】	<p>(1) 達成(実績:85コース) 【目標達成の理由】 厚生労働省と調整のうえ、効果的かつ効率的に実施したため。</p> <p>(2) 達成(令和元年度施設整備に関する計画に基づき、労働大学校において、建築工事及び空調設備工事を実施した。) 【目標達成の理由】 施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したため。</p>							

元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	(1) アウトカム指標については、厚生労働省の要望、研修生の評価等を踏まえた研修コースの新設、研修科目の見直し、研修手法及び教材の改善などによって研修内容の充実を図ったことで、高い評価を得ることができた。 アウトプット指標については、厚生労働省と調整のうえ、効果的かつ効率的に実施することで、目標を達成することができた。 (2) 施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したことで、目標を達成することができた。	
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	(1)(2)引き続き、事業の適切な実施に努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標 (アウトカム指標)	(1)①研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、業務に生かせているとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から評価を得ること。 (2) ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。	
令和2年度目標 (アウトプット指標)	(1)研修実施コース数(80コース以上) ※新型コロナウイルス感染拡大の状況により中止となる場合がある。 (2)令和2年度施設整備に関する計画に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施するなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。	
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第4期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。 なお、アウトプット指標については、毎年度策定する研修実施計画において定めた数値目標を踏まえ設定している。 【目標設定の理由及び水準の考え方】 (1) ・研修ニーズへの的確な対応、研修生のその後の実務における研修効果の発現の程度を測るアウトカム指標として、研修を受けた当事者及びその上司の有意義度評価を採用した。 ・目標水準については、第3期中期目標期間(平成24年度～平成28年度)の実績を踏まえ、その目標水準を上回る水準を設定することとした。 (2) 「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、利用者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり、施設の改修、更新を適切に実施するための目標を設定した。	
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—	
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き実施する。	

事業名	個別労働紛争対策費							事業番号 (令和2年度)	50					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (令和元年度)	52					
実施主体	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、(公社)全国労働基準関係団体連合会							担当係	業務管理係					
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>以前の個別紛争は解雇、雇止め、配置転換等労働条件に係るものが多かったが、近年、いじめ、嫌がらせ、パワハラに係る個別紛争が8年連続で最多となっており、内容も複雑困難なものが多くなっている。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることから、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速、無料による紛争解決を目的として事業を行っている。</p> <p>総合労働相談は12年連続100万件を超える状況であり、「いじめ、嫌がらせ、パワハラ」といった複雑困難な相談内容が8年連続最多となっている。また、依然として不当な解雇、雇止めや労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」は、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。</p> <p>総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等種々あるが、これらの問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として提供することは、社会的に大きな問題となっている精神障害等の労働災害防止による労災保険給付の抑制に資することから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>												
	対象 (誰／何を対象に)	直接実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主。 業務委託部分においては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託することにより、労使関係者(企業の人事担当者、労働組合役員など)が対象。												
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国379箇所)し、民事上の問題、労働基準法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる労働相談をワンストップで受け付け、対応する。また、民事上の労働紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、無料の制度であり、さらに厳密な事実認定などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に行うことができる。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国758名)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。全国381名)が行っている。</p> <p>②平成29年度の業務委託より一般競争入札(総合評価落札方式)を毎年度実施し、平成30年度～令和2年度は公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託。労使団体、労働法学者、弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。</p>												
	実施体制	労働紛争調整官:80名 総合労働相談コーナー:全国379箇所 総合労働相談員:758名 紛争調整委員:381名												
28年度予算額 (千円)	787,278	29年度予算額 (千円)	1,016,761	30年度予算額 (千円)	1,087,918	令和元年度予算 額 (千円)	1,476,475	令和2年度予算 額 (千円)	1,620,628					
28年度決算額 (千円)	761,199	29年度決算額 (千円)	940,116	30年度決算額 (千円)	1,030,166	令和元年度 決算額 (千円)	1,310,495	令和2年度 雇用勘定予算額 1,620,609(千円)						
28年度 予算執行率 (%)	96.7	29年度 予算執行率 (%)	92.5	30年度 予算執行率 (%)	95.0	令和元年度 予算執行率(%)	88.8	一般勘定予算額 83,501(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。						
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合を95%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	97.2%(9,620件(1ヶ月以内処理件数)／9,902件(手続終了件数)) 【目標達成の理由】 判例・法令等に基づき、紛争当事者に対して個別労働紛争の問題点を指摘するとともに、解決の方向性を示唆することによって、紛争の迅速な解決を図ることができたため。							
	アウトプット 指標	助言・指導申出受付件数(令和元年度計画数9,184件) (数値の根拠)平成21～30年度における申出受付件数の平均値				アウトプット 指標 【○】	9,874件 【目標達成の理由】 助言・指導申出受付件数が令和元年度計画数を上回ることができたため。							
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	増加する個別労働紛争の実情に即した、迅速・かつ適正な解決のために不可欠な事業であることから、引き続き事業の適切な実施に努める。													

評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標（アウトカム指標）	紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合を95%以上とする。	
令和2年度目標（アウトプット指標）	助言・指導申出受付件数(令和2年度計画数 9,394件) (数値の根拠)平成22～令和元年度における申出受付件数の平均値	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	これまで本業務については、申出件数が高止まりするとともに、内容面が複雑困難化している中、ほぼ一定の人員・予算で同水準の処理の迅速性を確保してきている。今後も当制度の利用件数は、今後も同様に高水準で推移するとともに、内容面でも同様の傾向が続くことが見込まれることから、迅速な解決紛争の促進を図るという観点から、原則として助言・指導の申し出から1ヶ月以内での処理を図ることを目標とする。労使からの助言・指導申出利用件数の向上を図ることにより、労使の個別労働紛争の迅速かつ適正な解決を促進することができる。	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	Ⅲ 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (3) 健康に働くことができる職場環境の整備 (2) 早期の紛争解決に向けた体制整備等	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	相談件数はここ最近、依然として高水準で推移しており、いじめ・嫌がらせなど相談内容も多様化している。労働紛争に係る解決である本制度の役割は、「簡易・迅速」等であり、当該役割を損なわないため、既に行つた取組に加え、あっせんの参加率向上に向けた取組と総合労働相談員の積極的な活用を図り、また今後増加が見込まれる外国人労働者からの相談について適切な援助を行うため、「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る等により的確に紛争の解決を促進できるように努めてまいりたい。	

事業名	雇用労働相談センター設置・運営経費						事業番号 (令和2年度)	51						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (令和元年度)	53						
実施主体	民間団体													
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	国家戦略特別区域法第37条に基づき、国家戦略特別区域(以下「特区」という。)において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センターを設置し、弁護士等による雇用労働に関する法律相談等、事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものである。本事業により、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止等を図るものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。												
	対象 (誰／何を対象に)	国家戦略特別区域における新規開業直後の企業及びグローバル企業												
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>特区内に雇用労働相談センターを設置し、主として以下の事業を行う。 なお、雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法第8条に基づき各特区が作成する区域計画において、雇用労働相談センターの設置が記載され、内閣総理大臣により認定された場合に設置されることとなるものである。</p> <p>(1)雇用労働相談員(社会保険労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応 (2)弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応 (3)個別訪問指導 (4)セミナーの開催</p>												
	実施体制	<p>一般競争入札(総合評価落札方式)により、以下のとおり民間団体へ委託して実施している。</p> <p>(1)福岡市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成26年11月29日設置) (2)関西圏センター：株式会社パソナが実施(平成27年1月7日設置)※令和元年度はアデコ株式会社 (3)東京圏センター：株式会社パソナが実施(平成27年1月30日設置) (4)新潟市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成27年10月29日設置) (5)愛知県センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成28年4月25日設置) (6)仙台市センター：アデコ株式会社が実施(平成28年6月28日設置) (7)広島県・今治市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成28年10月28日設置)</p>												
28年度予算額 (千円)	360,570	29年度予算額 (千円)	387,648	30年度予算額 (千円)	390,511	令和元年度予算額 (千円)	398,277	令和2年度予算額 (千円)	387,962					
28年度決算額 (千円)	252,021	29年度決算額 (千円)	300,914	30年度決算額 (千円)	303,790	令和元年度 決算額 (千円)	321,152	令和2年度 雇用勘定予算額 387,962(千円)	一般勘定予算額 0(千円)					
28年度 予算執行率 (%)	69.9	29年度 予算執行率 (%)	77.6	30年度 予算執行率 (%)	78.8	令和元年度 予算執行率(%)	81.6	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。						
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	目標の95%を超える約98.6%の利用者から「相談対応について参考になった」との回答を得た。							
	アウトプット 指標	<p>①雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの参加者数について、23人以上とする。 (※設置済のセンターにおけるそれぞれの集客目標の平均値((30人+20人+30人+20人+20人+20人+20人+20人)/7センター=23人))</p> <p>②各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、115件(平成30年度相談件数実績)以上とする。</p>				アウトプット 指標 【○】	<p>①1回当たりのセミナーの参加者数は、平均して約30.0人となり、目標の23人以上となった。</p> <p>②1ヶ月あたりの平均相談件数は、約129.1件となり、目標の115件以上となった。</p>							
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	アウトカム指標である相談対応の満足度については、専門的な知識を有する相談員が丁寧な相談対応に努めたため、アウトプット指標であるセミナー参加者数については、関心の高いテーマのセミナーを実施するとともに積極的な周知を図ったためである。													
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。													
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

令和2年度事業概要	令和元年度と同様
令和2年度目標 (アウトカム指標)	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を129件(令和元年度相談件数実績)以上とする。 ②雇用労働相談センターにおけるセミナー1回当たりの参加者数を23人(※)以上とする。 (※各雇用労働相談センターにおける集客目標の平均値((30人×2センター+20人×5センター)/7センター=23人))
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	アウトカム指標については、相談対応が本事業の中核であり、相談利用者にとって参考となる相談対応を行うことが重要であることから、相談利用者の満足度を指標とすることとし、その水準は令和元年度に引き上げた95%以上とした。 アウトプット指標については、 ①本事業の中核である相談対応について、引き続き特区内の新規開業直後の企業及びグローバル企業等を雇用労働の側面から支援する役割を果たすべく、水準を引き上げ、令和元年度相談実績以上の相談件数を目標とした。 ②適切な労務管理に係る情報提供を行うため、また、我が国の雇用ルールを的確に理解するため雇用指針を活用したセミナーを実施しているところであり、セミナーの参加者数を指標とすることとした。その水準は、使用予定の会場のキャパシティが限られたことや、セミナーの受講対象者が特区内の新規開業企業等であり特定の地域の限られた属性の者であること、参加者の理解度を高めるため効果的にセミナーを実施する必要があることを踏まえ、集客目標の平均値(令和元年度目標)と同水準以上の参加者数を目標とした。
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	—
令和3年度要求に向けた事業の方向性	各雇用労働相談センターにおける執行実績を踏まえるとともに、今後、特区の追加指定や雇用労働相談センターのない特区における雇用労働相談センターの新設等が行われる可能性を踏まえ、必要な要求を行う。

事業評価の過去5年間の推移

参考5

R1年度事業番号	事業名	令和元年度事業評価	30年度事業評価	29年度事業評価	28年度事業評価	27年度事業評価	備考
1	外科後処置費	A	A	A	A	A	
2	義肢等補装具支給経費	A	A	A	A	A	
3	特殊疾病アフターケア実施費	A	A	A	A	A	
4	社会復帰特別対策援護経費	A	A	A	A	A	
5	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	A	A	A	A	A	
6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労災病院の運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (総合せき損センターの運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (産業殉職者慰靈事業)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (治療就労両立支援センターの運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労働安全衛生総合研究所の運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (日本バイオアッセイ研究センターの運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	A	A	A	A	A	
7	労災疾病臨床研究補助金事業	A	B	A	A	A	
8	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	A	A	A	A	A	
9	労災就学援護経費	A	A	A	A	A	
11	労災ケアサポート事業経費	A	A	A	A	A	
12	休業補償特別援護経費	A	A	A	A	A	
13	長期家族介護者に対する援護経費	D	C	C	A	C	
14	労災特別介護施設運営費・設置経費	B	A	B	B	A	
15	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	A	A	A	A	A	
16	労災援護金等経費	-	-	-	A	A	
17	過労死等援護事業実施経費	A	A	A	B	-	
18	安全衛生啓発指導等経費	A	A	A	A	B	
19	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	A	B	C	A	A	

R1年度 事業番号	事業名	令和元年 度事業評 価	30年度事 業評価	29年度事 業評価	28年度事 業評価	27年度事 業評価	備考
20	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	-	A	A	A	A	
21	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化)	B	A	A	A	-	
22	じん肺等対策事業	A	A	A	A	A	
23	職場における受動喫煙対策事業	A	B	B	B	B	
24	職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備	A	A	A	A	A	
25	産業保健活動総合支援事業	A	A	A	A	A	
26	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	A	A	A	A	A	
27	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	A	A	A	B	A	
28	メンタルヘルス対策等事業	A	A	B	A	A	
29	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	A	A	A	A	B	
30	新規起業事業場対策	A	A	A	B	A	
31	職場におけるハラスマントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	A	A	A	B	B	
32	建設業等における労働災害防止対策費	A	A	B	B	B	
33	第三次産業労働災害防止対策支援事業	A	A	A	A	B	
34	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	B	B	A	A	A	
35	機械等の災害防止対策費	B	A	A	A	A	
36	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	A	A	A	A	A	
37	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	A	A	C	A	A	
38	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	A	A	A	A	A	
39	家内労働安全衛生管理費	B	A	A	A	A	
40	女性就業支援・母性健康管理等対策費	A	A	A	A	A	
41	外国人技能実習機構交付金	A	B	A	-	-	
42	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	A	A	A	A	A	
43	労働災害防止対策費補助金経費	A	A	A	A	A	
44	産業医学振興経費	A	B	A	A	B	
45	就労条件総合調査費	A	A	A	B	A	

R1年度 事業番号	事業名	令和元年 度事業評 価	30年度事 業評価	29年度事 業評価	28年度事 業評価	27年度事 業評価	備考
46	未払賃金立替払事務実施費	A	A	A	A	A	
47	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	B	B	B	B	B	
48	テレワーク普及促進等対策	B	A	B	A	B	
49	医療労働者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	A	A	A	A	A	
50	中小企業退職金共済事業経費	A	A	A	A	A	
51	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・設整備費	A	A	A	A	A	
52	個別労働紛争対策費	A	A	A	A	A	
53	雇用労働相談センター設置・運営経費	A	A	A	A	A	

好事例(令和元年度評価が平成30年度評価から改善(CないしB⇒A)した事業)

参考6

令和元年度事業番号	30年度事業番号	事業名	30年度評価	30年度に未達成だった成果目標と実績	R1年度の成果目標と実績	評価改善のための取組	
7 7	7	労災疾病臨床研究補助金事業	B 指標 実績	公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上 平均公募数：1.7件 (公募課題13件、応募数22件)	公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上 平均公募数：2.57件 (公募課題7件、応募数18件)	公募スケジュールの見直しを行った。	
19 23	23	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	B 指標 実績	事例発表会を全国4会場で開催し、合計300名以上の参加を得る。	事例発表会を全国6会場で開催し、合計450名以上の参加を得る。	実施会場を4会場から6会場に増やし、参加希望者が参加しやすいよう事業内容を見直すとともに、WEB公告を用いるなど積極的な周知広報を行った。	
23 28	28	職場における受動喫煙対策事業	B 指標 実績	(1)各都道府県で平均3.8回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。 (2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、9.8件／月以上とする。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、116件以上／月以上とする。 ③補助金の1か月当たりの平均利用件数について、88回／月以上とする。	(1)各都道府県で年間平均3.8回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。 (2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、9.8件／月以上とする。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、116件以上／月以上とする。 ③補助金の1か月当たりの平均利用件数について、88回／月以上とする。	平成30年度の目標が達成できなかつたのは改正健康増進法における喫煙室等の設置を実施したことを受け、30年度内の喫煙室等の設置を見送った事実が遅れ、平成31年2月に公表されたことを受け、30年度内の喫煙室等の設置を実施する。 令和2年の改正健康増進法の全面施行により、受動喫煙対策が義務化されることを踏まえ、事業者等に周知等を行った結果、目標を上回る数値を達成することができた。	
41 51	51	外国人技能実習機構交付金	B 指標 実績	(1)29.3回／年(前年度比11.1%減) (2)①実地指導数：11.8件／月(前年度比20.4%増) (2)②67.9件／月(前年度比17.9%増) (3)38.1件／月(前年度比12.6%減)	(1)32.7回／年(前年度比11.6%増) (2)①実地指導数：34.3件／月(前年度比190.6%増) (2)②116.9件／月(前年度比72.1%増) (3)229.0件／月(前年度比501%増)	死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%)	從前指標に使用していた労働者死傷病報告は労働基準監督署において受理しており、機構が情報提供を受けるまでにタイムラグが生じていたこと及び実習との関連性が低いものも含まれていたところ、ほかに対応すべき事案が生じた際には優先して検査に行くことができなかつたことから、より緊要度の高い案件にかかる検査率へ指標を変更し、機構が直接受付を行ふ報告に基づき実地検査を行う流れに変更したことで、速やかに必要な対応がとることが可能となつたため。
44 55	55	産業医学振興経費	B 指標 実績	医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。	医師国家試験の合格率は89.6%であった。	医師国家試験の出題傾向、合格基準の丁寧な分析に基づく学習指導を実施するとともに、各年次の進級判定基準や総合試験の合格基準(卒業判定基準)を見直した。また、成績下位者に対しては、担当教員による定期的な個別面談指導による学習の進捗状況把握の機会を増やすなど従来からの取組を強化するとともに、在学中の成績など各成績データ等を分析し、在学中の学習指導に活用し、成績下位者を含めた全体会の成績の底上げを図った。	